

平成27年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

**権利擁護人材育成・活用のための都道府県の  
役割と事業化に関する調査研究**

**報告書**

2016年3月

公益社団法人日本社会福祉士会



## はじめに

国の「認知症施策推進総合戦略」（新オレンジプラン）は、認知症の人や高齢者の権利擁護のため、成年後見制度の利用促進を行うこと、特に市民後見については、市民後見人の活動を推進するための体制整備を行うとしています。また、人生の最終段階における本人の意思決定支援の在り方についても検討を行うとしています。

一方、市町村事業と位置づけられていた市民後見推進事業は、全国の市町村が1718（平成26年4月）ある中で、事業を実施した市町村は平成23年度が37、平成24年度が87、平成25年度が128と一部地域にとどまっています。また、都道府県市民後見人育成事業の実施都道府県は、平成23年度が3、平成24年度が7、平成25年度が8となっており、都道府県の意識が施策化に結びついていないことがうかがえます。

こうした中で、国は、市民後見人の育成・活用を全国的に拡大していくを目的に、平成27年度から、地域医療介護確保基金による都道府県を実施主体とする新規事業として「権利擁護人材育成事業」を創設しました。

本会は、地域の権利擁護システムの構築を目指して、平成26年度老人保健健康増進等事業で「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究」を行いました。今年度は、昨年の研究成果を引継ぎ、発展させるため、「権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する調査研究」を実施しました。本研究は次の2部構成となっています。第1部では、新オレンジプランに示されている認知症高齢者の権利擁護システムの一環として市民後見人の育成・活用を推進するため、とりわけ都道府県が実施する「権利擁護人材育成事業」の方向性と都道府県の市町村支援の役割を検討しました。また、意思決定支援の在り方は、まだ議論がはじまったばかりであり、政策的課題も明確になっていない面がありますが、本研究の第Ⅱ部では、意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引きを策定しました。この二つの研究は、相互に密接に関連しており、第Ⅰ部は、市民後見人の育成・活用を軸とした地域の権利擁護システムを確立するためのハード面での研究であり、第Ⅱ部は、専門職後見人や市民後見人が後見人として活動する上で新しく要請されている意思決定支援に配慮した後見活動のための手引きというソフト面からの研究であると言えます。

本研究の成果が、本報告書を通じて、都道府県、市町村、成年後見センター等権利擁護実施機関に広く活用され、地域における権利擁護人材育成と権利擁護システム構築に寄与できれば幸いです。

最後に、調査にご協力いただいた市町村、都道府県の皆様、とりわけヒアリングにあたって、ご多忙の中貴重な時間を割き、有益なお話を伺わせていただいた都道府県ヒアリングの担当者の方に、感謝を申し上げます。また、第Ⅱ部第3章Ⅱのソーシャルサポート・ネットワークの分析（マップ）については、新潟医療福祉大学の河野聖夫先生に使用の許諾をいただくとともに、研究を進める上でご指導を賜ったことに感謝申し上げます。

2016年3月

公益社団法人日本社会福祉士会  
会長 鎌倉 克英  
権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する調査研究  
委員長 山崎 智美



## 目 次

第 I 部 権利擁護人材育成事業に関する調査・研究	1
第 1 章 事業概要	3
I 目的	3
II 委員会の設置	3
III 研究の方法	3
第 2 章 調査結果	5
I 都道府県対象調査結果	5
1 調査概要	5
(1) 調査目的	5
(2) 調査対象・方法	5
(3) 回収数	5
(4) 調査時期	5
2 調査結果	6
(1) 平成 27 年度における都道府県内の市民後見人育成・活用に関する事業の実施状況について	6
(2) 市民後見人育成・活用に関する事業における連携体制等について	8
(3) 平成 26 年度以前における都道府県内の市民後見人育成・活用に関する事業の実施状況について	11
II 市町村対象調査結果	14
1 調査概要	14
(1) 調査目的	14
(2) 調査対象・方法	14
(3) 回収数	14
(4) 調査時期	14
2 調査結果	15
(1) 市町村における市民後見人の育成・活用に関する事業の実施状況	15
(2) 市民後見推進機関の状況について	23
(3) 市民後見人育成・活用に関する事業における支援体制・連携体制等について	29
(4) 市町村における市民後見人の育成・活用に関する事業推進にあたっての課題	37
(5) 事業を実施している市町村の特徴	40
III ヒアリング調査結果	45
1 調査概要	45
(1) 調査目的	45
(2) 調査対象・方法	45
(3) 調査時期	45

2	調査結果	46
(1)	山形県	46
(2)	千葉県	49
(3)	静岡県	52
(4)	滋賀県	55
(5)	島根県	59
(6)	徳島県	62
第3章	地域における権利擁護人材育成のための都道府県の役割	65
I	権利擁護人材育成事業の現状と課題について	65
1	事業の実施状況	65
2	アンケート結果から得られた市民後見の推進に対する都道府県の役割について	65
3	市民後見を推進するための事業が進まない要因について	66
II	ヒアリング対象県における市民後見を推進するための取り組みの状況と課題	67
1	市民後見人の育成・活用に関する事業の進め方について	67
2	圏域での体制整備	68
III	権利擁護人材育成における都道府県の役割について	69
1	都道府県の役割において前提となる考え方	69
2	権利擁護人材育成事業におけるポイント	73
3	その他の役割について	76
IV	国の役割について	77
第4章	本研究のまとめ	
	～市民後見人を活用した地域の権利擁護システムへの提言～	78
I	本研究の目的と調査の特徴	78
II	地域の権利擁護の担い手としての市民後見人の活動の場とサポートシステム	79
1	権利擁護の視点を持った地域福祉の新しい担い手として	79
2	市民後見人の育成・活用に関する関係機関の認識の共有	79
III	権利擁護人材育成事業を全国的に実施するための三つのポイント	80
第II部	意思決定支援に配慮した成年後見活動のための手引きの策定	83
第1章	研究の枠組み	85
I	目的	85
II	委員会の設置	85
III	研究の方法	86
第2章	本研究の視座	87
I	本研究の基本姿勢	87
1	障害者権利条約と法定後見制度	87
2	法定後見人と意思決定支援	89
II	本研究の特質と成果	90
1	概要	90
2	二種のツールの意義	91
3	波及効果	92

第3章	意思決定支援に配慮した成年後見活動のためのツール開発	94
I	開発したツールの趣旨	94
II	成年後見活動におけるソーシャルサポート・ネットワークの分析マップ (「ネットワーク分析マップ」)	95
1	目的	95
2	「ネットワーク分析マップ」の様式と使用方法	96
3	実際の活用例	99
III	成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート	103
1	目的	103
2	アセスメントシート様式と使用方法	104
3	活用上の留意点—本人主体・本人中心を基盤とした意思決定に至るプロセスの重視	110
第4章	ツールの活用例	112
I	認知症高齢者の自宅での独居生活支援を経て施設入所を支援した事例	112
【場面①】	成年後見制度申立ての必要性の判断	112
【場面②】	自宅へ退院後の居宅サービス利用契約	117
【場面③】	グループホーム入居の決定	122
【場面④】	特別養護老人ホーム入居契約	127
【事例Iのまとめ】		131
II	家族状況の変化にともない生活の基盤を整える支援をした知的障害者の事例	132
【場面①】	グループホーム入居契約、就労継続支援B型事業所利用契約の追認	133
【場面②】	日用品(加湿器)の購入を本人参加でどう進めるか	137
【場面③】	家族状況の変化に伴う支援内容の見直しと住民票移動の検討	141
【場面④】	QOL向上の取り組み・家族関係の再構築	148
【事例IIのまとめ】		149
III	意思決定支援に配慮した権利侵害からの救済事例	150
【場面①】	携帯電話契約の名義貸しの誘いに対応するか	151
【事例IIIのまとめ】		158
第5章	本研究のまとめ—意思決定支援に配慮した成年後見活動の確立のために—	161
I	本研究の成果	161
II	今後の課題	163
1	ツールの活用に向けた取り組み	163
2	「意思決定支援」の概念整理と実践の統合	164
3	意思決定支援に配慮した成年後見活動の確立のために社会福祉士が果たす役割	165
4	結びにかえて	166
	参考文献一覧	167
	巻末資料	171
	全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議資料(平成27年3月2日・3日)	173
	都道府県・指定都市認知症施策担当者会議資料(平成27年10月13日)	185
	全国介護保険・高齢者福祉担当課長会議資料(平成28年3月7日)	189
	委員名簿	193



## 第 I 部

### 権利擁護人材育成事業に関する調査・研究



## 第1章 事業概要

### I 目的

本会は、平成26年度老人保健健康増進等事業で「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究」を行い、認知症高齢者の権利擁護にとって重要な一環である成年後見制度の補助・保佐類型における本人意思の確認、意思決定支援をふまえた代理権、同意権・取消権の権限行使のあり方、関係機関とのネットワーク活用等後見活動に必要な視点、手法を検討した。

この研究において、判断能力に衰えのある認知症高齢者の意思決定支援の在り方として、早期にニーズを発見し制度につなぐこと（予防的支援）、本人の意思の引き出しと意思実現のために、支援にかかわる市民後見人・専門職後見人とその他の支援者の役割分担と連携が必要なこと（ネットワークによる一体的支援）、さらにそれを実現するために地域の権利擁護体制を整備していくことの必要性が明らかになった。

そこで、今年度の研究は、認知症高齢者の意思決定支援や市民後見人の活用等に必要な市町村レベルでの体制整備を進めるため、「権利擁護人材育成事業」を活用した都道府県の市町村支援の役割と、その中での専門職団体との連携の在り方を明らかにすることを目的に本研究を実施した。

### II 委員会の設置

本研究を進めるため、「権利擁護人材育成事業に関する研究委員会」を設置した。

委員は、権利擁護人材育成に知見と実践経験を有する識者、社会福祉士及び関係団体専門職等9名で構成した。また、厚生労働省老健局高齢者支援課、総務課認知症施策推進室、最高裁判所事務総局家庭局からオブザーバーとしての参加を得て進めた。

### III 研究の方法

都道府県および市町村に対するアンケート調査およびヒアリング調査を実施した。検討は以下の手順で行った。

- (1) 第1回委員会 2015年7月20日（月）  
事業の概要および調査設計について確認した。
- (2) 第2回委員会 2015年9月6日（日）  
調査全体の構成と都道府県調査の内容について検討を行った。
- (3) 第3回委員会 2015年10月11日（日）  
都道府県調査結果を確認。その結果をふまえ、市町村調査の内容およびヒアリング対象について検討を行った。
- (4) 第4回委員会 2015年12月23日（水）  
市町村調査結果を確認。その結果を踏まえ、ヒアリング調査の内容について検討を行った。
- (5) 第5回委員会 2016年2月21日（日）  
ヒアリング調査結果を確認。その結果を踏まえ、考察およびまとめの方向性について検討を行った。

(6) 第6回委員会 2016年3月19日(土)

都道府県調査、市町村調査、ヒアリング調査結果を元に権利擁護人材育成における都道府県の役割と市民後見人を活用した地域の権利擁護システムへの提言について検討を行った。

## 第2章 調査結果

### I 都道府県対象調査結果

#### 1 調査概要

##### (1)調査目的

都道府県・市町村および委託機関が実施している「市民後見推進事業」他、市民後見を支援する事業の実施状況、実施内容・成果・課題や体制、関係性、後見人へのサポートについて把握する。一方で、実施に到らない都道府県については、その障壁となる要素について、概要を把握する。

##### (2)調査対象・方法

都道府県 高齢者権利擁護担当部署（47件）に対し、郵送にて調査票を送付。（一部メールにて電子ファイルを送付）。郵送ないしメールにて調査票を回収した。

##### (3)回収数

38件（回収率80.6%）

##### (4)調査時期

- ・調査票発送：平成27年9月14日
- ・回収期限：平成27年9月30日

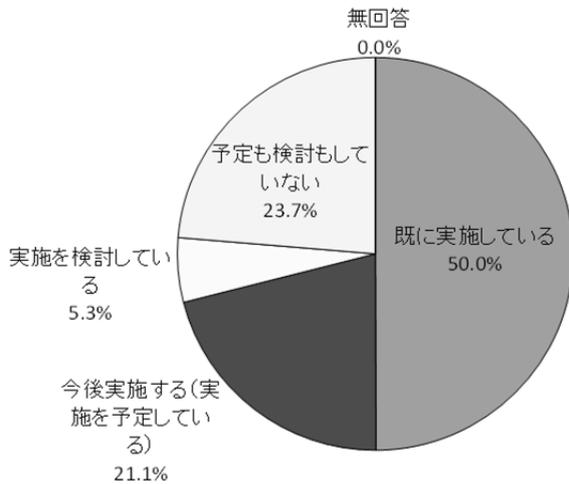
## 2 調査結果

### (1)平成 27 年度における都道府県内の市民後見人育成・活用に関する事業の実施状況について

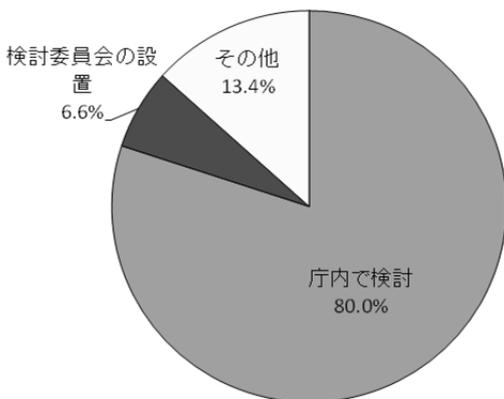
平成 27 年度における都道府県内の市民後見人育成・活用に関する事業の実施状況をみると、「すでに実施している」都道府県は 50.0%、「今後実施する」(21.1%) と合わせると 71.1%と、全体の約 7 割を占める。実施ないし実施予定（検討も含む）都道府県の検討方法をみると、「庁内で検討」が 80.0%と 8 割を占め、「検討委員会の設置」は 6.6%となっている。

平成 27 年度に「権利擁護人材育成事業」を実施していない都道府県において、「権利擁護人材育成事業」を実施しない理由をみると、「実施体制が整っていないため」が最も多く、次いで「市町村からの要請がないため」が多くなっている。

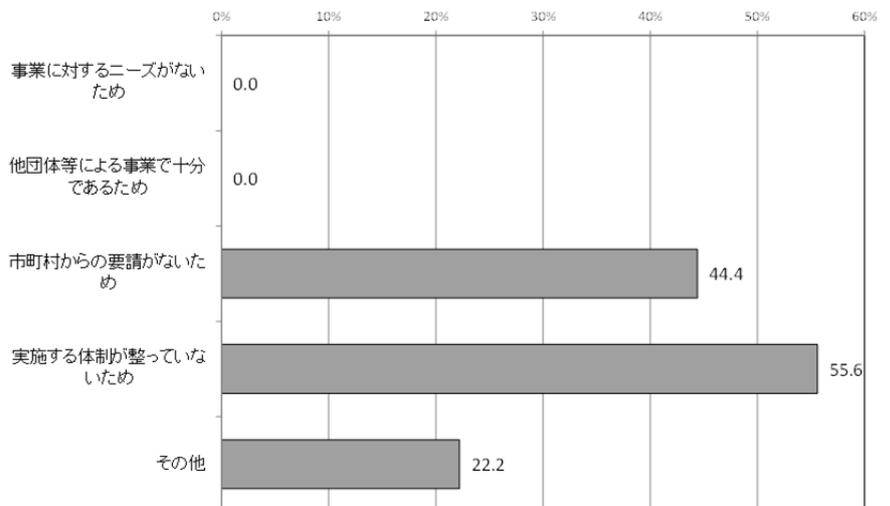
Q 1 平成27年度の「権利擁護人材育成事業」実施予定 n = 38



Q1-3 事業検討方法 n = 29



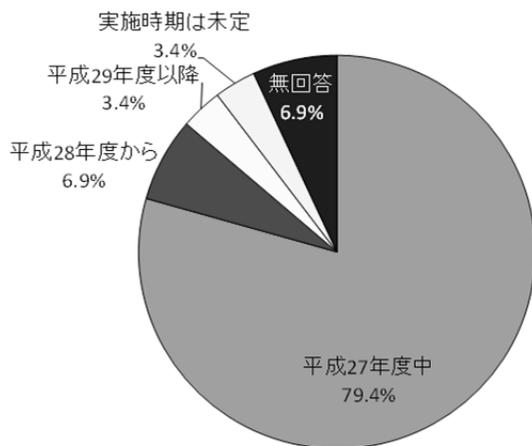
Q1-7 「権利擁護人材育成事業」を実施しない理由 n = 9



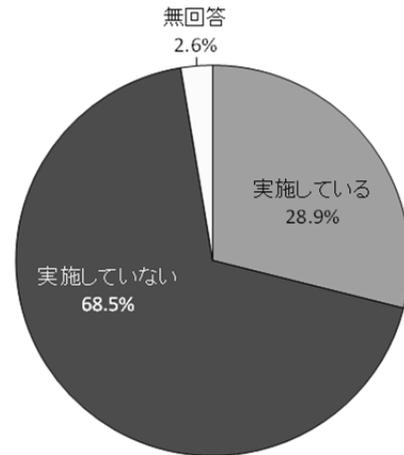
今後の市民後見人の育成・活用に関する事業推進の予定をみると、平成 27 年度中に実施するという回答が 79.4%と約 8 割を占めており、平成 28 年度から (6.9%) と平成 29 年度以降 (3.4%) はどちらも 1 割未満であった。

権利擁護人材育成事業以外で市民後見の推進への支援を実施しているかをみると、「実施していない」が 68.5%と約 7 割を占めており、「実施している」との回答は 28.9%と約 3 割であった。

Q1-5 今後の「権利擁護人材育成事業」の実施予定 n = 29

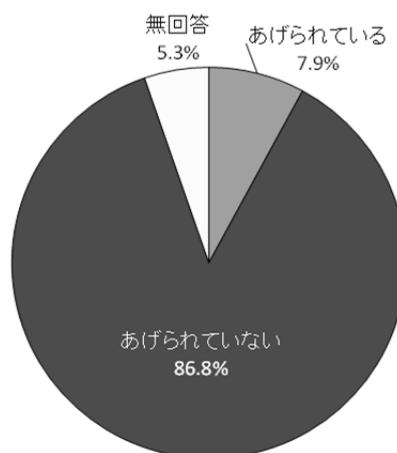


Q2 「権利擁護人材育成事業」以外の市民後見の推進への支援 n = 38



都道府県内の市町村から市民後見に関する要望があげられているかについてみると、86.8%と約 8 割以上が「あげられていない」と回答しており、「あげられている」との回答は 7.9%と 1 割未満であった。

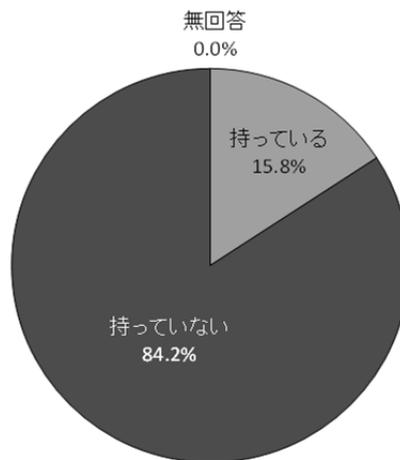
Q3 市町村からの要望 n = 38



## (2) 市民後見人育成・活用に関する事業における連携体制等について

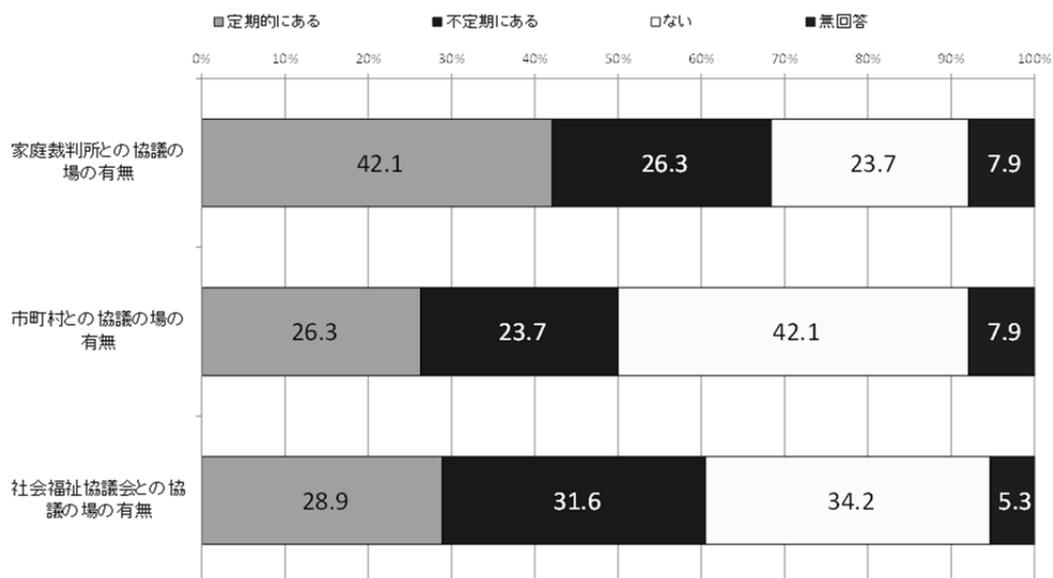
庁内の権利擁護関係部局との協議の場を持っているかについてみると、「持っていない」が84.2%と8割以上を占め、「持っている」と回答したのは15.8%となっている。

Q6 権利擁護関係部局との協議の場 n = 38



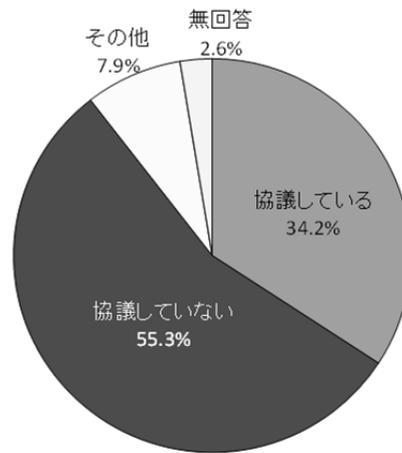
家庭裁判所、都道府県、社会福祉協議会との協議の場を持っているかをみると、家庭裁判所との協議は「定期的にある」が4割を超えているのに対し、市町村と社会福祉協議会は約4分の1の割合となっている。「不定期にある」と合わせると、家庭裁判所が約7割、社会福祉協議会が約6割、市町村は約5割があると回答している。

Q7 協議の場の有無 n = 38



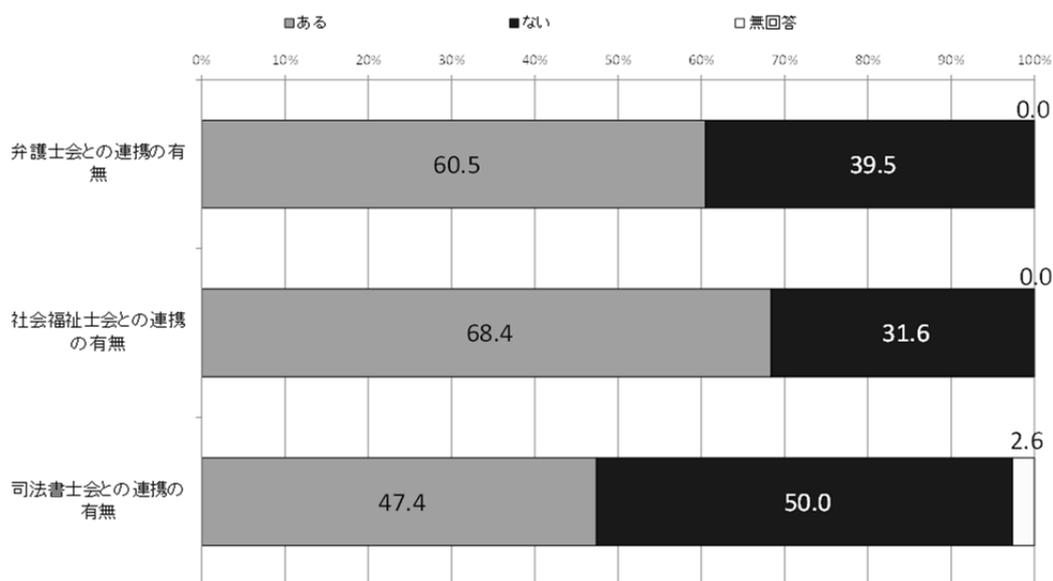
家庭裁判所・都道府県・社会福祉協議会等と、市民後見人を活用する仕組みや市民後見の支援の体制づくりなどについての協議の場があるかについてみると、「協議していない」が55.3%と半数を超えており、「協議している」は34.2%となっている。

Q7-1 家庭裁判所・市町村・社会福祉協議会等との市民後見人活用等についての協議の有無 n=38

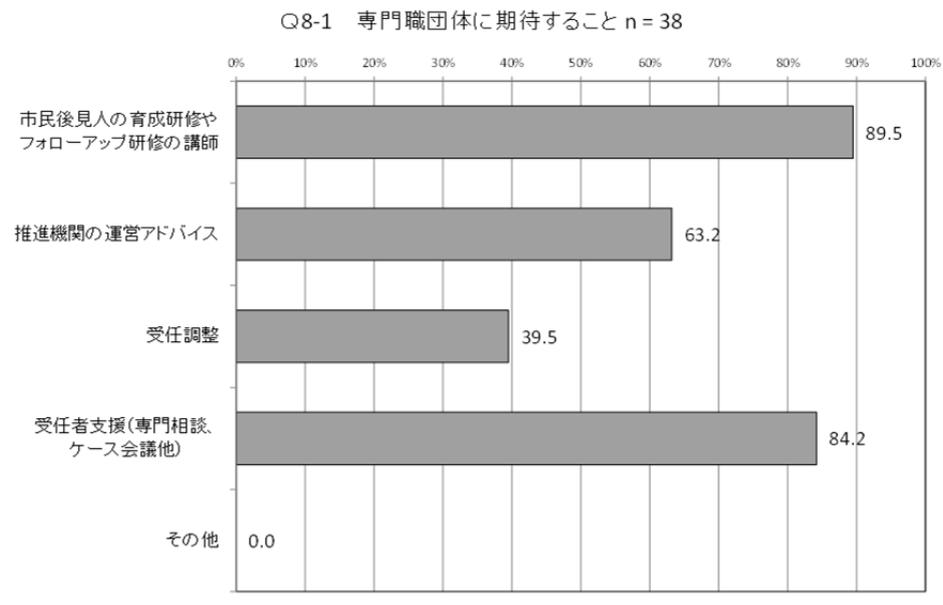


市民後見人育成・活用に関する事業を進めるにあたっての専門職団体との連携についてみると、「ある」は社会福祉士会との連携が68.4%、弁護士会との連携が60.5%と共に6割を超えており、司法書士会との連携は47.4%であった。

Q8 専門職団体との連携の有無 n=38

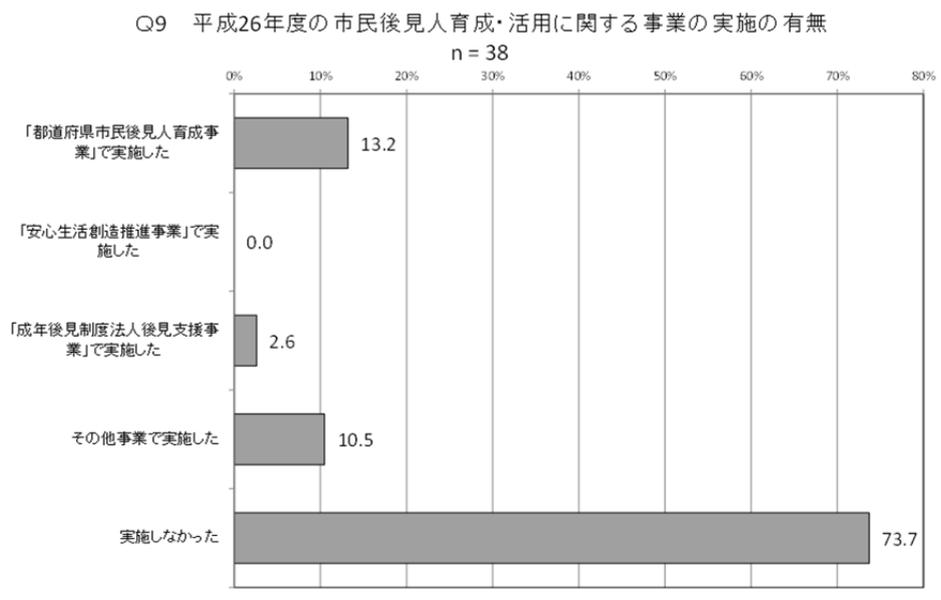


市民後見の推進に関することで専門職団体に対して期待することについてみると、「市民後見人の育成研修やフォローアップ研修の講師」が89.5%と最も高く、次いで「受任者支援（専門相談、ケース会議他）」（84.2%）、「推進機関の運営アドバイス」（63.2%）と高くなっている。



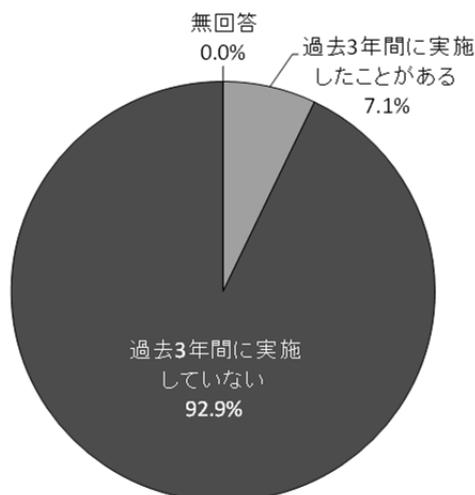
(3)平成 26 年度以前における都道府県内の市民後見人育成・活用に関する事業の実施状況について

平成 26 年度の市民後見人育成・活用に関する事業の実施についてみると、73.7%と約 7 割が「実施しなかった」と回答している。実施した事業についてみると、「『都道府県市民後見人育成事業』で実施した」（13.2%）が最も高く、次いで「その他事業で実施した」（10.5%）が高いが、どちらも約 1 割となっている。

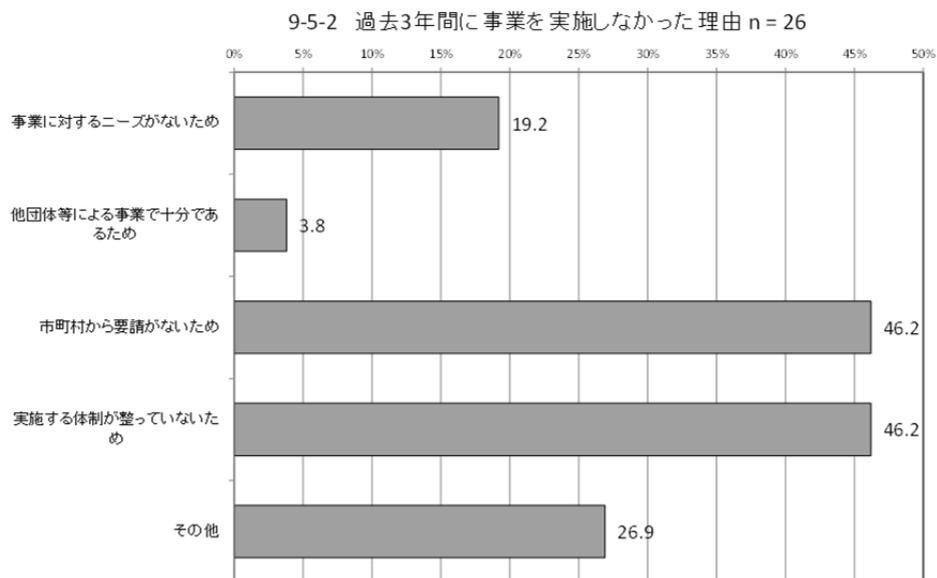


平成 26 年度に市民後見人育成・活用に関する事業を実施しなかった都道府県において、過去 3 年間の市民後見を支援する事業の実施の有無についてみると、9 割以上が「実施していない」と回答しており、「実施したことがある」と答えたのは 7.1%であった。

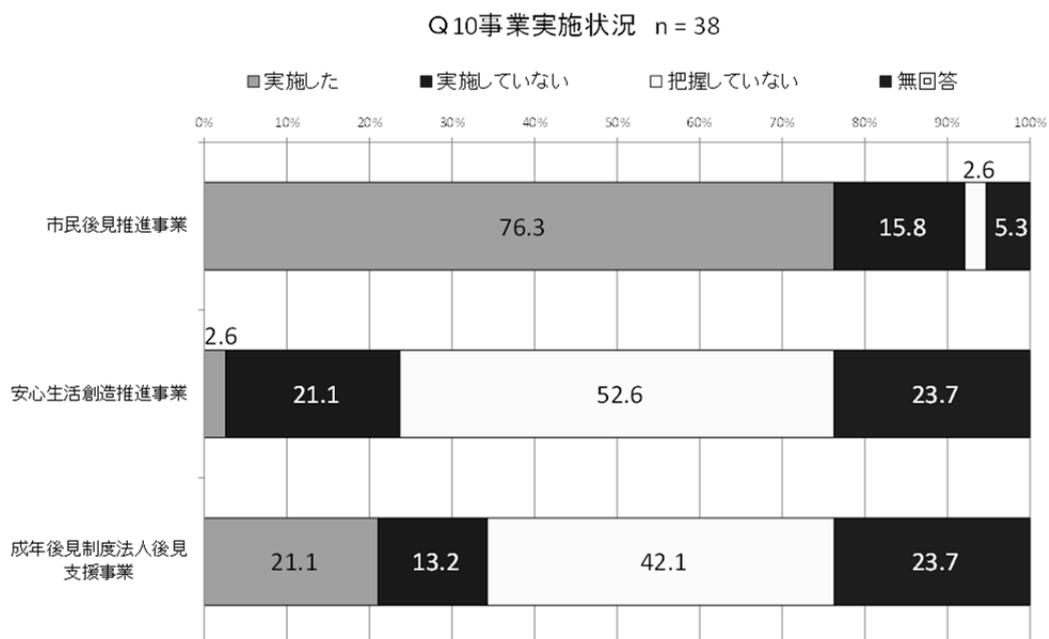
Q9-5 過去3年間の市民後見を支援する事業の実施の有無 n = 28



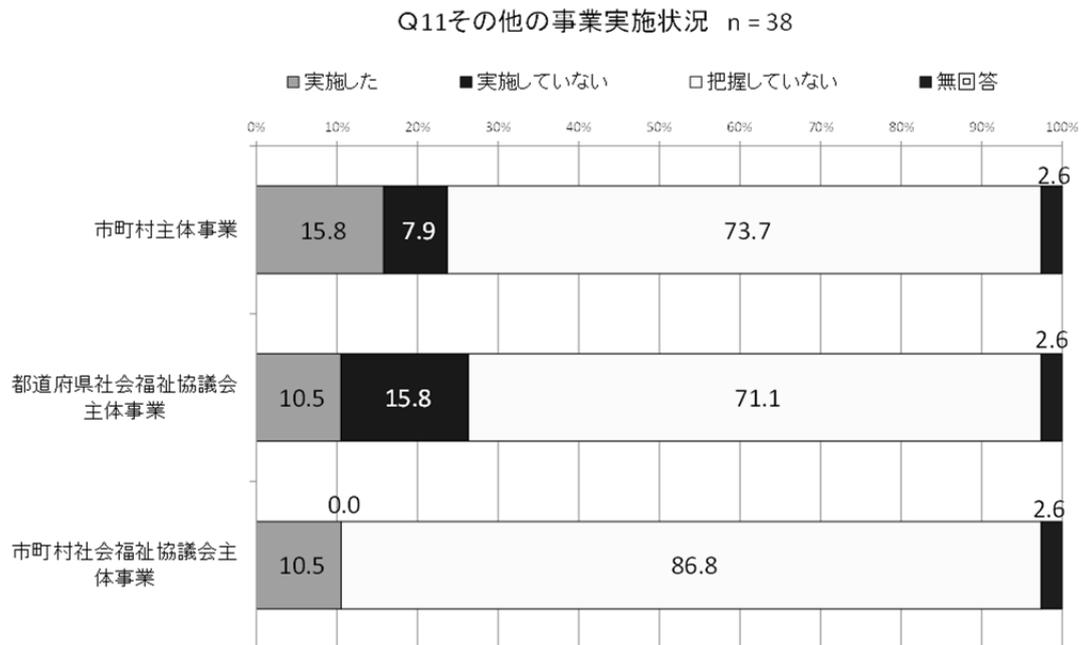
過去3年間に市民後見人育成・活用に関する事業を実施しなかった理由をみると、「市町村から要請がないため」と「実施する体制が整っていないため」が共に46.2%と高くなっている。



市民後見人育成・活用に関する各事業の実施状況をみると、市民後見推進事業は76.3%と7割以上を占めるが、成年後見制度法人後見支援事業は21.1%と約2割であり、安心生活創造推進事業は2.6%であった。また、成年後見制度法人後見支援事業と、安心生活創造推進事業に関しては「把握していない」との回答が半数近くを占めた。



「市民後見推進事業」「安心生活創造推進事業」「成年後見制度法人後見支援事業」以外の事業についての実施状況をみると、市町村主体事業は15.8%、都道府県および市町村どちらの社会福祉協議会も10.5%であり、どの事業も約1割の実施状況であった。



## Ⅱ 市町村対象調査結果

### 1 調査概要

#### (1) 調査目的

市町村における市民後見人の育成・活用に関する事業の実施状況、実施内容・成果・課題や体制、関係機関との連携、後見人へのサポートについて把握する。一方で、実施に到らない市町村については、その障壁となる要素について、概要を把握する。その上で、市町村における都道府県および専門職団体へのニーズや、その果たすべき役割について把握するための基礎資料とする。

#### (2) 調査対象・方法

以下①～③の市町村高齢者権利擁護担当部署（378件）に対し、郵送にて調査票を送付。（一部メールにて電子ファイルを送付）。郵送ないしメールにて調査票を回収した。

- ①ヒアリング対象として想定した山形県、千葉県、静岡県、滋賀県、島根県、徳島県における全市町村（186市町村）
- ②県において都道府県市民後見人育成事業が行われていない長崎県における全市町村（21市町村）
- ③過去に市民後見推進事業を実施している市町村（①の都道府県において過去に事業を実施している22市町村を除く171市町村）

#### (3) 回収数

146件（回収率38.6%）

#### (4) 調査時期

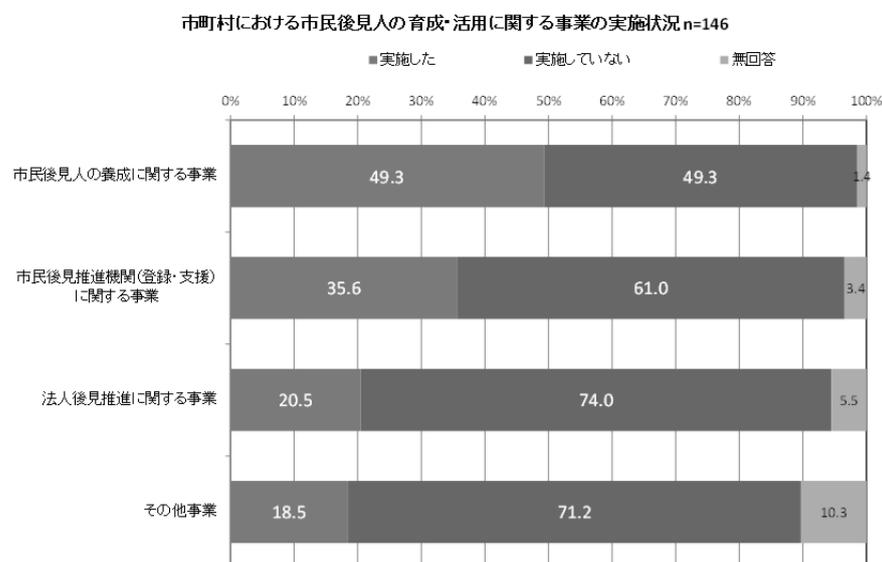
- ・調査票発送：平成27年10月28日
- ・回収期限：平成27年11月25日

## 2 調査結果

### (1) 市町村における市民後見人の育成・活用に関する事業の実施状況

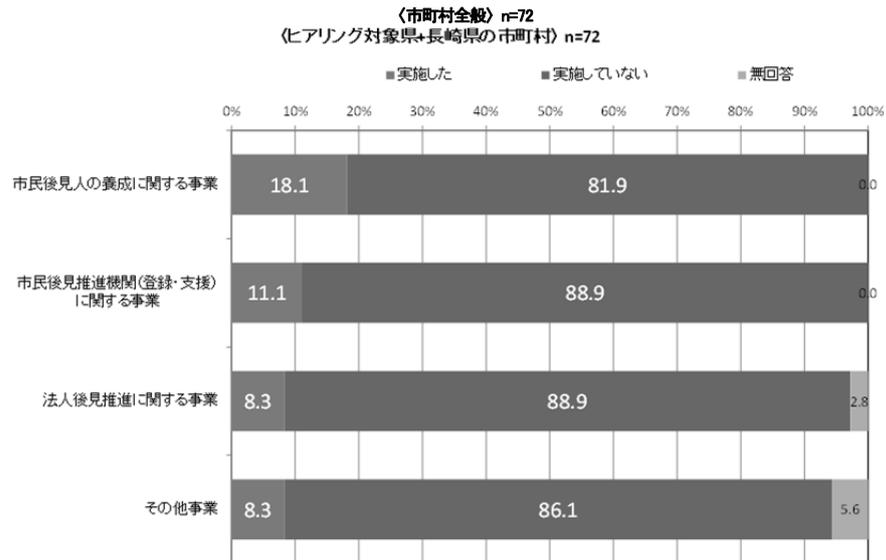
#### 1) 全般的な事業の実施状況

回答市町村全体における平成26年度、27年度いずれかの年度の事業実施割合（事業の内容別）をみると、市民後見人の養成に関する事業は49.3%と半数近くを占めるが、市民後見推進機関（登録・支援）に関する事業は35.6%、法人後見推進に関する事業は20.5%、その他の事業は18.5%の実施割合となっている。

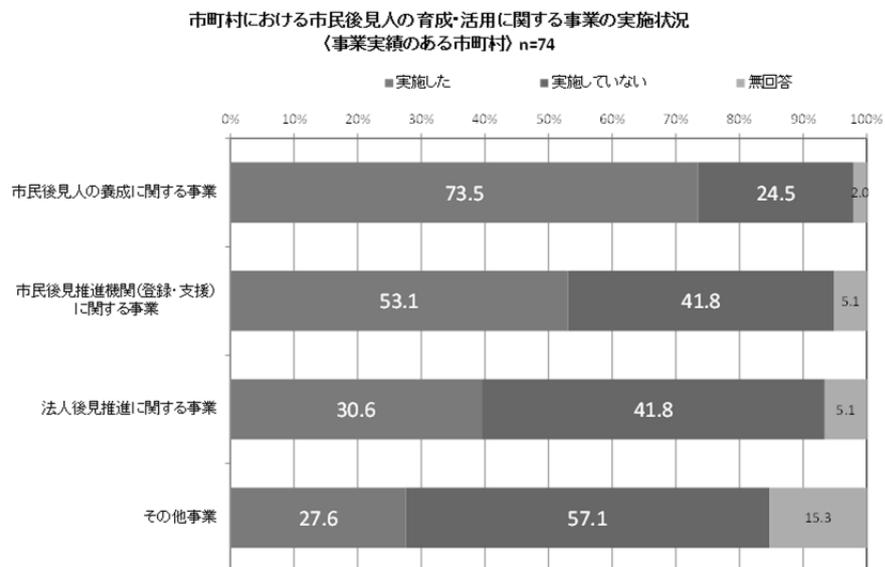


なお、今回の調査は、市民後見推進事業実施した全市町村とヒアリングを実施した県および長崎県の全市町村を対象としているため、回答者は実情よりも市民後見推進事業実施した市町村が占める割合が高くなっている。そこで、集計対象を実情に近いと考えられるヒアリング実施県および長崎県の市町村（市民後見推進事業を実施している市町村もしていない市町村も含まれる）（以下、「市町村全般」と表記）に限定した集計結果を次ページ以降に示した。

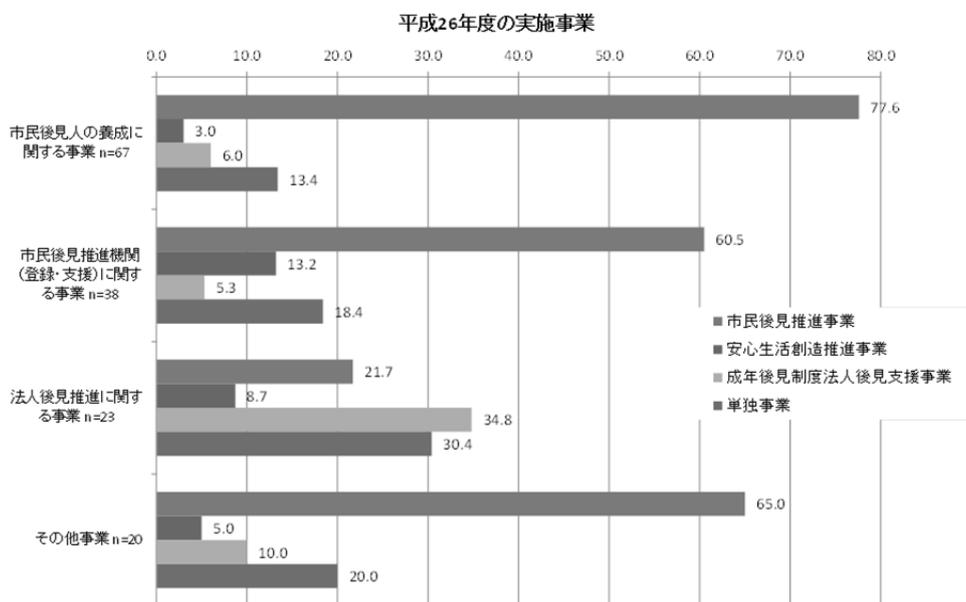
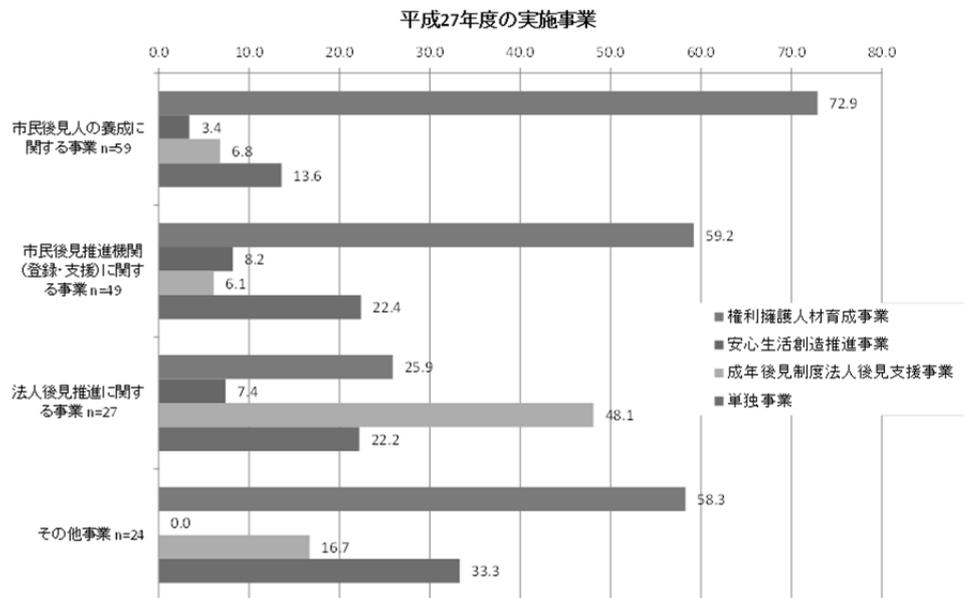
『市町村全般』を対象とした集計結果でみると、市民後見人の育成・活用に関する事業の実施状況をみると、市民後見人の養成に関する事業の実施割合は18.1%。市民後見推進機関（登録・支援）に関する事業は11.1%、法人後見推進に関する事業とその他の事業はともに8.3%であった。つまり、集計対象を実情に近いと考えられる対象（市町村全般）に限定すると、市民後見人の養成を実施している市町村は2割、養成以外の事業を実施している市町村は1割程度となっている。



一方で市民後見推進事業等の実施実績のある市町村においては、市民後見人の養成を実施している割合が73.5%、市民後見推進機関（登録・支援）に関する事業は53.1%、法人後見推進に関する事業は30.6%、その他の事業は27.6%となっている。

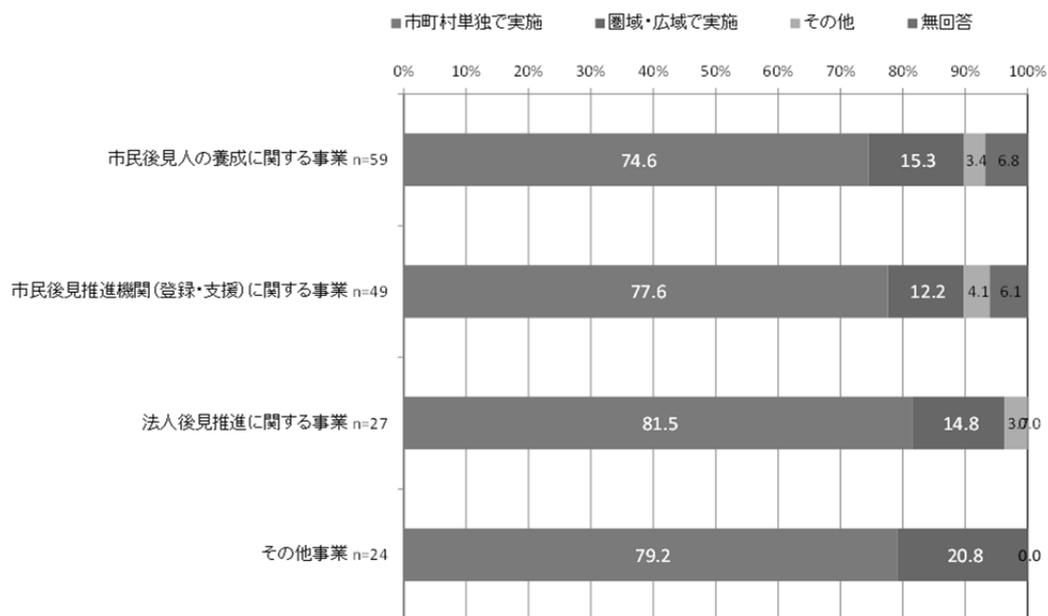


年度別に実施事業の構成をみると、市民後見人の養成に関する事業、市民後見推進機関（登録・支援）に関する事業、その他事業については、平成27年度、平成26年度とも権利擁護人材育成事業で実施した割合が高いが、法人後見推進に関する事業は、成年後見制度法人後見支援事業で実施した割合が他と比較して最も高い。

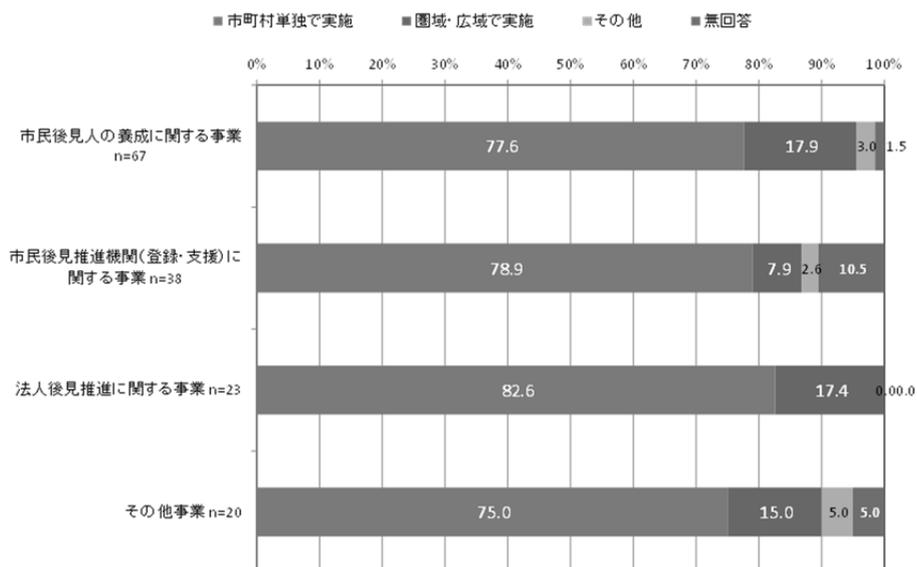


事業の実施エリア（市町村単独実施か圏域・広域で実施したか）をみると、いずれの事業とも、市町村単独で実施した割合が8割近くを占めている。

平成27年度実施事業の実施エリア

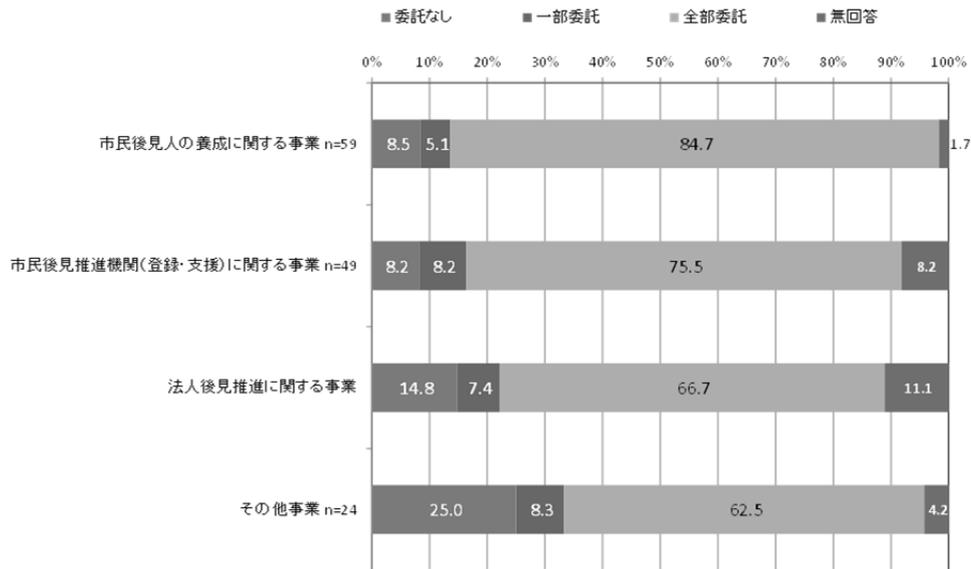


平成26年度実施事業の実施エリア

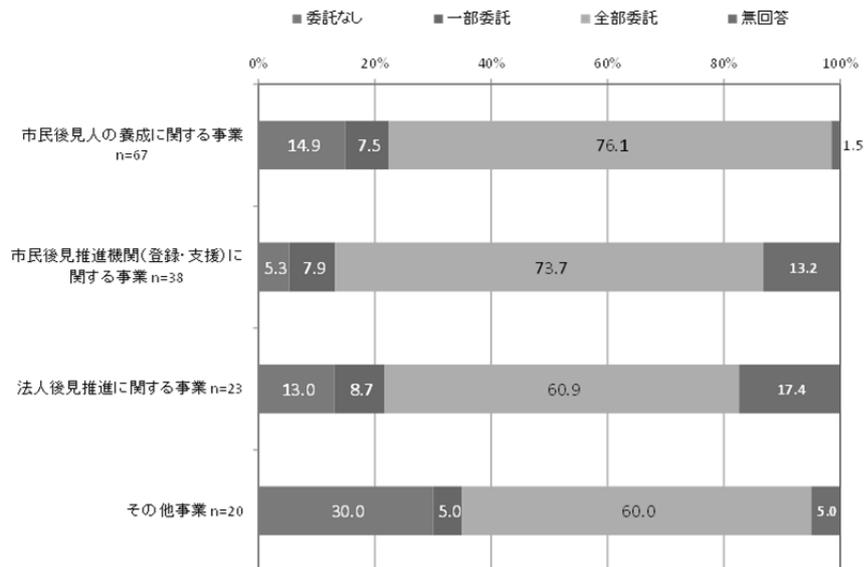


委託の状況を見ると、市民後見人の養成に関する事業、市民後見推進機関（登録・支援）に関する事業は、平成27年度、26年度とも全部委託が7割以上を占め、法人後見推進に関する事業およびその他事業も6割以上を占めている。いずれの事業も平成26年度と比較して平成27年度は全部委託の割合が増加している。

平成27年度実施事業の委託状況



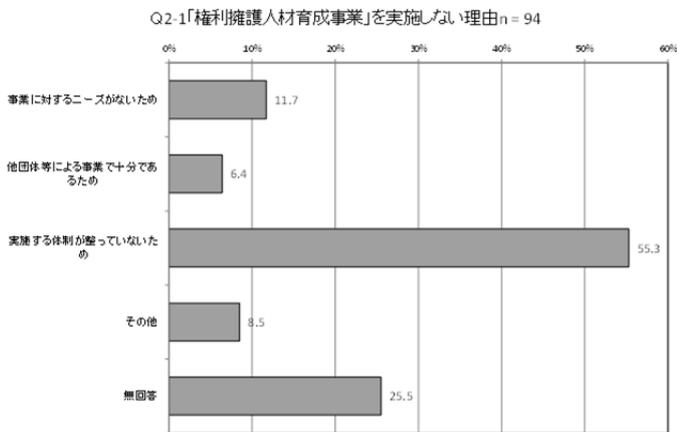
平成26年度実施事業の委託状況



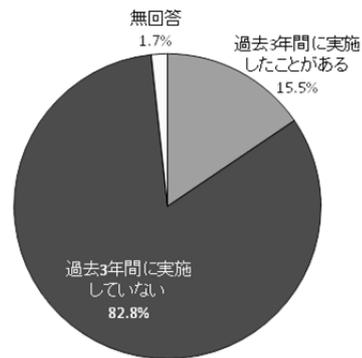
## 2) 事業実施していない市町村の非実施理由

平成 27 年度に「権利擁護人材育成事業」を実施していない市町村において、「権利擁護人材育成事業」を実施しない理由をみると、「実施体制が整っていないため」が最も多い。実施しない理由についての自由記載内容をみると、関係機関との協議が不十分、市単独での実施が難しい（広域での実施を希望）、過疎化による受け皿不足、市民後見に対するニーズがない、過去に養成した受講者の受任に向けた準備中といった内容であった。

平成 26 年度、27 年度にいずれの市民後見人育成・活用に関する事業（他機関による実施を除く）も実施していない市町村が、平成 26 年度以前の 3 年間(平成 23～25 年度)に市民後見を支援する事業を実施したかどうかをみると、8 割以上が過去 3 年間ににおいても市民後見を支援する事業を実施していないことがわかる。



Q2-2 過去3年間の市民後見を支援する事業の実施の有無 n = 58



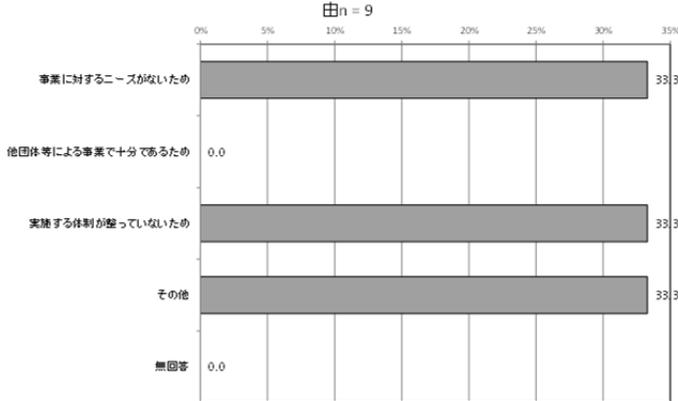
平成 26 年度以前の 3 年間(平成 23～25 年度)に何らかの市民後見人育成・活用に関する事業を実施したけれども、平成 26 年度に継続していない理由をみると、「事業に対するニーズがなくなったため」、「実施する体制が整っていないため」、「その他」がいずれも 3 件 (33.3%) となった。

実施しない理由についての自由記載内容をみると、裁判所より、社協法人による市民後見人活用を希望されているが、社協は市民後見人活用利用を希望されず、体制が保留中、社会福祉協議会に委託して実施したが、育成後に市民後見人として登録したり、選任後のフォローをする体制が整っていないため、過去養成した方々の受任に向けた連携の最中のためであるといった回答があげられた。

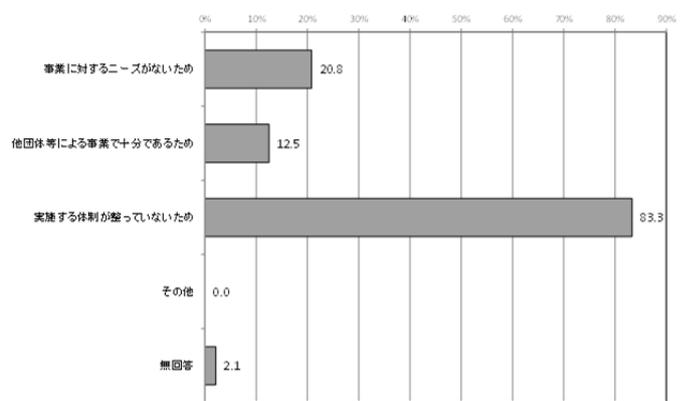
平成 26 年度以前の 3 年間（平成 23～25 年度）も事業を実施しなかった市町村の実施しなかった理由をみると、「実施する体制が整っていないため」が 83.3%と最も多い。

過去も実施しなかった理由についての自由記載内容をみると、関係機関の理解が深まっていない、後見人の担い手は少ないが利用者も少ないため必要性を感じられないとの回答が得られた。

Q2-2-1 市民後見人育成・活用に関する事業を平成26年に継続していない理由 n = 9



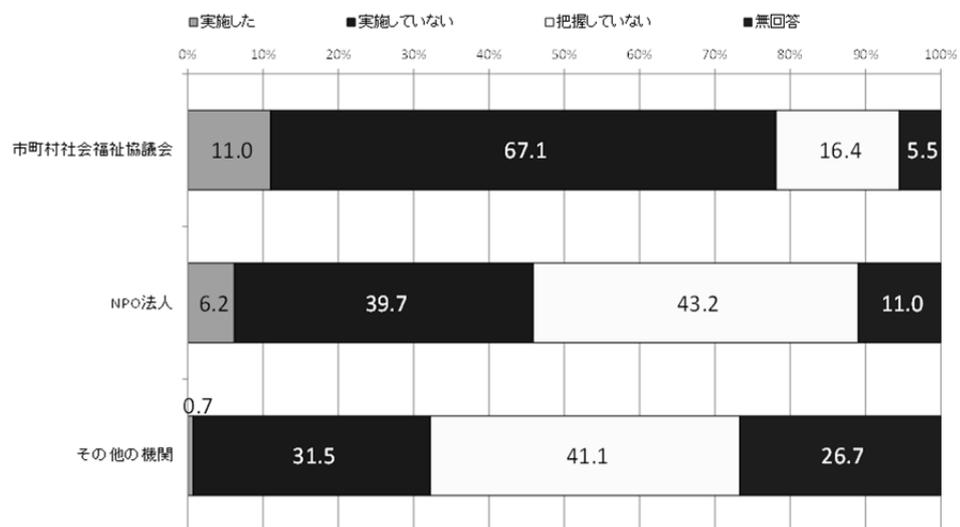
Q2-2-2 過去3年間に事業を実施しなかった理由 n = 48



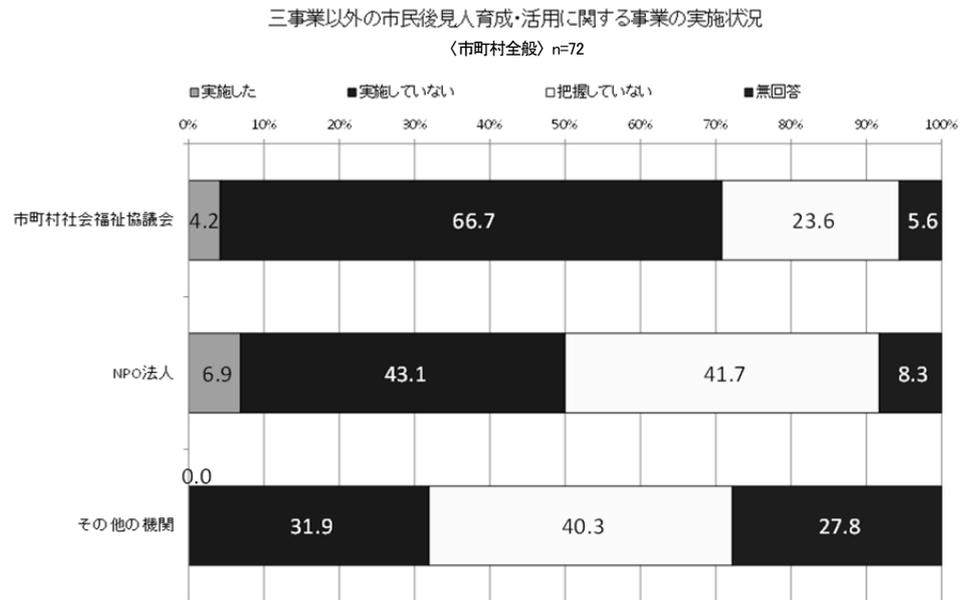
### 3) 他機関による事業実施状況

平成 26 年度に市町村内の社会福祉協議会、NPO 法人、その他の機関において、「市民後見推進事業」、「安心生活創造推進事業」および「成年後見制度法人後見支援事業」以外の事業で、市民後見人育成・活用に関する事業を実施したかについてみると、市町村社会福祉協議会が事業を実施した市町村は 11.0%、同様に NPO が実施した市町村は 6.2%、その他機関が実施した市町村は 0.7%であった。

三事業以外の市民後見人育成・活用に関する事業の実施状況 n = 146

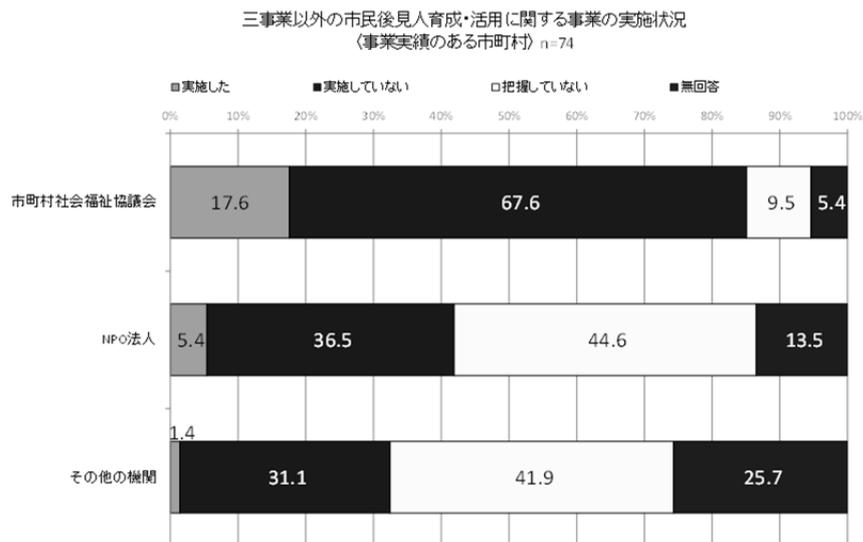


『市町村全般』を対象とした集計結果でみると、市民後見推進事業実施実績のある市町村別に分けて結果をみると、三事業以外の事業を社会福祉協議会が実施した割合は4.2%、NPO法人は6.9%であった。



一方で市民後見推進事業等の実施実績のある市町村においては、三事業以外の事業を社会福祉協議会が実施した割合は17.6%、NPO法人は5.4%、その他の機関は1.4%であった。

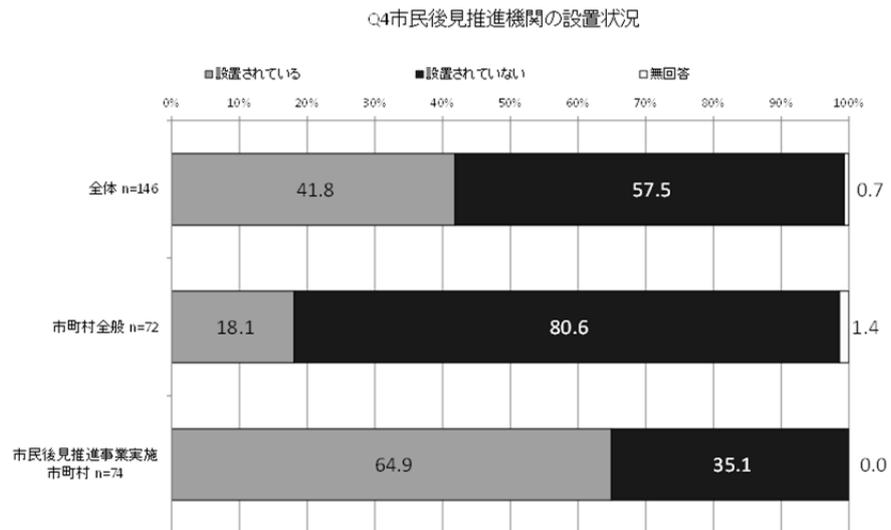
事業の実施割合で比較すると、市民後見推進事業実施実績のある市町村においても、市民後見人の養成に関する事業の実施割合は高いが、市民後見推進機関（登録・支援）に関する事業、法人後見推進に関する事業、その他の事業については、実施割合が少なくなってくる。



## (2) 市民後見推進機関の状況について

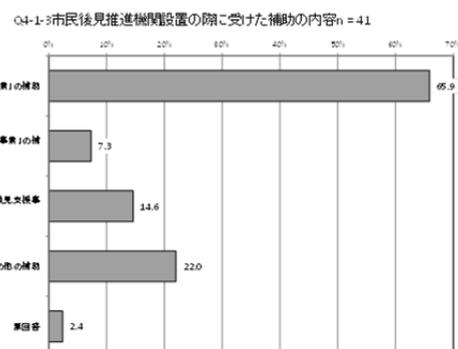
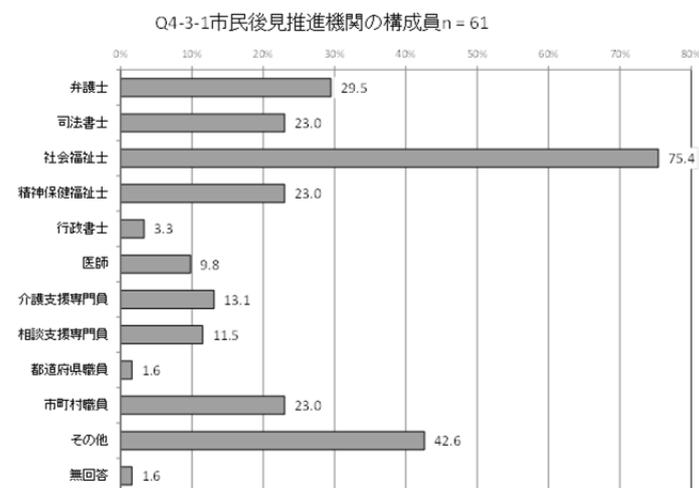
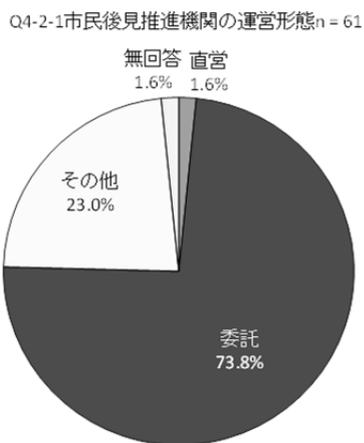
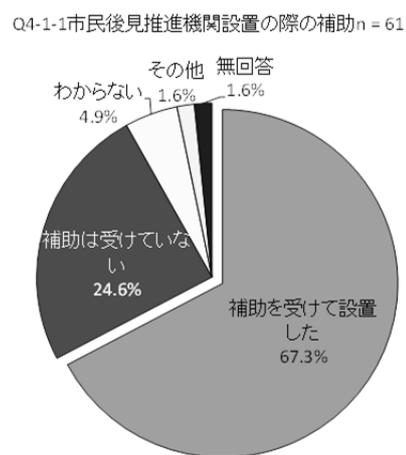
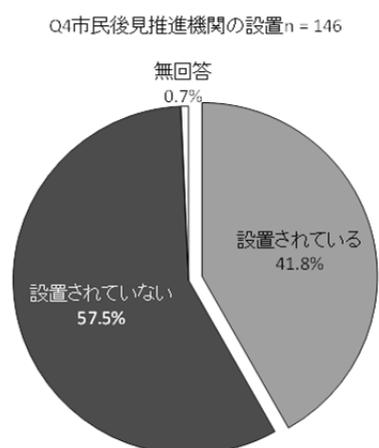
### 1) 市民後見推進機関の設置状況について

市民後見推進機関を設置している市町村は、全体では41.8%を占める。『市町村全般』においては、市民後見推進機関の設置割合は18.1%。市民後見推進事業等の実施実績のある市町村では64.9%が市民後見推進機関を設置している。



今回の調査対象全体における市民後見推進機関を設置している市町村は4割以上を占めており、そのうち、補助を受けて市民後見推進機関を設置した市町村は2/3を占める。受けた補助については、65.9%が「市民後見推進事業の補助」をあげている。また、市民後見推進機関を設置している市町村における市民後見推進機関の運営形態としては、3/4が「委託」していることがわかる。委託先（自由記述）としては、多くの市町村が「社会福祉協議会」をあげている。

市民後見推進機関の構成員をみると、「社会福祉士」は推進機関設置市町村の75.4%があげている。

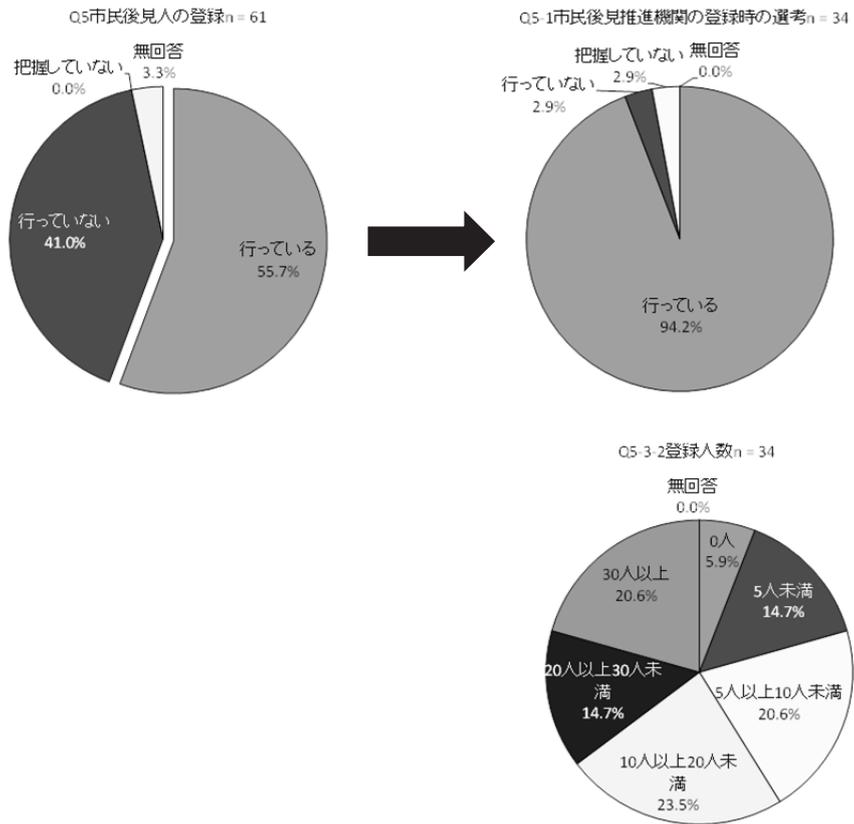


※この調査でいう「市民後見推進機関」とは、高齢者や障害者、日常生活上の判断に不安のある方が地域で安心して生活できるよう、日常生活全般、財産の管理、消費・契約上の問題に関する相談にのったり、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を支援したりするセンターで、「権利擁護センター」、「成年後見センター」、「生活あんしんセンター」等の名称がつけられている機関を想定した。

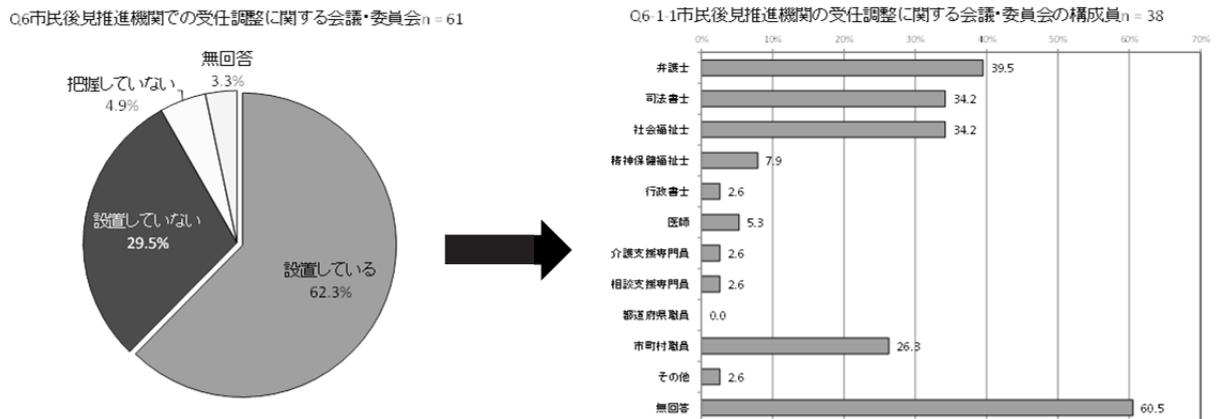
## 2) 市民後見推進機関の機能について

以下、市民後見推進機関の機能についての回答の概要を図示した。

### ①登録について

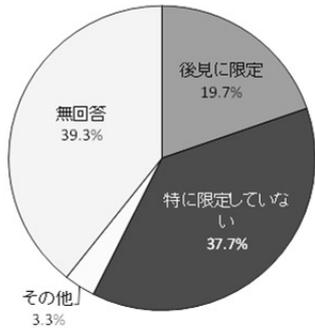


### ②受任者調整

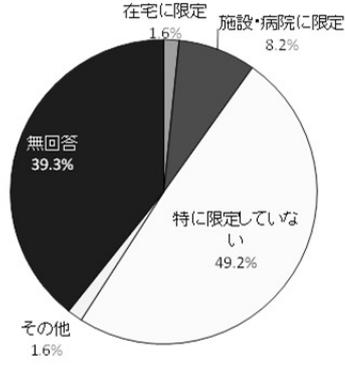


●どのような事案において市民後見人を候補者にあげているか

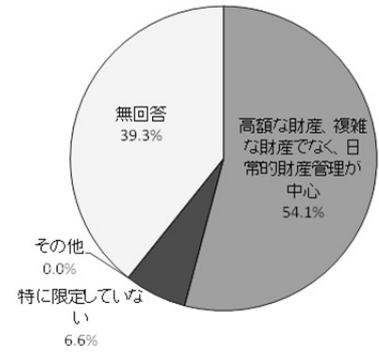
Q6-3-1市民後見人候補事案に対する類型n = 61



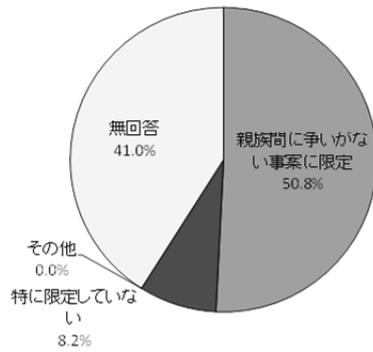
Q6-3-2市民後見人候補事案に対する居所n = 61



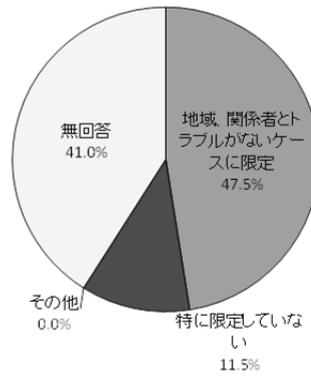
Q6-3-3市民後見人候補事案に対する財産n = 61



Q6-3-4市民後見人候補事案に対する親族との関係n = 61

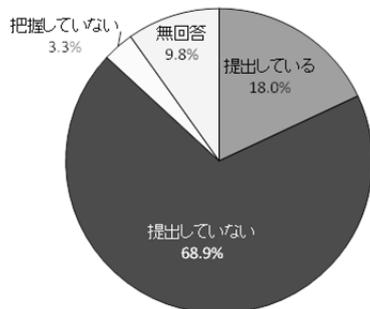


Q6-3-5市民後見人候補事案に対する本人の状況n = 61

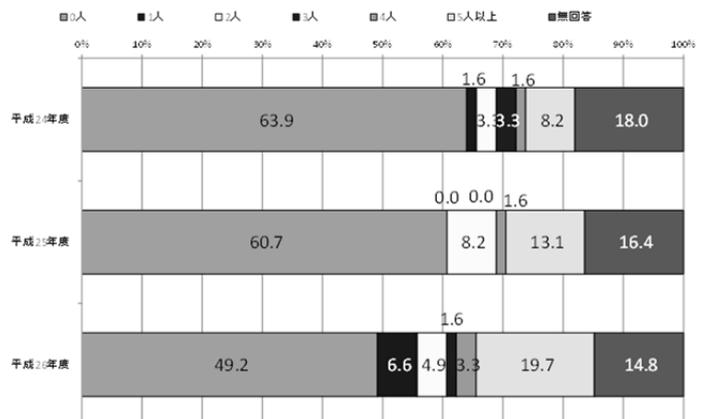


③受任について

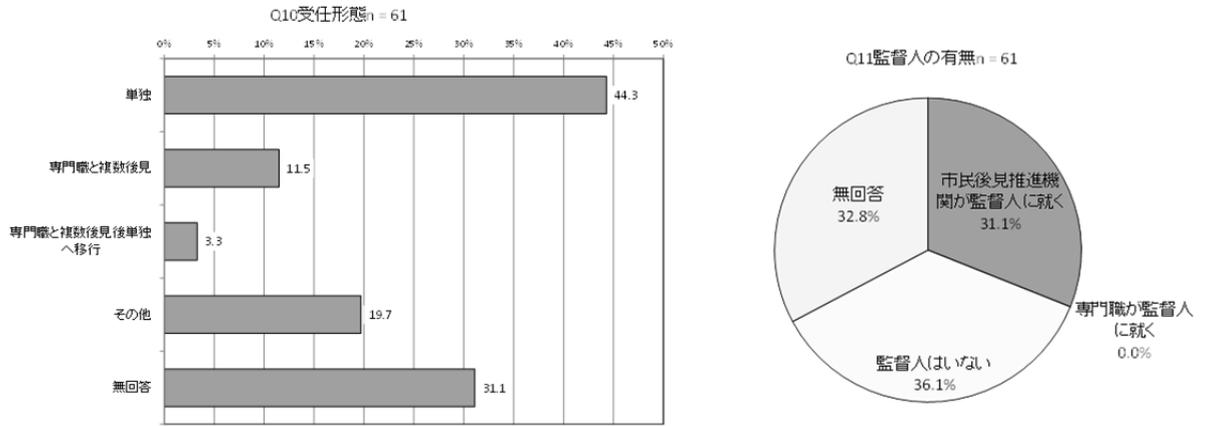
Q7家裁に対して市民後見人候補者の名簿を提出しているかn = 61



Q9受任実績 n = 61



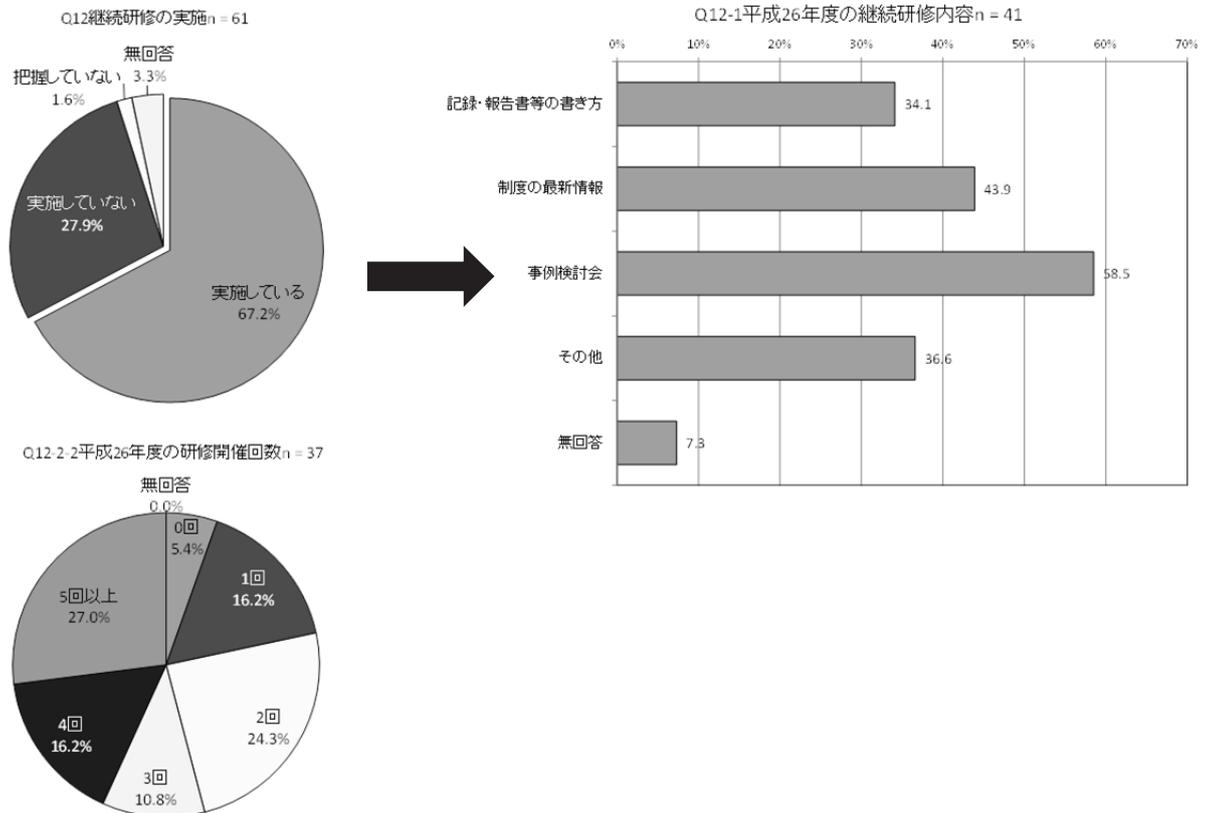
受任形態は「単独」が4割以上で、「複数後見」は約1割となっている。監督人は、「市民後見推進機関が監督人に就く」と「監督人はいない」がほぼ同じ割合で、「専門職が監督人に就く」は0%となっている。



### 3) 市民後見推進機関による市民後見人に対する支援について

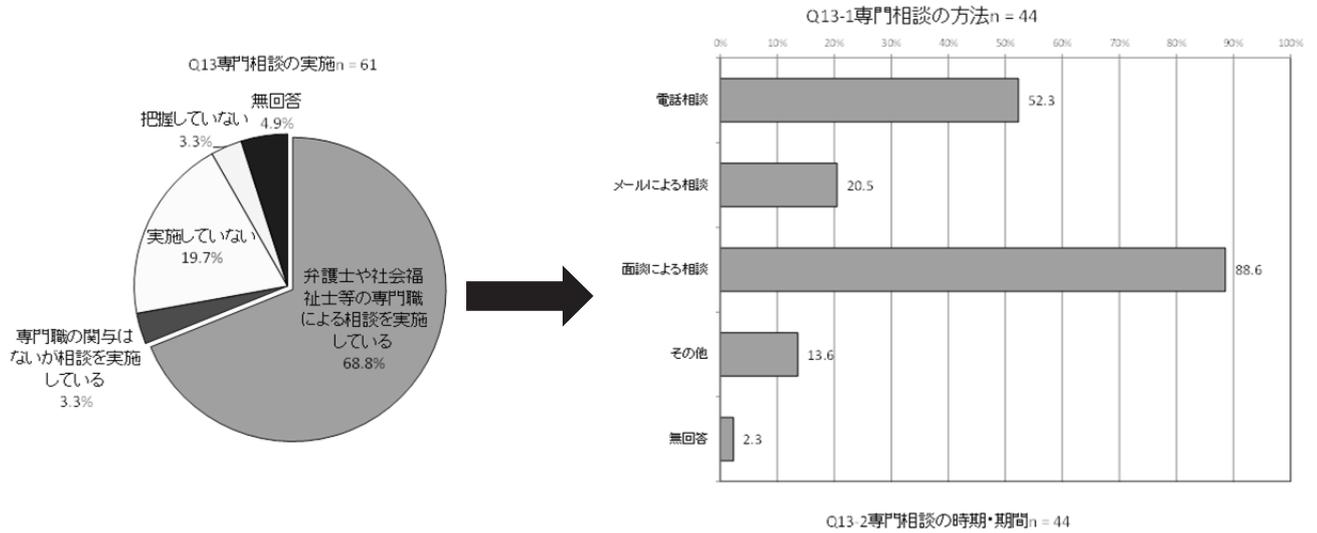
#### ① 継続研修について

市民後見推進機関による継続研修の実施割合は67.2%。内容としては「事例検討会」が約6割、「制度の最新情報」が約4割となっている。



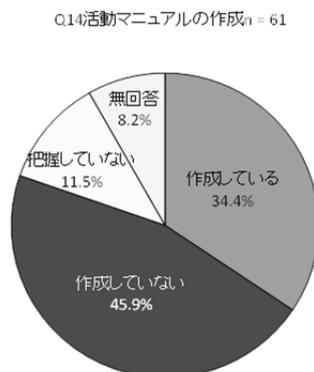
## ②専門相談について

市民後見推進機関による専門相談としては、「弁護士や社会福祉士等の専門職による相談を実施している」が約7割を占める。



## ③支援ツールについて

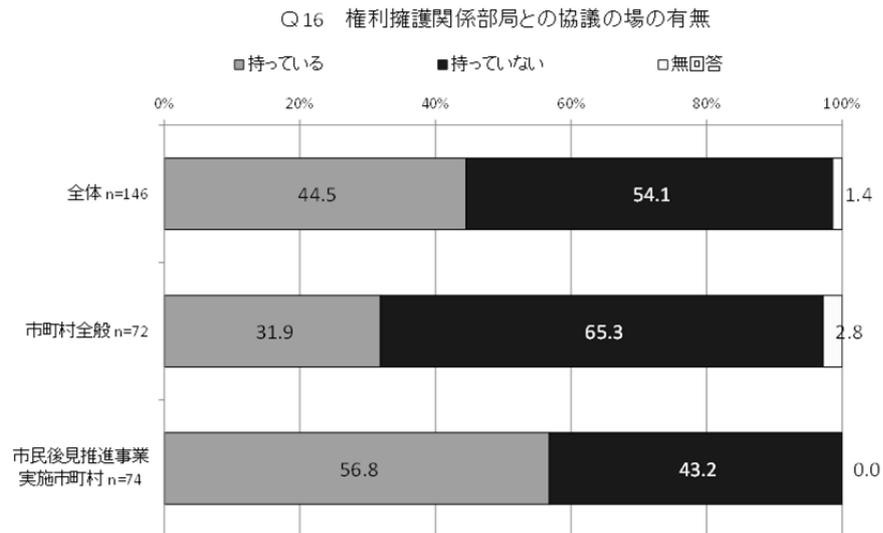
各市町村の市民後見推進機関で、マニュアルを作成しているところは約3分の1、「作成していない」ところは半数近くを占める。



(3) 市民後見人育成・活用に関する事業における支援体制・連携体制等について

1) 庁内連携について

庁内の権利擁護関係部局との協議の場を持っているかについてみると、全体の44.5%と半数近くが協議の場を持っていると回答。『市町村全般』においては、協議の場を「持っている」割合は31.9%となる一方、市民後見推進事業等の実施実績のある市町村では56.8%が庁内の権利擁護関係部局との協議の場を「持っている」と答えている。



●行われている協議内容について

- ・ 市民後見推進機関の設置について
- ・ 市民後見推進機関の運営の在り方について
- ・ 市民後見人の育成および活用について
- ・ 成年後見制度に係る市要綱について
- ・ ケースについての情報交換
- ・ 関連部署との情報共有 他

●権利擁護関係部局との協議の場を持っていない理由

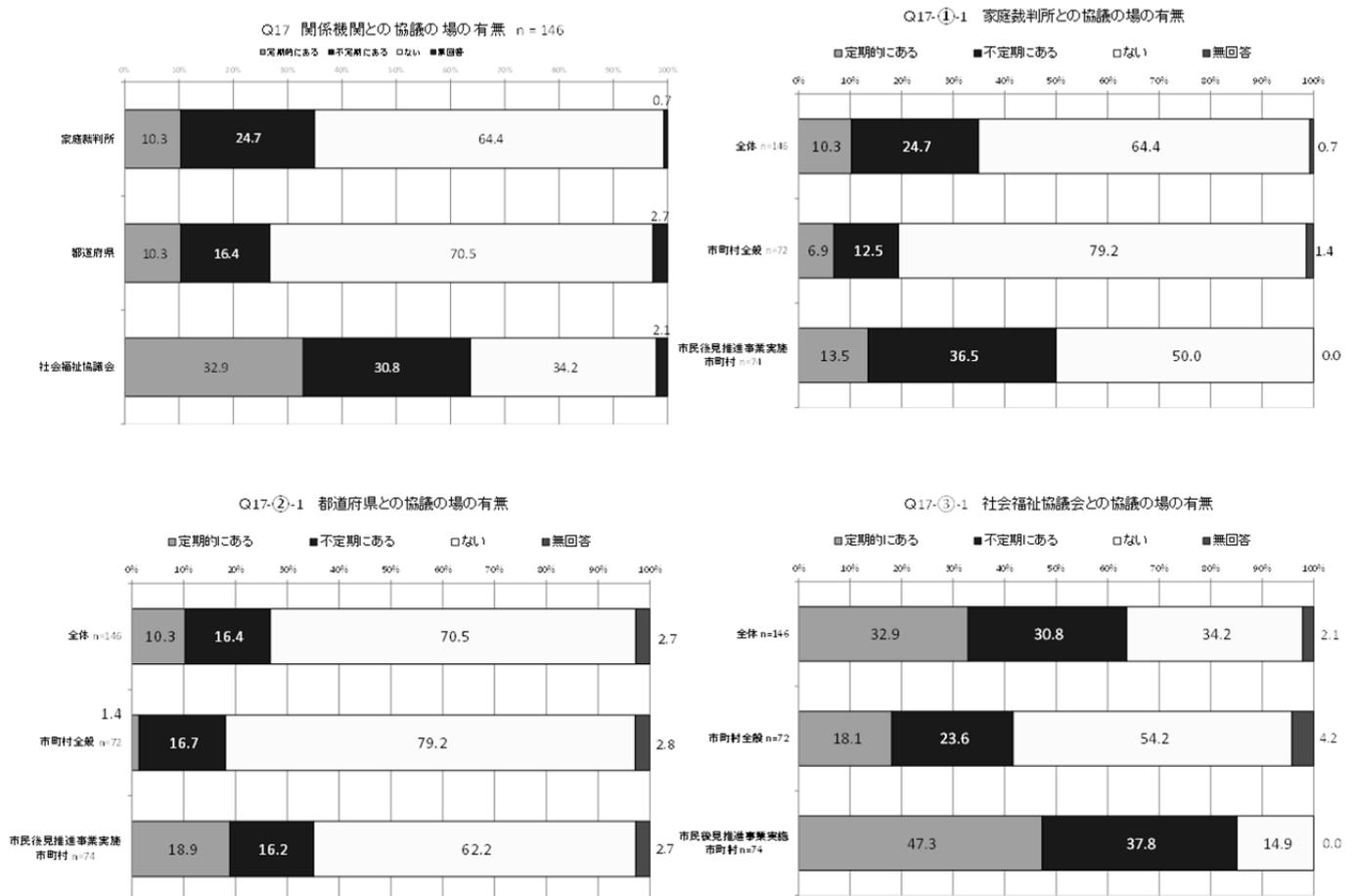
- ・ 必要に応じた連携ができていないため
- ・ 同一の部署で担当しているため
- ・ 部署間での連携の体制が整っていない
- ・ 市民後見のニーズが高くない
- ・ 市民後見人の育成・活用についての取組みをしていないため 他

## 2) 関係機関との連携について

家庭裁判所、都道府県、社会福祉協議会との協議の場を持っているかをみると、定期的に協議の場を持っている割合は、家庭裁判所、都道府県はいずれも 10.3%と 1 割程度だが、社会福祉協議会は 32.9%とほぼ 3 分の 1 を占める。「不定期にある」と合わせると、家庭裁判所は 35.0%、都道府県は 26.7%、社会福祉協議会は 63.7%が協議の場を持っていると回答。

『市町村全般』を対象とした集計結果でみると、定期的に協議の場を持っている割合は、社会福祉協議会で 18.1%、家庭裁判所が 6.9%、都道府県は 1.4%。となっている。「不定期にある」と合わせると、社会福祉協議会で 41.7%、家庭裁判所が 19.4%、都道府県は 18.1%であった。

### ●家庭裁判所、都道府県、社会福祉協議会との定期的な協議の場について



## ■協議の内容、協議の場の必要性・協議の意向について

### ●家庭裁判所との協議の内容

- ・管轄している家裁支部における成年後見事件の申立件数、・後見人等の選任割合
- ・制度に関する家裁における見解など
- ・成年後見制度利用支援事業や市民後見人養成事業等の推進に向けた普及啓発や、制度管理の検討への参加
- ・市民後見人の活動等に関する協議や意見交換等・情報交換・情報共有
- ・成年後見制度市長申立や成年後見制度利用支援事業について個別のケースでの相談
- ・協議会等へのオブザーバー参加

### ○今後の協議の場の必要性・協議の意向について（協議の場を持たない市町村）

- ・市民後見人を推進していくため、家庭裁判所の意見を調整する必要がある
- ・後見案件が出た際の相談先として関係性を持ちたい
- ・市民後見人の受任に向けた協議が必要
- ・市民後見に対するニーズ・必要性がない

### ○家庭裁判所への要望

- ・市民後見人選任の際に市民後見人候補者に求める諸条件や後見形態についての助言
- ・市民後見人の必要性がどの程度あるのか。市としてどのような対応をとれば活用できるかを示してほしい
- ・NPO 法人の活用の柔軟な受け入れ
- ・家裁から市に対する要望
- ・市民後見人がより活動しやすくなるための連携内容についての協議

### ●都道府県との協議の内容

- ・権利擁護人材育成事業（市民後見人の養成等）について ・今年度の取組み状況・予定について
- ・府と市の合同事務局会議において市民後見人の養成事業について意見交換を実施
- ・主に補助金交付についての相談等
- ・県が担当者会議を開催し、事業の進捗確認や情報の提供を行っている
- ・県主催の成年後見制度関係機関協議会に出席
- ・管内市町村の事業実施状況について報告や情報共有を行う。
- ・市民後見人の受任案件とサポートについて、社協より報告。専門相談の意見と目的について弁護士より講義。
- ・実施機関の立ち上げが近隣4町での検討を行っているため、まとめ役になってもらっている。また、他市町村の情報提供を道を通じてもらっている。
- ・県内の市民後見人の団体との情報交換
- ・広域の取組に向けた調整

○今後の協議の場の必要性・協議の意向について（協議の場を持たない市町村）

- ・協議の場の必要性は感じている
- ・県として市にどのような支援ができるのか、市町村間で市民後見人の取組みに差があると思うので、取組みの実施状況について情報提供していただきたい
- ・県内の情報共有の場が必要
- ・広域での取組みや都道府県の今後の事業方針について伺いたい
- ・市単独の予算で実施するのは難しく、利用できる補助事業の内容や申請方法について教示してほしい
- ・市長申立後に他自治体へ住所変更した場合変更前後どちらの自治体が補助金を出すかという問題があり、県の声かけで協議の場を持つ必要あり

●社会福祉協議会との協議の内容

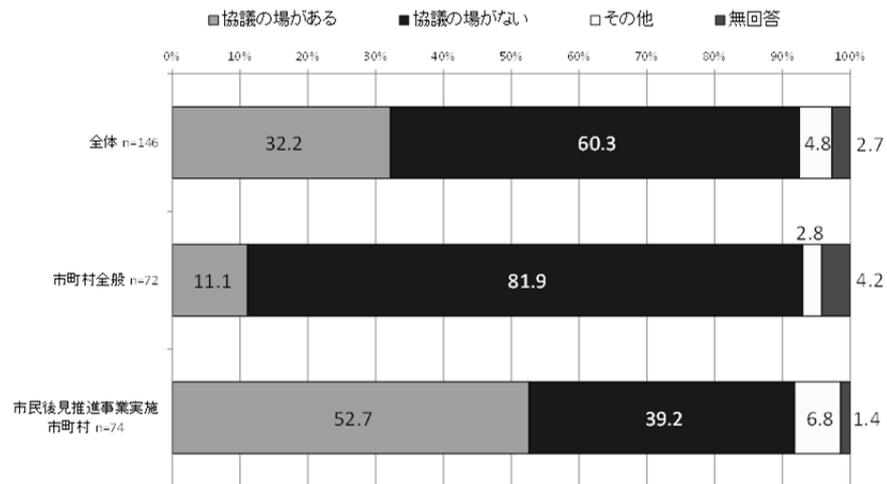
- ・市長申立の協議や、後見制度の普及・啓発について
- ・市民後見人の育成について
- ・既に養成した人材の活用方法と今後の養成について
- ・市民後見人の推薦、バンク登録者や市民後見人の活動に対する支援など
- ・要綱等の作成、市民後見人の研修に関する事、市民後見バンク登録に関する事、権利擁護支援センターの運営・管理に関する事、相互事案の情報共有など
- ・成年後見制度と日常生活自立支援事業等の連携について
- ・市内の市民後見推進事業の実施に関する事項
- ・住民に成年後見等の制度による支援が必要なケースが生じた場合、また、近い将来生じる可能性のあるケースについて、今後の方針等を協議する
- ・ケース検討会議
- ・後見の体制整備について

○今後の協議の場の必要性・協議の意向について（協議の場を持たない市町村）

- ・福祉サービス利用援護事業との連携
- ・市民後見推進機関の実施 について協議が必要と思われる。
- ・市民後見事業の個々のケースの協議の場の設定
- ・社協には法人後見の担い手及び市民後見の支援機関となることが期待される
- ・ケース検討会には、地域権利擁護事業の担当として、出席いただいている。ただし、上記事業については限定的であり、より幅広く対応していただけるように協議の場を持つ必要がある。
- ・協議の必要性は感じている

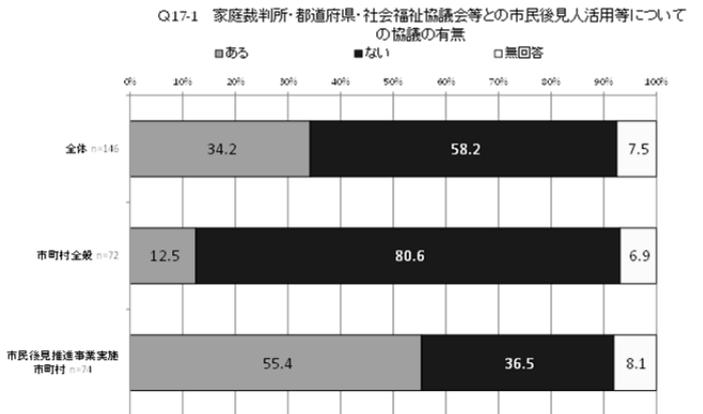
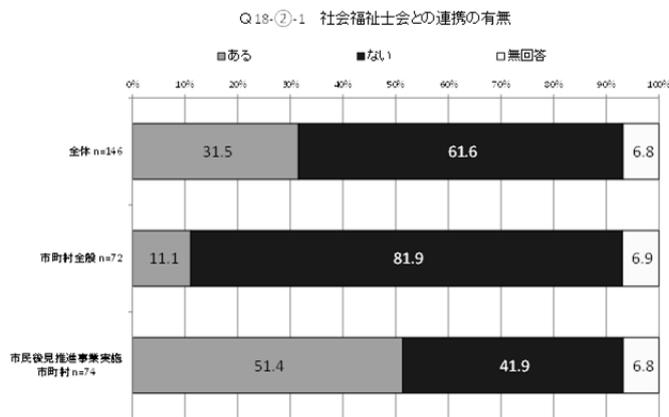
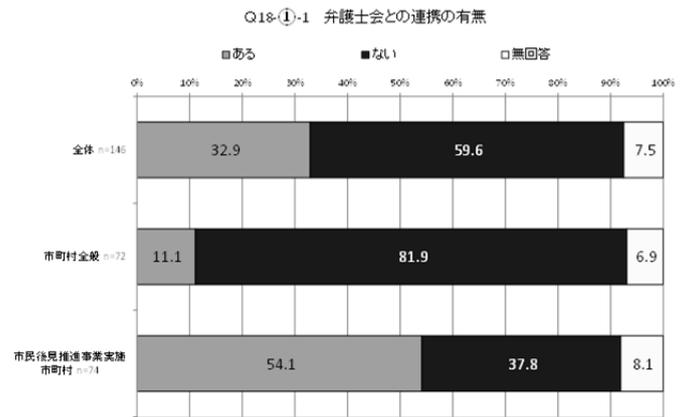
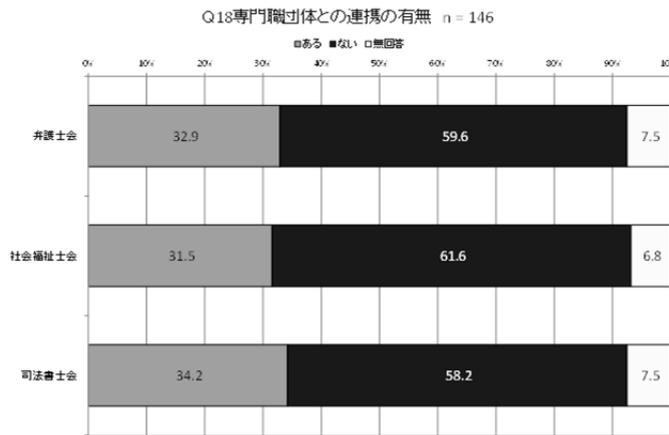
家庭裁判所・都道府県・社会福祉協議会等と、市民後見人を活用する仕組みや市民後見の支援の体制づくりなどについての協議の場があるかについてみると、全体では32.2%が協議の場があると回答しているが、『市町村全般』においては、「協議の場がある」割合は11.1%と約1割程度にとどまる。

Q17-1 家庭裁判所・都道府県・社会福祉協議会等との市民後見人活用等についての協議の有無



●専門職団体との協議の場について

市民後見人育成・活用に関する事業を進めるにあたっての専門職団体との連携についてみると、全体としては、弁護士会、社会福祉士会、司法書士会のいずれの団体とも3割以上の市町村が、連携が「ある」と答えている。『市町村全般』においては、連携が「ある」割合は、弁護士会、社会福祉士会はともに11.1%、司法書士会でも12.5%と、ほぼ1割程度となっている。



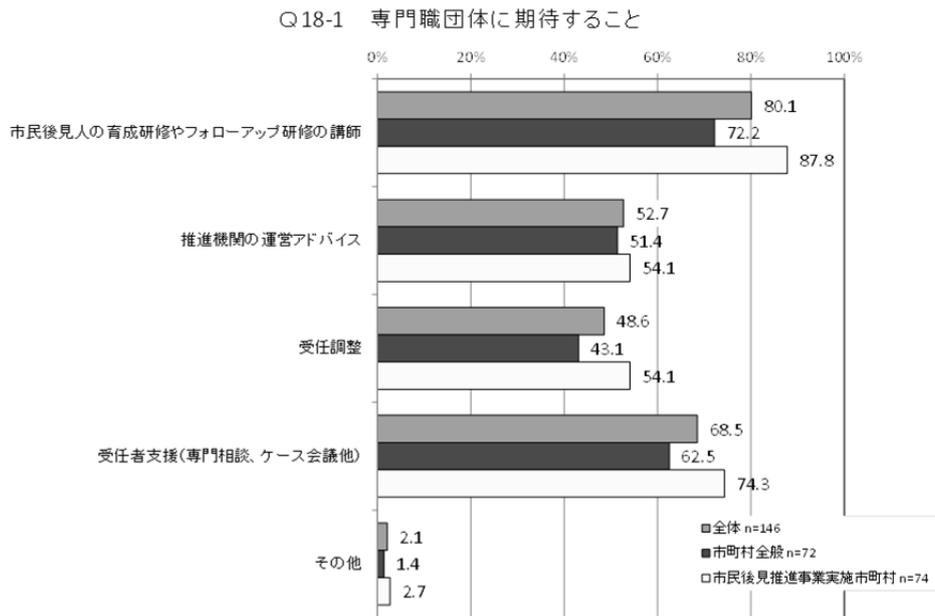
#### ■具体的な連携の内容及び方法

各専門職団体との連携の内容及び方法（自由記述欄）をみると、ほとんどの回答内容は、団体によって変わらず、各種委員会への委員派遣、研修等への講師派遣で、派遣する委員会や研修等についても同様の記載となっている。つまり、本調査における回答内容からは、市町村が弁護士会と社会福祉士会と司法書士会に対して求めている内容は、大枠では変わらないという結果となった。

#### ●各専門職団体との連携の内容及び方法

- ・ ケース方針調整会議の構成員・研修等講師・相談体制の構築
- ・ 市民後見人養成研修及びフォローアップ研修への講師派遣
- ・ 市民後見人養成検討会議への委員派遣
- ・ 市民後見人受任審査会、受任調整会議の委員
- ・ 専門職相談への相談員の派遣
- ・ 成年後見サポートセンター運営、運営委員会への委員派遣
- ・ 広域的なセンター設立のための準備委員会の委員として代表者に参加していただいている。

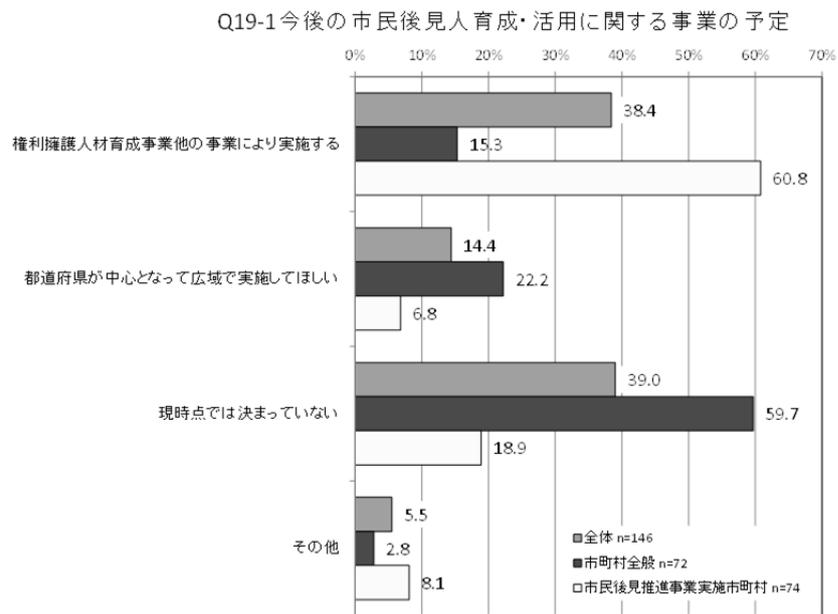
専門職団体に期待することをみると、「市民後見人の育成研修やフォローアップ研修の講師」が 80.1%と最も多く、以下、「受任者支援（専門相談、ケース会議他）」（68.5%）、「推進機関の運営アドバイス」（52.7%）と続いている。『市町村全般』と、市民後見推進事業等の実績がある市町村と比較すると、実績のある市町村の方が、すべての項目において期待する項目としてあげられた割合が高くなっている。



#### (4)市町村における市民後見人の育成・活用に関する事業推進にあたっての課題

##### 1) 今後の市民後見人の育成・活用に関する事業推進の予定

今後の市民後見人の育成・活用に関する事業推進の予定をみると、「権利擁護人材育成事業他の事業により実施する」が38.4%、「現時点では決まっていない」が39.0%と、それぞれ約4割となっている。『市町村全般』と市民後見推進事業等の実績がある市町村と比較すると、実績のある市町村は「権利擁護人材育成事業他の事業により実施する」割合が60.8%と高い一方、『市町村全般』においては、「現時点では決まっていない」割合が59.7%と高い。



## 2) 市民後見人育成・活用事業を進めるうえでの課題

以下、①市民後見人養成・フォローアップ等の研修、②活動を安定的に実施するための組織体制の構築、③市民後見人の適正な活動のための支援、④その他、市民後見人の活動の推進に関する事業の4つの市民後見人育成・活用事業を進めるうえでの課題・意見(自由記載)から一部抜粋した。

### ①市民後見人養成・フォローアップ等の研修における課題

- ・養成講座の広域連携による開催、フォローアップ研修(キャリアに応じた研修)の継続実施。
- ・養成研修修了後、受任者までの期間が長い(受任待機期間の長期化)。また受任者数自体が少なく養成講座修了者の活躍の場が少ない。(引き続きの研修が必要、モチベーションの維持が難しい)
- ・市民後見人の需要の見極めが難しい。養成した市民後見人を適正に活用していくことが課題。

### ②活動を安定的に実施するための組織体制の構築における課題

- ・安定的な事業実施のためには、国・都道府県から安定的な財源を確保する必要がある。
- ・市民後見人の増加に伴い、監督する推進機関の体制強化が必要となる。
- ・専門的な助言を得られる体制の構築他、市民後見人が安心して且つ適切な後見活動ができるバックアップ体制の構築が必要。
- ・コストパフォーマンスの観点から、必要案件数の少ない自治体は実施機関(推進機関)の設置が困難。
- ・市民後見人の必要性の周知が不十分である。

### ③市民後見人の適正な活動のための支援における課題

- ・市民後見人の相談に応じるための市民後見実施機関の体制整備が必要。
- ・専門職と市民後見人をつなぐ機関、困難事案に対するバックアップ体制づくり等が必要。
- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会による専門相談や権利擁護サポートセンター職員による日常相談を行い、市民後見人の活動を支援(堺市)
- ・市社会福祉協議会の指導、支援体制の強化(同行訪問など人的支援の強化)(福山市)

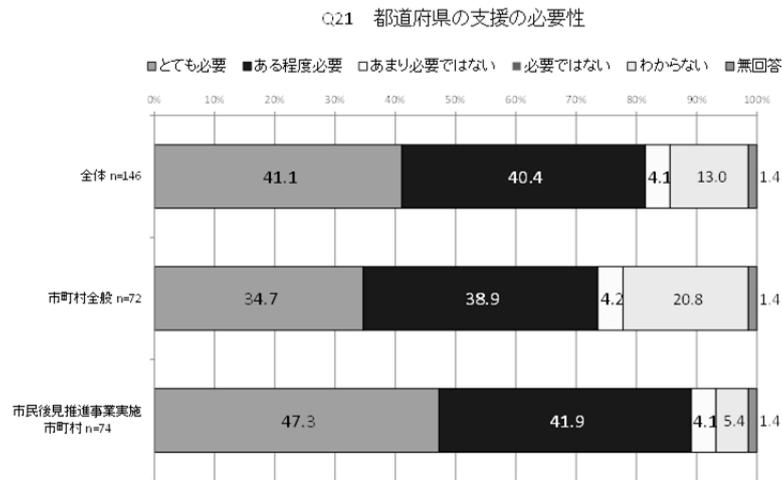
### ④その他、市民後見人の活動の推進に関する事業における課題

- ・市民後見人・成年後見制度の認知度が低いため、周知・啓発が必要。
- ・市民後見人の対応範囲の明確化や、専門職後見人からのリレー方式等のルールづくりが必要。

### 3) 都道府県の市町村に対する支援について

#### ●都道府県の市町村に対する支援の必要性

市町村において市民後見人育成・活用に関する事業を進めるにあたって、都道府県の支援を必要としているかをみると、「とても必要」が 41.1%、「ある程度必要」(40.4%) と合わせると、全体の 8 割以上の市町村が都道府県の支援が必要と答えている。『市町村全般』と市民後見推進事業等の実績がある市町村とで、都道府県の支援を必要とする割合を比較すると、実績のある市町村の方が都道府県の支援を「とても必要とする」割合が 12.6 ポイント高くなっている。



#### ●都道府県が果たすべき役割について（自由記述の一部抜粋）

- ・財政的支援、補助・助成
- ・情報の提供・共有
- ・研修会等の実施、
- ・市町村のネットワークのフォロー
- ・圏域・広域で事業が実施できるための指導・調整
- ・市民後見人が活用できる環境整備、家裁に対する市民後見人選任の働きかけ等

#### ●社会福祉士会に求める役割（自由記述の一部抜粋）

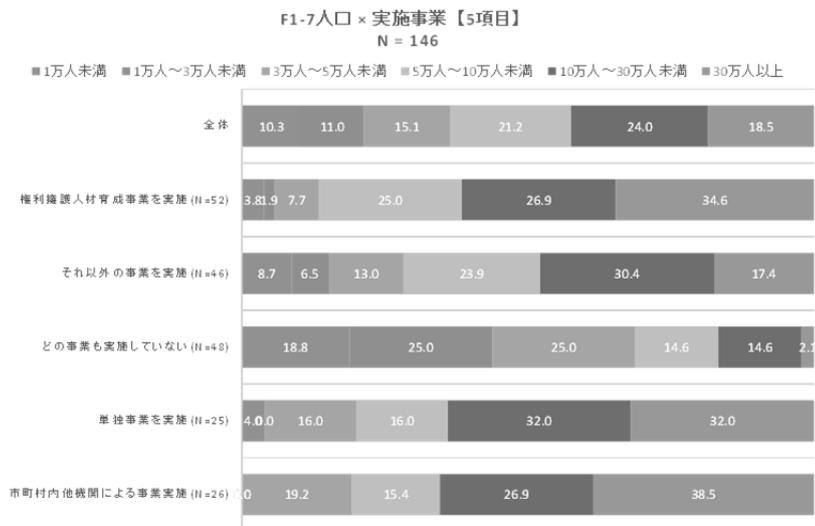
- ・研修・講座等の開催
- ・研修講師等の派遣
- ・成年後見制度の周知・啓発活動
- ・受任調整会議やサポート委員会への委員の派遣
- ・市民後見人だけでは対応しきれない事例等への支援
- ・市民後見センター運営に関する助言・指導

## (5) 事業を実施している市町村の特徴

### 1) 市町村の属性に応じた特徴

#### ①事業の実施状況別にみた市町村規模

事業の実施状況別に市町村規模をみると、市民後見人の育成・活用に関する事業の実施状況を見ると、「権利擁護人材育成事業」、単独事業、他機関による事業を実施している市町村は、全体と比較して人口規模が大きい傾向がみられ、人口規模 10 万人以上の割合が高くなっている。



#### ②事業の実施状況別にみた人口、世帯数、市町村長申立数

事業の実施状況別に人口、世帯数、市町村長申立数の平均値をみると、「権利擁護人材育成事業」、単独事業、他機関による事業を実施している市町村は、全体と比較して多い傾向がみられる。ただし、人口 1 万人あたりの市町村長申立数は、権利擁護人材育成事業以外の事業を実施した市町村において最も高くなっている。また、判断能力の低下の原因が認知症、知的障害、精神障害の案件においては、単独事業を実施した市町村において申立数が多くなっている。

平均値

		件数	実施事業【5項目】					市町村内他機関による事業実施	
			全体	権利擁護人材育成事業を実施	それ以外の事業を実施	どの事業も実施していない	単独事業を実施		
人口・世帯数等	F1-7人口	146	226,180.1	438,186.4	149,735.5	69,766.2	405,209.4	343,389.9	
	F1-11 高齢化率	146	28.9	26.9	28.9	30.9	27.2	27.4	
	F2-1 障害児・者全体の数	131	12,460.5	23,628.7	7,452.4	3,633.5	22,583.8	19,773.1	
	F3-1 全世帯数	143	96,904.8	191,402.8	67,340.9	21,699.2	187,838.4	147,758.8	
市町村長申立数	類型別	F4-1-4後見【累計】	141	28.90	58.70	19.61	5.89	68.24	58.12
		人口1万人あたり市町村長申立数(後見)累計	146	1.33	1.14	2.09	0.83	1.38	1.38
		F4-1-8保佐【累計】	110	3.85	6.50	2.92	1.44	7.76	5.73
		F4-1-12補助【累計】	98	0.82	1.59	0.49	0.31	1.26	0.75
	判断能力低下の原因別	F4-1-16認知症【累計】	133	26.96	54.57	18.58	5.16	66.65	51.52
		F4-1-20知的障害【累計】	105	4.78	9.59	2.60	1.70	11.00	8.30
		F4-1-24精神障害【累計】	116	2.59	4.67	1.90	1.03	5.00	4.38

③市町村規模別にみた事業の実施状況

市町村規模別に市民後見人の育成・活用に関する事業の実施状況を見ると、「権利擁護人材育成事業」、単独事業、他機関による事業は、人口規模が大きいほど実施割合が高い傾向がみられ、人口規模 30 万人以上の市町村で実施割合が最も高い。

④市民後見推進機関の設置状況

市民後見推進機関の設置状況についても人口規模が大きいほど設置割合が高い傾向がみられる。

	上段度数 下段%	実施事業【5項目】						
		合計	権利擁護人材育成事業を実施	それ以外の事業を実施	どの事業も実施していない	単独事業を実施	市町村内他機関による事業を実施	無回答
F1-7人口	全体	146	52	46	48	25	26	-
		100.0	35.6	31.5	32.9	17.1	17.8	-
	3千人未満	27	7	5	15	2	1	-
		100.0	25.9	18.5	55.6	7.4	3.7	-
	3千人～1万人未満	9	1	3	5	1	-	-
		100.0	11.1	33.3	55.6	11.1	-	-
	1万人～5万人未満	29	5	8	16	4	5	-
		100.0	17.2	27.6	55.2	13.8	17.2	-
	5万人～10万人未満	26	11	9	6	3	4	-
		100.0	42.3	34.6	23.1	11.5	15.4	-
	10万人～30万人未満	28	10	13	5	7	6	-
		100.0	35.7	46.4	17.9	25.0	21.4	-
30万人以上	27	18	8	1	8	10	-	
	100.0	66.7	29.6	3.7	29.6	37.0	-	
無回答	-	-	-	-	-	-	-	

	上段度数 下段%	Q4市民後見推進機関の設置			
		合計	設置されている	設置されていない	無回答
F1-7人口	全体	146	61	84	1
		100.0	41.8	57.5	0.7
	3千人未満	27	9	17	1
		100.0	33.3	63.0	3.7
	3千人～1万人未満	9	-	9	-
		100.0	-	100.0	-
	1万人～5万人未満	29	7	22	-
		100.0	24.1	75.9	-
	5万人～10万人未満	26	7	19	-
		100.0	26.9	73.1	-
	10万人～30万人未満	28	15	13	-
		100.0	53.6	46.4	-
30万人以上	27	23	4	-	
	100.0	85.2	14.8	-	
無回答	-	-	-	-	

⑤ 関係機関等との連携状況

関係部局との協議の場を持っているか、関係機関との協議の場をもっているかについて、いずれも人口規模が大きいほど持っている割合が高い傾向がみられる。

＜障害部局・関係団体等＞

上段度数 下段%	Q16 権利擁護関係部局との協議の場			
	合計	持っている	持っていない	無回答
全体	146	65	79	2
	100.0	44.5	54.1	1.4
8千人未満	27	9	16	2
	100.0	33.3	59.3	7.4
8千人～1万人未満	9	3	6	-
	100.0	33.3	66.7	-
1万人～5万人未満	29	9	20	-
	100.0	31.0	69.0	-
5万人～10万人未満	26	11	15	-
	100.0	42.3	57.7	-
10万人～30万人未満	28	17	11	-
	100.0	60.7	39.3	-
30万人以上	27	16	11	-
	100.0	59.3	40.7	-
無回答	-	-	-	-

上段度数 下段%	Q17-①-1 家庭裁判所との協議の場の有無			
	合計	定期的にある	不定期にある	ない
全体	146	15	36	94
	100.0	10.3	24.7	64.4
8千人未満	27	1	3	22
	100.0	3.7	11.1	81.5
8千人～1万人未満	9	1	1	7
	100.0	11.1	11.1	77.8
1万人～5万人未満	29	1	4	24
	100.0	3.4	13.8	82.8
5万人～10万人未満	26	4	7	15
	100.0	15.4	26.9	57.7
10万人～30万人未満	28	2	10	16
	100.0	7.1	35.7	57.1
30万人以上	27	6	11	10
	100.0	22.2	40.7	37.0
無回答	-	-	-	-

上段度数 下段%	Q17-②-1 都道府県との協議の場の有無			
	合計	定期的にある	不定期にある	ない
全体	146	15	24	103
	100.0	10.3	16.4	70.5
8千人未満	27	2	3	21
	100.0	7.4	11.1	77.8
8千人～1万人未満	9	1	1	7
	100.0	11.1	11.1	77.8
1万人～5万人未満	29	1	6	21
	100.0	3.4	20.7	72.4
5万人～10万人未満	26	2	4	20
	100.0	7.7	15.4	76.9
10万人～30万人未満	28	2	5	20
	100.0	7.1	17.9	71.4
30万人以上	27	7	5	14
	100.0	25.9	18.5	51.9
無回答	-	-	-	-

上段度数 下段%	Q17-③-1 社会福祉協議会との協議の場の有無			
	合計	定期的にある	不定期にある	ない
全体	146	48	45	50
	100.0	32.9	30.8	34.2
8千人未満	27	4	8	14
	100.0	14.8	29.6	51.9
8千人～1万人未満	9	3	2	4
	100.0	33.3	22.2	44.4
1万人～5万人未満	29	9	4	15
	100.0	31.0	13.8	51.7
5万人～10万人未満	26	9	7	9
	100.0	34.6	26.9	34.6
10万人～30万人未満	28	11	10	7
	100.0	39.3	35.7	25.0
30万人以上	27	12	14	1
	100.0	44.4	51.9	3.7
無回答	-	-	-	-

＜専門職団体＞

上段度数 下段%	Q18-①-1 弁護士会との連携の有無			
	合計	ある	ない	無回答
全体	146	48	87	11
	100.0	32.9	59.6	7.5
8千人未満	27	2	21	4
	100.0	7.4	77.8	14.8
8千人～1万人未満	9	-	8	1
	100.0	-	88.9	11.1
1万人～5万人未満	29	7	21	1
	100.0	24.1	72.4	3.4
5万人～10万人未満	26	8	16	2
	100.0	30.8	61.5	7.7
10万人～30万人未満	28	9	17	2
	100.0	32.1	60.7	7.1
30万人以上	27	22	4	1
	100.0	81.5	14.8	3.7
無回答	-	-	-	-

上段度数 下段%	Q18-②-1 社会福祉士会との連携の有無			
	合計	ある	ない	無回答
全体	146	46	90	10
	100.0	31.5	61.6	6.8
8千人未満	27	2	21	4
	100.0	7.4	77.8	14.8
8千人～1万人未満	9	-	8	1
	100.0	-	88.9	11.1
1万人～5万人未満	29	4	24	1
	100.0	13.8	82.8	3.4
5万人～10万人未満	26	10	15	1
	100.0	38.5	57.7	3.8
10万人～30万人未満	28	9	17	2
	100.0	32.1	60.7	7.1
30万人以上	27	21	5	1
	100.0	77.8	18.5	3.7
無回答	-	-	-	-

上段度数 下段%	Q18-③-1 司法書士会との連携の有無			
	合計	ある	ない	無回答
全体	146	50	85	11
	100.0	34.2	58.2	7.5
8千人未満	27	4	19	4
	100.0	14.8	70.4	14.8
8千人～1万人未満	9	-	8	1
	100.0	-	88.9	11.1
1万人～5万人未満	29	5	23	1
	100.0	17.2	79.3	3.4
5万人～10万人未満	26	10	15	1
	100.0	38.5	57.7	3.8
10万人～30万人未満	28	10	16	2
	100.0	35.7	57.1	7.1
30万人以上	27	21	4	2
	100.0	77.8	14.8	7.4
無回答	-	-	-	-

## 2) 市民後見推進機関の状況別の特徴

### ①事業の実施状況

市民後見推進機関の設置別に市民後見人の育成・活用に関する事業の実施状況をみると、「権利擁護人材育成事業」、単独事業、他機関による事業は、推進機関が設置されている市町村の実施割合が高くなっている。

	上段度数 下段%	実施事業【5項目】						
		合計	権利擁護人材育成事業を実施	それ以外の事業を実施	どの事業も実施していない	単独事業を実施	3事業以外の事業を実施	無回答
全体	146 100.0	146	52	46	48	25	28	-
設置されている	61 100.0	61	37	22	2	19	18	-
設置されていない	84 100.0	84	15	24	45	6	8	-
無回答	1 100.0	1	-	-	1	-	-	-

### ②関係機関等との連携状況

関係部局との協議の場を持っているか、また、関係機関との協議の場についても市民後見推進機関が設置されている市町村ほど協議の場持っている割合が高くなっている。

#### <障害部局・関係団体等>

	上段度数 下段%	Q16 権利擁護関係部局との協議の有無			
		合計	持っている	持っていない	無回答
全体	146 100.0	146	65	79	2
設置されている	61 100.0	61	36	23	2
設置されていない	84 100.0	84	29	55	-
無回答	1 100.0	1	-	1	-

	上段度数 下段%	Q17-①-1 家庭裁判所との協議の有無			
		合計	定期的にある	不定期にある	ない
全体	146 100.0	146	15	36	94
設置されている	61 100.0	61	9	23	28
設置されていない	84 100.0	84	6	13	65
無回答	1 100.0	1	-	-	1

	上段度数 下段%	Q17-②-1 都道府県との協議の有無			
		合計	定期的にある	不定期にある	ない
全体	146 100.0	146	15	24	103
設置されている	61 100.0	61	10	12	37
設置されていない	84 100.0	84	5	12	65
無回答	1 100.0	1	-	-	1

	上段度数 下段%	Q17-③-1 社会福祉協議会との協議の有無			
		合計	定期的にある	不定期にある	ない
全体	146 100.0	146	48	45	50
設置されている	61 100.0	61	32	19	9
設置されていない	84 100.0	84	16	26	40
無回答	1 100.0	1	-	-	1

#### <専門職団体>

	上段度数 下段%	Q18-①-1 弁護士会との連携の有無			
		合計	ある	ない	無回答
全体	146 100.0	146	48	87	11
設置されている	61 100.0	61	38	17	6
設置されていない	84 100.0	84	10	69	5
無回答	1 100.0	1	-	1	-

	上段度数 下段%	Q18-②-1 社会福祉士会との連携の有無			
		合計	ある	ない	無回答
全体	146 100.0	146	46	90	10
設置されている	61 100.0	61	36	20	5
設置されていない	84 100.0	84	10	69	5
無回答	1 100.0	1	-	1	-

	上段度数 下段%	Q18-③-1 司法書士会との連携の有無			
		合計	ある	ない	無回答
全体	146 100.0	146	50	85	11
設置されている	61 100.0	61	37	18	6
設置されていない	84 100.0	84	13	66	5
無回答	1 100.0	1	-	1	-

### 3) 連携の状況別の特徴

- ・関係機関、専門職団体との連携、庁内連携の有無別に、事業の実施状況をみると、概ね連携が取れている市町村における各事業の実施割合が高くなっている。

#### 〈障害部局・関係団体等〉

	上段度数		実施事業【5項目】				
	下段%	合計	権利擁護人材育成事業を実施	それ以外の事業を実施	どの事業も実施していない	単独事業を実施	市町村内他機関による事業実施
Q16 権利擁護関係部局との協議の有無	全体	146	52	46	48	25	26
		100.0	35.6	31.5	32.9	17.1	17.8
	持っている	65	28	28	9	16	18
		100.0	43.1	43.1	13.8	24.6	27.7
	持っていない	79	24	17	38	8	8
	100.0	30.4	21.5	48.1	10.1	10.1	
無回答	2	-	1	1	1	-	-
	100.0	-	50.0	50.0	50.0	-	-

	上段度数		実施事業【5項目】				
	下段%	合計	権利擁護人材育成事業を実施	それ以外の事業を実施	どの事業も実施していない	単独事業を実施	市町村内他機関による事業実施
Q17-①-1 家庭裁判所との協議の有無	全体	146	52	46	48	25	26
		100.0	35.6	31.5	32.9	17.1	17.8
	定期的にある	15	8	3	4	4	4
		100.0	53.3	20.0	26.7	26.7	26.7
	不定期にある	36	18	16	2	11	5
		100.0	50.0	44.4	5.6	30.6	13.9
ない	94	26	27	41	10	17	
	100.0	27.7	28.7	43.6	10.6	18.1	
無回答	1	-	-	1	-	-	-
	100.0	-	-	100.0	-	-	-

	上段度数		実施事業【5項目】				
	下段%	合計	権利擁護人材育成事業を実施	それ以外の事業を実施	どの事業も実施していない	単独事業を実施	市町村内他機関による事業実施
Q17-②-1 都道府県との協議の有無	全体	146	52	46	48	25	26
		100.0	35.6	31.5	32.9	17.1	17.8
	定期的にある	15	8	6	1	3	6
		100.0	53.3	40.0	6.7	20.0	40.0
	不定期にある	24	12	9	3	5	5
		100.0	50.0	37.5	12.5	20.8	20.8
ない	103	30	31	42	17	15	
	100.0	29.1	30.1	40.8	16.5	14.6	
無回答	4	2	-	2	-	-	-
	100.0	50.0	-	50.0	-	-	-

	上段度数		実施事業【5項目】				
	下段%	合計	権利擁護人材育成事業を実施	それ以外の事業を実施	どの事業も実施していない	単独事業を実施	市町村内他機関による事業実施
Q17-②-1 社会福祉協議会との協議の有無	全体	146	52	46	48	25	26
		100.0	35.6	31.5	32.9	17.1	17.8
	定期的にある	48	26	17	5	11	13
		100.0	54.2	35.4	10.4	22.9	27.1
	不定期にある	45	20	16	9	9	10
		100.0	44.4	35.6	20.0	20.0	22.2
ない	50	6	13	31	5	2	
	100.0	12.0	28.7	62.0	10.0	4.0	
無回答	3	-	-	3	-	1	-
	100.0	-	-	100.0	-	33.3	-

#### 〈専門職団体〉

	上段度数		実施事業【5項目】				
	下段%	合計	権利擁護人材育成事業を実施	それ以外の事業を実施	どの事業も実施していない	単独事業を実施	市町村内他機関による事業実施
Q18-①-1 弁護士会との連携の有無	全体	146	52	46	48	25	26
		100.0	35.6	31.5	32.9	17.1	17.8
	ある	48	30	16	2	12	12
		100.0	62.5	33.3	4.2	25.0	25.0
	ない	87	16	27	44	12	12
	100.0	18.4	31.0	50.6	13.8	13.8	
無回答	11	6	3	2	1	2	
	100.0	54.5	27.3	18.2	9.1	18.2	

	上段度数		実施事業【5項目】				
	下段%	合計	権利擁護人材育成事業を実施	それ以外の事業を実施	どの事業も実施していない	単独事業を実施	市町村内他機関による事業実施
Q18-②-1 社会福祉士会との連携の有無	全体	146	52	46	48	25	26
		100.0	35.6	31.5	32.9	17.1	17.8
	ある	46	27	17	2	12	12
		100.0	58.7	37.0	4.3	26.1	26.1
	ない	90	20	26	44	12	13
	100.0	22.2	28.9	48.9	13.3	14.4	
無回答	10	5	3	2	1	1	
	100.0	50.0	30.0	20.0	10.0	10.0	

	上段度数		実施事業【5項目】				
	下段%	合計	権利擁護人材育成事業を実施	それ以外の事業を実施	どの事業も実施していない	単独事業を実施	市町村内他機関による事業実施
Q18-③-1 司法書士会との連携の有無	全体	146	52	46	48	25	26
		100.0	35.6	31.5	32.9	17.1	17.8
	ある	50	28	19	3	12	12
		100.0	56.0	38.0	6.0	24.0	24.0
	ない	85	18	24	43	11	13
	100.0	21.2	28.2	50.6	12.9	15.3	
無回答	11	6	3	2	1	1	
	100.0	54.5	27.3	18.2	18.2	9.1	

### Ⅲ ヒアリング調査結果

#### 1 調査概要

##### (1)調査目的

アンケート調査では十分に把握しきれなかった都道府県における市民後見人の育成・活用に関する事業の実施状況、関係機関との連携状況等を把握し、今後の事業推進における都道府県の役割および課題等について明らかにすることを目的とした。

なお、対象の選定にあたっては、先進的に事業を実施している都道府県をモデルとする視点ではなく、人口規模等の地域特性において際立って大きくはない地域等における市民後見人の育成活用の状況とその課題等の把握に主眼を置いた。

##### (2)調査対象・方法

調査はヒアリング調査により実施した。

調査対象の選定方法について

事前に行った都道府県対象のアンケート調査における回答内容より、以下を考慮して選定した。

- 平成 27 年度における都道府県による「権利擁護人材育成事業」の実施状況
- 平成 26 年度における都道府県内の市町村による「市民後見推進事業」の実施状況
- 都道府県社会福祉士協議会、市町村社会福祉士協議会での市民後見人の養成、実施機関の整備、法人後見の実施状況や NPO 団体等による権利擁護センター等の設置や法人後見の実施状況
- 全国的な観点からの人口規模と地域性（地域の偏り・政令指定都市の有無）

結果として、山形県、千葉県、静岡県、滋賀県、島根県、徳島県の 6 県を選定した。

##### (3)調査時期

平成 28 年 1 月～2 月

## 2 調査結果

### (1)山形県【人口 113.1 万人 高齢化率 29.9%】

#### 1)市民後見人の育成・活用推進に関する事業に対する基本的な考え方

オレンジプランに示されている認知症高齢者の権利擁護の考え方に対して、「県認知症施策推進行動計画」を平成 28 年 1 月に策定したが、特に市民後見などに係る記述は盛り込まれていない。家庭裁判所では、親族等による後見が期待できない場合、弁護士会、リーガルサポート、ばあとなあ等の団体に後見人候補者の推薦をお願いしており、実際に多くの専門職が選任されている。推薦依頼の件数は増加傾向にあり、弁護士等の専門職が今後不足することが危惧される。権利擁護人材育成事業に対する基本的な考え方としては、市民後見人は、後見人の担い手不足を補完するとともに、新たな地域福祉推進の担い手としての役割を期待している。一方で後見人の担い手不足に対して、選任までのハードルが高い市民後見人の育成が抜本的な解決策となるかは疑問に思っている。

市民後見人として想定されるのは、報酬が無報酬又は微々たるものであり職業として成り立つものではないことや身上監護を中心に行うことになることから、平日に活動できる意欲のある方となり、定年退職後の男性、公務員 OB、専業主婦などが主たる対象になると考えている。

家庭裁判所からは、単に養成研修を修了しただけでは、市民後見人として選任するには不十分であり、後見業務に携わった実績及び養成研修修了後の市町村や社会福祉協議会のバックアップ体制づくりが求められている。そのため、社会福祉協議会が行う法人後見のサポート等の経験を積んだうえで初めて市民後見人として独り立ちできることになる。法人後見は、県内でもいくつかの社会福祉協議会でしか行われていないため、まずは、法人後見の実施というハードルがあり、さらに民間の養成研修修了者を受け入れ、育成のための体制づくりを行うという 2 段階のハードルがあることになる。市民後見人の選任に県内各地に繋げるには、これらのハードルをクリアし、家庭裁判所から認められるような体制（モデル）を作り、それを広めていくしかないと考えている。

市民後見人が担うべきケースについては、財産問題などを抱えた事案は専門職等が行い、市民後見人は、原則として、親族間等で大きな紛争がなく、主たる活動が身上監護であるといった、いわゆる比較的軽い事案を担当するのが現実的だと考えている。将来的には、当初は専門職が後見人となり、事案が落ち着いてから市民後見に引き継ぐという、いわゆるリレー方式も必要になると考えている。弁護士等の専門職が、多い場合では 10 人ほどの後見人を掛け持ちしていることもあるため、比較的負担が軽い事案は市民後見で担い、専門職は財産問題や親族間のトラブルがある事案などに注力できるような体制になることが必要となると考えている。

#### 2)市民後見人の育成・活用と推進の体制について

##### ●市町村申立と市民後見

市民後見の選任事案は、市町村長申立案件が中心になると考えている。（市や市社会福祉協議

会とのバックアップ体制を構築しやすいため)。また、市町村長申立案件は市民後見につながりやすいかについては、市民後見選任実績がないこともあり把握していない。

#### ●日常生活自立支援事業と市民後見人

日常生活自立支援事業において、市民後見と関連付けた人材育成にあたっての工夫や連携等は特にない。日常生活自立支援事業は県社会福祉協議会に委託（県地域福祉推進課所管）しているが、事業を利用したいという人の中には既に後見等の対象になると考えられる者が相当数あり、社会福祉協議会としてはそれをどのように成年後見制度につなげていくかが課題となっている。法人後見を行っている社会福祉協議会であれば比較的スムーズに繋ぐことができるが、法人後見を行っていない場合、担当者は、日常生活自立支援事業と成年後見の狭間の業務で悩むことも多いと聞いている。

#### ●法人後見と市民後見人

- ・家庭裁判所から養成研修修了者を市民後見人として実際に選任するには、後見業務に係る業務経験が必要といわれており、社会福祉協議会等が行う法人後見の業務員として、経験を積む等の連携が考えられる。

#### ●家庭裁判所との連携について

- ・家庭裁判所主催の家事関係機関との連絡調整会議（申立～受任の流れを説明する会議）が、定期的で開催されている。家庭裁判所の事業の情報提供を行い、申立から選任までの流れをスムーズにするための会議で、市民後見人の育成に関しては、家庭裁判所の求めている市や社会福祉協議会等によるバックアップ体制の構築が課題（人材・予算等）となっている。家庭裁判所が市民後見人を選任しやすい環境づくりに向け、県としては、市民後見人の育成に向けた市町村向けの研修会を来年度初めて開催する予定であり、まずは市町村に対する市民後見人育成の必要性の意識付けから行っていきたいと考えている。

### 3)市民後見人の育成・活用に関する事業への取り組みの状況

#### ●市町村で実施されている内容の把握状況

- ・市町村長申立件数は把握しているが、具体的な事案内容までは把握していない。市町村長申立件数は増加傾向にあり、山形市に専門の相談機関である成年後見センター（市が設置・運営は市社会福祉協議会に委託）ができたことで増えた市町村がある一方で、0件という市町村も複数存在する。成年後見センターがあれば相談も申立件数も増えることが想定されるが、他市で成年後見センター設置の話はでてきていない。
- ・現在（H27年度現在）、市民後見人の育成に向けた事業を行っている市町村はないが、次年度以降に検討している市はある。県として実施している事業は特にない。
- ・地域における見守り、助け合いという視点からみると、山形県内でも地域によって多少温度差はあると思うが、基本的には、山形県は3世代同居が最も多い県であり、都会よりは地域の繋

が強い地域といえるかもしれない。一方で、介護は自分の家で行うものという意識が強いとの声を聞くこともある。

●H27年度から「権利擁護推進人材育成事業」へと枠組みが変わったことへの対応について

- ・権利擁護推進人材育成事業ができる前は、いわゆる介護保険事業費補助金ということで、国が10/10負担の補助金であったが、基金を活用した権利擁護推進人材育成事業になって、県の財源負担が1/3となったため、市町村が行う事業であっても、県で予算化を図る必要が生じたため、以前よりも使いにくくなった面はある。

4) 県における市民後見人の育成・活用に関する事業の課題と今後の方向性について

市民後見人の育成・活用に関する事業の進め方については、県の負担も発生するが、権利擁護推進人材育成事業を活用して実施したい。28年度は研修会の開催等検討を進めて、29年度から具体的に市町村への補助事業を進められるよう調整を図っていきたい。

市民後見人育成・活用推進事業については、今のところ実施予定はない。

●今後の課題について

市民後見人の育成・活用に関する事業を進めるにあたっての課題については、市町村においてマンパワーや養成研修の修了者を雇用する際の人件費も含めた財源が必要になってくることがあげられる。

現在、県内で唯一、成年後見センターを設置している山形市で市民後見の養成事業の実施を検討しているところである。こうした取り組み状況を研修等で事例として紹介し、県内の市町村における取組のきっかけとなることを期待している。

市民後見人の育成・活用に関する事業を進めるにあたって、県として今後担うべき役割については、権利擁護推進人材育成事業を活用し、県内で市民後見人の育成に取り組む市町村（現時点では山形市を想定）を財政面等で支援することと、県内の取組み事例を紹介し、各市町村の意識の向上を図っていくことが役割と考えている。

また、関係機関との役割分担については、現時点で明確に定めたものはないが、市民後見人の選任に向け、家庭裁判所との意見交換を重ね進めていきたいと考えている。

なお、市町村等の担当者も、成年後見も含めて市民後見人に対する理解が十分でないと考えられる。職員の知識が十分でなければ市民に対しての啓発もできないため、まずは市町村職員等を対象とした研修会等（先進事例の紹介等）の開催が望まれる。

行政という立場としては、市民後見人育成事業のいわゆる「コストパフォーマンス」が課題となる。養成研修を県や市町村で行っても、家庭裁判所から実際に選任されなければ意味がない。全国的に見ても、市民後見人の選任件数はごく僅かであるが、養成事業の実施が市民後見人の選任に繋がるよう家庭裁判所と連携しながら育成事業を実施する必要がある。

## (2)千葉県【人口 625.4 万人 高齢化率 24.7%(平成 27 年 4 月時点)】

### 1)市民後見人の育成・活用推進に関する事業に対する基本的な考え方

#### ●権利擁護人材育成事業に対する基本的な考え方

認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、成年後見制度の重要性が高いと考えている。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから成年後見制度の担い手として、専門職だけでは不足する恐れがあるため、地域の実情に通じた民間の市民が後見人になることが重要と考えている。

本県では、市民後見人の養成は市町村で実施しており、県は成年後見利用促進事業により県社会福祉協議会に委託（他課）し、市町村を対象に市町村長申立について、市町村社会福祉協議会を対象に法人後見について、県民対象には成年後見制度の周知を図る研修会を開催している。

法人後見は市社会福祉協議会が中心となって行っていくというビジョンを持っているわけではないが、現実的には社会福祉協議会が関わって行かないと法人後見が進んでいかないと考える。養成研修受講者が支援員、補助員等様々な名称で活動してもらえれば、その後につながると考えられる。

研修修了者が市民後見人としてひとり立ちするまでには、それなりの知識・経験が必要であり、厚労省が示しているカリキュラムだけで市民後見人になるのは難しいと思われる。実際にOJT的に訓練していかないと難しい。権利擁護関係は内容が複雑で、机上で学んだだけでは、実際に支援していくには無理があると考ええる。

#### ●養成した人材の選任について

- ・市民後見を進めていきたいと考えている市町村においても、選任をするのは家庭裁判所であるため、選任につながっていない。一方で市町村側にも、市民後見人が選任された場合の受け皿となる支援機関が十分に整備されていないという側面もある。
- ・法人後見については、県内では社会福祉協議会以外に多数のNPOが担い手となっている。NPOに養成研修を委託している市町村もあり、NPOが法人後見の受け皿となることも考えられる。
- ・NPOの把握状況としては、市民後見推進事業で市民後見人の養成研修を実施した市町村でみると、委託先は社会福祉協議会とNPOが半々ぐらいである。

#### ●市民後見人が担うべきケースについて

- ・現時点で市民後見人がいないため専門職との棲み分けについて具体的な検討は行っていないが、今後、市民後見人の選任が進んだ場合は、原則的に家族間紛争がない等、複雑ではない、日常の見守りの延長で身上監護が中心となると考える。

## 2) 市民後見人の育成・活用と推進の体制について

現時点では市町村長申立について特に検討はしていない。日常生活自立支援事業については、市町村社会福祉協議会において事業を行う中で、地域の民生委員等との連携はあると思われるが、現在のところ、市民後見にはつながっていない。

家庭裁判所の連絡協議会他、市民後見人以外も含めて家庭裁判所との連携は特にはないが、今後市民後見人の選任を進めていくには、まず県と市町村でどうするかということ打合せ、市町村の意向も把握したうえでないと、家庭裁判所との連携はとれないと考えている。広域的（家庭裁判所圏域）での取組みについては、家庭裁判所で行われている家事連絡協議会に頼っているのが現状。家庭裁判所圏域で広域的な事業の進め方については、現状では考えていない。

市民後見に関して、その他団体との連携については、研修の際の講師の依頼等はあるかもしれないが、今のところ県としては行っていない。

## 3) 市民後見人の育成・活用に関する事業への取り組みの状況

国の補助金を活用し事業を実施していた市町村については、実績報告等で把握している。あとは毎年実施されている成年後見制度についての国の調査によるため、具体的な内容までは把握できていない。県では、平成27年度から基金を活用した補助事業を新規に実施することとなり、現在8市から要望が上がっている。28年度は今年度実施している市町村以外にも要望がありそうだが「市民後見推進事業」から「権利擁護推進人材育成事業」へと枠組みが変わり国の全額補助から、基金事業として新たに県の負担が発生したため、今後すべての市町村が実施するとなった際に予算が確保できるか不安である。

県下で上手く回っている所は政令市の千葉市である。社会福祉協議会の中に成年後見センターがあって、市民後見養成研修を受けた人を「法人後見支援員」という形で登録して、法人後見において活用している。法人後見を受任している社会福祉協議会は7団体。NPOの法人後見は把握していないが、受任件数は社会福祉協議会よりも多い。

住民への啓発から先に進まない市町村もある中で、成功事例としては、養成（入口）から最終的な活動の場（出口）まで一貫したシステムが整っている所と考える。また、昨年度まで銚子、旭、匝瑳の3市が共同で市民後見推進事業を実施した事例もある。事業としては銚子市が主管として受けているが、3市で一緒に事業を進めている。NPOが核となって3市で広域にわたる事業に結び付けている。市町村社会福祉協議会では市内の活動に限定されるが、NPOが動くことによる好事例といえる。

## 4) 県における市民後見人の育成・活用に関する事業の課題と今後の方向性について

県として直接養成等を行ってはならず市町村主導で進められているという要素が大きいですが、市町村による温度差があるため、今後の課題としては、ある程度県がイニシアチブをとる必要があると考えている。

オレンジプランではすべての市町村を対象という考え方があるが県がどこまで踏み込めるかは難しい。実際、市民後見人を養成した後は各地域での動きとなるので、県として一律に何かを提供するのは無理がある。また、具体的な数値目標を立てて養成している市町村が大変少ない。養成する目標値が明らかにならないことも、市町村が動けない要因の一つと考えられる。

今後、市町村から県に求められる役割としては、広域での事業の調整と情報提供があげられる。平成 25 年度に市町村を集めたセミナーで柏市の取り組みを話してもらったことがあるが、今後もこうした機会を設ける必要があると考えている。

### (3)静岡県【人口 370.5 万人 高齢化率 26.9%】

#### 1)市民後見人の育成・活用推進に関する事業に対する基本的な考え方

オレンジプランに示されている認知症高齢者の権利擁護の考え方を踏まえ、「平成 30 年度に全市町に市民後見人の育成・活用に関する実施機関の設置」を目標にしている。

権利擁護人材育成事業に対する基本的な考え方として、市民後見人は必要であると考えており、そのために養成すべき人材像としては、信頼感が感じられ、倫理観・知識量等が後見を受任するレベルに達している人を想定している。市民後見人が担うべきケースは、一般的に言われているとおり、日常の見守りの延長となる身上監護が中心になると考えている。具体的には実施主体である各市町で検討していくことになる。

#### 2)市民後見人の育成・活用と推進の体制について

首長申立案件については、県としては、各市町に適切に行っていただきたいと考えている。ただし、申立ての経験が十分でない市町も見受けられることから、県社会福祉協議会に委託して実施している後見業務の実務研修において、首長申立ての実務に関する研修も実施して、首長申立てが必要な際に適切にできるよう支援している。

日常生活自立支援事業については、県社会福祉協議会が実施しているが、県では、担当者会議等においてその状況を把握している。

市民後見人の養成については、県内では、富士市が初めて成年後見実施機関を設置して、いち早く事業に取り組んでいる。市の委託により市民後見人の養成研修を行っている富士市社会福祉協議会においては、これまで法人後見の受任実績がなく、後見業務に従事できる場がなかったため、研修修了者は日常生活支援事業の支援員としてスキルアップに努めてきた。最近になって法人後見の受任案件が出てきており、今後は日常生活支援事業の支援員及び法人後見の支援員としてスキルの向上を目指す。

法人後見の推進について、現時点で、県としては積極的な取組を行っていない。ただし、市町社会福祉協議会が成年後見実施機関の受け皿になることを想定しているため、県社会福祉協議会への委託事業で法人後見の実務研修等を実施するなど、市町社会福祉協議会における法人後見の取組を支援している。

家庭裁判所との連携については、家事事件全般の情報を共有しているものの、連携を図るための取組は、現段階では行っていない。ただし、平成 28 年度から国の予算を活用して家庭裁判所との連携促進に取り組んでいく予定である。

その他関係機関との連携については、県社会福祉協議会と日常的に連携して事業を行っている。また、前述の市町社会福祉協議会を対象とする実務者研修における講師依頼などにおいて社会福祉士会、司法書士会などの専門職団体と協力関係を持っている。

### 3) 市民後見人の育成・活用に関する事業への取り組みの状況

首長申立の実態（実施の有無、件数等）については、市町に対するアンケートの結果として概要を把握しているが、個別の事案は把握していない。その他、成年後見利用支援事業等の関係事業の実施状況についても市町から情報収集している。

県の実施事業は、次のとおりである。

- ・平成 24 年度は、県社会福祉協議会への委託事業により、市町社会福祉協議会における法人後見を推進するためのモデル事業を県内の 3 つの社会福祉協議会（御殿場、菊川、袋井）において実施した。
- ・平成 25 年度は、市町職員対象の研修として市民後見人の支援体制の構築に向けた研修と福祉施設職員や民生委員等を対象としたシンポジウムを実施した。
- ・平成 26 年度は、単独の市町で実施機関を整備することが困難な側面も踏まえ、市町職員を対象とする実施機関の広域設置に関する研修及び市町社会福祉協議会の法人後見の実務研修（基礎編）を実施した。
- ・平成 27 年度は、地域医療介護総合確保基金を活用して、市町社会福祉協議会の法人後見の実務研修（応用編）と、市町への補助事業を実施した。

県内で成年後見実施機関を置いているのは富士市、熱海市、藤枝市の 3 市である。市町の取組が進んでいない現状の中で、県の役割として、市町の取組を促進する研修や、受け手となる市町社会福祉協議会が後見業務のノウハウを習得するための研修などを実施している。こうした取組を通じて市町が成年後見実施機関の設置に取り組もうする時に、円滑に実施できるよう支援している。

### 4) 県における市民後見人の育成・活用に関する事業の課題と今後の方向性について

市民後見人の育成・活用に関する事業については、市町に対する助成事業も、研修事業も、地域医療介護総合確保基金の「権利擁護人材育成事業」を活用して実施している。

厚生労働省の平成 28 年度予算に計上された「市民後見人育成・活用推進事業」（家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図る事業）についても、実施する予定である。近々開催される家庭裁判所主催の家事関係機関連絡会議にオブザーバーとして参加して、情報提供と当該事業の実施に際しての協力を要請していく。

市民後見人の育成・活用を図るに当たっては、老人福祉法に規定されているように、市民後見人の育成・活用は基礎自治体である市町の責任において実施することが基本と考えており、県の役割はその取組を側面的に支援することにある。

平成 28 年度においては、市町の職員を対象とした実務研修事業を実施予定であり、研修では実施機関が設置されている 3 市の事例報告など、事業を具現化するヒントを提供したいと考

えている。また、基礎自治体が事業に取り組む際の財政的支援として、基金を活用して3年を上限に補助する。

このほか、平成27年度に成年後見実施機関を立ち上げた藤枝市では、実施機関の運営を近隣の市町と広域で取り組むための検討を始めており、県もその検討の場に参画し支援している。また、他の地域では、地域の専門職等が中心となり任意の勉強会を立ち上げて、県（出先機関）や近隣市町、社会福祉協議会等が参画して成年後見センターの広域的な設置に向けた検討を行っている。

現在、県と市町は対等・協力の関係で、県としては、前記のような市町の自発的な取組を促進するほか、そのサポートをすることが基本的な取組姿勢と考えている。

広域連携に対する考えとしては、市町によって考え方が異なるため、参画する市町が少数であっても足並みを揃えることは難しい。このため、一地域で一つにまとまって取り組むよりも、危機意識を背景にして、取り組む意欲のある市町同士で連携することが目標を達成するための近道であると考えている。

#### (4)滋賀県【人口 141.5 万人 高齢化率 24.3%(平成 28 年 1 月現在)】

##### 1)市民後見人の育成・活用推進に関する事業に対する基本的な考え方

滋賀県の認知症高齢者の権利擁護の考え方は、「レイカディア滋賀高齢福祉プラン」(法定計画をまとめたもの)の中で、認知症対策の推進と併せて示されている。成年後見については、県内どこの市町にいても同じ支援が受けられるよう、制度についての情報提供、利用支援、広報啓発活動等を行う「成年後見サポートセンター」が県内7つの福祉圏域で整備されることを目標とし、その体制づくりのため、立ち上げの協議会の運営等に関して、県が支援してきた。

市民後見を機能させるためには、こうしたバックアップ体制を整えることが必要と考えており、平成 27 年 10 月に湖東圏域に権利擁護サポートセンター稼働ができたことで、県内全圏域において成年後見サポートセンター又は権利擁護センターが立ち上がったところである。

各センターは各市町による委託等で運営され、その形態としては、NPO 法人、市町の社会福祉協議会、社会福祉法人の 3 種があり、各圏域の市町の状況によって役割や体制、事業内容等に差異がある。滋賀県では、大津圏域の支援センターでもある「NPO 法人あさがお」を県高齢者成年後見支援センターとして指定し、県全体の目指す方向や役割について各センターと共有できるよう連携・協議を進めている。

##### ●権利擁護人材育成事業に対する基本的な考え方

県全体では、成年後見の需要と対応する専門職とのギャップがどの程度あるのか把握されていないが、既に専門職が不足してきている福祉圏域もある。このため、そのギャップを埋めるのが市民後見人なのかどうかを各圏域の実情に応じて検討し、その圏域に合った形での権利擁護体制を作っていく必要がある。県としては、県高齢者成年後見支援センターや各圏域のセンターと議論を深め、情報の集約や提供、課題の共有を図りながら、県全体で市民後見を含めた権利擁護活動が安定的かつ適正に実施されるよう、権利擁護人材育成事業の中で市町に対して補助を行っているところである。

##### ●人材養成について

市民後見人養成研修を実施するだけでは、いわゆる市民後見難民を作り出すことになりかねないため、まずは地域における権利擁護の理解・啓発を進めながら意識の醸成を図り、その中から担い手となれる人材を発掘していく必要があると考えている。また、家庭裁判所が市民後見人を選任する際には、市民後見人のバックアップ体制の確立が求められるので、現段階ではそういった体制づくりの充実を図っているところであり、市民後見人の選任までまだ時間がかかる状況にある。

そのような中、今年度、県内全圏域において成年後見サポートセンター又は権利擁護センターが立ち上がり、核となりえる支援機関が圏域単位に揃ったので、県高齢者成年後見支援センターを中心として考え方を整理し、まずは「後見のスタンダード」についての共通認識を各センターで持つことが必要であるとしている。

## 2) 市民後見人の育成・活用と推進の体制について

県では、市町の成年後見制度担当課長会議を開催するなどして、首長申立等を行う市町の情報交換や課題の共有を行っているほか、必要に応じて先進事例や先進市町の研修会などを行っている。

日常生活自立支援事業については、市町の社会福祉協議会が事業を実施する中で、地域の民生委員等との連携はあると思われるが、市民後見と直結しているわけではない。

法人後見を担う団体は市民後見人のバックアップを行う機関としても重要だと考えているが、現状では各圏域のセンターの全てが法人後見を受任している状況にはない。

日常生活自立支援事業、首長申立、法人後見、市民後見等の仕組みの中で、こういったケースをどういった支援に結びつけることが適切なのかについて、県高齢者成年後見支援センターや各圏域のセンター、専門職団体、市町行政、その他関係機関と協議を重ね、県内どこにいても同様の支援が得られる「後見のスタンダード」を作り上げていく必要があると考えている。

家庭裁判所との連携については、現在県内に市民後見人はいないため、県から市民後見人に関する情報提供は行ってはいない。家庭裁判所との協議は、これまで数年に1度、家庭裁判所と専門職団体等との間で実施されてきたが、平成27年度は、家事関係機関との連絡協議会（大津家庭裁判所長主催）として10月に開催され、県からも出席している。

家庭裁判所が選任しやすい環境整備について、権利擁護を担うNPO団体や専門職団体等との連携はされつつあると思われるが、今後さらなる協議や調整が必要になってくると考えている。

家庭裁判所以外の関係機関（社会福祉協議会、支援機関、専門職団体他）との連携については、県社会福祉協議会が設置する滋賀県権利擁護センターを中心として、会議や研修等において協議を行っているが、高齢者の権利擁護は地域包括支援センターが各地域で対応する中、県権利擁護センターとしてのあり方についても検討がされているところである。

その他の連携としては、岡山県の専門職のネットワーク懇談会をモデルに、滋賀県の弁護士、社会福祉士、司法書士等のメンバーが中心となって、専門職が自由に相談や意見交換をできる場をつくらうということで立ちあがった「ネット懇しが」に行政職も参画している。平成27年3月に設立されたばかりなので試行錯誤しながらではあるが、具体的な活動として、2か月に1回、奇数月の第3金曜日の午後4時から、主に県庁の会議室で2時間の会議を開催したり、メールリストによる情報交換や意見交換を行っている。

滋賀県では、これまでも民間の優れた福祉の取組が進められ行政もバックアップしてきたが、今後も関係機関には、権利擁護を担う人材の確保や育成、各種研修や啓発、専門的な知見による政策提案等の役割を期待しながら、ともに取組を進めていきたいと考えている。

## 3) 市民後見人の育成・活用に関する事業への取り組みの状況

成年後見の首長申立の状況については、県で実施している調査により把握しているが、これまで市民後見に直接関係する事業は県では実施しておらず、成年後見制度や権利擁護に関する一般

向けのセミナー等を実施してきた。

県内の市町で過去に実施した内容としては、旧国庫補助事業の市民後見推進事業を大津市が実施し、市民の参画による成年後見活動のあり方検討等を行っている。

新たに地域医療介護総合確保基金を充てて実施する事業メニューとなった権利擁護人材育成事業については、平成27年度から県で事業化し、以下の事業を対象として市町への補助を実施している。

- ・成年後見制度をはじめとする権利擁護活動に対する市民の意識を醸成し、将来的に市民後見人となりうる人材を発掘するために、市民を対象とした啓発を行う事業
- ・市民後見人の養成に向けて、地域での見守り活動のための知識習得等を目的に、権利擁護に関心のある市民、生活支援員、民生委員・児童委員、福祉委員等を対象とした研修会の開催など、権利擁護人材育成に資する取組を計画的に行う事業
- ・市民後見人等の権利擁護活動が安定的かつ適正に実施されることを目的に、専門職や関係機関との検討委員会の開催などにより、連携して支援する体制の構築を図る事業

事業の推進にあたっては、性急に進めても簡単にできない事業であり、県内には市民後見人という言葉もまだまだ浸透しておらず、地域住民に対する地道な意識向上を図りながら、各圏域の支援体制の充実、県全体での共通認識の醸成が必要ではないかと考えている。まずは法人後見を支援する市民を育成する中で将来的に市民後見に発展し、それをサポートセンターがバックアップしていくような形をイメージしている。

#### 4) 県における市民後見人の育成・活用に関する事業の課題と今後の方向性について

##### ●市民後見人の育成・活用に関する事業の進め方について

新たに地域医療介護総合確保基金を充てて実施する事業メニューとなった権利擁護人材育成事業を核に事業を着実に進めていきたいと考えている。市民後見人育成・活用推進事業（家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し、市民後見人の育成及び活用の促進を図る）については、現時点では実施する段階にまで至っていない。今後の課題としては、市民後見人に対するニーズの把握ができていないことや、どういったケースに市民後見人を活用すべきなのかといった「後見のスタンダード」が確立できていないこと等がある。課題解決の方向性としては、関係機関との共通認識の醸成やサポートセンターの支援のさらなる充実を図り、法人後見の実績とともに裁判所からの信頼も積み上げていく先に市民後見人があるのではないかと考えている。

##### ●市民後見人の育成・活用に関する事業推進において県として担うべき役割について

県の地域医療介護総合確保基金の中で、権利擁護人材育成事業に係る予算確保を行うとともに、事業実施市町による他市町に対する事業報告会の開催や担当者による会議等を通じて、情報や課題の共有、意見交換をしていきたい。関係機関との役割分担としては、県権利擁護センター、各サポートセンターをはじめ、各専門職団体等と連携しながら、将来的には市民後見人養成研修は市町ごとに実施するのではなく県がとりまとめて実施し、市民後見人の活用は各圏域のサポート

センターや市町を中心として担っていく形がよいのではないかと考えている。

市民後見人の育成・活用については、大都市圏とは異なる地域の実情もあり、市民後見ありきではない権利擁護支援の体制づくりから始まっているが、引いては市民後見のバックアップ体制の確立につながるものであると考えている。そのような中で、全圏域に権利擁護センターや成年後見サポートセンターが整備されたということは、各専門職、関係機関、市町行政の連携・協力による貴重な滋賀の財産であると考えている。

なお、県高齢者成年後見支援センターでもあるNPO法人あさがおでは、県が補助し大津市が実施する権利擁護人材育成事業として、三段階のステップによる人材育成を目指している。

- ・ 第一段階：権利擁護サポーター研修を実施し、地域での見守り活動を行う市民を養成
- ・ 第二段階：第一段階の市民に対して権利擁護実践者養成研修を実施し、あさがお後見活動員、生活保護就労支援員、社会福祉協議会の生活支援員等として実践する市民を養成
- ・ 第三段階：第二段階の市民に対して、専門研修を行って個人後見につなげる

このように研修を受けた市民が活躍できる場として、成年後見に限らずに広がりのあるステージとして用意しながら、さらに後見活動を目指したい人は先に進むという形をイメージしている。

※H27年度から「権利擁護推進人材育成事業」へと枠組みが変わったことへの対応について

- これまでは国⇒市町への10/10補助であったが、地域医療介護総合確保基金事業となったため、県で予算化が必要となった。
- よって県全体の基金規模の制約の中での対応となり、県の基金全体の事業スキームによる補助率（市町に1/3求める）や補助上限額の設定を行ったため、市町にとっては、これまでの国庫補助から比べると条件が悪くなっている。

## (5) 島根県【人口 69.7 万人 高齢化率 31.8%】

### 1) 市民後見人の育成・活用推進に関する事業に対する基本的な考え方

新オレンジプランに係る認知症高齢者の権利擁護については「第6期島根県老人福祉計画・介護保険事業支援計画」の中に位置づけ、市町村、地域包括支援センター等と連携し引き続き権利擁護人材育成事業を推進していくこととしている。

市民後見人が担う案件としては、家庭裁判所から示されているように、親族間にトラブルがないこと、管理する財産が比較的少額であること、施設等に入所していること等の要件を満たし、比較的財産管理等が容易なものを想定している。この場合でも、選任後の市民後見人の活動を支援するため相談支援等バックアップ体制の構築が重要であると考えており、同事業等を活用し市町村の支援を行う。

### 2) 市民後見人の育成・活用と推進の体制について

#### ●日常生活自立支援事業、法人後見と市民後見

市民後見人が選任されたケースとして、日常生活自立支援事業の利用者が引き続き成年後見制度を利用する場合に、同事業の生活支援員が市民後見人養成研修（以下「養成研修」という。）を受講し、引き続き市民後見人として被後見人の支援を行うといったものがある。

また、養成研修修了者の多くは、社会福祉協議会が行う法人後見の担い手（支援員）となっている。法人後見の支援員として、高齢者の権利擁護の実務に就き、そこで一定の経験を積んだ後、市民後見人の候補者として家庭裁判所に推薦されるという流れもできつつある。

いずれにせよ養成研修の受講のみをもって直ちに市民後見人として後見業務を担うことは本人の心理的負担も大きいと思われるので、社会福祉協議会の支援を受けながら支援員としての活動経験を積むことは有用である。

#### ●家庭裁判所との連携

毎年、家庭裁判所と県、市町村、地域包括支援センター、成年後見センター、社会福祉協議会等の関係機関との連絡会が家庭裁判所主催で行われ、市民後見人の選任に係る意見交換等が行われている。

また、家庭裁判所と市町村との連携は様々であるが、例えば、大田市では、同市から事業委託を受けている大田市社会福祉協議会が、家庭裁判所と市民後見人の受任調整の協議を重ね、家庭裁判所から示される具体的な課題に一つ一つ対処していく過程において家庭裁判所との信頼関係を築き、県内で初めて市民後見人が誕生したというようなケースもある。

#### ●関係機関との連携（成年後見センター、社会福祉協議会）

島根県で特徴的なことは、「成年後見センター」が設置されていることである。これは、成年後見制度の利用促進・発展を目的として弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職が中心

となって設立された任意団体であり、松江家庭裁判所の支部単位に4カ所設置されている。各成年後見センターでは、家庭裁判所から成年後見人の候補者の推薦依頼を受け、事案に応じた候補者を推薦したり、養成研修の講師等の派遣も行っている。

このように、島根県の場合、成年後見人の選任に当たっては、家庭裁判所と各成年後見センターとの間で候補者の推薦依頼、適任者の推薦といった流れができています。

一方で、市民後見人が選任された大田市では、事業を受託している社会福祉協議会が受任調整から選任された市民後見人を支援する役割までを担っている。

### 3) 市民後見人の育成・活用に関する事業への取り組みの状況

#### ●市町村で実施されている内容の把握状況

市町村長申立件数は平成26年で55件と全国の1%程度である。県内で最も人口が多い松江市で年間10件程度であり、中には年間1件あるかどうかという市町村もある。

こうした状況ではあるが、県内19市町村のうち4市町が平成23年度から市民後見人の養成事業に取り組み、平成27年度で6市町において実施されている。県内における養成研修の受講者は平成26年度末で延べ479人、このうち市民後見人候補者名簿への登録者数は129人、市民後見人に選任された者の数は4人であり、いずれも大田市からの選任である。

#### ●県として実施した事業

県においても、平成24年度と平成25年度に厚生労働省のモデル事業を活用し市民後見人推進事業を行った。平成24年度は各市町村、県・市町村社会福祉協議会、家庭裁判所、各成年後見センター等により、先進的な取組事例の紹介や各市町村における取組状況の把握、課題の整理等を行った。

また、平成25年度には、これまでの間養成研修の修了者が増加する一方で、この養成研修修了者が市民後見人の選任につながらないという課題が浮き彫りになり、市民後見人の選任に向けた具体的な課題の整理、県としての役割について検討した。

#### ●市民後見人の養成・受任に向けて

大田市における養成研修修了者は、平成26年度に44人、このうち後見支援員としての登録が24人、実際に市民後見人に選任された者が4人いる。

大田市のほか松江市、浜田市等でも養成研修を行っているが、特に松江市では市民後見人の選任に向けて、家庭裁判所と最終調整に入っている。松江市では、養成研修を松江市社会福祉協議会が実施し、成年後見人（市民後見人）の受任調整を松江成年後見センターが担当するという役割分担の下、各関係機関と連携して権利擁護人材の育成に力を入れている。

#### ●H27年度から「権利擁護推進人材育成事業」へと枠組みが変わったことへの対応

平成27年度から基金事業となり都道府県負担も発生する中で、老人福祉法上の役割分担を踏まえ、事業実施に当たっては市町村負担を求めることとなった。

#### 4) 県における市民後見人の育成・活用に関する事業の課題と今後の方向性について

##### ●市民後見人の育成・活用に関する事業を進めるにあたっての課題

一点目は、成年後見制度や権利擁護人材の育成に関する意識や取組みに市町村間で温度差があること。前述のとおり島根県における市町村申立件数は比較的少なく、市民後見人養成事業に取り組む市町村は3割程度にとどまっているのが現状である。しかし、高齢化の一層の進展や高齢者世帯・認知症高齢者の増加等も踏まえると、市町村申立件数は今後増加することが見込まれる。市町村ごとに置かれている状況、社会資源、推進体制等が異なるため、まずは市民後見人の育成・活用に関する事業を実施していない市町村の実態、意識、課題等を把握した上で、広域的な対応を含め市民後見人の育成を進めていく必要がある。

二点目としては、養成研修の修了者を市民後見人の選任につなげていく仕組みを確立していくこと。前述のとおり養成研修修了者に比して選任された市民後見人は4人という状況であり、選任が進まない要因の一つには、選任された市民後見人を支援する体制が十分に整備されていないことが挙げられる。大田市の例もあるように社会福祉協議会との連携や、専門職を抱える成年後見センターとの連携等によるバックアップ体制を整備していく必要がある。

##### ●市民後見人の育成・活用に関する事業推進における県の役割

前述のとおり成年後見制度や市民後見人の育成に関する取組みが全ての市町村で行われるよう市町村と連携し普及啓発に取り組んでいく。

また今後市町村申立件数が増えれば、人的資源の面から市町村の区域を越えて成年後見人が選任されることも考えられることから、広域的な見地から、関係する市町村同士の調整や選任後の支援に係る成年後見センターや社会福祉協議会といった後見監督機関との連携に係る調整も県の重要な役割の一つであると認識している。

## (6)徳島県【人口 76.4 万人 高齢化率 30.1%】

### 1)市民後見人の育成・活用推進に関する事業に対する基本的な考え方

#### ●権利擁護人材育成事業に対する基本的な考え方

「市民後見」については、養成研修を受けただけの人が市民後見ということには無理があるため、研修修了後のバックアップの体制が必要となる。その体制なしに市民後見人（研修修了者）ばかり増やしても対応できないと考えている。国の事業は養成から入る事業イメージになっているが、養成よりも先にサポートする体制、法人後見とのリンク等の仕組みづくりを先行させることが必要と考えている。

「権利擁護支援者養成研修」の修了者には人材バンクに登録してもらおうが、研修修了者は生活支援員でも法人後見支援員としても活躍はできる。そのため、市町村社会福祉協議会の要請に応じて、市町村社会福祉協議会の様々な取組を行う際に、権利擁護の知識を持っている人として協力できる。

市民後見人が担うべきケースは、原則的には身上監護をメインに、家族間紛争がない等基本的な内容。美馬市の例でいえば、将来的に美馬市社会福祉協議会で受けている法人後見から、市民後見に移行するケースはあるかもしれない。まず美馬市社会福祉協議会が受けた時点で紛争性がないと思われるし、恐らく後見監督して、引き続きバックアップしながら進めるといったことが想定される。

### 2)市民後見人の育成・活用と推進の体制について

権利擁護人材育成事業の一環として実施している「徳島県権利擁護センター設置」については、県関係部署と県社会福祉協議会との協議や、市町村からの要望を元に検討を行っているという回答されているが、その前段階には、平成 23 年 8 月に発足した法律職、福祉職等が参加する多職種連携の組織「とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワーク（とくしま絆ネット）」による、権利擁護支援の実践や、県内各地域における支援体制を構築することを目的とした活動が背景にある。この組織の中で、権利擁護センターの設置や、法人後見そして市民後見人養成の必要性などの議論を行っていた。

これらの取り組みからの要請もあり、平成 27 年度に県社会福祉協議会内に徳島県権利擁護センターが設置された。

日常生活自立支援事業は全市町村社会福祉協議会において実施されているが、その取組に差が生じている。地域性を背景に、日常生活自立支援事業のニーズより、後見ニーズのほうが高いと言える地域もあると県社会福祉協議会では捉えている。

今後は広域的に取り組む権利擁護センターの設置も必要ではないかと考えているが、実際に法人後見に取り組んでいるところは5か所、新規で3か所が立上げを予定している状況であり、県社会福祉協議会としてはまず法人後見の立ち上げということから取り組む必要があると認識されている。その点が町社会福祉協議会が役場と連携して取り組む動機となると感じているようだ。

なお、とくしま高齢者・障がい者権利擁護ネットワークでは市町村とアドバイザー契約を結んでおり、虐待事案など個別支援の際にアドバイザーとして対応している（現在4か所ほど）。

#### ●法人後見と市民後見人

地域の中に担い手がない（専門職がない）所においては、それを理由に社会福祉協議会が法人後見を始めたという事例もある。こうしたニーズの顕在化が予想されるなかで、法人後見の次は市民後見という意識は市町村社会福祉協議会の方が市町村行政よりも高いと考えられる。しかしながら市町村も日常生活自立支援事業を長年やってきているので、成年後見ということには常に直面しているため、ニーズに直面して困っているのは行政の方と考えられる。したがって市民後見、法人後見の概念について、まずは知ってもらえれば、活用を積極的に考えてもらえるのではないかと。

#### ●家庭裁判所との連携について

家庭裁判所との連携は、家事関係機関連絡協議会（家庭裁判所主催）への参加をしている。また社会福祉協議会は単独で家庭裁判所（本庁）と管内の社会福祉協議会との協議会を行っている。家庭裁判所は担い手不足に危機感を持っている。現在、徳島県家庭裁判所に登録している専門職の後見人は約100名で、これが伸びないままニーズだけは伸びている状況である。

### 3) 市民後見人の育成・活用に関する事業への取り組みの状況

市民後見人養成に対しては、個人が担う責任の重さ等から「市民ができるのか」という疑問も生じている。県内町村部で成年後見や法人後見の基盤が未成熟で理解も得られにくいため、市民後見人養成とせず、権利擁護支援者養成と銘打って県社会福祉協議会が研修を実施している。そこで養成した人材は日常生活自立支援事業や法人後見の支援員としての活動を想定しており、さらに将来的には市民後見人養成とし、人材バンク等への登録するような流れを考えている。

いずれにしても、市民後見人への理解が未成熟な中、市町村社会福祉協議会は、まずは法人後見から取り組もうとしており、さらには、活動するための組織（実施機関）を整備することが重要として、県社会福祉協議会から市町村社会福祉協議会に情報提供を行っている状況であった。

なお、現在は、美馬市では平成26年度から市民後見人の養成を行っており、養成修了者（9名）のうち、数名の受任に向けて協議を行っている。

### 4) 県における市民後見人の育成・活用に関する事業の課題と今後の方向性について

#### ●県としての役割

徳島県では、平成27年度の地域医療介護総合確保基金の設置を契機に、県社会福祉協議会内に「とくしま権利擁護センター」を設置した。

県としては、県社会福祉協議会に対して、センターの活動に必要な財政支援を行い、支援体制の整備を行った。

県としてはニーズがある人に対して必要な支援ができる仕組みづくりが大切だと感じている。県の権利擁護ニーズの把握の仕方としては、県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の契約締結審査会の会議に出席し、状況を把握している。審査会に出席し、具体的事例の内容を把握することで、利用者ニーズの理解に努めている。また県社会福祉協議会とは随時協議を行う形で情報共有を実施している。

●広域の考え方について

市町村によっては、日常生活自立支援事業よりも、成年後見制度のニーズが高い場合も考えられる。そういった市町村において権利擁護の取り組みを根付かせていく際には、行政と連携（市町村権利擁護センターの設置など）しながら、法人後見、市民後見に結び付けていくことが重要になる。

日常生活自立支援事業がそうであるように、権利擁護支援の取組も、将来的には各市町村の社会福祉協議会が主体となり、各地域において身近な支援体制が構築されることが望ましい。

### 第3章 地域における権利擁護人材育成のための都道府県の役割

以下、本章及び第4章においては、市民後見人に関しての言葉を次のように使用している。

- ・市民後見人の「養成」は主に養成研修について使用し、「育成・活用」は本章1（2）で詳述する研修修了者の活動の場の多様性を踏まえてより広義の活動と結びつけて使用している。
- ・また、「権利擁護人材育成」は事業名、事業内容として使用している。

#### I 権利擁護人材育成事業の現状と課題について

##### 1 事業の実施状況

アンケート調査の結果より、権利擁護人材育成事業ほか、市民後見の推進に係る事業の実施状況をみると、人口規模が大きい市町村や、市民後見実施機関が設置されている地域でより多く実施されていることがわかる。一方で、小規模市町村においてはこうした環境について、整備が進んでいない状況がみうけられる。また、市民後見の推進に係る事業を実施している市町村においても、事業の実施内容をみると、市民後見人の育成に関する事業は全体として2割程度の実施割合であるが、市民後見人の登録・支援に係る事業は約1割の実施状況となり、さらに法人後見推進に関する事業においては、8.3%の実施割合となる。市民後見人の養成研修は実施しているが、研修修了者が後見人として活動する場面は現実には決して多いとは言えない状況にあることが推察できる。

##### 2 アンケート結果から得られた市民後見の推進に対する都道府県の役割について

アンケート調査の結果より、「市民後見の推進に対する都道府県の役割」をみると、市町村としては、都道府県に対して、大きく以下の6つの役割を求めている。

- ①財政面での支援
- ②近隣の成功事例や新たな制度等、市町村に対する情報面での支援
- ③広域で行う事業の調整
- ④都道府県における養成研修の実施・市町村で実施する研修における講師等の支援
- ⑤市民後見人の活用に向けた家庭裁判所との調整
- ⑥市民に対する啓発

都道府県としても、市民後見を推進するための役割として、以下の回答が得られている。

- ①県内のどの地域でも同様に市民後見が受けられる基盤整備や情報提供
- ②市町村が実施する事業のバックアップ
- ③広域における養成研修等事業実施

### 3 市民後見を推進するための事業が進まない要因について

ヒアリング調査においては、養成した人材が活動できるための基盤づくりを重視するケースもみられた。一方で権利擁護人材の育成・活用の推進の必要性を感じ、事業推進の準備を進めながらも、市町村におけるニーズが十分に顕在化していないために、市民後見が進まないケースもみられた。今回ヒアリングを行った県で市民後見人の選任事案は島根県の4件のみであった。他の5県においても養成研修が行われ研修修了者が生まれているが、受任には至っていない。家庭裁判所の中には、今のところ、専門職以外の第三者で後見人に選任されているのは県内のごく一部の法人に限定されており、現在の養成状況からすると市民後見人の選任は難しいと述べているところもあり、市民後見に結びつきにくい環境下にある。

このように、都道府県においても、市町村においても、市民後見人の必要性は認識されながらも、現実には市民後見人の育成・活用が進んでいないが、その要因として、大きく以下の4点があげられる。

#### ①住民や市町村の意識が醸成されていない

- ・成年後見制度自体や、市民後見人の育成・活用の基本的考え方が認識されていない状況にある。住民も自分には関係ないという意識の人が多なのが現状であり、関係機関も含めてまずは啓発・普及から始める必要がある。

#### ②市民後見人の養成からフォローアップ、バックアップの体制が整備できていない

- ・市民後見人のバックアップができる体制が整っていないと裁判所も選任しづらいついており、まずは体制づくりを充実させていく必要がある。
- ・研修を受けただけの人が市民後見ということには無理があるため、研修修了後のバックアップの体制が必要となる。その体制なしに市民後見人養成研修修了者を増やしても対応できない。
- ・市町村調査でも、事業実施していない理由として、体制が整っていないことが最も多くあげられている。

#### ③市民後見人養成研修修了後、活動の場がなく修了者のモチベーションも維持できない

- ・市民後見人養成研修を実施するだけでは、研修を受けただけでその知識・技術を活用できない人材を作り出すことになる。受講後のフォローが必要である。

#### ④家庭裁判所との連携が不十分なところでは、家庭裁判所による選任に到らない

- ・市民後見を進めていきたいと考えている市町村においても、選任をするのは家庭裁判所であるため、市民後見人を養成しても（または「市民後見人を候補として申立てても」）選任につながっていない。一方で市町村側としても、市民後見人が選任された場合の受け皿となる支援機関が十分に整備されていないという側面もあって現実的には市民後見は難しいと考えられている。

## II ヒアリング対象県における市民後見を推進するための取り組みの状況と課題

市民後見が進みにくい環境下においても、今後のニーズの顕在化を見越して、県としても、市民後見人が近い将来において必要になると想定しており、人材育成の必要性についての認識は持たれている。また将来的な人材不足については、市町村や社会福祉協議会においても同様に危機感を感じているものと見受けられる。

ヒアリングにおいては、研修修了者の単独選任以外の活動の受け皿を用意する必要性についても言及があった。実際にヒアリングを行った県において、養成研修修了者に対して、日常生活自立支援事業の生活支援員や、社会福祉協議会の法人後見の支援を行うスタッフとして働く環境を提供することで、研修修了者が学んだ知識・技術を活かしているケースも少なくなかった。

このように実態としては、市民後見人の養成研修修了者であっても、必ずしも市民後見人の受任に到らないという状況にある中で、人材の活用場の提供まで含めて一体化した体制づくりが求められ、また実践され始めている。

### 1 市民後見人の育成・活用に関する事業の進め方について

ヒアリング結果から市民後見人の育成・活用に関する都道府県の事業の進め方を分類すると、大きくは（１）市町村実施事業主導型と（２）実施体制整備型の２タイプに分けられた。

#### （１）市町村実施事業主導型

市町村実施事業主導型は、市町村が必要に応じて主体的に進めている事業を、都道府県が後方支援する形をとっている。

#### （２）実施体制整備型

実施体制整備型は、体制が整備できない限り市民後見人を養成しても、フォローアップ・バックアップの体制がなく、養成後修了者が活動の場が得られないという問題意識から、結果として受任に到らないため、現実を見据えて、まずは体制づくりから入っている。

### （１）「市町村実施事業主導型」の県の支援について

ヒアリング調査では、市町村から県に求められる役割として、広域での事業の調整や、事業化の取りかかりとなるヒントや先進事例等の情報提供、財政的には基金を活用した補助といった回答が得られている。市町村が実施する市民後見人の育成・活用に対しては、県が主導するよりも、ニーズを把握して対応している市町村や、対応の意向のある市町村の活動を下支え（情報提供、財政面等の支援）する役割を担うべきとの考え方が持たれている。また、市民後見人の育成・活用は基本的には基礎自治体である市町村の責任において実施するが、県としてはその取りかかりを支援する役割と考えられている。

## (2)「実施体制整備型」への県の支援について

「実施体制整備型」においても、都道府県が主導して動いているわけではない。都道府県主導で積極的に動こうとしても必ずしも進むとは限らないため、住民に対する啓発や関係団体等との意見調整等の下地づくりが十分に行われたうえでボトムアップをいかに図るかが重要となる。

### ■県による環境づくり（ヒアリングより）

県としてできることの一例としては、委託先である県社会福祉協議会が活動しやすい環境づくりがあげられた。具体的には、予算・人員体制を確保することが直接的にできることであり、それ以外の役割については現時点では難しいと考えられている。また、現場レベルに近い関連部署や市町村、それ以外に有志で取り組んでいる団体等との連携により、支援が必要な人の把握や支援のための環境整備を行っていくこと等があげられた。

## 2 圏域での体制整備

権利擁護人材の育成・活用の体制づくりが進んでいるところでは、県内全圏域にそれぞれ実施機関を設置する等の計画段階において、社会福祉協議会や NPO 等が積極的に関わったり、逆に NPO 等の団体が発起人となって体制整備がなされた事例もあった。

### ■県内全圏域での後見支援センター設置（ヒアリングより）

ヒアリングで得られた圏域における体制整備の事例においては、県内の全圏域に対して実施機関を設置する事例があったが、社会福祉協議会や任意団体等が主導して、県は立ち上げ支援で協議会に参加し、支援する形で体制整備が行われた。各圏域における運営主体は圏域市町村の状況により社会福祉協議会、NPO、事業団等さまざまであった。

一方で、広域連携の難しさも指摘されている。都道府県ないし一部の自治体が主導する、トップダウン形式による広域連携については、一時的に連携が進んだとしても、対象の市町村のニーズの違いなどにより、定着していかない傾向がみられるというジレンマもみられた。

### Ⅲ 権利擁護人材育成における都道府県の役割について

都道府県の役割については、概ねアンケート結果としてアンケートのまとめ部分（P65）に集約された。さらにヒアリング結果および委員会における検討結果を元に、都道府県の役割について以下にとりまとめた。

#### ■都道府県の役割について

- 1 都道府県の役割において前提となる考え方
  - 1) 県による市町村の実態把握と地域アセスメントの必要性
  - 2) 養成研修修了者の活動の場の確保の必要性について
  - 3) 市民後見人育成、活用の基本的概念の確立
  
- 2 権利擁護人材育成事業におけるポイント
  - 1) 広域の事業のための連携・調整
  - 2) 専門職団体や関係機関との連携・調整
  - 3) 家庭裁判所との連携・調整
  
- 3 その他の役割
  - 1) 市民後見が進むための土壌づくり
  - 2) 主に行政職員や団体職員等を対象とする研修
  - 3) 財政的な支援

#### 1 都道府県の役割において前提となる考え方

##### (1) 県による市町村の実態把握と地域アセスメントの必要性

大都市部、地方、それぞれ特色があり、文化、行政手法なども一律では無い。したがって、市民後見を推進する、権利擁護体制を拡充する際にもそれぞれの地域を個別化する必要がある。そのため、社会資源の状況や住民の生活課題などを把握する地域アセスメントの手法が有効である。

地域アセスメントの大前提として、都道府県内の実態を把握していることが必要となる。しかし、権利擁護人材の育成・活用の状況について、現状では十分に把握できていないことが推察される。家庭裁判所や関係団体等との連携の際に、今後の事業展開における問題点や、事業目的について議論する必要があると考えられるが、現状ではその基礎となる情報を把握するための方法や、把握すべき内容が明確となっていないことが課題としてあげられる。

実態把握に加えて、都道府県の役割として更に市町村におけるニーズの掘り起しについても、都道府県の役割という認識も必要となると考えられる。なお、都道府県の役割自体は明確になっていると考えられるが、一方でその役割を実行してもなかなか市町村の市民後見の取組みに到らない現実がある。

## (2) 市民後見人養成研修修了者の活動の場の確保の必要性について

本研究の調査実施に際しては、当初「市民後見」に焦点をあてて権利擁護人材の育成を検討してきたが、調査・ヒアリングからは、研修修了者に対して、現実に即して社会福祉協議会等が様々な活動の場を提供するなど、様々な形態で後見や、地域のニーズに関わっていることがわかった。研修修了者が「市民後見人の単独受任」を目指すことも考え方の一つであるが、研修修了者が修得した知識・技術を活かすことができる多様な活動の場あることをふまえ、地域の権利擁護人材をいかに育成していくか、地域における権利擁護の取り組みをいかに定着させていくかということも考慮に入れる必要があると考えられる。

ヒアリングでは、成年後見制度は権利擁護の仕組みのひとつと捉え、権利擁護の仕組みの中に市民が参画するための養成プログラムを構築し、成年後見に限らず研修修了者が働く場も用意することで研修受講後の活動の場にひろがりを持たせた事例もみられた。

### ■段階的な市民後見人の育成(ヒアリングより)

- ・研修体系として、地域での見守り活動を行う市民の養成を目的とする第一段階から、社会福祉協議会の生活支援員、法人後見の活動員等として活動のできるレベルの第2段階、さらに専門研修を経て個人後見につなげるという3段階のステージを設置。研修を修了した市民が活動できる場として、成年後見に限らず、受講した研修の段階に応じた選択肢が用意されることにより、研修修了者のモチベーションを維持しながらスキルアップを図ることが可能となる。

### ■市民後見人の養成における「入口」と「出口」の明確化(ヒアリングより)

- ・市民後見人養成研修は、権利擁護人材育成・活用の「入口」となると考えられるが、単に養成研修を受講しただけの研修修了者では、市民後見人の受任は難しいと考えられる。そのため、まずは権利擁護の理解・啓発を進めながら、その中から市民後見の担い手となれる人材を発掘していくべきだと考えられている。
- ・「出口」のひとつとしては市民後見人としてのひとり立ち（単独選任）が想定されるが、単独選任までには、十分な知識・経験が必要であり、厚生労働省が示しているカリキュラムだけで市民後見人として選任されることは難しいと考えられる。権利擁護関係の業務は内容が複雑なため、OJT的な訓練を行わずに、机上で学んだだけで実際に支援していくには無理があると考えられる。

### ■バックアップ体制の構築(ヒアリングより)

市民後見人が活動に困難が生じた場合には、抱え込まずに相談ができ、専門職などにバトタッチできるバックアップ体制が必要となる。あくまでも家庭裁判所の権限であるが、例えば市民後見人が主観的・客観的にも負担が大きいと感じた場合は、複数後見や速やかに辞任、再審判が行われたるよう適切に対処していくという体制等が想定される。市民後見人の育成・活用を円滑に進めるためには、こうしたバックアップ体制ないしバックアップ機関の充実化が必要であり、都道府県にはその機能の整備が望まれる。

## ■日常生活自立支援事業との連携(ヒアリングより)

権利擁護という観点から、日常生活自立支援事業と成年後見制度をうまくつなぐ切れ目のない支援体制が必要である。市民後見人養成研修修了者が日常生活自立支援事業の生活支援員に参加するなど、切れ目のない支援体制の一端を担うことができる。

### (3)市民後見人の育成・活用の基本的考え方の確立

都道府県の役割としてというよりも、まず権利擁護人材育成に関する事業を進めるにあたって、事業の基本的な考え方を明確化することが必要と考えられる。「市民後見人」の定義は、法的には不明確な面があるが、ここでは、厚生労働省の示している「今後、親族等による成年後見の困難な者が増加するものと見込まれ、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって高齢者の権利擁護を推進する」(厚生労働省 HP 市民後見関連情報「市民後見人の育成及び活用」より)との文脈でとらえることが現実的である。

最高裁判所は、集計の便宜上の定義とした上で市民後見人を次のように定義している。

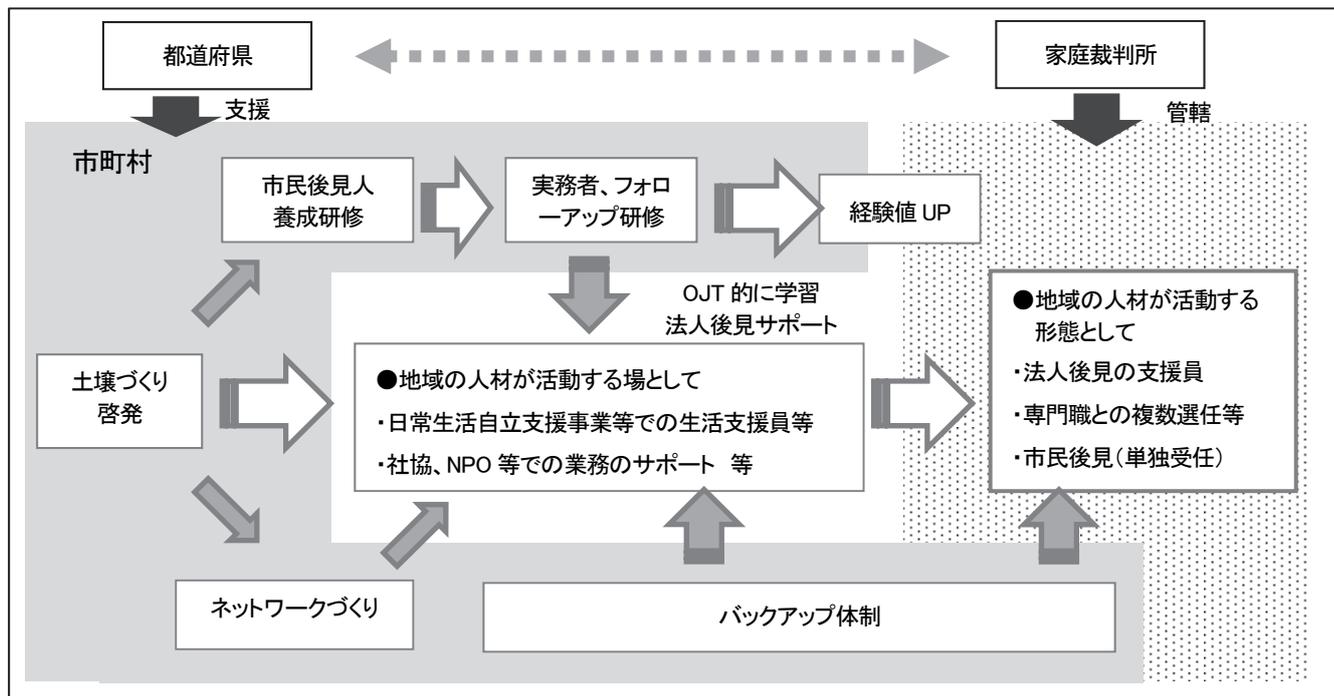
「市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう」

(最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」より)

市民後見人養成研修修了者が受任に到るまでの経路について、現実に即して明確化することが、事業推進において必要となると考える。市民後見人は、スタイルは色々あるにしても成年後見人等として選任された場合は、一定の権限を有する個人の個別的な支援者になることから、そのための必要な資質やサポート体制などの、後見が持っている他のボランティアとは違う点については明確にする必要がある。

以下にその考え方および市民後見人の養成研修受講から後見受任に到るイメージを示した。

【さまざまな関係性、様々な道筋のイメージ】



■活動する場のイメージ

- ・日常生活自立支援事業等での生活支援員等
- ・法人後見の支援員（日常生活自立支援事業のニーズがないところでも後見ニーズはある）
- ・それらの経験を積んだ上で「個人後見人」
- ・市民後見のあり方や、どういう人が市民後見をすべきなのか等の考え方を市民後見の基本的な考え方として確立することが必要

■市民後見人育成・活用の考え方（ヒアリングより）

- ・家庭裁判所にとっては、地域において専門職でない市民が地域の見守り役として後見の業務に実質的に関わる人材がいるということが、後見人を選任する際の選択肢としてあるということが極めて重要と考えられる。
- ・色々なバリエーションの中で、個人では負担が大きすぎるケースにおいては、法人や専門職との複数での受任も可能である。市民後見人に過度な負担がかかることなく、実質的な後見業務に関わっていくことができるかが重要である。市民後見人の単独受任のみをゴールとする必要はない。
- ・市民が後見人となる場合、金銭的なトラブルがある事例等の困難事例には恐らく当たらないため、地域での見守りや援助が、後見人の日常的な業務として一番想定されているところである。
- ・市民後見人には寄り添い型の後見人として、本人の意思をいかに聞きとり、それをどのような形で実現するのかということが、期待されているところである。成年後見人としての基本的な知識は必要だが、本人に寄り添い、本人の意思決定や主体的な生活の支援に丁寧に向き合うという観点で養成される方向性が重要と考えられる。

## 2 権利擁護人材育成事業におけるポイント

### (1) 広域の事業のための連携・調整について

アンケート調査結果からもヒアリングでも指摘されている通り、特に人口規模の小さい市町村において、市民後見人の育成および活用の体制づくりが進んでいない。人口規模が小さいため、後見に対する量的なニーズも低い一方で、養成する人材（受講者）の規模も必然的に少なくならざるを得ない。そのため、養成研修やフォローアップのための研修の実施においても、被後見人に対する支援を行うバックアップ体制を整備する際にも、規模の大きな市町村が同様のことを行うのと比較して非効率的になる。その対応策として、複数の市町村にまたがって広域連携による事業の実施が考えられる。市町村からも広域による事業に対する要望があげられている。

単独で権利擁護センターもしくは成年後見支援センターを設置することが困難な自治体では広域的な連携により複数の地方自治体が協力して、効率的で良質な資源開発を進めるべきである。その対応策として、国によって権利擁護人材育成事業の広域での実施に関する国の予算措置等（後述）があり、その積極的な活用が望まれる。

### (2) 専門職団体や関係機関との連携・調整について

市民後見人の育成・活用の体制整備が進んでいる県の状況を見ると、体制づくりにおいて当初から社会福祉協議会や専門職団体、NPO、任意団体が関わりを持ってボトムアップを図っているケースが見受けられる。地域あるいは広域における専門職団体や関係団体とのネットワーク構築が体制整備の鍵となる。

#### ■専門職団体や関係機関のネットワークの実際（ヒアリングより）

- ・専門職や関係機関等の有志で立ちあがった団体が核となってネットワークが構築され、県もそのネットワークの会議に参加するなど、積極的に関わりを持った事例がみられた。そこから圏域における実施機関の設置へとつながった。また、NPO が複数市町村を結び付けて広域で事業を実施しているケースもみられるなど、専門職団体や関係団体との連携することによる成果が期待される。

### (3) 家庭裁判所との連携について

市民後見人の活用は、前記の最高裁判所の統計によれば、平成23年から26年における市民後見人選任件数の累計は590件となっているが、今回ヒアリングした6県においては、島根県の4件のみとなっている。このように必ずしも市民後見人の活用が進んでいるとは言いがたい状況であるが、一方で、(3)市民後見人の育成・活用の基本的考え方の確立（P71）で述べたように、市民後見人に対する期待もある。

### ■市民後見人選任件数(平成23年～平成26年)

	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
市民後見人選任件数	92件	118件	167件	213件
平成23年からの累計	92件	210件	377件	590件

[最高裁判所 成年後見関係事件の概況より]

市民後見人の活用を進めるためには、市民後見人が後見人として活動する場合には、どのような事案を市民に担ってもらえるのか、専門職後見人はそれをどう支えるべきか、家庭裁判所はどう考えているのか、地域のニーズはどうか等について、関係機関で共有することが重要となる。

家庭裁判所との連携における都道府県の役割については次の点を指摘できる。

- ①家庭裁判所のカウンターパートとして都道府県の存在は大きい。ただし、県として家庭裁判所と協議するためには、各市町村の現状と取組を把握したうえで、明確な方針を持って連携のサポートを行うため、「都道府県としての明確な方針」を構築する必要がある。
- ②家庭裁判所との連携につづいて、その連携に基づく家庭裁判所からの情報を市町村に対して提供する機能は都道府県が持つことが望ましいと考えられる。

### ■行政と家庭裁判所の連携の実際（ヒアリングより）

- ・現在は、家庭裁判所の開催する連絡協議会に行政が参加するのがほとんどの連携の形であり、行政から家庭裁判所に声をかけて会議に出席するのは難しく思っている面がある。
- ・また、現状では専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）が裁判所とパイプを持っているため、専門職団体を巻き込みながら裁判所とのパイプを作っていくという方法も考えられる。
- ・家庭裁判所との連携においては、市町村レベルで行うよりは、家庭裁判所本庁がきちんとまとめて、それが家庭裁判所支部に降りてくる協議の仕方の方がやりやすいので、都道府県が取りまとめを行う方が望ましいと考えられる。その際の協議の調整と協議の結果を市町村に情報提供をすることが都道府県の役割ひとつとなる。

家庭裁判所との連携の方法としては、例えば神奈川県、大阪府のような社会福祉協議会と府・県が行う連絡協議会の主催等が考えられる。また、市町村の把握の際には、広域の各市町村におけるニーズの掘り起こしも都道府県の課題となる。

#### (参考) 先進自治体における家庭裁判所との連携

##### 【神奈川県における家庭裁判所との連携について】

神奈川県においては、平成24年度よりかながわ成年後見推進センター（県委託・神奈川県社会福祉協議会）において、成年後見に関する活動経験又は学識経験を有する者や市町村職員、市町村社会福祉協議会職員を構成員とした検討会「市民後見人養成あり方検討会」を設置し、

神奈川県における市民後見人の養成等についての検討を行った。その検討会の中で「市民後見人として家庭裁判所から選任を受け、活動していくためには、市民後見人と被後見人等本人の相互にとって最適な組み合わせとなるような調整を図ることができる基盤について、家庭裁判所との協力体制の構築を含めて、引き続き検討・取組が必要である」とされたことを受け、平成25年度より、横浜家庭裁判所との連絡協議会を開催している。

この連絡会では市民後見養成事業等を円滑に進めるための養成にかかる助言に加え、市長申立てに係る手続き、法人後見に関する事等について協議し、調整を図っている。

[家庭裁判所との連絡協議会]

市町村長申立ての手続きでの確認事項、市民後見人や法人後見に関する事等の協議や報告（年3回）

[構成員]

家庭裁判所、神奈川県、県社会福祉協議会、関係市町村、関係市町村社会福祉協議会

**【大阪府における家庭裁判所との連携について】**

大阪府域（大阪市、堺市は除く）では、毎年度当初、大阪府・府社会福祉協議会・所轄市町村担当者等と共に、府内3か所の家庭裁判所（本庁・2支部）を訪問している。

市民後見人養成・活動支援の概要や実績、窓口となる市町村担当者の紹介を行うとともに、市町村長申立ての際などに市民後見人が受任可能と思われる事案かどうかを確認するための「市民後見人受任についての意見書」について説明し、活用を依頼するなど、市町村と家裁との連携を広域的に調整している。

また、府社協からは、養成講座の基礎・実務講座、市町村長申立て研修の講師等を依頼し協力を得ている。（大阪市、堺市においてもほぼ同様に実施）

大阪家庭裁判所本庁とは、大阪市・大阪府域、それぞれが年1回ほぼ定例的に情報交換会を開催している。堺支部では、堺市が主となり、堺支部所轄市が合同で開催し、具体的な事例の紹介や実務的な情報・意見交換を行っている。

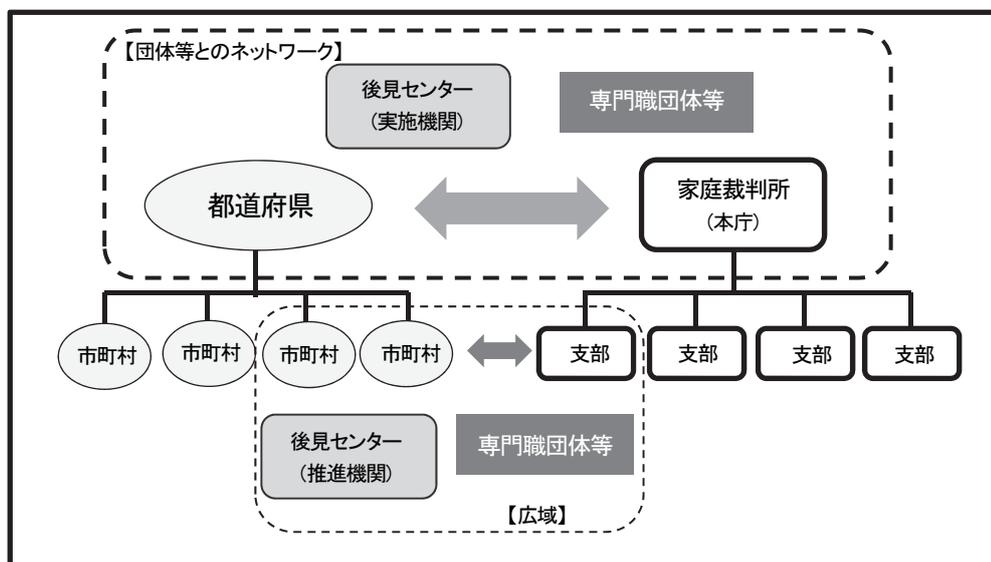
[大阪府域構成メンバー]

家庭裁判所（裁判官、調査官、書記官）、大阪府、大阪府社会福祉協議会、企画委員（学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士）

また、家庭裁判所が主催し、隔年開催される連絡協議会では、大阪府、大阪市、堺市の行政担当者、各社会福祉協議会、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、税理士会が参加。今年度は、「市民後見人の活用」を協議題とし、普及啓発、受任促進方策について意見交換を行い、市民後見事業の推進に協力を依頼した。

このような具体的な対応をしている事例もみられることから、家庭裁判所との連携調整についてもハードルは低くはないが都道府県の役割として位置づけられる。

【都道府県と家庭裁判所・市町村との関係イメージ】



### 3 その他の役割について

その他、以下の役割については、既に一部の都道府県において平成23年度からの市民後見人育成事業等で実施され始めているものもあるが、今後さらに進めていく必要があると考えられるものである。

まず、市町村において権利擁護人材を育成、活用するにあたって、市民における認知が少ないことや、行政・関係者等においても認識が十分でないことが指摘されている。絶対的に情報量が不足しており、まずは市民および行政・関係者等への情報提供・啓発等が望まれる。また、事業を実施する市町村に対しては、過去の成功事例等の情報提供も望まれている。市町村からは都道府県の役割のひとつとしてこうした市民後見が進むための土壌づくりが望まれている。

また、先述のような環境が整備され、今後市町村において権利擁護人材の育成・活用を進めていくためには、事業を推進する人材が必要となるため、そこを担う人材である行政職員や団体職員等を対象とする研修等の人材育成も必要となると考えられる。

最後に財政的な支援であるが、市町村から財政的な支援が望まれることは当然として、国の補助金等の活用に向けた情報提供も望まれている。

#### ■ 都道府県におけるその他の役割

- 市民後見が進むための土壌づくり
  - ・ 市町村に対する情報提供（成功事例等）
  - ・ 市民および行政・関係者等への情報提供・啓発等
- 主に行政職員や団体職員等を対象とする研修
- 財政的な支援

#### IV. 国の役割について

都道府県ヒアリングでは、国に対する要望として下記が上がっている。

- ・市民後見人の育成について目標値（人数）の推計の提示
- ・市民後見人に必要な資質・能力についての提示

国は権利擁護人材育成の育成、活用についていくつかの予算措置を設け、事業イメージ等を例示しているところであるが、さらに都道府県、市町村の事業実施を後押しするためにヒアリングで示された事項も含め、成年後見制度の利用促進を総合的かつ効果的に推進するため必要な事項を、洗い出し、検討していくことが求められる。そのためには、成年後見制度の利用、定着に取り組んできた専門職団体、地域の実情と現場実践をふまえた検討がなされる体制を構築することが求められている。

参考

##### 権利擁護人材育成事業の広域での実施に関する国の予算措置等（巻末資料参照）

権利擁護人材の育成、市民後見人の活用については、国の予算措置等の対応も次第に整備されてきている。

- ①平成 27 年度より、地域医療介護確保基金において、都道府県事業として「権利擁護人材育成事業」が創設され、その事業例示として、「未だに取り組みが進んでいない市町村には事業実施を促し、単独の市町村では対応が困難と思われる市町村には複数自治体の連携による広域的な実施や都道府県による後方支援を受けた形での事業実施を促す」ことが例示されている。（平成 27 年 3 月「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料より）
- ②平成 28 年度予算においては、新規事業として「市民後見育成・活用推進事業」が新設され、その事業内容として、家庭裁判所の設置範囲において、広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会（市民後見人広域連携協議会）を設置し、権利擁護人材育成事業の共同設置や市民後見人の活用に向けた協議が示されている。（平成 27 年 10 月「都道府県・指定都市認知症施策担当者会議」資料より）
- ③総務省が進めている「連携中枢都市圏構想」の取り組み事例の一つとして、成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修を実施するための「成年後見支援センター」の設置が例示されている。（平成 28 年 3 月「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議」資料より）

## 第4章 本研究のまとめ ～市民後見人を活用した地域の権利擁護システムへの提言～

### I 本研究の目的と調査の特徴

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）は、認知症の人や高齢者の権利擁護のため、財産の管理や契約に関し本人を支援する成年後見制度の利用促進を行うとした上で、特に市民後見については、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等を通じて、市民後見人の活動を推進するための体制整備を行うことを政策課題として明確にしている。

本研究は、新オレンジプランに示されている認知症高齢者の権利擁護のための市民後見人の育成・活用に必要な市町村レベルでの体制を整備するため、「権利擁護人材育成事業」を活用した都道府県の市町村支援の役割と、その中での専門職団体の連携の必要性を明らかにすることを目的に実施した。

市民後見人を育成し、活用する地域の権利擁護システムを検討する上で、地域のさまざまな状況、例えば、住民参加の歴史、関連する社会資源の量と質、権利擁護システムの成熟度、後見制度の利用に関するニーズ等に違いがあることを前提とする必要がある。そのため、今回の調査においては、先進自治体のモデルを調査し、それを典型化して全国に拡大する手法はあえて取らなかった。先進自治体モデルは、優れたモデルであるが、比較的大都市が多く、全国の自治体にとって財政規模の違いや体制が整っていないことから、参考にしにくい面がある。

今回の調査研究は、まず調査対象として下記に示す人口規模、地域性、従来の市民後見推進事業の実施状況等を考慮して多様な要素が含まれる6つの県を選定した（選定理由については、「第2章Ⅲヒアリング調査結果、1 調査概要」参照、P45）。その上で調査の主眼を、市民後見人の育成・活用が進んでいるか否かではなく、むしろ、ヒアリング対象県のあるがままの取り組みの現状に着目し、そこでの問題意識、抱える課題や困難、取り組みの工夫から共通する要素を抽出することに置いた。更に、それを分析することによって、どの地域であっても展開でき、既にある取り組みや枠組みを一步前進させるための、いわば権利擁護人材育成事業を活用した市民後見人の育成・活用の「底上げモデル」を提示することを目指したことに特徴がある。

#### ヒアリング自治体の選定にあたって考慮した事情

- ①全国的な観点からの人口規模と地域性
- ②都道府県内に、政令指定都市が含まれているところと、いないところ
- ③都道府県が、平成27年度において「権利擁護人材育成事業」を何らかの形で実施していること。
- ④都道府県内の市町村の平成26年度「市民後見推進事業」の実施状況
- ⑤都道府県社会福祉士協議会、市町村社会福祉士協議会での市民後見人の養成、実施機関の整備、法人後見の実施状況
- ⑥NPO 団体等による権利擁護センター等の設置や法人後見の実施状況

調査結果とその分析は第3章で詳述しているが、今研究の成果として次の点を指摘できる。

## II 地域の権利擁護の担い手としての市民後見人の活動の場とサポートシステム

### 1 権利擁護の視点を持った地域福祉の新しい担い手として

市民後見人の育成・活用は、従来から、市民が成年後見人として活動していくことをイメージしてきた。今回のヒアリングでは、市民後見人を養成しても、家庭裁判所から選任されたケースは一つの県のみであった。むしろ、ヒアリングでは、市民後見人の育成・活用は、市民後見人養成研修修了者が後見人として選任され活動することを目指すにしても、そこに行くための活動の場や道筋は、多様な形があることが明らかになった。

権利擁護人材育成事業では、市民後見人養成を一つの契機として、権利擁護の視点を持った市民を地域福祉の新しい担い手として発掘し、活動の場を提供していくことが重要であり、そのことが地域の中で権利擁護の考え方を普及させていくポイントになるように思われる。

その活動の場は、権利擁護の視点からの地域での見守り、ニーズの発見や専門支援機関へのつなぎにはじまり、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業の生活支援員や他の援助を必要とする人々に対する支援事業への参画、法人後見の支援員、後見人の受任等、多岐にわたる。市民後見人の活動の場は、出発において多様であり、さらに経験を積むことによってステップアップしていくものとしてとらえることができる。したがって、市民後見人を不足する専門職の肩代わりとしてではなく、地域の権利擁護人材として育成していく視点が重要である。

地域の権利擁護の仕組みづくりに市民自身が参画する仕組みとして権利擁護人材育成事業を構想し、地域で市民にどのような役割を担ってもらえるのか、そのための意識、知識、技術をどう高めるか、研修の在り方も含めて考える必要がある。

### 2 市民後見人の育成・活用に関する関係機関の認識の共有

#### (1) 関係機関の認識の共有

これまでの市民後見推進事業では、まず市民後見人の養成から入る形が多く見られたところである。今回のヒアリングでは、養成とともに、地域の成年後見制度と市民後見についてのニーズを分析した上で、どういう事案をこの地域で市民が担うことが適切か、そのためのサポートの在り方はどうあるべきかについて検討し、関係機関で共有することが重要であり、このことを曖昧にしたまま養成に取り組んでも具体的活用に結びついていないことが明らかになった。この市民後見人の育成・活用のための体制整備の検討にあたっては、行政内部のみで検討する方法よりは、専門職団体や関係機関を含めた検討会議等の設置が効果的であると言える。

#### (2) 家庭裁判所の理解

また、市民後見人の選任が進まない背景の一つとして、選任する家庭裁判所の市民後見人に対する不安があると思われる。市民一人で後見活動を担っていくのは当然に負担が大きいので、社会福祉協議会に登録し受け皿になる方法、法人後見の枠組みで受け皿になる方法、あるいは専門職との複数後見など、活動の具体的な方法を見据えたサポートの仕組みを用意し、その全体像を家庭裁判所に示し、理解を得る必要がある。

この点では、厚生労働省老健局の平成 28 年度新規事業として、家庭裁判所の設置範囲において、広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会（市民後見人広域連携協議会）を設置し、権利擁護人材育成事業の共同設置や市民後見人の活用に向けた協議等を事業内容とする「市民後見育成・活用推進事業」が新設されたことは注目に値する（P77 参照）。都道府県の積極的活用が期待される。

### Ⅲ 権利擁護人材育成事業を全国的に実施するための三つのポイント

市民後見人の育成及び活用を焦点とした地域の権利擁護システムを全国くまなく整備するためには、都道府県の役割が重要であり、そのポイントとして次の三点を指摘できる。

- ①広域で事業実施するための枠組みをいかに作るか
- ②関係団体（社会福祉協議会、専門職団体・NPO 等）との連携をいかに作るか
- ③家庭裁判所との連携をいかに作るか

これらの指摘は、従来から指摘されていることである。②③については、大阪後見支援センター、横浜市あんしんセンター等の市民後見人の育成・活用に先進的に取り組んでいる自治体においては、権利擁護システムの中に組み込まれている（P74～75 参照。本会が平成 26 年度に実施した「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究報告書」（2015, 3）に詳述）。

①については、厚生労働省の権利擁護人材育成事業の事業展開例としても紹介されているところであるが、今回のヒアリングでも圏域毎に成年後見サポートセンターを計画的に設置した取り組みの経験を聞くことができた。都道府県の役割として、市町村が単独で取り組めるところへの支援、広域的な取り組みへの関与の二つの方法があることは 3 章で述べたが、前者が広がらない現状がある中では、後者について都道府県が積極的に取り組み、県内全市町村にその効果が行き渡るようにすることが求められていると言える。

②については、今回のヒアリングで、専門職団体や関係団体のこの面での積極性に触れる機会が多くあった。専門職団体や関係機関で市民後見人に関する認識は高まっており、これらのネットワークがないところでは行政が積極的に呼びかけ、ネットワークが既にあるところではそこに行政が積極的に参画するならば、専門職団体及び関係機関とのネットワークは、展望できると思われる。このネットワークは、当面、都道府県レベルで構築し、可能であれば広域に拡大していくことが現実的であろう。

③の必要性については、本章 2（2）家庭裁判所の理解で述べた。

市民後見人を活用した地域の権利擁護システムを作っていく上で、都道府県がどこからはじめるか、何を作り出すことでシステムが機能するか、そのポイントがこの三点に示されていると考える。しかし、この三点にしても、その形は全国画一ではないし、行政やその委託先として想定される社会福祉協議会だけで全て構想を立てて出来るものでもない。福祉関係機関の地域的状況や、家庭裁判所、専門職団体側の取組みの違いもある。それらの要素をマッチさせ、つないでいくことによって地域の権利擁護システムの整備は進むのであり、そのための都道府県の積極性が

求められている。

本研究の第Ⅱ部で詳述するが、成年後見制度の利用促進にあたっては、障害者権利条約第 12 条「法律の前にひとしく認められる権利」、第 19 条「自立した生活及び地域社会への包容」の理念と整合する法制度や運用面の見直し、活動方法の改善が求められている。このことについて本研究の目的に即して言えば、市民後見人は、代理、代行の権限行使の手法よりは、被成年後見人等への近接性があり、その特徴を活かした本人の見守り、意思の引き出し、それを実現するための関係者との話し合い等の手法になじむ。このような市民後見人を育成・活用するための体制として、都道府県事業である権利擁護人材育成事業を通じて、行政が主導もしくは積極的に関与し、その中に社会福祉士会等専門職団体がしっかり参画し、家庭裁判所も含めた関係機関のサポートネットワークを全国くまなく整備し、それが機能するならば、地域における権利擁護システムの新たな展開となることは疑いない。



## 第Ⅱ部

### 意思決定支援に配慮した成年後見制度活用 のための手引き策定に関する研究



## 第1章 研究の枠組み

### I 目的

本会は、平成 26 年度老人保健健康増進等事業「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究」を行い、意思決定支援のプロセスを、「個別ニーズや地域課題の発見と支援へのつなぎ」「本人意思の引き出し」「表明された意思の実現」の3段階に整理した。そして、意思決定支援の全ての段階に共通して、以下の①から⑥の意思決定プロセスが必要であることを指摘した<sup>1</sup>。

- ①わかりやすい情報を受けられる環境の整備
- ②意思の表出が困難な場合のコミュニケーションの支援
- ③アセスメントにおけるニーズ判定への利用者参加
- ④サービス決定過程における本人の同意と選択の尊重
- ⑤苦情を申立てる権利の尊重と環境整備
- ⑥苦情に対する説明と具体的な対応

さらに提言として、「本人の意思決定支援の段階とそれぞれの立場での役割を共有すること、すなわち、意思決定のレベルを整理し、意思決定に至るプロセスを重視すること、意思決定に至るプロセスにはどのような人が関わり、どのような方法で本人の意思を把握し、どのように決定されたのかを客観的に示すことが必要であると述べた<sup>2</sup>。また「権限行使の際の判断基準や根拠を明確にする」必要性についてもふれ、「専門職、親族、市民、法人等どのような人が成年後見人等になったとしても活用できるようなツール」の開発を今後の課題とした<sup>3</sup>。

昨年度の研究成果と課題をふまえ、今年度の本研究第Ⅱ部では、意思決定支援に配慮した成年後見制度の活用を地域で進めるために、専門職後見人・市民後見人の活動上の手引きとして有効なものは何かを検討し、意思決定支援にはどのような人が関わったのか、どのようなプロセスを経たのか、成年後見人等が権限行使に至る根拠が何かを可視化でき、専門職でも市民でも活用できるツールを開発することを目的とした。

意思決定のレベルは日常的事項から法律行為に至るまで多様であり、本人意思の引き出しと表明された意思の実現には様々な関係者が関わる。市民後見人の活用のためには、システムの整備とともにノウハウの構築も重要となる。ツールという形でノウハウを具体的に示すことで、意思決定支援に配慮した成年後見制度の活用と成年後見人等の活動のあり方を専門職後見人・市民後見人で共有することができる。また、意思決定支援に関わる全ての関係者がツールを共有し活用することで、地域における権利擁護の推進が期待できる。

### Ⅱ 委員会の設置

本研究を進めるため、「意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定委員会」を設置した。

---

<sup>1</sup> 公益社団法人日本社会福祉士会 平成 26 年度老人保健健康増進等事業「認知症高齢者に対する意思決定支援としての成年後見制度の利用促進の政策的課題と活用手法に関する実証的研究」報告書 平成 27 年 3 月 p25、p38

<sup>2</sup> 前掲 1 p59

<sup>3</sup> 前掲 1 p60

委員は、障害者権利条約、意思決定支援と後見実務に知見を有する識者、社会福祉士 6 名で構成した。

### Ⅲ 研究の方法

事例の分析を通じて、意思決定支援に配慮した成年後見活動のあり方を「可視化」するツールを検討した。検討は以下の手順で行った。

- (1) 第1回委員会 2015年7月20日(月)  
意思決定支援と成年後見制度の活用をめぐる最新動向をふまえた本研究の立脚点を整理した(第2章)。
- (2) 第2回委員会 2015年8月20日(木)  
有効な手引きのあり方に関する検討と、事例の分析方法を検討した。
- (3) 第3回委員会 2015年9月20日(日)  
実践事例に基づき、成年後見人等としての活動プロセスにそって「本人の状況」「家族の状況」「関係者の状況」「後見人の行動と判断根拠」「支援のキーワード、手引きへの項目」の項目に分けて表にまとめて実践を検証した上で、有効なツールのあり方を検討した。
- (4) 第4回委員会 2015年11月3日(火)  
第3回委員会での検討をふまえ、先行研究を参考に、意思決定支援に配慮した成年後見活動に有効と考えられる以下のツールを検討した(第2章、第3章)。
  - ①本人を巡る全ての関係者を「ネットワーク」としてとらえ、支援者と成年後見人等の役割分担と連携のあり方を可視化するツール
  - ②本人参加を前提とした関係者の話し合いで、本人にわかりやすく情報提供を行い、本人の同意と選択を尊重した意思決定支援が可能となるよう、話し合いのプロセスを可視化するツール
- (5) 第5回委員会 2016年1月24日(日)
- (6) 第6回委員会 2016年2月11日(木)
- (7) 第7回委員会 2016年2月28日(日)  
実践をふまえた創作事例を作成し、成年後見人等が行う意思決定支援の場面について第4回委員会で検討したツールを用いて整理し、ツールの項目や構成の検証と有効な活用方法及び課題の検討を行った(第4章、第5章)。

## 第2章 本研究の視座

### I 本研究の基本姿勢

#### 1 障害者権利条約と法定後見制度

##### (1) 条約第 12 条の本来的射程

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力不十分者の権利擁護を目的とした法的な支援スキームを構築していくうえで、障害者権利条約との整合性に関する考慮は、現在、必須の視点である。

周知のように、わが国の法定後見制度は、法定代理権制度と制限行為能力制度から構成された「他者決定型」の仕組みである。このため、「代行意思決定 (substituted decision-making) から支援付き意思決定 (supported decision-making)」へのパラダイム転換を掲げる障害者権利条約、とりわけ「法律の前にひとしく認められる権利」を規定する条約第 12 条との整合性が厳しく問われることになる。この点について、締約国に対する国際モニタリングを所管する国連障害者権利委員会は、少なくとも現在のところ、先のパラダイム転換をきわめて厳格に貫徹する姿勢を明確にしており、障害者の法的な権利擁護の仕組みから法定代理権制度を含む他者決定型の要素を完全に排除する方向で、条約第 12 条を解釈しているように思われる。たとえば、2014 年 4 月 11 日に採択された同条の公式の解釈指針である「一般的意見第 1 号 (General comment No. 1)」は、補充的な形で他者による代理・代行決定の仕組みを並置する法形態であっても条約違反になるとしたうえで、第 12 条は市民的・政治的権利に関する規定であるから、締約国は意思決定支援体制への即時転換を図る必要があると指摘している (代行決定完全禁止説)。実際、2015 年末までに既に 33 の国と地域に関する総括所見 (Concluding observations) が同委員会から公表されているが、この全てにおいて、対象国の法定後見制度が条約第 12 条に違反する旨の勧告が出されている<sup>4</sup>。いわゆる「必要性の原則」を貫徹する形で法制化されたドイツの法定後見制度 (法的世話制度・Rechtliche Betreuung)<sup>5</sup>についてすら、条約第 12 条に不適合であるとの判定を下した委員会の姿勢からすれば、わが国の法定後見制度もまた、成年後見・保佐の二類型はもとより、必要性の原則に立脚した補助類型まで含めて、すべて条約に違反する旨の烙印を押される蓋然性が残念ながら非常に高い。仮にこうした理解を所与の前提とした場合、本研究が掲げる「意思決定支援に配慮した成年後見活動」という表現は、ある種の論理矛盾であるように受け止められるかもしれない。

しかし、成年後見制度の骨格である代理・代行決定型の支援手法 (典型的には法定代理権) と自己決定支援型の支援付き意思決定の仕組みを単純な二項対立の枠組みで捉えたいうえで、判断能力不十分者に対する法的支援のスキームから前者を完全に排斥して、後者に一元化しようとすることは現実的ではないし、かえって判断能力不十分者の安心・安全な

<sup>4</sup> これまでの総括所見の概要とその問題点については、上山泰「障害者権利条約の国際モニタリングにみる成年後見制度の評価」週刊社会保障 2851 号 48-53 頁 (2015 年) を参照されたい。

<sup>5</sup> 法的世話制度では、「必要性の原則」と「補充性の原則」の 2 つの基本原則から、法定後見人である「世話人 (Betreuer)」に対して付与される権限は、当該事案において本人を支援するために必要最小限の範囲での法定代理権のみである。法的世話が開始されても、本人の法的能力は原則的には制約されない。ただし、例外的に「同意権留保 (Einwilligungsvorbehalt)」が世話裁判所によって命じられた場合のみ、この範囲内で本人の法的能力が制約されることになる。必要性の原則から、同意権留保の対象行為も当該事案における本人の保護に必要最小限の範囲に留められている。

生活を脅かす恐れがあるだけでなく、その社会的統合を阻害するリスク<sup>6</sup>さえもあることに留意する必要がある。加えて、私見<sup>7</sup>によれば、そもそも条約第 12 条の本来の射程は、最後の手段としての代理・代行決定の可能性を排除するものではない（代行決定許容説）。たしかに、同条が「支援手法としての意思決定支援の原則性と代理・代行決定に対する優先性」を明確にしたことは間違いない。しかし、国連の特別委員会での審議過程を含めた同条成立の沿革からみても、条約第 12 条の射程は代行決定許容説の立場から理解することが正当である<sup>8</sup>。本研究もまた、こうした視点を踏まえて、わが国の法定後見人が代理・代行決定型の法的権限を持つという一事のみによって、ただちに条約違反の仕組みであると考えるのではなく、これらの代行決定権限を最後の手段として謙抑的に用いるとともに、支援の中心手法を条約が求める意思決定支援に置き換えていくことで、条約の趣旨にある程度親和的な運用が可能となるという認識に基づいて実施されたものである。

## (2) わが国の法定後見制度の課題

さて、条約第 12 条の射程を代行決定許容説から理解して、本人保護のための最後の手段として必要最小限の範囲での代理・代行決定の可能性を認めるという私見の立場からしても、わが国の現行制度に重大な欠陥があることは否定できない。本稿の性質上、詳述は避けるが、定型的な行為能力制限を伴う後見及び保佐の類型には本人の現有能力に釣り合わない過剰な干渉の要素があり、条約第 12 条に明らかに違反したものとみるべきであろう。他方、補助類型については、必要性の原則を厳格に遵守した運用が実務上保障されていれば、第 12 条と整合した仕組みとして評価できる可能性がある。補助の評価に当たっては、制度上、法定代理権と同意権＝取消権の補助人への付与が本人意思の関与（本人による請求、もしくは、権限付与への本人の同意）を条件としている点にも留意する必要がある。補助における法定代理権の成立根拠とその範囲は、その構造上、即効型任意後見契約における代理権に近似するうえ、家庭裁判所の後見的関与による真意の保障機能が組み込まれている点では、むしろ即効型任意後見契約よりも優れた自己決定支援の仕組みとして評価できる可能性を持っている。他方、同意権＝取消権は、たしかに形態的には本人の行為能力を制限する仕組みである。しかし、①代理権と同様、その成立根拠と範囲の確定に自己決定の要素があること（少なくとも本人意思の関与があること）、②法定代理権も同意権＝取消権も、共に他者による本人の自己決定に対する法的干渉を正当化する仕組みという点では同質性があることを重視すれば、後見・保佐類型とは異なり、少なくとも補助における同意権＝取消権については、条約第 12 条と整合する自己決定支援の仕組みとして位置づけ直すことも可能であるように思われる<sup>9</sup>。もちろん、後見・保佐の両類型が現存している

<sup>6</sup> 民法学の視点から言えば、意思無能力無効の主張を恐れる取引相手に対して、法定代理人による取引の可能性を提示することで、判断能力不十分者の実質的な取引社会への統合が担保されていることを見落とすべきではなからう。

<sup>7</sup> 上山泰「現行成年後見制度と障がいのある人の権利に関する条約 12 条の整合性」菅富美枝編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』39-116 頁（2013 年、法政大学出版局）参照。

<sup>8</sup> 川島聡「障害者権利条約 12 条解釈に関する一考察」実践成年後見 51 号 71-77 頁（2014 年）も同旨。

<sup>9</sup> ただし、消費者保護法制における取消権やクーリングオフといった、本人に対する制約がより少ない法的手段（いわば、ユニバーサル・デザイン型の法的救済手段）が現存する以上、必要性の原則による審査を法定代理権の付与に際してよりも厳格に行う必要があるかもしれない。

以上、条約第 12 条との完全な整合性を語ることは難しく、最終的には立法的な対応が必要である。しかし、他方において、現行制度の運用を補助中心に変更していくことによって、制度の実態を条約の要請に近づけていくという、堅実な努力も怠るべきではないだろう。

## 2 法定後見人と意思決定支援

上述のように（1（1））、本研究は、条約第 12 条の本来の趣旨を踏まえて、「法定後見人が持つ代行決定権限を原則的に最後の手段として位置づけ直し、通常権利擁護活動は意思決定支援の手法によって行われるべきである」という前提にたつものである。もっとも、法的に制度化された意思決定支援のスキームは、カナダの一部の州やチェコなどにその萌芽がみられるとはいえ、国際的に見ても確立したものとはいえない（少なくとも、伝統的な法的スキームである法定代理権制度と比較できるほどの基本的枠組みがあるとは、到底いえない状況のように思われる）。また、わが国に視野を限っていえば、いうまでもなく法的な意味における意思決定支援「権」者なるものが存在するわけではないし、そもそもそれ以前に、法的な意味における意思決定支援の概念について、具体的なイメージが確立しているわけでもない。したがって、まずは意思決定支援の概念、特に法定後見人に期待される意思決定支援の概念を整理しておく必要がある。

ここで留意すべきは、次の 2 点である。第 1 に、少なくとも、現行法上、意思決定支援は何らかの特定の法的権限に基づいて行われる性質のものではない。むしろ、社会的包摂の理念等に基づき、判断能力不十分者に関わる者一般が広く共有すべき「かかわり方の基本理念ないし基本姿勢」として捉えるべきものであろう（理念としての意思決定支援）。この限りでは、意思決定支援を行う主体は、当然、成年後見人等に限定されるわけではなく、家族、知人、ケアマネジャー、福祉サービス提供者、医療関係者等、本人と関わるすべての人が対象となるべきものである。しかし、第 2 に、法定後見人には本人の自己決定に干渉できる強力な法的権限（代理・代行決定権限：法定代理権、取消権等）が与えられているため、法定後見人の行う意思決定支援には他の者が行う意思決定支援とは異質な側面も存在している。すなわち、法定後見人も、まずは他の者と同様に、本人自身による自己決定を支援する活動を行うべきことになるわけだが（民法第 858 条の本人意思尊重義務に基づく「支援の第一ステージ（自己決定支援型）」）、当該事案において、この方法による本人の権利擁護が不可能もしくは不適切となった時点において、支援のステージを第二段階（民法第 858 条の身上配慮義務に基づく「支援の第二ステージ（他者決定型）」へと切り替えて、最後の手段としての法的な代理・代行決定権限（法定代理権、取消権等）を行使して、本人の権利擁護を図るべきことになるからである。もっとも、この「支援の第二ステージ」においても、成年後見人等による他者決定の指針はあくまでも本人の意向や主観的価値観に原則として求められるべきであり<sup>10</sup>、成年後見人等自身の主観的価値観や当該社会の客観的価値観などに基づいて、成年後見人等がフリーハンドの裁量を行使して意思決定を行うことは許されないと考えるべきである（成年後見人等が本人の推測的意思等の主観的価値指針に拘束されるという限りで、なお民法第 858 条の本人意思尊重義務の拘束を受けて

<sup>10</sup> 菅のいう「主観的ベスト・インタレスト主義」の発想である。たとえば、菅富美枝「「意思決定支援」の観点からみた成年後見制度の再考」前掲菅編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』223 頁以下参照。

いることにもなる)。なお、このように、成年後見人等による代理権行使が、本人の意思・意向・推測的意思（過去に本人が表明した意思やそこから推測される意思も含む）に拘束されたものである点を強調して、こうした形で行われる法定後見人の意思決定は条約第12条が禁じている意味での代行決定の形態には当たらないとの有力な理解<sup>11</sup>も存在する。きわめて示唆に富む見解ではあるが、先述のように、私見は、支援の第二ステージで行われる成年後見人等の法定代理権等の行使は、意思決定支援の枠組みを超えたものであり、あくまでも最後の手段として条約に許容された「代行決定＝他者決定」であると位置づける方がよいと考えている。このように理解することによって、①第二ステージにおける成年後見人等の活動（形式的には本人の自己決定を侵害する活動）に対する規制をより厳格に制御することを正当化できるとともに、②そこでの意思決定があくまでも代理人の責任において行われたものであること（したがって、そこでの瑕疵は本人の自己責任としてではなく、代理人の法的責任の範疇で理解されるべきこと）がより明確になると解するからである<sup>12</sup>。特にわが国の場合、法定後見人の権限行使が、同時に本人の自己決定権という重要な人権を侵害する性質を持っていること（まさに両刃の剣であること）が、欧米と比して見落とされがちであることを考えると、「本人の意思に沿った代理権行使」を直ちに「（意思決定支援を受けたものであるとはいえ）本人自身による自己決定」と同視するという誤謬に陥りやすい論理構成は採用すべきでないように思われる。

## II 本研究の特質と成果

### 1 概要

さて、本研究では、以上のような理論的分析を背景として、現行の法定後見制度を前提に、法定後見人が「意思決定支援に配慮した成年後見活動」を促進していくために実用的な二種類のツールの開発を行った。すなわち、①「成年後見活動におけるソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ」と、②「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」である。これらツールの詳細や、その活用の意義については、次章以下において、具体的な活用例も示しながら詳述されることになるが、その主眼を端的にまとめるならば、「成年後見人等による意思決定支援活動（支援の第一ステージ）と代理・代行決定活動（支援の第二ステージ）の可視化」にある。

既述のように、構造的な欠陥を抱える現行制度を前提にせざるを得ない現状では、法定後見人の実務上の喫緊の課題は、現行制度の運用を通じて、後見実務の実情を、いかに障害者権利条約の要請に近づけていけるかにあるとあってよい。すなわち、条約が示した「支援手法としての意思決定支援の原則性と代理・代行決定に対する優先性」という基準を真摯に受け止めて、成年後見実務のあり方を、従来の伝統的な（客観的保護目線での）代理・代行決定型中心から、本人を中心に置いた自己決定支援（意思決定支援）型中心へと転換

<sup>11</sup> ドイツの世話人に関する議論だが、たとえば、フォルカー・リップ（新井誠訳）「支援および成年者保護」成年後見法研究13号154頁以下（2016年）参照。

<sup>12</sup> さらにいえば、最重度の知的障害者の事案のように、そもそも本人の意向や価値観を外部から確認することがきわめて困難な場合も、レアケースではあるが存在すると思われる。こうした場合は、本人の推測的意思のフィクション性がより明瞭になるといえ、無理に本人意思に引き付けた説明を行うよりも、端的にまさに最後の手段として、後見人による他者決定が本人の客観的利益保護のために行われるという説明（パターンリズムによる正当化）を行う方が好ましいのではないだろうか。

させていかねばならない。平たく言えば、たとえ法定代理権を持つ成年後見人等であっても、まずは本人自身の意思決定による契約締結の実現可能性を意思決定支援の手法を駆使して、ぎりぎりまで模索することが必要であり、法定代理権の行使による契約締結という代理・代行決定型の支援手法は、本人保護のための最後の手段として、必要やむを得ない場合に限って行使するという姿勢を基本に据えるべきことになる。こうした理解は、あるいは伝統的な価値観を持つ法律家にとっては異質に感じられるかもしれない。しかし、専門職後見人の現場においては、法律系の専門職後見人を含めて、既に一定の理解が共有されつつあるとあってよい。たとえば、2014年5月15日付で発表された、成年後見センター・リーガルサポートの「後見人の行動指針」<sup>13</sup>は、イギリスの意思決定支援能力法やこれを詳細に分析した菅の見解<sup>14</sup>等に依拠する形で、意思決定支援中心の後見実務のための行動指針を明確に打ち出している。同様の姿勢は日弁連にも見受けられる<sup>15</sup>。

このように、判断能力不十分者への支援手法の意思決定支援型への原則的転換の必要性自体は、既に抽象的な理念のレベルでは、専門職後見実務の関係者らにかなり浸透してきているかに思われる。したがって、問題となるのは、その手法の具体化である。本研究では、この点について、従来から社会福祉士が専門的に用いてきたソーシャルワーク手法の活用という視点に立って、意思決定支援と代理・代行決定支援のプロセス（最も重要な両ステージの切り替えのタイミングと切り替えの根拠の提示も含む）を可視化するツールの開発に取り組んだ点に、最大の特徴がある。特に意思決定支援の場面は、固有の法的な権限の行使である代理・代行決定支援の場面とは異なり、まさに社会福祉援助技術による支援との親和性が高いといえ、社会福祉系の専門職後見人の専門知識とスキルがこうしたツール開発にきわめて有効であったといえるだろう。

## 2 二種のツールの意義

まず、①ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップは、本人の意思決定支援に関わる周辺の関係者の状況をソーシャルサポート・ネットワークとして捉えたうえで、本人との関係性を三重の同心円上に配置する形式で図示したものである。法定代理権等の法的権限を持つ成年後見人等は、こうしたソーシャルサポート・ネットワークの司令塔的機能を求められる場面も多いだろう。このとき、各関係者のある時点での布置関係をマップ上で一望できることによって、適正な支援体制の再構築等の青写真を描くことが容易になるはずである（共時的分析機能）。他方、成年後見実務のあり方を意思決定支援型中心に移行させていく以上、状況しだいでは、成年後見人等が特定の事項については一歩身を引く形をとって（たとえば、関係者への間接的な働きかけに留める等）、そこでの意思決定支援者の役割に最適な人物等に現実の支援を委ねるべき場面も多くなることが予想される（意思決定支援は特別の法的権限に基づいて行われるものでない点に留意が必要である）。こうした、個々の場面における自分のあるべき役割の判断資料としても、マップは有効に活用できる

<sup>13</sup> 詳細については、成年後見センター・リーガルサポート『これからの後見人の行動指針』（日本加除出版、2015年）参照。

<sup>14</sup> 菅富美枝『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理』（ミネルヴァ書房、2010年）参照。

<sup>15</sup> 2015年10月1日に開催された、日本弁護士連合会第58回人権擁護シンポジウム第2分科会の「「成年後見制度」から「意思決定支援制度」へ」では、現行実務の運用改善の可能性のみならず、「意思決定支援法」の立法提言を含めた包括的な議論が行われている。

だろう。さらに、具体的なアプローチ（本人への直接的な意思決定支援の働きかけ、関係者への働きかけ、法定代理権行使等）の前後のマップを比較することによって、当該アプローチの成果を客観的に検証することが可能となるはずである（通時的分析機能）。強力な法的権限を与えられている法定後見人の場合、特にその権限の行使もしくは不行使の正当性を、本人に対してはもとより、裁判所等に対しても、客観的に説明できることが必要である。ネットワーク分析マップと後述のアセスメントシートはいずれも、自らの行為の妥当性を事後的に自己検証する場面と、これを対外的に説明していく場面でのきわめて重要な根拠資料として活用できることが期待される（対外的説明責任の根拠資料としての機能）。

②アセスメントシートは、ある特定の事項（検討課題）に対する、本人を中心とした多数関係者による協働的な意思決定のプロセスを可視化する機能を持つ。意思決定支援型の成年後見活動においては、本人をめぐる重要な意思決定に際して、成年後見人等の恣意的な代行決定が許されないことはいまでもない。特に、「支援の第二ステージ」である法定代理権行使の際には、本人の意向等を適正に反映させた内容となっていることを担保するために、本人はもとより、本人の支援に関わる、できる限り多数の関係者からの情報を収集することが必要である。そこでは、イギリス意思決定能力法が取るインクルーシヴ・アプローチ<sup>16</sup>の導入が有益であろう。アセスメントシートには話し合いに参加した各当事者の意見が記載されるため、これを利用することで、こうしたインクルーシヴ・アプローチに基づく意思決定のプロセスを可視化できることになるし、万が一、のちに何らかのトラブルが生じた際には、当該意思決定の妥当性・正当性を客観的に証明することも可能となる。さらに重要なことは、話し合いで決まった「誰が・いつまでに・何を・やるのか」という各決定項目について、「本人確認欄」が設けられているため、この記載を通じて、本人の意思の関与を保障できることに加えて、本人の意思・意向がどこまで反映された意思決定であったのかを事後的に検証可能となっている点である。

### 3 波及効果

本研究によって開発された二種のツールは、ソーシャルワークの技法からヒントを得たものであるため、法律系の専門職後見人や社会福祉に関する専門知識を持たない市民後見人等にとっては、あまりなじみのないものであるかもしれない。しかし、いずれのツールも記載自体には特別な知識を要せず、比較的容易に作成できるし、完成されたマップ及びシートは共に一覧性が高く、第三者からの事後的検証にも適した形になっている。既に触れたように、少なくとも熱意のある専門職後見人の間では、意思決定支援の優先性の理念が共有されつつあることからすれば、社会福祉系の専門職後見人の枠を超えて、広く二種のツールが活用されていく土壌はあるといえるだろう。

何よりも特筆すべきは、「本人に関わる意思決定の場面ごとに、ネットワーク分析マップに基づいて決定に関与させるべき関係者を選択したうえで、本人を交えた支援会議を開き、そこでの議論の内容をアセスメントシートの書式に従って記載していく」という、この一連のプロセスそれ自体が、同時に本人に対する適正な意思決定支援（場合によっては、最後の手段としての代理・代行決定権限の行使）のプロセスにもなりえるという点である

---

<sup>16</sup> この手法については、前掲菅（注14）51頁以下を参照。

う。意思決定支援や最後の手段としての代行決定の方向性は、個別的な本人の意思・意向という主観的価値によって示されることになるため、あるべき客観的な方向付けを実体的な価値の形式で一般的に示すことはそもそも困難である。したがって、そこでの正当性は、主として手続的正義の観点から裏付けられるべきことになる。つまり、特定の支援者の専断的な決定を排して、本人はもとより、本人を知る複数の関係者の目線を交えて、本人の主観的価値判断が丁寧に追求されたという、ある種の協働的意思決定のプロセスが適正に踏まれた事実こそが重要なのである。本研究が開発した二種のツールの活用によって、自然と、こうしたプロセスを保障することができるだろう。

わが国の現行法定後見制度が重大な構造的欠陥を抱えていることは繰り返し触れたとおりであるが、仮に法律上の制度が意思決定支援型の仕組みへと全面改正されたとしても、それだけで意思決定支援型の権利擁護の実務が当然に実現するわけではない。その実現には、実際の支援を担う人々の意識（さらには、これを背後で支える社会全体の意識）が、判断能力不十分者を単なる保護の客体としてしか見ないというスタンスから脱して、彼ら・彼女らを他の者と平等な意思決定の主体として理解するという方向へと大きく舵を切ることが必要である。なぜなら、意思決定支援型の権利擁護は、従来型の後見の仕組みのように単に特定の法的権限者のみが担えばすむという仕組みではなく、本人の生活に様々な形で関わるすべての人が、本人に対してひとしく意思決定支援の理念に基づいた応接をすることではじめて実現できるものだからである。こうした社会意識の土壌を醸成していくうえでも、二種のツールの活用は重要な役割を果たしうるものとなっている。というのも、いずれのツールも、正式な成年後見人等ではなくとも、本人の意思決定に何らかの形で実際に関与する人であれば、誰でも利用することができる形となっているからである。本研究に携わった一人として、二種のツールが、単に成年後見人等のみならず、広く権利擁護の様々な場面で活用されていくことを期待したい。

### 第3章 意思決定支援に配慮した成年後見活動のためのツール開発

#### I 開発したツールの趣旨

開発したツールは二種類である。一つは、「成年後見活動におけるソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ」(以下「ネットワーク分析マップ」と表記する)、もう一つは「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」(以下「アセスメントシート」と表記する)である。

ソーシャルワークの専門職である社会福祉士の成年後見実践事例の分析から、意思決定支援に配慮した成年後見活動には、ソーシャルワーク手法を活用することが有効であると考えた。

ソーシャルワークの展開過程として、インテーク→アセスメント→計画→介入→モニタリング→評価→終結というプロセスがあると説明される。今回提示するツールは、この中のアセスメントと計画に焦点をあてている。アセスメントとは、情報の収集及び整理、分析を通して、本人のニーズを明確にし、問題解決のための計画段階へ導くプロセスである。情報の収集、整理、分析には、しばしば標準化されたアセスメントシートや、エコマップやジェノグラムといった社会資源や家族関係を図示する技法が用いられる<sup>17</sup>。

本研究で開発したツールは、社会福祉士が用いるソーシャルワーク手法を基本にしつつ、社会福祉士以外の成年後見人等にも活用が可能となるよう、成年後見活動における意思決定支援の場面で何が起きているのか、何を検討しなければならないのかを、分かりやすく提示するための可視化ツールである。検討に際しては、①本人を中心としたネットワークの活用と、②意思決定支援のプロセスの可視化と③成年後見人等が権限行使する場合の根拠の明確化について、本人参加を前提とした関係者の話し合いで行うことを想定した。

「ネットワーク分析マップ」は、本人の意思決定支援に関わる周辺の関係者の状況を「ソーシャルサポート・ネットワーク」として捉え、本人との関係性を図示するツールである。成年後見人等もソーシャルサポート・ネットワークを構成する一員であり、本人の意思決定支援には誰がどのように関わっているのか、本人や他の関係者との関係性を分析し、ネットワークにおける成年後見人等の役割を明確にするために用いるものである。

「アセスメントシート」は、本人参加を前提とした関係者の話し合いで用いることができるよう、意思決定支援のプロセスを明確にし、成年後見人等の権限行使の可否を検討することができるよう、「何をどのように検討しなければならないのか」の枠組みを示したものである。

次項以下、各ツールの詳細を説明する。

---

<sup>17</sup> 北川清一他 『社会福祉の支援活動 ソーシャルワーク入門』, ミネルヴァ書房, 2008年, 第8章(金田知子)を参照した。

## Ⅱ 成年後見活動におけるソーシャルサポート・ネットワークの分析(「ネットワーク分析マップ」)

### 1 目的

ソーシャルサポート・ネットワークとは、「個人を取り巻く家族、友人、近隣、ボランティアなどによる援助(インフォーマル・サポート)と公的機関や様々な専門職による援助(フォーマル・サポート)に基づく援助関係の総体を示す」とされている<sup>18</sup>。1980年代より、住民福祉活動の見守り・助け合いなど小地域ネットワーク活動が社会福祉協議会を中心に実践され始めた。フォーマルやインフォーマルなネットワークを統合して援助活動を展開していく技術として、ソーシャルワークに必要な理論のひとつと考えられている。

河野聖夫は、「ソーシャルサポート・ネットワークの分析(マップ)」(以下、「マップ」と表記する)ツールを提案し、ソーシャルサポート・ネットワークというネットワーク分析、すなわち「様々な関係のパターンをネットワークとしてとらえ、その構造を記述・分析する方法」が重要であると述べている<sup>19</sup>。ネットワーク分析は、本人が生活している環境全体に眼を向ける見方に立って、人と環境が相互に補い合っていることを認め両者の関係を強めていくために、その活動の展開で、フォーマルなサービスだけではなく、インフォーマルな援助も含め理解し活用していく方法のひとつでもある。

意思決定支援においても、インフォーマル・サポートとフォーマル・サポートの連携は重要である。この「マップ」の特徴は、「支援ニーズと支援者の役割に着目」しながらフォーマルである公的資源とインフォーマルな資源(家族・友人知人・地域)が書き込めるようにした点である。本研究で提示するのは、あくまでも実践レベルの活用例であり、利用方法は本研究の独自理解による試行段階である。また、本論の主旨に従って「マップ」の表記に一部修正を加え、「成年後見活動におけるソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ」(以下、「ネットワーク分析マップ」と表記する)としていることをお断りしておく。

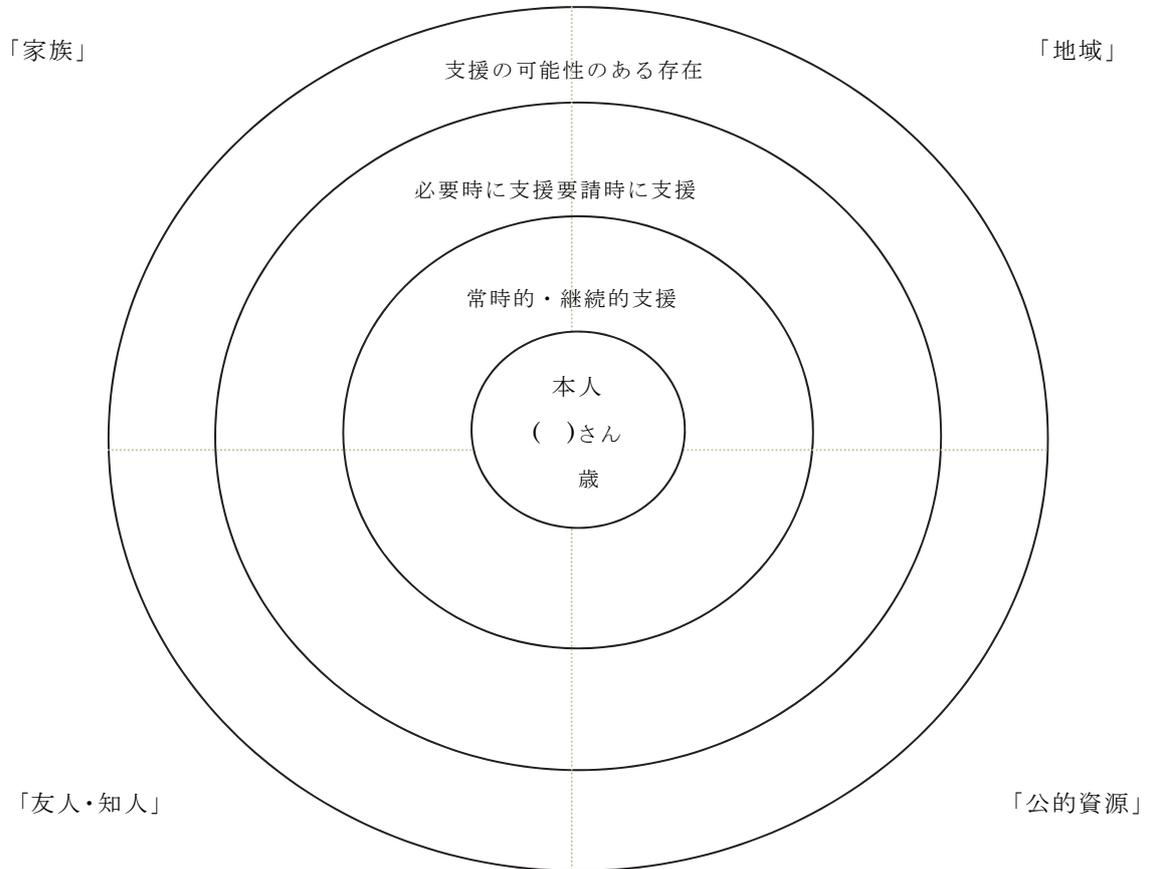
この「ネットワーク分析マップ」は、本人の意思決定支援に関わる周辺の関係者の状況をソーシャルサポート・ネットワークとして捉えたうえで、本人との関係性を三重の同心円上に配置し図示するものである。本人を支援する支援者や支援機関をマップ上で確認することによって、潜在的な支援体制の再構築など、本人の持っているリソースを最大限に生かすことができるようにしていく。また、成年後見実務を意思決定支援中心において実践していくうえでは、時には成年後見人等が前面に出るのではなく、分析結果を通じて関係者への間接的な働きかけに資することも必要になる。今後の支援に最適な支援者との関係構築をイメージすることに役立つものになっている。このように個別の意思決定支援場面において、チームアプローチの中で自身のあるべき役割を確認するものとしても有効に活用できるものとする。さらに、「支援ニーズと支援者の役割に着目」しながら役割分析をすることで、関係者への働きかけもより具体化されるのではないか。本論は「ネットワーク分析マップ」を活用することで、本人を支える支援者を全体でとらえ、有効な支援体制を構築・再構築して、本人の意思決定支援に役立ててもらうことを目的としている。

<sup>18</sup> 渡辺晴子「ソーシャルサポートネットワークづくり」日本地域福祉学会編『新版 地域福祉辞典』中央法規出版,2006,pp422-423

<sup>19</sup> 河野聖夫「ソーシャルサポート・ネットワークの分析(マップ)と役割分析図」(神奈川県主任介護支援専門員研修,事例研究事例検討指導方法資料),河野は,L・マグワイアによる「ソーシャル・サポート・ネットワークを示すマップ」を基に,役割分析の観点から追加改変行い分析マップ(ツール)を作成したとしている。

2 「ネットワーク分析マップ」の様式と使用方法  
 ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ様式

作成日 年 月 日



家族○、友人・知人、地域、公的資源は個人を△印、組織を□印

役割分析

必要な支援 (意思決定支援)	誰が(社会的存在)	引き受けている・期待されている役割

\*河野聖夫氏の許諾の下に、一部改変の上で使用している

## 「ネットワーク分析マップ」の使用方法

### ＜マップ作成の作業手順＞

- ①三重の同心円の真ん中に本人を書き
- ②支援が日常に近い人ほど円の中心になるように  
「常時的・継続的支援」ができる人、  
「必要時に支援要請時に支援」ができる人、  
「支援の可能性のある存在」というように書いていく。  
家族は○印、友人・知人、地域、公的資源は個人を△印、組織を□印で表す。  
(記入例では、メリハリを持たせるために○印△印を塗りつぶして表示している。)
- ③その際、「家族」、「友人・知人」、「地域」、「公的資源」というように、円を四分割にした各象限に書くことを意識する。
- ④その中で、今よりもっと支援が強くなる(近くなる)と好ましいと思う人がいたら、どのくらいの位置まで支援があったらよいかを矢印で書いて示してみる。反対に、支援が遠ざかってしまった人なども矢印で示すことができる。

マップにプロットする作業を通して、ソーシャルサポート・ネットワークの分析をすることが重要である。「本人はどんなニーズをもつのだろうか？」という問いを常に念頭に置きつつ、例えば高齢者の場合であれば、認知症の程度や進行状況、あるいは施設入所といった環境変化などによってどんなサポートを喪失し、その結果どんなことが生じやすいかを知り、代替りのサポートを支援するためにはどうすればよいかを検討する。個人のニーズと可能なサポートをマッチングすることが必要である。ネットワークの中では、個人は何らかの役割をもっている。本人にはどんな潜在的サポートがあるのかを同定し認識されたら、新たなサポートを見出すことも可能である。

### ＜役割分析表の活用方法＞

ソーシャルサポート・ネットワークの分析マップに示した人たちの中で、意思決定支援に関するそれぞれの場面(ニーズ)で、実際に誰がどのような役割を引き受けているのか、また今後の可能性を確認するものである。

- ①分析の場面を特定する。
- ②誰にどのような役割が期待できるのか、社会的存在を意識しながらチームメンバーに加えていく。潜在する支援ネットワークを可視化し、ニーズごとに支援者を確認する。
- ③支援者ごとに、現在引き受けている役割と期待される役割を記述する。

役割分析表を活用することによって、本人にとっての公的サービスや周囲にいる人々の私的な支援の適切さを判断することが可能となり、その時に最適なソーシャルサポート機能を考えながら支援ができるようになっていく。そして、同時に「今、私たちが行っている支援は本人にとって、どのような役割を果たしているのか」を確認することでもあり、支援をする側が常に自らの行っている支援の意味を問いかけ、ネットワークにおける自らの役割(ソーシャルサポート)を自覚し、仕事を行っていくうえでの、その重要性を確認していくことができる。

意思決定支援の役割を分析するには、ソーシャルサポートの6つの機能が有効である。以下に、支援のスキルとしてのソーシャルサポートについて説明する。

## <支援のスキルとしてのソーシャルサポート>

意思決定支援には、単に情報提供をするだけではなく、本人から発せられるメッセージを、全身の表情と言葉から受け止めなくてはならない。本人が生きている世界で感じ、本人の目線で考えてみる共感的理解が必要となる。応答、明確化、観察ということをしながらか、情緒面での手当てをし、アセスメントを行う。そして、問題の本質をとらえていくことが必要である。問題の本質を理解しないで、一方的に情報を与えても情報提供を通じて相手をサポートしたことにはならない。このように、他者から得るサポートとしてのソーシャルサポートが必要となる。

渡部律子は、ソーシャルサポートの6つの機能<sup>20</sup>を示している。

表1:ソーシャルサポート6つの機能

サポート機能	サポート機能の説明	必要な技術
自己評価サポート	自分の能力・社会的価値・仕事での能力に疑いをもったときに有効に働く。自分がマイナスに考えていた自己像の側面を打ち明けることで、自分の評価を再度高めることが出来る	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手の話を注意深く聞くこと（傾聴）</li> <li>相手の話に、感情・事実の反射</li> <li>共感、安心、愛着、尊敬の提供</li> <li>再保証</li> <li>自己開示</li> <li>非審判的態度の保持</li> </ul>
地位のサポート	自分が何等かの役割を果たしていることで得られるサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手に役割を与えること</li> <li>役割を果たしている相手を認めること</li> </ul>
情報のサポート	問題の本質、問題に関係している資源に関する知識、代替的な行動に至る道筋に関する情報を提供すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な情報ネットワークを持っていること</li> <li>相手のニーズに見合った情報を見つけだすこと</li> </ul>
道具的サポート	実際的な課題に対する援助の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>相手に必要な具体的な援助力を持っていること（お金・労働力・時間等）</li> </ul>
社会的コンパニオン	共にいる、出かけるなどの社会活動のサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンパニオンとして使える時間の所有</li> <li>相手にとって重荷にならないこと</li> </ul>
モチベーションのサポート	根気よく何かを継続したり、解決に向かって進んでいけるようにモチベーションを高めるサポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>励まし</li> <li>努力の結果と予測との再保証</li> <li>将来の希望を見つけ相手に伝えること</li> <li>フラストレーションの対処の方法</li> <li>共に頑張ろうというメッセージの伝達</li> </ul>

出典:渡部律子「高齢者援助における相談面接の理論と実際第2版」p.43

第1は、「自己評価のサポート」である。これは、人が自分自身を価値ある存在であることを確認させてくれるようなサポートを意味する。

第2は、「地位のサポート」である。社会生活をする私たちにはいろいろな役割がある。人は役割を持ち集団に属していることで、社会から承認されていることを感じ取ることができる。

第3は、「情報のサポート」である。自分が必要としている情報を提供してもらうことである。情報は資源に関するものだけではなく、問題の本質、問題に関係している資源、代替的なやり方等に関する情報を得た時に、それらが情報サポートになる。

第4は、「道具的サポート」である。このサポートは物資サポートとも呼ばれ、労働力、

<sup>20</sup> 渡部律子「ソーシャルサポート理論の応用」『高齢者援助における相談面接の理論と実際第2版』, 2011, pp40-56, 参照, 一部引用

金銭などの実際に必要な目に見える種類のサポートを意味する。

第5は、「社会的コンパニオン」とよばれるサポートである。買い物に行く、市役所に行く、病院に行くなど、私たちは「誰かと一緒に行く」というそれだけのことで、「誰かが一緒にいてくれる」という安心が得られるというものである。

第6は、「モチベーションのサポート」である。私たちは、その行動をやろうとする意欲の強さの程度によって、ある行動を始めたり継続するということがある。できたことを認める、努力が報われるというような再保証してくれる、将来に希望を見出すようなサポートがモチベーションを高める。

このソーシャルサポート機能は、意思決定支援で、誰がどのような役割を担うかを検討するうえでも重要な示唆となる役割分析の支援スキルである。

### 3 実際の活用例

「ネットワーク分析マップ」の記入方法と役割分析の意義を説明するために、実際に成年後見人が関与して「ネットワーク分析マップ」が変化した例を作成した。記入例1（成年後見申立時）と記入例2（成年後見人就任後）として例示する。

#### 「ネットワーク分析マップ」記入例の事例の紹介

障害のある60代前半のAさんの事例です。

Aさんは、父親を早くに亡くし、在宅で母親と二人暮らしをしていました。母親(83歳)は要支援1で、週1回デイサービスを楽しみに通っていましたが、自宅で転倒し骨折をしたため入院し、その後、老人保健施設へ入所することになりました。そのためAさんは、ショートステイを利用するとともに、就労継続支援B型のサービス管理責任者が、本人や母親、かかりつけ医、社会福祉協議会に相談して、Aさんに成年後見人選任の申立てを行うことになりました。

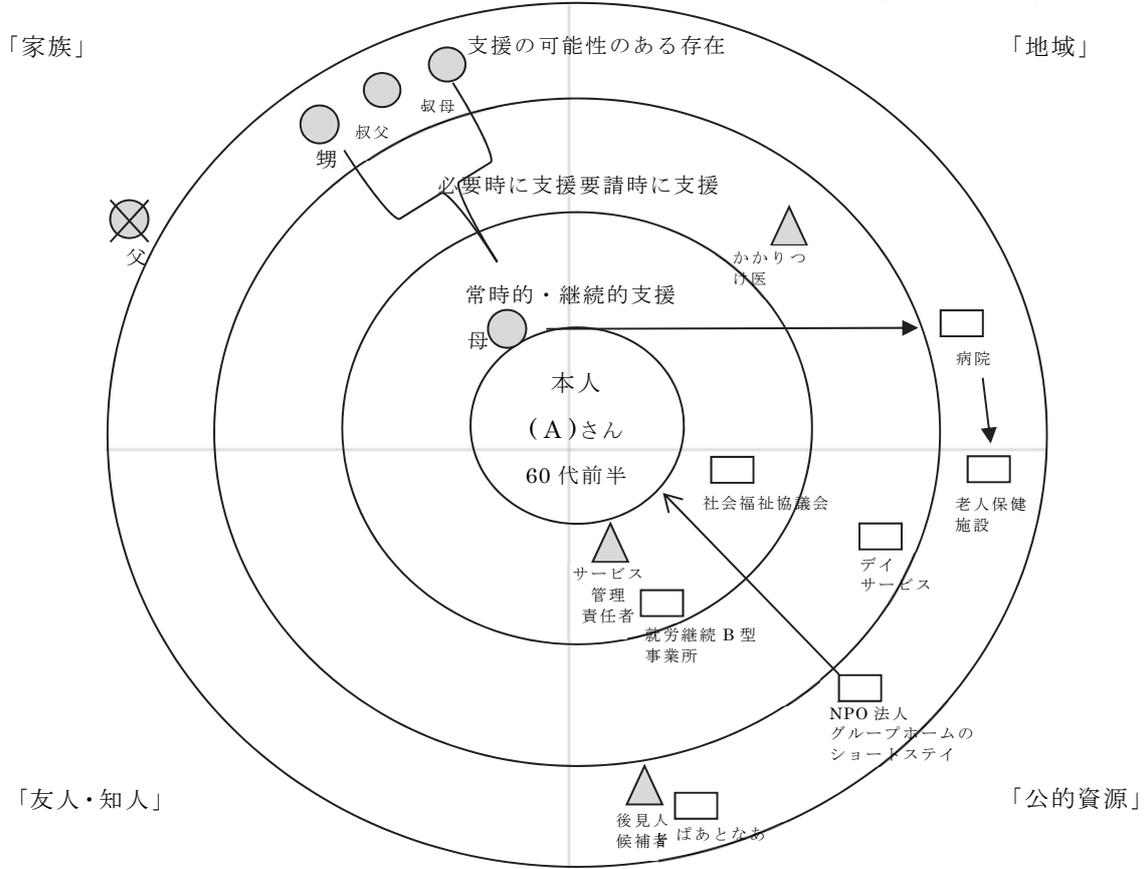
→記入例1(2016年1月〇日:成年後見申立て時)

社会福祉協議会の申立支援を受け、母親が申立てを行い、ばあとなあの社会福祉士が成年後見人に選任されました。その後、Aさんは、緊急で入ったグループホームのショートステイ、体験入所を経てグループホームに入居することになりました。母親は在宅復帰を目標にリハビリをしていますが、無理ができない状況です。母親の妹夫婦が、母親の郷里である〇〇県に住んでいます。母親の骨折時には、妹夫婦とその長男が来てくれましたが、高齢のため、いざというとき以外はなかなか来ることができなとのことでした。成年後見人は、今後は、母親や就労継続支援B型のサービス管理責任者、グループホーム世話人等と連携しながら支援を行っていく予定です。

→記入例2(2016年4月〇日:成年後見人就任後)

ソーシャルサポート・ネットワークの分析マップの記入例1

作成日 2016年1月〇日  
母親の骨折、成年後見申立時



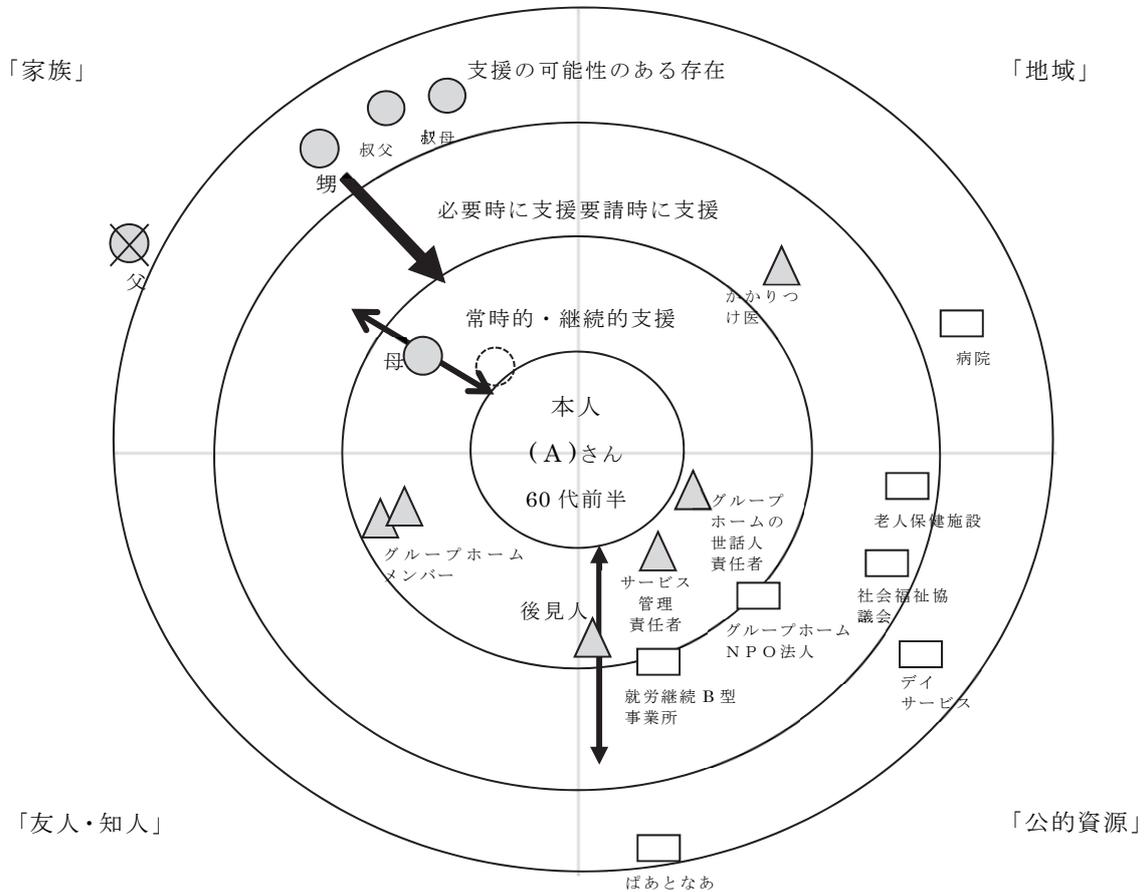
家族○、友人・知人、地域、公的資源は個人を△印、組織を□印

役割分析

必要な支援 (意思決定支援)	誰が (社会的存在)	引き受けている・期待されている役割
成年後見の申立て	就労継続B型サービス管理責任者	社会福祉協議会への相談、社協と協力して本人と家族への成年後見制度利用の情報提供、本人への説明→情報のサポート、モチベーションのサポート
	社会福祉協議会	親族申立支援、候補者紹介依頼 →モチベーションのサポート
	かかりつけ医	成年後見診断書の作成 →モチベーションのサポート
	ばあとなあ社会福祉士	成年後見人等候補者 →自己評価のサポート
	NPO法人 (ショートステイ)	ショートステイの提供 (道具的サポート) →自己評価のサポート
	本人	成年後見制度の理解、利用の同意
	母親	申立人、キーパーソン、本人の支え
	妹夫婦・甥	母親の支援、本人の支え

ソーシャルサポート・ネットワークの分析マップの記入例2

作成日 2016年4月〇日  
成年後見人就任後



家族○、友人・知人、地域、公的資源は個人を△印、組織を□印

役割分析

必要な支援 (意思決定支援)	誰が (社会的存在)	引き受けている・期待されている役割
グループホーム入所	就労継続支援B型サービス管理責任者	本人と家族への説明、本人への情報提供、意思の確認、モニタリング
	グループホーム世話人	体験入所の提供、入居支援、入居意思の確認、モニタリング
	グループホーム責任者	本人と母親への情報提供、契約締結
	母親	本人へ生活支援、意思決定支援 →地位のサポート
	甥	本人の支え、意思決定支援
	成年後見人	意思確認、入居契約、金銭管理、モニタリング →自己評価のサポート、情報のサポート

## <記入例の解説>

成年後見の申立て（記入例1）や、グループホーム入所（記入例2）の意思決定支援には、本人との関係性がすでに構築されている就労継続支援B型のサービス管理責任者が支援の中心となって関わっていることがわかる。

申立てについては、就労継続支援B型のサービス管理責任者が中心となって関係機関に働きかけを行い、本人、母親への情報提供と同意を得て、社会福祉協議会が母親を申立人として申立て支援を行うことになった。また、母親の骨折という緊急事態に対して、入院、入所については、親族が手続きを行ってくれている。また、本人のショートステイの利用や体験入所の手続きは、母親が行っていた。

成年後見人就任時には、本人はグループホームの体験入所中であり、実際的な課題に対する援助の提供（道具的サポート）がグループホーム世話人や責任者によって提供され、グループホームから就労継続支援B型に通所し毎日の生活を送っていた。成年後見人には、グループホームとの入所契約や、母親が担っていたキーパーソンとしての一部の役割を担うことが期待されている。成年後見人は、施設入所や福祉サービスの導入などの必要時には、積極的に本人とかわりながら契約を締結することになる。また、施設入所という環境変化によってどんなサポートを喪失し、その結果どんなことが生じやすいかを知り、代わりのサポート（母親に代わる甥の支援など）を考えなければならない。

本人の環境が大きく変化する時には、成年後見人は「常時・継続的な支援」を意識して本人に寄り添いながらかわりを深めなければならないが、契約締結後は「常時・継続的な支援」を提供してくれる支援者と本人の関係構築を支援していくことが求められ、「必要時に支援要請時に支援」という役割に距離を移していく。必要に応じて、「常時・継続的な支援」と「必要時に支援要請時に支援」という二つの同心円の中を「入ったり・出たり」することが必要である。それが双方向の矢印である。母親も同居していた時のような具体的な援助から、自立に向かう本人を支える役割として、離れていても見守っているという「地位のサポート」を担うということを示す双方向の矢印で表現した。

成年後見活動においても、ソーシャルワークの基本的な対人援助の視点から、本人との信頼関係の構築（自己評価のサポート）をベースにして、個々の場面における支援を通じて、本人をエンパワメントしていく実践が共通の基盤となる。そのためには、成年後見人が単独で判断するのではなく、関係機関と常に連携できるように、本人を中心に置いたソーシャルサポート・ネットワークを確立し、本人が参加できるケース会議やサービス担当者会議等の環境を整えることが重要になる。個別の意思決定支援に合わせたソーシャルサポート・ネットワークのチームで、それぞれの支援者の役割を確認し実践し、時々刻々と変化する可能性のある必要なサポートを把握し、提供できることが必要である。

特に成年後見人等には、本人に合わせた情報のサポートが求められ、必要に応じて有する権限行使を行うことになる。その場合、権限行使の根拠を明らかにして関係者と共有する必要がある。その一助として、この「ネットワーク分析マップ」が利用できる。また、このようなツールを利用することは、住み慣れた地域で生活を継続するために権限行使が、本人の意思を尊重するうえで重要な役割を果たしていることを確認することができる一つの方法と考える。

### Ⅲ 成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート

#### 1 目的

本研究で提示する「アセスメントシート」は、判断能力が不十分な人の意思をどのように把握し、本人の意思決定のために誰がどのような支援をしたのか、方法を尽くしても本人の意思の把握が困難である、あるいは本人の意思が表示されたとしても、それを実行することが本人の権利侵害につながるおそれがある場合、何を根拠に誰が何を決定したのか、これら一連のプロセスを可視化するために開発したものである<sup>21</sup>。

可視化することで、本人及び関係者が情報を共有し、意思決定に至るプロセスを確認することが可能となるのはもちろんのこと、「アセスメントシート」に言語化するという作業自体が、関係者に気付きを促す契機となる。すなわち、認識はしていなかったが当たり前と考えていることや、あまり意識はしていないが実際はやっていることが明確になることで、関係者が自らの行為の意味を振り返り、権利擁護の意義を深く理解することにつながる。また、実践を記録し事例として蓄積することで、権利擁護活動としての意思決定支援が普遍化されることが期待できる。

「アセスメントシート」は、本人参加を前提とした関係者の話し合いで活用することを想定している。そのため、何を話し合うのかを分かりやすく提示する枠組みを意識した。話し合う事柄は何か、その事柄について本人はどのように考えているのか、あるいは本人の意思をどのように確認したのか、話し合いで何をどのように決めたのか、そして成年後見人等が代理権等の権限を行使しなければ本人の権利を擁護できないと判断した場合、その根拠が明確になることを目的としている。

成年後見人等の権限行使の根拠が明らかになることで、成年後見人等が自らの成年後見活動を客観的に検証することができる。また、家庭裁判所をはじめ関係者に対して、自己の成年後見活動の妥当性を説明する際の根拠資料としても有効に活用できる。

現在の我が国の成年後見制度では、成年後見人等には大きな権限が付与されており、特に本人の財産状況は生活の方針を決める際の重要な要素になるため、財産管理を担う成年後見人等の意思決定支援における影響力は大きい。また、本人の意思決定に成年後見人等がどのように関わっているのかを検証することは、障害者権利条約第12条及び一般的意見第1号の指摘に応えるための喫緊の課題でもある。すなわち、「アセスメントシート」を用いて実践事例を丁寧に分析することで、成年後見人等は「代理意思決定者」ではなく「意思決定支援者」の一人として機能していることを証明できるのではないかと。また、「代理意思決定者」として機能しなければ本人の権利を擁護できない場合とは、具体的にどのような場合で、どのような情報に基づき、どのような手順を経て行ったのかを明確にすることで、最終的手段としての「代理意思決定」の必要性和適正性が明らかにできるのではないかと。さらに、「法的能力の行使を支援するシステムになくってはならない保護措置」として機能しうる成年後見制度とはどうあるべきか等、成年後見制度の代替措置を検討する上でも、「アセスメントシート」を用いた実践事例の分析が役立つものと考えられる。

---

<sup>21</sup> 本研究におけるアセスメントシートは、西原留美子「成年後見活動における「ベスト・インタレスト」判断過程の可視化の検討—「障害者の権利に関する条約」第12条の論点整理をふまえて」『東海大学健康科学部紀要』第21号, 2016年3月発行の研究成果を発展させたものである。

## 2 アセスメントシート様式と使用方法

### 「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」【様式】

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第 回	通算シートNo.
----------------------	----------

シート作成者(職名及び氏名) \_\_\_\_\_

今日の話し合い 年 月 日 時 ~ 時 場所 \_\_\_\_\_

今日の参加者名 \_\_\_\_\_

#### ●●さんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

--

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見

今日これから話し合うことは、●●さんの〇〇について

●●さんの〇〇がどうすればできるか、その方法と誰ができるかを考える

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法の難しいところ	誰が
1			
2			
3			
4			
5			

●●さんはどうしたいか、どの方法が一番良いか

--

●●さんが自分で決めるのが難しい場合の状況

--

●●さんの〇〇について、いつまでに決める必要があるか

--

●●さんの〇〇について、後見人等が代理権等を行行使す必要があるか。ある場合、その理由は何か。

--

●●さんの〇〇について、今日決まったこと

	本人確認
--	------

誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認

やってみてからもう一度考えるのは      年   月   日   時 ~   時

実施結果

課題

⇒再アセスメントの必要性   有り   なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？  
 最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」【使用方法】

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第 回 通算シートNo.

テーマまたは検討課題は、本人の意思決定支援の観点から設定することが重要である。プロセス重視の観点から、同一テーマ・課題を複数回かけて検討する場合もあるため、同一テーマ・課題で何回目の検討なのかを記入する。通算シートNo.は「その人」の作成シートの通し番号を記入する。関わる支援者がある程度固定している場合、通し番号を記入しておくことで支援プロセスの継続記録となる。

シート作成者(職名及び氏名) 成年後見人等に限らず、支援者、また支援を受けて本人もなりうる。

今日の話し合い 年 月 日 時 ~ 時 場所

今日の参加者名

●●さんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

【主観的意見】本人の希望、願いを確認する。確認した方法と確認できない場合はその理由を書く。

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見
	<p>【客観的意見】</p> <p>このシートのテーマまたは検討課題に関して、関係者の意見や、収集した情報を記入する。関係者には、家族、福祉関係者、医療関係者、行政、友人・知人、成年後見人等、このシートのテーマまたは検討課題に関連して、本人に関わる人すべてを含む。本人が誰の意見を聞きたいかも尊重する。家族は本人の利害関係者にもなりうるが、本人に関する情報を持っているため除外しない。</p> <p>本日の話し合いに参加していない人の情報でも、重要な情報であれば、誰の意見なのか、誰からの情報なのか、誰が聴き取ったのかを明確にする。特に本人の考えと意見が異なる場合は、その理由となる具体的事実を根拠として記入する。代弁者としての発言も、なぜそう言えるのか根拠を記入する。意見の根拠として、今までどのような方法をとってきたのか、本人の側にたった決定のために何をしたのかを記録する。</p>

今日これから話し合うことは、●●さんの〇〇について

今日これから検討することは何かを、本人の意思決定支援の観点から明確にする。  
必ずしも一度の話し合いで結論を出す必要はない。

●●さんの〇〇がどうすればできるか、その方法と誰ができるかを考える

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法の難しいところ	誰が
1	<p>「今日これから話し合うこと」について、どうすれば実現が可能か、何を検討する必要があるのか、考えられるあらゆる方法の選択肢をあげ、メリットとデメリットを本人に分かりやすく提示する。</p> <p>リスクも含めて検討する。やってみる、様子を見る、違うやり方を試すことも検討する。本人が情報を得てチャレンジできる可能性を考える。</p> <p>本人が決められるように、本人と一緒に考える。</p> <p>関係者の能力や知識、社会資源の状況等により方法にも違い(限界)が生じるが、それをどう検討したかを記録する。</p>		
2			
3			
4			
5			

●●さんはどうしたいか、どの方法が一番良いか

	<p>本人の自己選択、自己決定を支援する。 今日決める必要があるか、決めるのが難しい場合、今後の方針を確認する。</p> <p>「今のままがいい」「想定された選択肢以外の選択肢を選ぶ」「分からない」という結論も大切にする。 分からないことが明確になることにも意味がある。</p>
●●さんが自分で決めるのが難しい場合の状況	

●●さんの〇〇について、いつまでに決める必要があるか

	<p>緊急度を確認する。 代理権等の行使の必要性を確認する。成年後見人等としての権限行使が必要という判断にいたる協議のプロセスが、ここまでに記載されているか、確認する。</p>
●●さんの〇〇について、後見人等が代理権等を行わせる必要があるか。ある場合、その理由は何か。	

●●さんの〇〇について、今日決まったこと

今日決まったことを明確にする。今日決める必要があるかどうか確認する。  
 今日決められない時はこれからどうするか、次の方法を確認する。  
 本人の意向にそうよう合意が得られたかどうか確認する。  
 今日決まったことを本人に分かりやすく説明する。本人に説明して確認するという手順を怠ることがないよう、本人以外の作成者が自らの行為を確認するために本人確認欄を設けた。本人に説明し内容を確認した場合は、チェックマークを記入する。  
 本人の了解が得られた場合は署名等をもらうことも、本人参加の意思決定支援を担保する上では重要であるが、署名等を強要したり形式的にもらうような関わりは意思決定支援に反するので留意する。  
 本人が決めるのが難しい場合、最終的に誰が何をどのように決めたのか、協議の結果としての合意であることに関係者は責任をもつ。

本人確認

誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認
<p>「今日決まったこと」について、いつまでに誰が何をやるのか、役割分担を確認する。本人に説明して確認するという手順を怠ることがないよう、本人以外の作成者が自らの行為を確認するために本人確認欄を設けた。本人に説明し内容を確認した場合は、チェックマークを記入する。                      本人の了解が得られた場合は署名等をもらうことも、本人参加の意思決定支援を担保する上では重要であるが、署名等を強要したり形式的にもらうような関わりは意思決定支援に反するので留意する。</p>		

やってみてからもう一度考えるのは 年 月 日 時 ~ 時

実施結果

課題

「今日決まったこと」について、役割分担に沿って実施した結果を、次の話し合いの時に確認する。  
 または、実施し終了となった場合、結果を記載する。

⇒再アセスメントの必要性 有り なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？  
 最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

### 3 活用上の留意点—本人主体・本人中心を基盤とした意思決定に至るプロセスの重視

「アセスメントシート」は、本人の意思を確認し、どうすれば本人の希望を実現できるかを検討するための、本人主体・本人中心の話し合いに用いるものである。本来目的に沿って用いられるよう、冒頭と末尾にチェック項目を掲げた。チェック項目は、しばしば陥りやすい、「アセスメントシート」の趣旨が反映されていない誤った用い方である。

□本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか

□本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰してないか

□支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか

□サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか

□結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

これらチェック項目を冒頭と末尾にあえて掲げたことも、「アセスメントシート」の目的を誰にとっても分かりやすく可視化する工夫の一環である。

「アセスメントシート」は三部構成になっている。

1 頁目は本人及び関係者の意見を確認する部分である。話し合う事柄に関する現状認識を共有する部分であり、本人及び関係者がそれぞれの立場から意見を表明できることが重要である。話し合いでは、誰もが安心して意見が表明でき、否定しない・されない、認め合うという姿勢が求められる。特に本人が意見を表明できるような促しや、本人の意見に関係者が真摯に耳を傾ける姿勢がなければ、意思決定支援は成り立たない。またここでは意見に違いがあっても、その違いが明確になることが重要である。

2 頁目は「今日話し合うこと」を明確にして、検討した内容を記録する部分である。ここでの最大のポイントは、まず意思決定支援の観点から「今日話し合うこと」が何かを明確にすることである。早計に結論を出すことのないよう、今日は何を話し合うのかを噛み砕いて設定することである。次に考えられるあらゆる選択肢を検討することであり、本人に分かりやすく選択肢の情報を提供することである。一方で、緊急度の判断や成年後見人等の権限行使の要否についても、どのような情報を検討した結果なのかを記録しておく。

3 頁目は「今日決まったこと」を記録し、本人及び関係者で確認する部分である。本人に分かりやすく説明し確認するという、意思決定支援において不可欠な手順を怠ることがないように、本人以外の作成者が自らの行為を確認することを第一義的な目的として「本人確認」欄を設けた。シートを本人に提示し、「本人に確認した」ことを確認するためにチェックマークを入れながら説明すると、本人にも分かりやすい。また、可能な限り本人に署名等をもらうことも、本人主体の意思決定支援につなげる工夫である。しかし言うまでもないが、署名や捺印をもらうことが目的ではない。本人に内容を強要することも趣旨に反する。もし本人が納得できないという意思を表明したのであれば、内容を再検討しなければならない。次に、本人も含む関係者が、いつまでに何をするのかを明確にし、それぞれの役割分担を確認し、次の話し合いに向けて役割を果たすことが重要である。

意思決定を要する事柄にもよるが、一度の話し合いで全てを決めることは想定していない。小さなステップを重ね、行きつ戻りつしながら意思決定に至るプロセスを重視する。そのため、一つの事柄について複数回アセスメントシートを作成することも想定される。

「アセスメントシート」の作成者は、成年後見活動に関わる意思決定支援であるならば、

成年後見人等がなることは当然考えられる。しかし、作成者は成年後見人等に限定されるわけではない。成年後見人等以外の関係者が話し合いの場を設定して作成したり、本人が支援を受けながら、本人主体で作成することも考えられる。作成者が誰であれ、本人の希望実現のために、本人参加で用いることが「アセスメントシート」を作成する目的である。

本人参加を前提とした話し合いで用いることを想定しているため、項目の表現は出来る限り分かりやすい平易な言葉遣いとした。さらに本人の障害特性に合わせた「分かりやすい版」を検討する余地もあるが、障害特性は多様なため、まずは支援者が本人の障害特性や判断能力の程度に配慮しながら、本人に分かりやすく噛み砕いて説明をして活用してもらいたい。また、当然のことながら、記載した内容は本人に開示することが基本である。そのため、常に本人に説明できる、あるいは本人が読んで理解できるような分かりやすい表現で記載することが必要である。

他方、「アセスメントシート」は、本人参加を前提とした話し合いで活用することを意図しているものの、本人が大勢の中で意思表示をすることは難しい場合もあるため、配慮は必要である。大勢の中では意思表示が難しくても、信頼のおける関係者とは意思疎通ができる場合もある。また信頼関係を構築するためには時間を要する場合もある。このような場合は、それぞれの場面で「アセスメントシート」を作成したり、本人の意思を聴き取った関係者からの情報を「アセスメントシート」に記載するなどして、本人の意思をより正確に把握し、本人の意思を尊重する方法を見出すために活用してもらいたい。

意思決定をする主体はあくまでも本人であるが、本人の意思決定には本人を取り巻く関係者が多かれ少なかれ関与しており、成年後見人等もその関係者の一員である。意思決定支援は、本人との関係性や関係者同士の関係性に大きく左右されるものである。同じような事柄について意思決定支援をする場合でも、関わる関係者によってプロセスや導き出された結論には相違があろう。信頼関係があること（またはないこと）も、本人の意思決定支援には良くも悪くも影響を及ぼしていることを自覚したい。

また、関わる関係者によって、意思決定支援の質には差が生じることも想定される。往々にして判断能力が不十分な人の意思は蔑ろにされがちで、本人不在のまま保護偏重で物事が決定されることが多い。「アセスメントシート」は、今ある枠組みの中でのやりくりを考えたり、予定調和的に暗黙の了解のもとに想定された結論の理由を書き連ねるためではなく、本人の意思を引き出し、本人の意思を尊重し、本人の希望をどうすれば実現できるかを考えるためのものである。関係者はとにかく安全策に流れがちであるが、本人の側に立ち、本当に選択肢はそれだけかを考えるために用いて欲しい。

しかし、そうは言っても、本人の願いと客観的にみた保護の必要性とのジレンマや、本人の側に立ち切るのは難しいといったジレンマは生じる。だからこそ、「アセスメントシート」を用いて情報を整理することで、なぜジレンマが生じているのか、そのジレンマはどうすれば解消できるのか、何を根拠に保護の必要性を判断したのか、決定は本人参加のもとに行われたかを検証するツールとしてもらいたい。

「アセスメントシート」に記載することで、「今起こっていること」が可視化され、関係者の認識が高まることを期待する。「アセスメントシート」によって可視化された実態を直視し、成年後見活動における意思決定支援はどうあるべきかという議論に資する貴重な実践の記録となることを期待したい。

## 第4章 ツールの活用例

実践事例を複数組み合わせ合わせた創作事例を作成し、「ネットワーク分析マップ」と「アセスメントシート」の活用例を作成した。ここに示すのはあくまでもツールの活用例であり、意思決定支援の模範例、推奨例ではない。意思決定支援として十分とは言えない点も多々含まれていると考える。意思決定支援はどうあるべきか、考えながら読んでいただきたい。

### I 認知症高齢者の自宅での独居生活支援を経て施設入所を支援した事例

#### 事例の概要

Aさん。80代後半・女性。アルツハイマー型認知症の診断があり、要介護2、認知症自立度Ⅱbの判定である。

財産状況は厚生年金が12万円（月額）の他、預貯金は500万円程度である。

学校卒業後、会社勤めをして定年まで働いた。結婚歴はあるが1年足らずで離婚、子どもはいない。離婚後は実家で母親と同居する。途中、別居の兄と母が死亡し、実家の不動産を相続して一人で生活していた。

地域包括支援センターが高齢者単身世帯訪問で本人の生活状況を把握し、介護保険の申請を勧めた。訪問介護サービスの利用が始まるが、約束の日時に自宅にいないことがある。自宅不動産は所有しているものの、年金収入を適切にやりくりすることが困難で、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用したが、預貯金は目減りしている。道に迷い、近隣の住民に助けを求めることも増え、地域から不安の声も出てきていた。

#### 【場面①】成年後見制度申立ての必要性の判断

20XX年6月

介護保険サービス提供事業所や近隣住民からの不安の声を受けて、ケアマネジャーは地域包括支援センターに成年後見制度の申立ての必要性をどう判断したらよいか、相談を行った。そこで、地域包括支援センターの社会福祉士は、関係機関を招集し、サービス担当者会議を開催した。会議の参加者は、本人、地域包括支援センター社会福祉士、社会福祉協議会日常生活自立支援事業専門員（以下社協専門員と記載）、ケアマネジャー、訪問介護サービス提供責任者である。

Aさんは日常生活の金銭管理が難しく、またケアプランに組み込まれたサービスを利用することができないことがあり、関係者が関わりに苦慮していることだけではなく、訪問販売員の立ち寄りや、不要な自宅の修理業者の出入りがあったことが判明した。

成年後見制度のことや、その必要性についてAさんに説明したところ、「今まで信頼していた社協の人が勧めるのならやってみようか、でも誰がやるの?」と不安そうになった。また、手続について社協が説明を行うと「私は頭が変だから、あなたがやって」といって途中から話を聞こうとしなくなった。

サービス担当者会議では、以下のことが決定された。

- ①本人の申立てが難しいと判断されるため、行政の担当者に市町村長申立てを依頼する。
- ②社協が成年後見人等候補者の推薦依頼を社会福祉士会に行う。
- ③次の面接時には、行政担当者や成年後見人等候補者にも参加してもらう。

## 【場面①】「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第 1 回

通算シートNo. 1

成年後見制度の申立ての必要性の判断

シート作成者(職名及び氏名) 地域包括支援センター社会福祉士

今日の話し合い 20XX年 6月 △日 14時～15時 場所 本人自宅

今日の参加者名 Aさん、地域包括支援センター社会福祉士、社会福祉協議会(社協)専門員、ケアマネジャー、訪問介護サービス提供責任者

Aさんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

自分の家で今までのようにサービスを使って、生活していきたい。  
ヘルパーや、お金を持って来てくれる人がいるのは安心。頼りにしている。

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見
ケアマネジャー	ヘルパーが訪問したら外出していることがあり、予定していたサービスが使えないことがある。自宅の鍵を失くして困ったことがあった。訪問販売員の立ち寄りがしばしばあるようだ。屋根の修理業者にお金を払おうとしていた。近くに住んでいた義理の姉(本人の兄の妻)が3ヵ月前に亡くなったため、身寄りはいない。
(病院の医療ソーシャルワーカー)	(ケアマネからの報告) 担当医からは受診時に付添いの人がいないと、話が伝わらないと言われている。
(近隣の人)	(ケアマネからの報告) 心配している。いつも一人で買い物に行くが、歩行もふらつきがみられる。
社協専門員	現在2週間に1度の支援だが、お金を計画的に使えない。1週間でなくなってしまう。これ以上の支援回数の増加は難しい。電化製品の故障などで臨時の出金が必要とヘルパーから言われるが、社協では判断ができない。社協の支援の限界と考えている。
地域包括支援センター社会福祉士	実態をはじめて聞いた。今後成年後見制度申立ての検討が必要と考える。市町村長の申立てが必要となるのではないかと。

**今日これから話し合うこと**

Aさんが自分の家で生活する方法を考える。

成年後見制度の利用について、Aさんへ説明し意向の確認を行う。

**Aさんの希望する生活がどうすればできるか、その方法と誰ができるかを考える**

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法の難しいところ	誰が
1 生活費の管理方法の見直し:社協生活支援員の訪問を1週間に1回とし、ヘルパー訪問日の直前に設定する。	2週間分の生活費を1週間で使ってしまう可能性が低くなる。	Aさんにはヘルパーが買い物をするためにお金が必要という認識がない。1回の金額が少なくなりAさんが不満を感じる。利用料が高くなる。	社協(生活支援員)
2 買い物の方法の見直し:買い物をヘルパーに任せのではなく、Aさんが主体的に買い物できるよう支援を行う。	現在はヘルパーが買い物をしているが、ヘルパーがAさんと同行すれば、Aさんの意向に沿って買い物ができる。	Aさんは何が必要なのか判断が適切にできず、限られた金額がうまく使えない。ヘルパーがなぜ来るのか理解が難しい。	ケアマネ 訪問介護 (サ提供責任者・ヘルパー)
3 ケアプランの見直し:訪問介護だけでなく、通所介護や配食サービスを取り入れる。	Aさんが希望する自宅での生活の継続が可能となる。	新たに組み込むサービスがAさんの希望に沿っているか分からない。Aさんの意識と支援者のサービスの必要性の意識とにずれが生じる。	支援者全員
4 契約の取消しができる人をつける	訪問販売被害の防止ができる。	Aさんが理解できるかどうか分からない。	成年後見人等
5 申立ての準備をする ①診断書の作成依頼 ②Aさんの意向の確認 ③候補者紹介依頼	医学的診断が得られる。 Aさんの意向を尊重して候補者を探せる。	受診が負担である。Aさんが必要性を理解することが難しい。	①包括・医療機関②社協・ケアマネ③社協

**Aさんはどうしたいか、どの方法が一番良いか**

今まで通りお金を届けてほしい。家に入れないときは困った。屋根の修理代を払わなくて済んでよかった。「体は大丈夫だけど、頭が変みたい」

**Aさんが自分で決めるのが難しい場合の状況**

今まで信頼していた社協が勧めるのでやってみようか、でも誰がついてくれるのか不安、「あなた(社協)じゃないでしょう」と言った。社協が申立て手続を説明するが、「私は頭が変だから、あなたやって」と言って途中から目をそらした。

**Aさんの成年後見制度の利用について、いつまでに決める必要があるか**

成年後見制度の利用についてAさんに説明をしたが、Aさんは理解するのは難しいと判断した。介護サービスの利用契約について、Aさんの立場で判断して契約をしたり、訪問販売被害を防止する必要がある。1週間以内に再度Aさんに説明し、Aさんが嫌でなければ、出来るだけ速やかに申立て準備を進める。

**Aさんについて、後見人等が代理権等を行使する必要があるか。ある場合、その理由は何か。**

該当なし

### Aさんの成年後見制度の利用について、今日決まったこと

Aさんが、安心して自宅での生活を継続できるようにするためには、介護サービス利用について代理したり、訪問販売の被害に遭わないように取消しすることができる人をお願いする。そのために、成年後見制度の申立てについて準備を進めていく。

本人確認

✓

誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認
地域包括支援センター社会福祉士	(1週間以内に) 行政に申立てを依頼、病院MSWを通じて主治医に診断書の作成を依頼する。	✓
社協専門員	(1週間以内に) Aさんにもう一度成年後見制度の話をして、意向を確認する。社会福祉士会に候補者の推薦依頼をする。	✓

やってみてからもう一度考えるのは 20XX年 6月 ○日 時 ~ 時 (1週間後)

#### 実施結果

主治医の診断書では「保佐相当」であった。

社会福祉士会から候補者が推薦された。

#### 課題

Aさんへの代理権や取消権の説明を誰がどのように行うか。

候補者と本人との面談場面の設定をどうするか。

⇒再アセスメントの必要性 有り なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？

最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

### 【場面①】アセスメントシートを作成した成果

場面①のアセスメントシートは、成年後見人等選任前の成年後見制度利用支援を行う関係者が、申立ての必要性について検討した場面を想定した。このように、支援関係者が支援方針を検討する会議の場面でも活用できることの例示である。

ケアマネジャーや社協専門員から相談を受けた地域包括支援センターの社会福祉士は、本人の金銭管理能力や判断能力の不安定さから、成年後見制度の必要性を意識していたが、なぜ成年後見制度が必要なのかを本人に説明する根拠が持てなかった。このアセスメントシートを活用することで、本人にとってなぜ成年後見制度が必要なのかを、支援者側の都合ではなく、本人を主体的にとらえて説明することが可能になった。また、訪問介護事業所は、金銭管理の支援であれば、社協の日常生活自立支援事業で可能なのではないかと考えていたが、このアセスメントシートを用いながら協議したことで、金銭管理の前提となる介護サービスの必要性や契約の重要性について、改めて理解が深まった。

### 保佐開始の審判の申立てと保佐人の選任

20XX年7月

行政は、市町村長申立てを行うことを決定した。Aさんの了解のもと、主治医に診断書を依頼したところ、「保佐相当」との見解であった。社協が社会福祉士会ぱあととなあへ候補者推薦依頼の相談を行った。社会福祉士候補者が、行政担当者、社協とともに本人と面談し、その後、家庭裁判所調査官面談に同席し、2週間後に保佐開始の審判が下りた。

#### <付与された代理権>

申立てに際し本人と話し合い、以下の代理権を保佐人に付与することを本人が同意した。

1. 不動産に関する契約の締結・変更・解除
2. 預貯金に関する金融機関等との一切の取引
3. 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続
4. 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
5. 介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払
6. 要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て
7. 福祉関係施設への入所に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
8. 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
9. 税金の申告・納付
10. 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
11. 以上の各事務に関連する一切の事項

#### <保佐人がたてた初回の方針>

支援関係者は、本人がうまく居宅介護サービスを活用できないことから、自宅ではなくグループホームの入居が適切と考えており、本人にも説明し既に見学もしていた。保佐人は本人の意向を尊重し、グループホーム入居ありきではなく、居宅介護サービスの利用の仕方を見直し、自宅での生活の継続の可能性も視野に入れて対応していきたいと考えた。

## 緊急入院後の退院先の判断

20XX年8月

夏場の暑さに伴う脱水から緊急入院した。原因はエアコンをうまく操作できないことと、水分量の減少であった。入院後すぐに回復し、病院の医療ソーシャルワーカーからは、入院期間は1か月が限度との通達があった。

自宅へ戻るか、見学したグループホームへの入居を勧めるか、サービス担当者会議が開催された。

居宅サービス提供事業所等は、本人の能力から体制を整えれば自宅での生活が可能ではないかという見解であった。病院の医療ソーシャルワーカーは、入院期間が1日でも延びることは許されないことや、本人がまた同じような状況になることを懸念し、すぐにグループホーム入居が決定できないのであれば、老人保健施設への入所が適当であり、すぐに調整に入るべきであるという意見であった。

本人は会議の場面では、ニコニコとして皆の話にうなずき、「どちらでもよい、やりやすいようにしてください」という。

しかし会議終了後、保佐人とケアマネジャーが本人に改めて説明と確認を行ったところ、「老健ってどんなところ？自由に買い物に行けますか？今、小銭も持つことができなくて不便なんです。これまで通り一人で暮らしていきたい」という発言があった。

保佐人は、居宅サービス提供事業所等が自宅での生活が可能であるという見解を示していることから、具体的な居宅介護サービスの利用について提案を受け、自宅での生活を希望する本人の意向を尊重する方針で自宅へ退院することを決めた。

## 【場面②】自宅へ退院後の居宅サービス利用契約

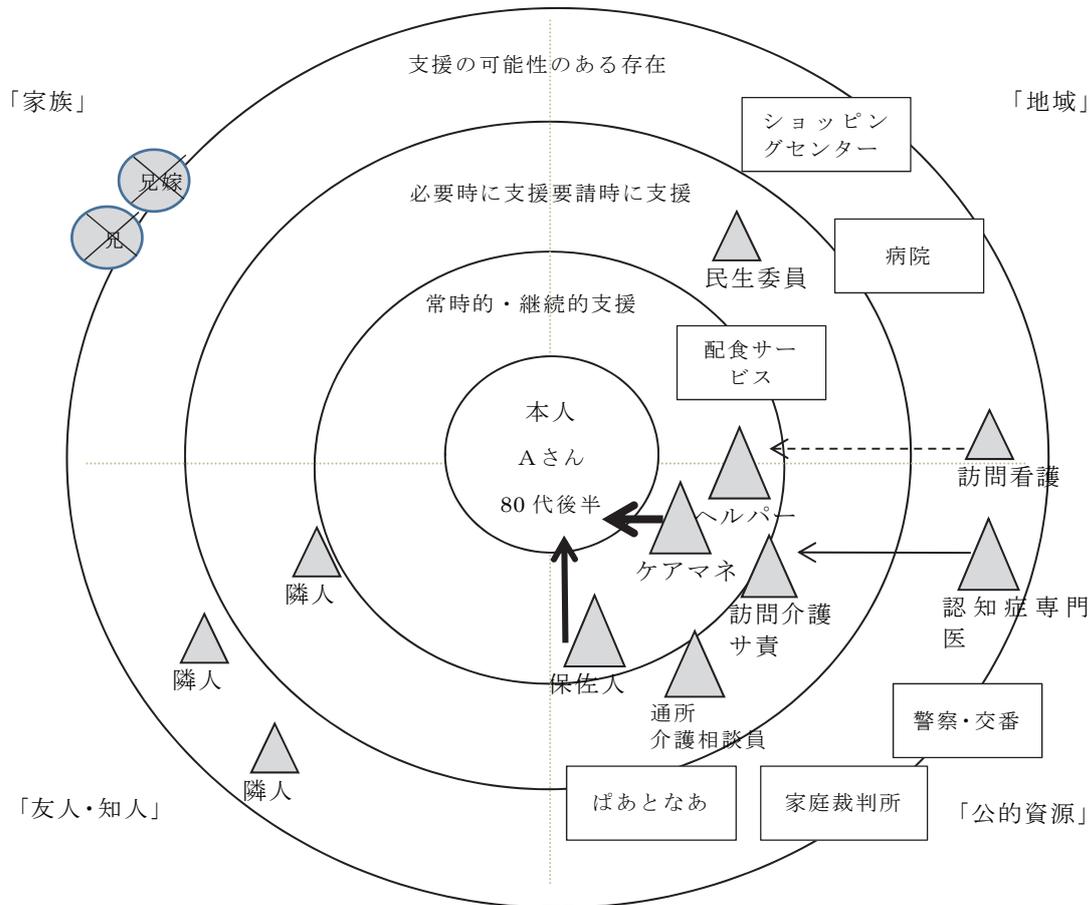
20XX年9月

本人は退院し自宅に戻る。入院前よりも手厚く、居宅介護サービスを組み込む。具体的には、週3回の通所介護、通所介護のない日は訪問介護、夕食は配食サービスを受け、見守りも行う。

しかし本人は、自分の好きな時間に散歩に行ったり、自宅近くのショッピングセンターに行くことを好み、通所介護の朝の迎えは受け入れるものの、訪問介護の約束の時間にヘルパーが訪問したときに不在であることが続く。

保佐人は、入院前の契約については、本人の意思に基づく代行に近い代理であったが、退院後の現時点では、本人の意向には合致していない部分があるが必要性から保佐人が代理で契約を行っていることを意識した。

その後の細かいサービス調整についても、本人にその都度説明をしたり、本人の意向を確認しながら変更が繰り返されるが、本人は表面的には「いいですよ」とは言うが、実際にはサービスに合わせた生活を行うという意向はなかったと思われる。



家族○、友人・知人、地域、公的資源は個人を△印、組織を□印

役割分析

必要な意思決定支援	誰が(社会的存在)	引き受けている・期待されている役割
生活実態と意向に沿ったプランの組み立て	ヘルパー (訪問介護事業所)	Aさんと同行しての買い物支援(道具的サポート) →自己評価のサポート、情報のサポート
	通所介護相談員 (デイサービス)	デイサービスの提供(道具的サポート) →自己評価のサポート、地位のサポート
	ケアマネジャー (居宅介護支援事業所)	Aさんの再アセスメント、認知症専門医の情報収集と情報提供 →自己評価のサポート、モチベーションのサポート →ケアプランの作成(道具的サポート)
	保佐人	医療(認知症専門医)受診のための情報サポート →受診同行(道具的サポート)
	認知症専門医	認知症の診断
	訪問看護	服薬の管理
	配食サービス業者	夕食の確保、見守り
	民生委員、隣人	見守り

※自宅に復帰したこの時期には、ケアマネジャーと保佐人は、本人の再アセスメントのために本人と密接にかかわる必要があり、本人の問題の本質に迫るべく情緒面での手当てを行っていくこと(自己評価のサポート)が求められる。また地域でも見守りのための支援が必要となっていることが見えてくる。

## 【場面②】「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第 1 回

通算シートNo. 3

Aさんの退院後ケアプランを見直したが、居宅介護サービスの利用がAさんの意向にあっているのか見直したい。

シート作成者(職名及び氏名) 保佐人

今日の話し合い 20XX年 9月 ○日 11時～12時 場所 本人自宅

今日の参加者名 Aさん、ケアマネジャー、訪問介護事業所サービス提供責任者、通所介護事業所相談員、保佐人

Aさんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

ケアマネが、「何か困っていることはないか」と聞くと、「大丈夫です」と答える。「今のままでよいか」という問いかけには「いいですよ」と答える。

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見
ケアマネジャー	ケアプラン通りにサービス提供ができないことがある。 配食サービスが訪問すると不在の時があったとの報告を受けている。
訪問介護事業所 サービス提供責任者	ヘルパーの訪問時にAさんが出かけている頻度が増えている。
通所介護事業所 相談員	朝、迎えに行くと「あら、行くのね」と言いながら車に乗る。通所後は他の利用者や職員と楽しく過ごしている。
(病院ソーシャルワーカー)	(ケアマネからの報告) 受診時、付添いのヘルパーの報告では残薬が合わず、自己判断で飲んでいると思われる。受診は予約通りできている。
(近隣の人)	(訪問介護事業所からの報告) ヘルパーの報告によると、隣人が、「夜間に家がわからなくなっている本人を家まで送って行ったことがあり、心配している」と気遣っていたとのこと。
保佐人	2週間に1回、生活費を届けるため自宅を訪問している。2週間たたない間にAさんから「お金がない」と電話が入ることがあった。 今のケアプランがAさんの意向に沿ったものになっているかどうか。

### 今日これから話し合うこと

Aさんの生活実態と意向に沿ったケアプランをどのように組み立てるか。

### Aさんの生活実態と意向に沿ったケアプランがどうすればできるか、その方法と誰ができるかを考える

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法の難しいところ	誰が
1 Aさんが一人での買い物を継続する。	Aさんが自分でできることを自由にできる。	迷子になったり、お金が足りなくなる場合がある。	Aさん
2 通所介護サービスに行く理由を尋ねてみる。	Aさんがサービスが必要か意識することができる。 不満がある場合は発言することができる。	Aさんが自分の意見として言わない可能性がある。	保佐人 ケアマネ ヘルパー
3 ヘルパーが来なかったらどうなるか尋ねてみる。	Aさんがサービスが必要か意識することができる。 不満がある場合は発言することができる。 関係性の確認ができる。	ヘルパーの必要性を理解した場合、Aさん自身が自分ではできないという事実と直面させてしまう結果にならないか。	保佐人 ケアマネ (通所介護 相談員)
4 一対一で話をしてみる。	緊張や遠慮をしないで話をすることができる。	場面や相手によって話す内容が異なるかもしれない。	全員がそれぞれ
5 認知症の専門医を受診する。	認知症の進行状況を客観的に把握し、本人の状態にあった対応ができる。	Aさんにとって制限的、保護的になる可能性がある。	医療機関 保佐人
6 訪問看護の利用を検討する。	服薬管理がある程度可能となり心身状態が安定する。	Aさんが受け入れないかもしれない。	保佐人 ケアマネ

### Aさんはどうしたいか、どの方法が一番良いか

「この家でずっと暮らしていけるかな」「ヘルパーさんが来てくれるのに出かけてしまっていてごめんなさい、忘れちゃうのよね」「朝早い時間に来てくれれば家にいると思うんだけど」との発言から、まわりに迷惑をかけずに家で暮らしていきたいと考えていると考えられる。

### Aさんが自分で決めるのが難しい場合の状況

Aさんの発言は、Aさんが自分の変化に気づけず、まわりの支援者に迷惑をかけたくないで相手を気遣う言葉になっているのではないだろうか。Aさんに負担をかけずに在宅生活を継続できるサービスの利用方法を考えることが必要である。

言葉では否定的・拒否的な発言はないが、見当識障害・短期記憶障害の進行は認められる。医療面も含めての見極めが必要である。

### Aさんの意向に沿ったケアプランについて、いつまでに決める必要があるか

ケアプランありきではなく、Aさんの心身状態や意向に基づくサービス利用になっているのかを3ヵ月以内に確認する。

### Aさんの意向に沿ったケアプランについて、後見人等が代理権等を行使する必要があるか。その理由。

新たに必要なサービスが考えられる場合は代理権を行使して契約を行う。

現在考えられる新たなサービスは、認知症専門医の受診と服薬管理のための訪問看護の利用である。

**Aさんの意向に沿ったケアプランの見直しについて、今日決まったこと**

まわりの支援者を気遣うAさんの気持ちを大事に受け取りながらも、Aさん自身が望む自宅での生活を気兼ねなく送ることができるよう、現在のサービス提供体制を再確認していく。期間は3ヵ月以内。

また、Aさんに説明し了解が得られれば、現在通院している病院ではなく、専門の医師の診察を受けるために受診に保佐人が同行する。

本人確認



誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認
全員	(1ヶ月以内に) それぞれ個別にAさんと話をする機会をとらえ、Aさんから話を聞く。	✓
ケアマネジャー	(1週間以内に) 地域包括支援センターに相談し、認知症専門医の情報を保佐人に提供する。 訪問看護事業所の情報収集と選定のための準備をする。	✓
保佐人	(2ヶ月以内に) Aさんに、専門医の受診についてわかりやすく説明する。受診できるのであれば、ケアマネジャーに受診の手配を依頼し、初回受診時には同行する。 医師の見立てとAさんへの説明と同意のもとで、訪問看護の利用契約が必要となれば代理権に基づき契約をする。	✓

やってみてからもう一度考えるのは 20XX年 10月 ○日 時 ~ 時

**実施結果**

認知症専門医の受診について、保佐人およびケアマネジャーがAさんに説明を試みた。明確な拒否はなかったものの、Aさんが気のりしない様子であることを支援者全員が共通の印象として受け取ったことから、専門医の受診は行わなかった。

**課題**

Aさんの肯定的な言葉と実際の行動の差異が何に起因するものなのか、医療面からの判断が難しい状況のままとなった。現在の受診と服薬のままでよいのか、支援者の間では疑問が残る形となった。

⇒再アセスメントの必要性 有り なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？  
最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

### 【場面②】アセスメントシートを作成した成果

保佐人や支援提供者が「必要ではないだろうか」と考えてケアプランを組み立て、それが履行されるよう保佐人が代理権を行使するが多い。その際に、本人にその都度説明したり、「気になることがあれば言ってください」という言葉はかけるとしても、本人の言葉や行動から本人の意思がどこにあるのか、探ることをしていただろうか。

今回、このアセスメントシートを活用することで、「ケアプランに合わせた本人の生活」ではなく、「本人の生活の仕方に合わせたケアプラン」という意識を支援関係者全員が持つことができたといえる。

また、担当者会議という全体の場面だけではなく、支援者がそれぞれの場面において個別に本人から話を聞く場を持ち、それを共有することで、本人の本当の希望や意向に近づくことが可能となる。ソーシャルサポート・ネットワークの中で、本人に近い位置にいる人だけが必ずしも本人の真の意向を聞けるわけではない。近くにいるからこそ、本人が本当の気持ちを話せないこともあるのである。

今回、課題として残されたことについては、今後、本人の状況の変化とともに改めてもう一度見直す必要がある事柄として、記録に残すことが重要であるとする。

### 金銭管理の方法の見直し

保佐人が選任されるまでは、本人の金銭管理は社会福祉協議会の日常生活自立支援事業が担っていた。年金が入る本人の通帳を管理し、月に2回、本人に生活費を渡す方法であった。しかし、そのやり方では1週間で手持ちのお金がなくなってしまい、ヘルパーが買い物に行くときに、お金がないということが多かった。

保佐人選任後、お金の管理について、本人と保佐人、訪問介護事業所で話し合い、ヘルパーが生活のために買い物に使用する金銭は、1か月分を保佐人からヘルパーに預けておくこと、これまではヘルパーが使うお金が優先的に考えられていたが、そうではなく本人が使いたいお金は自由に使えるよう、その金額がいくらぐらいでやっていくかを本人と決めることができた。また、日常的な買い物は、毎回は無理でも、本人にヘルパーが同行して行けるようなケアプランを依頼した。

### 【場面③】グループホーム入居の決定

20XX年9月～10月

ケアプランを見直して居宅サービスの体制を手厚くしても、実際には本人は自宅に不在のことが多く、ヘルパーは訪問しても計画された支援が実行できず、本人の安否確認のための連絡調整で時間を費やすことになった。

また、本人も、これまでは道に迷うことがなかったが、目的をもって外出したものの、どこに行こうとしていたのか、また、家に帰る道がわからなくなり、警察に保護されることが数回起こった。その都度、保佐人、ケアマネジャー、地域包括支援センター等で本人を迎えに行った。ケアマネジャーからは「本人の在宅生活を支える方針を立てたのだから、警察に保護されることも想定内です。警察や地域の人にも本人の状況を理解してもらい、これまで通りの支援体制を継続していきましょう」という力強い言葉をもらう。

しかし、実際には本人の気持ちの変化が起こっていた。これまで出来ていたことが少しずつ出来なくなることを本人なりに実感し、警察に保護され迎えが来るまでしばらく待たなければならない、あるいは警察官に送られて自宅に戻るといったことが起こるたびに、不安な気持ちが芽生えてきた。

そんな時に、以前見学したところとは別のグループホームの空きが出たという情報が、地域包括支援センターからケアマネジャーに入った。そのグループホームは、自宅のすぐ近くで、本人がいつもいくショッピングセンターからも近い。保佐人と本人がそのグループホームを見学に行ったところ、本人から「こんなところがあるんですね。一人暮らしではなく、ここで皆さんと一緒に生活できるとよい」の言葉が聞かれる。

10月にグループホーム入居となる。本人の自己決定を法的にも有効にするため、保佐人が代理人として契約を行った。

**【場面③】** アセスメントシートは次頁以降を参照

### **【場面③】アセスメントシートを作成した成果**

本人の自宅での生活が様々な場面から困難となっているところへ、施設の空き情報が入ってくると、「この選択しかない」という気持ちにどうしてもなるものである。そして、その決定までの時間は限られている場合が多い。

そのような場面であっても、このアセスメントシートを活用することで一旦立ち止まって考え、誰の意向に沿おうとしているのか、なぜ、その選択に至ったのかを確認し、記録に残すことで、きちんと説明できる根拠となる。

そして、一度決められたことが最終決定ではなく、環境の変化に伴い本人も変化していくことにあわせて、あらゆる可能性を成年後見人等だけではなく、本人を支えるネットワークの中にいる支援者が共有し、変化に対応する準備ができることが大切である。

### 【場面③】「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第 1 回 通算シートNo. 5  
 これからの居所としてグループホームへ入居することについて、Aさんはどう思うか。

シート作成者(職名及び氏名) 保佐人

今日の話し合い 20XX年 9月 ○日 16時~17時 場所 本人の自宅

今日の参加者名 Aさん、ケアマネジャー、訪問介護事業所サービス提供責任者、  
 通所介護事業所相談員、地域包括支援センター社会福祉士、保佐人

#### Aさんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

(道に迷い警察に保護されたところを保佐人が迎えに行くと) ほっとした顔をし、「迷惑かけてごめんなさいね。一人で家に帰れなくなっちゃった」と言った。

(2つめのグループホームを見学したとき)「こんなところがあるんですね。ここで皆さんと一緒に暮らせるんですか?」(以前に、初めて1つめのグループホームを見学したときは他人事のように見えていた。そのときとは全く異なる様子であった)

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見
ケアマネジャー	Aさんの状況からは警察に保護されることも想定内である。周囲の人に状況を理解してもらい、支援体制を継続することはできると考えている。
訪問介護事業所 サービス提供責任者	訪問しても不在のときがほとんどで、Aさんの安否確認のための時間となっており、本来のプランとは異なる支援で継続が難しい。
通所介護相談員 相談員	迎えにも慣れ、喜んで参加されている。最近、自宅へ送り、スタッフが引き上げるときに不安そうな表情をされるので気になっている。
(病院医療ソーシャルワーカー)	(ケアマネからの報告) 受診状況、服薬状況に大きな変化はない。グループホームへの入居申込みに必要な診療情報提供書はすぐに書いてもらえるよう医師に打診している
(近隣住民)	(地域包括支援センターからの報告)「先日も夜間に警察官に送られて帰ってきた。たまたま顔を出したら、警察官に注意してあげてくださいと言われたが、そんな責任はもてない、行政で何とかしてください」と連絡があった。
地域包括支援センター 社会福祉士	近隣の住人からの連絡もあったので、グループホームの空き情報については注意してみた。最近空きがでたグループホームが見つかったので声をかけた。2週間程度で決めてほしいと言われたので、ケアマネジャーから保佐人に連絡してもらった。
保佐人	夜間に警察官に送られたときは、夜が遅く、保佐人が迎えに行くのに時間がかかってしまうため事情を説明し、警察官に依頼した。そのことで近隣の方に不安感を持たせてしまったと思う。グループホームについては期限の制約もあり、今回はAさんと二人で見学したが(1つめのときは、Aさん、ケアマネジャー、保佐人の3人で見学した)空いている個室をみせてもらったりして、Aさんは自分がここに住んだらどうなるだろうと、主体的に見学していた様子だった。

**今日これから話し合うことは、Aさんのこれからの居所について**

訪問介護サービスの継続提供が困難になりつつあり、自宅での生活が厳しくなっている。また、近隣の住民から地域包括支援センターにも連絡がきている。  
Aさんの意向を尊重しながら、これからの居所をどうするか検討する。

**Aさんのこれからの居所の決定がどうすればできるか、その方法と誰ができるかを考える**

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法の難しいところ	誰が
1 これまでの支援体制で、自宅での生活を継続する。	Aさんにとって大きな変化がなく、受け入れやすい。	訪問介護の支援がなりたない。保護されることが増え、近隣の住民からの不安の声もあり、そのことがAさんの精神面にも悪影響を及ぼすことが懸念される。	ケアマネ サ提供者 保佐人 近隣住民
2 これまでのプランを見直し、新たなプランのもとに自宅での生活を継続する。	新たな契約を行うことでAさんの生活の安定を目指すことができる。	Aさんが希望しているサービスではない場合、プランを見直してもニーズとマッチしないのではないかと。経済的負担がどこまでできるか。	ケアマネ サ提供者 保佐人
3 Aさんの認知症の客観的状况から、主治医から意見をもらう。	方針を決定する際に、客観的な根拠となる。	医学的診断が前面に出てしまうと、Aさんのできることを制限してしまう危険性がある。	主治医 医療SW ケアマネ
4 グループホームでの生活を選択する。	支援者としては、Aさんが安心安全な生活が確保できると考える。 見学したときのAさんの意向に沿っていると考えられる。	見学時の印象と実際に入居した場合とはAさんの考え方は変わることもある。Aさんが「やはり自宅がよかった」ということもあり得る。 経済的には、入居継続可能な年数は1年程度なので、自宅不動産売却の検討が必要となる。	ケアマネ グループホーム管理者 保佐人

**Aさんはどうしたいか、どの方法が一番良いか**

1 回目に見学したグループホームのことはまったく覚えていない。先日行った2つめのところは自宅から近く、いつも買い物に行くショッピングセンターのそばなので、「そこに住むようになったら買い物に行けるといい」と言う。言葉では「そこに住む」とははっきりとは言わないが、見学したグループホームに移ることを前提とした発言になっていることを支援者全員が感じた。

**Aさんが自分で決めるのが難しい場合の状況**

グループホームの評判については、地域包括支援センターから「まだ開設して1年たっていないが、運営推進委員会でも家族の参加が多く取り組みも熱心で、今回空きが出ておさえてもらったのはタイミングがよかった」との情報をもらった。Aさんの現状から考えて、今回の機会を活かしてグループホームに入居した方が、安心・安全な生活が送れる可能性は大きい。

**Aさんのグループホーム入居について、いつまでに決める必要があるか**

2週間以内に希望するかどうかを決めてほしいということなので、今日の話し合いで決定する必要がある。現在の情報から総合的に考えて、グループホームへの入居申し込みをする方針とする。

**Aさんのグループホーム入居について、後見人等が代理権等を行使する必要があるか。その理由。**

グループホーム入居申込みについて、保佐人からグループホーム管理者へ入居したいという意思を伝える。契約手続きについてAさんが理解するのは難しいので、契約にあたっては保佐人が代理権を行使する。

### Aさんのこれからの居所について、今日決まったこと

グループホームへの入居の希望を保佐人から伝える。  
 必要な準備を今後支援関係者で役割分担のもとに決定していく。  
 入居日が決まったとしても、Aさんの気持ちに変化があれば、また話し合う。  
 グループホーム入居以外の方法を選ぶこともできるので、Aさんの気持ちの変化があれば、また話し合う。

本人確認



誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認
Aさん	グループホーム入居に備えて、ヘルパーとともに持ち込む荷物の整理をする。足りない物品の購入について保佐人と相談しながらヘルパーに依頼する。	✓
ケアマネジャー	どの段階であってもAさんから自宅へ帰りたいという希望が出た場合を想定し、従前のサービスが利用できるよう関係者に了解をとる。	✓
病院医療ソーシャルワーカー	保佐人からの依頼をして、診療情報提供書の作成を主治医へ手配する。	✓
地域包括支援センター	担当エリアのグループホームなので、定期的に訪問する機会がある。入居後もAさんと話をしたり状況を確認していく。	✓
グループホーム管理者	Aさんが希望している買い物を、ケアプランに取り入れるようグループホーム内で検討していく。	✓
保佐人	グループホーム管理者へAさんの入居の意思を伝え、契約を行う。大型家具など荷物の搬送を業者に依頼する。ケアプランの説明に立ち会う。入居後は機会を見て、通常より頻回に訪問して、Aさんの生活が快適かどうか確認する。	✓

やってみてからもう一度考えるのは 20XX年11月

### 実施結果

グループホームに入居して2週間くらいは、「やることがないのよね」と所在なさげだったが、1か月近くたった頃から、食器の片づけや室内の掃除など、役割意識をもって生活できていることが確認できた。

### 課題

自宅にいるときは散歩や買い物に毎日行っていたが、グループホームでは週1回くらいが限度であり、Aさんにとっては不満があると思われる。

1か月問題なく入居が継続しているため、ケアマネジャーと話し合い、自宅へ戻ることの準備はなくなったという判断をしたが、それでよかったのかどうか疑問が残る。

⇒再アセスメントの必要性 有り なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？

最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

## 自宅(居住用不動産)の売却の判断

20XX年4月

グループホームに入居し半年が経過した。年金額で不足するグループホームの入居費用は預貯金を取り崩して充てているが、いずれ負担ができなくなるため自宅不動産の処分を検討しなければならない。

本人はグループホームで安定して生活をしているが、認知症も進行した。自宅を処分して入居費用を捻出しなければならないという説明を何度か繰り返すが、本人の理解力は著しく不十分であり、すでに自宅を所有していることもはっきり理解できない状態となった。そこで主治医に相談し「後見相当」という診断を受け、後見類型への変更の申立てを行い後見人となる。

地元の不動産会社3件に売却の見積もりを依頼し、売却先の選定も含め1社を選択し、家庭裁判所に「居住用不動産処分の許可申立て」を行い、自宅不動産を売却した。今後、グループホームへの入居費用の支払いは、最低でも10年は可能となった。

## 脳梗塞の発症と転倒事故による入院

20XX年11月

認知症は進行しながらも、グループホームで穏やかに生活は継続していたが、ある夜、職員の見守り直後にベッドから転倒した。見守り直後だったこともあり、しばらく気付かれることなく居室で放置された状態となった。発見され救急搬送されたが、脳梗塞を起こしたことによる転倒と分かった。

担当医からは入院加療が必要であると説明がなされ、Aさんは入院となった。右半身麻痺により歩行はできず車いす対応となったため、グループホームでの生活が事実上困難な状況となった。そのため後見人は、Aさんに特別養護老人ホームの入居申し込みをすることを説明した。Aさんは、入院当初は「早く戻りたい」とグループホームへ帰ることを希望していたが、入院期間が長くなってくると後見人の説明を黙って聞くのみとなっていた。

## 【場面④】特別養護老人ホーム入居契約

20XX年1月

入院期間が2ヵ月を経過し、担当医からは「必要な治療は終わったので、いつでも退院できる状態である」と説明を受けた。偶然にも新規開設の特別養護老人ホームから入居が可能となったという連絡が入り、相談員の面談を受けることになった。

Aさんの退院後の居所をこのまま決めてしまっただけでよいのか後見人は悩み、病院の医療ソーシャルワーカーに担当者会議の開催を依頼した。本人に特別養護老人ホームの説明をし、本人の希望を確認すると、本人は「この病院は、みんな忙しいみたいで、呼んでもすぐに来てくれない」「食事をもっとゆっくり食べたい」というような話をした。しかし、自分がこれからどこで生活することになるのか理解は難しく、また、自分の希望を伝えることも難しい状況であった。担当者会議での検討の結果、グループホームの入居契約は解除することとなり、新しく開設される特別養護老人ホームへの入居に向けて準備をすることになった。

## 【場面④】「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第 1 回

通算シートNo. 7

退院後の居所の決定について

シート作成者(職名及び氏名) 後見人

今日の話し合い 20XX年1月 ○日 14時 ~15時 場所 入院先の病室

今日の参加者名 Aさん、グループホーム管理者、病院医療ソーシャルワーカー、特別養護老人ホーム相談員、後見人

Aさんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

(入院当初)「早く(グループホームに)戻りたい」

(入院後2ヵ月) 問いかけには頷くのみで、はっきりとした意思を表示することが困難となる。グループホームに戻れない可能性が高くなったため、特別養護老人ホームの入居申し込みを行う必要があると説明をするが、ただ頷いているのみで内容を理解しているとは思えない。

(特別養護老人ホーム相談員の問いかけに)「ここ(病院)はみんな忙しそうにしている。呼んでも誰も来てくれない」「食事をもっとゆっくり食べたい」と言う。

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見
グループホーム管理者	せっかく入居して馴染んでいたのに、退院後は戻ってきてほしい。しかし、車いす対応となり、エスカレーターで2階の居室の出入りは可能だが、浴室の状況からAさんにとって必要な介護を提供することが難しい。医療面でも不安があり、戻ってこられても、またすぐに再入院となってしまうのではないかと危惧する。
病院医療ソーシャルワーカー	入院してそろそろ3ヵ月になる。主治医からは退院可能な状態と伝えられている。今後の居所が決まったら医療面での連携はしっかりとっていきたい。また、再入院の場合も、可能な限り受け入れしていく。もし福祉施設への退院が難しい場合は、系列の療養型病院を紹介することができる。
特別養護老人ホーム相談員	病院からの医療情報では、積極的治療も終わり安定している様子である。こちらで十分生活していただけるのではないかと考えている。Aさんの希望に沿った対応を考えていきたい。今月、1室空きが出る予定なので、よければ入居に向けての準備に入っていきたい。
後見人	入院当初は、Aさんはこれまで暮らしていたグループホームに戻ることを目標に頑張ってきた。面会するたびに意向を読み取ることが難しくなっている。特別養護老人ホーム入居申し込みはAさんに説明してきたが、はっきりとした意思表示が確認できないので、本当に理解して望んでいるとは言い切れない。また、見学や体験利用も難しい現状では、言葉での説明では限界がある。Aさんが表出できる希望に添える可能性がある場所を、今後の居所として決定したいと考えている。

### 今日これから話し合うこと

Aさんの意向に沿って退院後の居所を決めるためにはどうすればよいか。

### Aさんの意向に沿った退院後の居所の決定はどのようにできるか、その方法と誰ができるかを考える

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法の難しいところ	誰が
1 グループホームに戻る。	Aさんにとってなじみの場所で生活できる。安心できる。	Aさんの状態が入院前とは大きく変化しており、グループホームでの対応（特に入浴介助）が難しい。医療ニーズが高くなり、緊急時の対応が課題となる。グループホームでの生活が難しくなったときに、すぐに特別養護老人ホームに入居することは困難。	グループホーム管理者 医療機関 後見人
2 特別養護老人ホームに入居する。	Aさんにとって必要な介護サービスを受けることができる。 経済的に安定する。	Aさんはその施設がどのような場所か、理解できない状況で決定することになる。 もし、入居後にAさんが異なる希望を示した場合、次の選択肢がない。	特養相談員 介護職員他 全スタッフ、 後見人 (状況により、 第三者的立場の人)
3 療養型病院へ転院する。	医療的ニーズが充足され、生命の危機に陥る可能性は軽減される。	Aさんが望む生活ではないのではないか。 医療費が高額になる。	病院医療SW

### Aさんはどうしたいか、どの方法が一番良いか

「呼んだらすぐに人がきてほしい（一人でベッドに寝ているのは不安なときがある）」

「食事をゆっくり食べたい」

「ここは病院なの？ もう病院はいいわ。早く帰りたい」→療養型病院という選択肢は外す

### Aさんが自分で決めるのが難しい場合の状況

これまで暮らしていたグループホームに戻ることに難しいのはなぜか、理解が難しい。また、新たな選択肢としてあがっている特別養護老人ホームとはどのようなところなのか、知ることができない。

### Aさんの退院後の居所について、いつまでに決める必要があるか

病院側からは、3ヵ月を経過するまでには決めてほしいとの話である。具体的な方針が立っていれば、3ヵ月を過ぎても大丈夫であるとのこと。特別養護老人ホームは、退去者が出た場合、1か月以上空いてしまうことは避けたいので、1月中に決めてほしいという。

### Aさんの退院後の居所決定について、後見人等が代理権等を行わせる必要があるか。その理由。

Aさんが自分の意思で決定することが困難であるため、総合的に判断してグループホーム入居契約の解除と、特別養護老人ホーム入居契約の締結の代理権を行わせる必要がある。その場合、その後のAさんの身上に配慮し、変更することもあることに留意する。

### Aさんの退院後の居所について、今日決まったこと

Aさんの体調との兼ね合いもあるが、1月中に外出を試み施設の見学を行い、Aさんの様子も確認した上で、特別養護老人ホームに入居希望の意思を伝える。  
 グループホーム入居契約の解除と、特別養護老人ホームの入居契約を行う。  
 その後のAさんの様子を見守り、Aさんに適した生活の場となっているか状況の確認を行っていく。必要に応じて、第三者的立場の人の意見も聞く。

本人確認  
 確認不能

誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認
特別養護老人ホーム相談員	医療情報提供だけではなく、生活の場面における本人のアセスメントを実施する。	確認不能
病院医療ソーシャルワーカー	退院後の医療について、特養医療職と連携をとる。	確認不能
後見人	施設への見学のための外出について、介護タクシーや有償ヘルパーの手配をし、同行する。	確認不能

やってみてからもう一度考えるのは 20XX年1月 ○日 時 ～ 時

#### 実施結果

1月○日に、Aさんとともに短時間であったが施設を見学できた。ちょうどレクリエーションの時間で、Aさんはにこにこしながら参加した。「ここがいい」という言葉はでなかったが、職員の声かけににこにこした表情を見せ、帰るときには「もう帰るの」という言葉があった。Aさんにとっては心地よい場であると認識できたため、Aさん同席のもと、特別養護老人ホーム相談員に「入居を希望する」旨を伝えた。

#### 課題

実際に退院して入居した後の課題がまだ見えていない。Aさんがはっきりと意思を表示することが困難であるため、入居後は注意深くより頻回に見守っていく体制を、後見人だけではなく、他の支援者にも担ってもらう必要がある。実際に特別養護老人ホームに入居した後に継続的定期的に関わりを持てる社会資源がほとんどない。

⇒再アセスメントの必要性 有り なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？  
 最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

担当者会議での検討をふまえ、本人が望む、「呼んだらすぐに人が来てくれる（人の目があるところにいることが安心する）」や「食事をゆっくり自分のペースで食べたい」という希望を考慮した介護をお願いし、後見人として特別養護老人ホームの入居契約を行った。本人は病院を退院と同時に、特別養護老人ホームへの入居となった。

#### 【場面④】アセスメントシートを作成した成果

心身状態が悪化し、入院となって治療を受け、回復したときにどこで生活をするか、後見人として判断が求められる場面である。

本人の意思を尊重した対応をしたいと考えていても、現実の問題として可能かどうかの判断を、どこに重きをおくかで結論が異なってくる。この事例の場合、仮に本人が強くグループホームへ戻ることを希望した場合はどうであろう。あるいは、本人や関係者全員が施設がよいと判断して決定したとしても、入所した施設で不適切な介護を受けることになった場合はどうだろう。

居所をどこに選定するかは重い判断である。現実的には選択可能な選択肢の中から選ばれるを得ない。しかし、唯一絶対、これで間違いはないという判断は誰にもできない。重要なことは、選択決定をしたのちに、それがどのようなプロセスを経て決定されたものであったかが可視化できることである。また、予測できない事態が発生することを認識し、どのようにその事態を早期発見する仕組みをつくっておくかが問われると考える。その発見の仕組みは、後見人だけでは困難であり、本人をとりまくソーシャルサポート・ネットワークの活用が求められる。

#### 【事例Ⅰのまとめ】

場面①は成年後見人等選任前に、支援関係者が成年後見制度の必要性を検討する場面である。「認知症で支援が必要な状況なので成年後見制度も必要」という認識を、「どんな支援を提供するために成年後見制度が必要」なのかを本人に説明できるように検討した。

場面②は緊急入院後の退院先として自宅を決定し、関わる支援関係者と成年後見人等（保佐人）の役割を「ネットワーク分析マップ」で確認した。場面③は行方不明が頻回となり自宅での生活が困難を来した状況をふまえグループホームへの入居を、場面④は脳梗塞発症後の後遺症がある状況での生活の場として特別養護老人ホームへの入居を決定した。

本人の生活状況や身体状況をふまえ、本人の安心・安全が担保できる生活の場を確保することは、成年後見人等の責務である。その際、本人の意向をどのように把握し、どのような手順を経たのかが問われる。場面②③④のそれぞれの「アセスメントシート」には、そのプロセスが記録されている。どうすれば本人の意思を確認できるのか、本人が意思決定したと言えるのかという課題に、真摯に向き合おうとした支援内容が記録されている。同時にそれは、本人が適切な判断をするのが難しいことも確認している。その際、誰がどのような根拠に基づき何を決定したのかという責任の所在を明確にし、成年後見人等に権限行使が要請される理由も示さなければならない。これら一連の過程を可視化することで、成年後見人等が本人不在の代行意思決定をしているのではないこと、安心・安全な生活の場の確保という目的実現のための手段として、権限行使が要請されることがわかる。

## Ⅱ 家族状況の変化にともない生活の基盤を整える支援をした知的障害者の事例

### 事例の概要

Bさん。50代後半・男性。知的障害があり、療育手帳B1（愛の手帳3度）を所持しており、障害支援区分は4である。

経済状況は障害基礎年金の他、預金が20万円程度である。

特殊学級（現・特別支援学級）終了後、知的障害者更生施設（現・障害者支援施設）に入所する。本人の施設入所時から、母親と姉妹は家族会などに熱心に関わり支援しており、指導員等との信頼の絆は大変深い関係性を持っていた。

母親が8年前に他界し、その半年後に父親の判断で自宅（公営住宅）に引き取られる。作業所（現在の就労継続支援B型事業所）へ通所しながら父親と二人で自宅での生活を続けていた。本人の意思疎通の困難さからか、家出やハンガーストライキなど、親子関係の間にも福祉関係者の支援が必要となることも多かった。

2年前、父親の入院に伴い、ショートステイの利用など更なる支援が必要となり、成年後見制度の利用が検討される。父親が申立人となり、社会福祉協議会が関わり申立支援が行われた。社会福祉士会に候補者紹介依頼があり、事前に後見人候補者と本人との面談が行われた。面談で後見人候補者は本人に、「お金のことや、これから生活する場所（グループホーム）のことをお手伝したい」ことを伝え、本人の了承を得ることができた。面談場所は自宅ではなく、本人が一番信頼している支援者のいる就労継続支援B型事業所で行なわれ、面談環境に配慮された初回面談が準備された。

その後、本人の父親とも面談を行い後見人候補者となることが決定し、後見人選任の審判がなされたが、審判までに時間がかかったこともあり、グループホームの体験入所も終わり、父親によってグループホームへの入所契約手続きが既に行われていた。家族の状況は、父親は入院と加齢による判断能力の低下がみられ、近居に住む姉や隣の市の妹は、親や家族の介護が必要で介護負担が大きく、それぞれにストレスを抱えていることがわかった。

### <後見人が立てた初回の方針>

20XX年12月

後見人は、就任後、グループホームでの生活が本人に合っているのか、就労継続支援B型事業所での作業は本人にとって適切なものか、月1回の訪問を続けながら本人の生活を見守るための支援計画を作成した。課題は本人とのコミュニケーションの確保と、関係機関との連携を図ることと意識した。

訪問は、就労継続支援B型事業所での作業終了後の午後5時から午後6時の時間とし、グループホームの本人の居室で行うことになった。グループホーム世話人や管理者、就労継続支援B型事業所の職員にもできるだけ同席してもらい、本人とのコミュニケーションをとりながら情報を収集し、本人の生活状況を共有できるようにした。また、関係者も後見人との関係性について、後見人は何をどのように支援していくのか、後見人のかかわり方等を確認していった。後見人は、本人の年金・工賃・障害者手当などの収入と日用品費・本人の小遣い・積立金の出納の確認を行った。旅行費用はこれまで通り就労継続支援B型事業所の工賃から積立を継続してもらおうとし、日用品費と小遣いは、グループホームの預り金でその都度対応してもらい、1か月ごとに補充し確認することとした。また、年2

回のグループホームの家賃助成などの申請手続き、利用料の支払いの確認など、本人の金銭管理と生活状況の把握を丁寧に行った。

就任後、後見人は、父親の本人に対する「男だったら働いてしっかりしろ」という気持ちや、姉妹の「これまでの施設のほうが本人にとっての最善」との思いの強さを知ることになった。

また関係機関からは、本人が自室での生活を楽んでいること、おこったり、わがまま言ったり自分を解放して表現してきていることなどから、父親から離れて自由になっていること、少しずつではあるが自立に向かっていることなどが話された。利用者同士の多少のトラブルはあっても「生活実習」ととらえ、本人に寄り添いながら支援関係を作っていることが見えてきた。関係機関と連携をとりつつ、本人の意向を確認し支援していくことを第一としながらも、家族との連携を大切にしていこうと考えた。

### 【場面①】グループホーム入居契約、就労継続支援 B 型事業所利用契約の追認

20XX 年 12 月～20XX 年 7 月

後見人は、本人が現行のサービス（グループホーム、就労継続支援 B 型事業所）についてどう思っているかを知るために、支援者の同席による毎月の訪問を繰り返した。

本人はグループホームで、テレビや DVD・雑誌を見たりして、自室での一人の時間を楽んでいる様子がわかってきた。DVD の操作もグループホームの世話人のサポートで、自分でできるようになることを目標としており、「できる」と本人が実際に DVD 操作を見せてくれた。本人には、自宅かグループホームかのどちらを選ぶかという選択をすることは難しいが、グループホームでの生活を楽んでいることは伝わってきた。訪問の度に、今のグループホームに満足している様子や、自分の空間であることを意識していることが感じられ、「ここはいい？」と聞くと「いいよ」話してくれた。

就労継続支援 B 型事業所へ訪問した時は、清掃の仕事やポスティング作業をやっていると、仲間と一緒に説明してくれた。事業所のメンバーから「お客さんだよ」と言われ、後見人が訪問したことで照れている様子もうかがえた。本人は、音楽クラブではパーカッションを担当していること、今度演奏会をすること、頑張っていることを話してくれた。そして、「NO」の時には話をしなくなり、黙ってしまうということも分かってきた。

その後、本人の様子の確認と合わせ、それぞれの支援関係者との話し合いを継続した上で、就任から 8 か月たったところでグループホームの入居契約と就労継続支援 B 型事業所との利用契約の追認を行った。

## 【場面①】「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第 1 回 通算シートNo. 1

グループホーム入居契約、就労継続支援B型事業所利用契約の追認を検討するために、Bさんが現在の生活やサービス（受けている支援）についてどう思っているかを知る。

シート作成者(職名及び氏名) 後見人

今日の話し合い 20XX年 7月 ○日 17時 ~ 18時 場所 グループホーム

今日の参加者名 Bさん、グループホーム（以下GH）管理者、GH世話人、就労継続支援B型事業所サービス管理責任者（以下B型事業所サ責）、後見人

Bさんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

GHについては「一人がいい」、就労継続支援B型事業所については「掃除は寒い。仕事はやるよ」と話す。支援計画にある通り「親孝行がしたい」かを聞くと、黙ってテレビの方を向いた。家に帰りたいか聞くと、「行ってもいいよ」との返事だった。

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見
GH管理者	支援計画では、週末には家に帰って「親孝行ができるようにしたい」としている。自室ではフィギュアやカードなどを箱の中に並べている。Bさんのためには、生活保護の検討も考えたほうがいいのかと考える。
GH世話人	一人の時間を楽しんでいる。
B型事業所サ責	作業が終わるとGHに帰ると言っている。家はこっち（GH）になっているようである。
(友人知人)	(B型事業所サ責からの報告) 事業所のメンバーZさんは、Bさんを頼りに仕事している。Bさんは頼られている。Yさんのことは、Bさんは苦手のようだ。
(父、姉)	(後見人からの報告) 父親は「自分では世話ができないのでGHでお願いしたい。今の環境を継続してほしい」と話していた。 姉は「施設が一番良いと思うが、父のためにGHで仕方ない。亡くなった母も施設の方が良いと言っていた」と話していた。姉は以前に入所していた施設の先生を信頼しており、「今から戻れないか」とも言っていた。
後見人	現状では、GHやB型事業所でなじんでいる様子だが、しばらく様子を見てもう一度Bさんの意向を確認したい。 B型事業所を訪問したとき、友人から「Bさんを訪ねてきてくれる人いて、いいな」と言われ、Bさんは照れていた。

### 今日これから話し合うこと

Bさんが現在の生活をどう思っているかを知るには、どうすればよいか。

- ①GH、B型事業所の利用（契約）を継続するかどうか確認するため。
- ②現在の支援内容について見直す必要があるかどうかの判断するため。
- ③確認したBさんの気持ちを、支援者全員が共有できるようにするため。

### Bさんが現在の生活をどう思っているかがどうすればわかるか、その方法と誰ができるかを考える

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法の難しいところ	誰が
1 後見人と一対一でゆっくり話す場面をつくる。	周囲の人の意向に左右されずに、Bさんの思いが確認できる。	後見人との関係性がしっかりと作られていないため、Bさんが話をできるか分からない。	後見人
2 Bさんとのコミュニケーションに慣れた人に同席してもらい、Bさんの意向を確認する。	Bさんが安心して話せる。 Bさんのコミュニケーションの特徴を、後見人が理解することができる。	同席する人の意向に誘導されてしまい、Bさんが自分の思いを話せないことも考えられる。	後見人 B型サ責
3 B型事業所で、今の仕事以外に合う仕事があるか、他の仕事をやってみる。	仕事ぶりで、具体的に判断できる。変わることで、今までと異なる気持ちが引き出せる。選択肢が増える可能性がある	試すことで本人が混乱することもある。工賃が減ることもある。工賃が下がり小遣い等が減ると、意欲が下がるかも知れない。	B型サ責
4 土日に帰宅し、家に帰った時の様子を、Bさんと父、姉から聞く。	Bさんが家ででの生活をどう思ったか知ることができる。父との自宅での生活を体験できる。本人の気持ちに変化が生じる可能性がある。	漫然とした帰宅ではなく、意図的に帰宅する必要がある。父の負担やBさんに与える影響に配慮が必要である。土日の手配等GHの支援体制に影響がある。	家族(父、姉) GH世話人 GH管理者 B型サ責 後見人
5 GHの生活について、 ①Bさんの思いを聞く。 ②様子を観察する。 ③メンバーに聞く。	Bさんの気持ち（主観）と、周りの人からみた様子（客観的情報）を比較して知ることができる。	Bさんがうまく話せないことも考えられる。 関係者が受け止めることができない場合もある。	①後見人 GH世話人 ②GH世話人 ③GH世話人
6 過去の入所施設での生活について、 ①Bさんの気持ちを聞く ②父・姉妹の意見を聞く ③施設の職員の話聞く	Bさんと家族の気持ちを知ることができる。 施設でどのような生活をしてきたかを知ることができる。	Bさんの気持ちよりも、家族の意見が出やすい。Bさんは、楽しい思い出しか言わないかもしれない。以前の施設職員とは関係が取れていないので難しい。	①後見人 GH世話人 ②後見人 ③GH管理者

### Bさんはどうしたいか、どの方法が一番良いか

Bさんとのコミュニケーションに慣れた人に同席してもらいたい。  
「作業所（B型事業所）は楽しい」「パーカッションが好きだ」。

### Bさんが自分で決めるのが難しい場合の状況

施設とGHのどちらがよいかと尋ねると、別の方を向いて黙った。どちらかを選ぶという判断は、Bさんには難しいことではないかと考えられた。GHやB型事業所での様子を観察して確認する。

### Bさんの契約追認について、いつまでに決める必要があるか

現在の契約は1年間でまだ契約期間が残っているので、次の契約更新日までに確認できれば良い。

### Bさんの契約追認(変更・解除)について、後見人等が代理権等を行わせる必要があるか。その理由。

現時点では、BさんがGHやB型事業所になじまない様子や、「嫌だ」という意向はないため。

**Bさんが「現在の生活をどう思っているか」を知ることについて、今日決まったこと**

後見人は、Bさんとのコミュニケーションに慣れた人に同席してもらい、Bさんの思いを確認する。  
 後見人の定期訪問時に、GH世話人とB型事業所サ責も一緒にBさんの生活の様子を観察し、Bさんの生活状況について情報交換をする。

本人確認

✓

誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認
後見人	次の契約更新時まで、契約の更新について判断する。	✓
GH世話人	後見人の定期訪問時に、Bさんの生活状況を確認し、情報交換をする(日用品費の確認とあわせて)。	✓
GH管理者	後見人の定期訪問時に、Bさんの生活状況を確認し、GHのサービス計画書に反映する。	✓
B型事業所サ責	後見人の定期訪問時に、Bさんの事業所での生活状況や作業状況を観察し、情報交換をする(工賃の支払いと経費の確認と合わせて)。	✓

やってみてからもう一度考えるのは 年 月 日 時 ~ 時

**実施結果**

定期訪問の都度、Bさんの生活状況が確認でき、翌日からの支援に生かすことができた。B型事業所サ責の訪問できる時間が送迎後18時頃となるため、定期訪問の時間帯が遅くなり、夕食の準備をするGH世話人には負担をかけることもあったが、調理メニューを調整することで実現でき、支援関係者間の連携が深まった。

**課題**

支援者関係者間の情報共有はできてきたが、父親や姉の意見を聞く機会が少なくなってしまう、情報の伝達など家族との関係づくりが不十分となってしまった。Bさんの思いも尊重しながら、家族とどのように関係づくりをしていくかが課題となった。

⇒再アセスメントの必要性 有り なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？  
 最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

### 【場面①】アセスメントシートを作成した成果

契約の追認では、本人の意向はもちろんのこと、後見人が一人で判断するのではなく、複数の目で判断することが必要である。ケース会議の記録としてアセスメントシートを利用することで、どのような視点で、本人に寄り添うかが確認できることがわかった。また、アセスメントシートは、実践の振り返りにも利用できることもわかった。

後見人だけでなく、入居してまだ日が浅いグループホーム世話人や管理者も、本人とのコミュニケーションの取り方など手探り状態だったが、かかわりの長い就労継続支援B型事業所のサービス管理責任者が毎回参加してくれたことで、本人とのコミュニケーションの取り方や特徴などを知ることができた。

キーパーソンが父親から後見人へと交代する中で、支援関係機関も後見人とどのように関わればよいのか、後見人がどこまで関わってくれるのかなど不安な面もあり、後見人の定期訪問時に積極的に参集してくれたため、後見人の定期訪問が本人参加のケース会議と同様な役割を持つこととなった。本人のグループホームや事業所での生活状況や就労状況、趣味や好み、収支状況など情報共有することができ、アセスメントを深めることができた。本人は自室でテレビをつけて見てはいるが、自分を取り巻く支援者が集まり、自分のことを考えてくれていることは伝わっている様子であった。

後見人にとっては、この就任から約1年間の定期訪問は、本人理解のための貴重な時間となった。一回一回の訪問は、一期一会の貴重な機会であり、丁寧に積み重ねていくことが信頼関係の構築には欠かせないことを実感した。

### 【場面②】日用品(加湿器)の購入を本人参加でどう進めるか

20XX年8月～20XX年3月

本人は小遣いをもらうと、世話人と一緒に近くのレンタルビデオ店に行き、興味のある戦隊物のDVDをレンタルしたり、外出支援を利用して戦隊物フィギュアを購入することを楽しみにしていた。箱いっぱいに入ったフィギュアは丁寧に並べられている。

ある時、カセットデッキが壊れてしまい、新しいものを購入することになった。マイクがつくものがほしいとの希望があり、カタログをもらってきて一緒に購入するものを選択し、予算とのすり合わせをした。近くの電気店に世話人と一緒に行き、本人が決めたものを購入することができた。しかし、季節に合わせた衣服の購入などは、本人に購入のモチベーションがないため、生活の中で必要があることを伝えていくことが求められていた。

冬に入って乾燥による咳の症状があり、医師の助言もあって世話人から加湿器購入の提案があった。加湿器の必要性を理解してもらい、本人に購入のモチベーションを持ってもらうことから始めることにした。カタログで選ぶ、実際に電気店で見学するなど、乾燥を防ぐと居室が快適になることを伝えていった結果、本人は当初計画していた霧のでない最新式で高価なものではなく、昔ながらの加湿器（霧が出るもの）を選好した。世話人と一緒に大型電気店に行き、自ら財布からお金を払って購入した。購入する頃には暖かい時期を迎えており、途中発熱して事業所を休むこともあったことから、時期を逸した感があったが、訪問した時には部屋の隅で加湿器が動いていた。本人が自ら購入したいと思うまで多くの時間を要することになったが、日用品の購入について本人とどう関わるかを、グループホームも一緒に考えてもらえるようになった。

【場面②】「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第 1 回 通算シートNo. 3  
加湿器を購入して利用することについて B さんに説明して、B さんの意思で購入をしてもらうにはどうすればよいか。

シート作成者(職名及び氏名) GH世話人

今日の話し合い 20XX年12月○日 17時～18時 場所 グループホーム

今日の参加者名 Bさん、グループホーム(以下GH)世話人、後見人

Bさんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

「加湿器は、そんなにほしくない。」  
(乾燥のためか、肌はかゆいとかいており、咳もでていますが、加湿器購入のモチベーションはない様子)

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見
(姉)	(GH世話人からの報告) 風邪を引かせないように注意してほしい。季節感のある服装をさせてほしいとの要望がある。
(主治医)	(GH世話人からの報告) 通院時、主治医より、寝る時はタオルなどをつるして乾燥しないようにとの助言があった。
GH世話人	Bさんは、乾燥した自室で咳が出ている。加湿器は風邪の予防や、皮膚のかゆみなどに効果があるのではないかと。タオルなどをつるしているが、あまり効果がない。Bさんが片付けてしまう。GHメンバーの中で風邪をひいている人がいるので、Bさんにもうつるのではないかと心配している。
後見人	Bさんの部屋は確かに乾燥している。加湿器があるとBさんの健康にも良いと思う。置く場所はあるか、安全な場所に置けるか。使い方の支援は受けられるか。危険性はないか。

### 今日これから話し合うこと

加湿器の必要性をBさんが理解するには、どうすればよいか。

加湿器を購入するかどうかをBさんに決めてもらうためには、どうすればよいか。

### Bさんが加湿器を購入するかどうかをどうすれば決めることができるか、方法と誰ができるかを考える

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法の難しいところ	誰が
1 必要性を理解するために ①受診時に主治医から説明してもらう。 ②他のメンバーが使っているものを見る。	①健康に必要なものの理解につながる。 ②具体的なイメージがわく。自分も欲しいと思える。	①説明が難しく理解しにくい。 ②メンバーのものは新式（霧が出ないタイプ）なので、加湿器の理解につながらない可能性がある。	①主治医 ②メンバー GH世話人 後見人
2 カタログを集める。	目で見てわかりやすい。	健康との関係や、どのような機能なのかわかりにくい。	移動支援 世話人
3 実際に電気店などで、どのようなものか見る。	実際に目で見てわかりやすい。 体験できる。 専門家の説明で理解がしやすい。	高いものを押しつけられるという気持ちになるかもしれない。 同行者や、説明を行う支援が必要である。	電気店 移動支援
4 借りる場合に考えられることを知る。	経済的に割安な場合がある。 管理、修理が楽である。	適切なレンタル店が直ぐに見つからない。	世話人 後見人
5 居室内にタオルなどを干す。	経費がかからない。 直ぐにできる。	Bさんが嫌がる。意味が分からない。 効果が薄い。	世話人
6 購入しない場合に考えられることを知る。	Bさんの今の考えにそっている。	健康を損なう心配が続く。 必要性がわからないままになる。	
7 購入した場合に考えられることを知る。	健康面に良い影響が期待できる。 毎年使える。 自分のものという意識ができる。	メンテナンスが必要である。 操作がうまくできない心配がある。	移動支援 世話人 後見人

### Bさんはどうしたいか、どの方法が一番良いか

「電気店に行って見たい」（楽しみがある、外出ができる）

### Bさんが自分で決めるのが難しい場合の状況

「電気店に行って見たい」と自分で決めることができた。ただし、加湿器について分かりやすく説明するための支援が必要なので、一緒に行く人を頼む。

### Bさんが加湿器を購入するかどうかについて、いつまでに決める必要があるか

乾燥シーズン中に利用したいので一か月以内（できるだけ早く）。

### Bさんの加湿器購入について、後見人等が代理権等を行わせる必要があるか。ある場合の理由。

代理権行使は必要ない。

Bさんが、日常生活費から支出できる範囲である。最新のものを購入すると高価であるが、予算内で購入するための金額として15,000円～20,000円を予定する。

**Bさんが加湿器を購入するかどうか決めるために、今日決まったこと**

Bさんが電気店に加湿器を見に行き、実物を見てお店の人から説明を聞いて、自分で購入するかどうかを決める。	本人確認 ✓
---	-----------

誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認
Bさん	電気店に行き、加湿器を見てくる。 お店の人から説明を聞いてくる。 カタログを持ち帰る。 気に入ったものがあれば自分で購入する。	✓
移動支援事業者	電気店に同行して、Bさんが理解できるように手伝う。 カタログを持ち帰る。	✓
GH世話人	加湿器の必要性を説明する。 Bさんが持ち帰ったカタログを一緒に見て、購入するかどうか、購入する場合はどれがよいかを一緒に考える。 購入したいものを決めたら、予算内で近くの電気店で購入する手伝いをする。	✓
後見人	日用品費を補充する。	✓

やってみてからもう一度考えるのは      年   月   日   時 ~ 時

**実施結果**

Bさんが自分で購入することを決めて、新式のものではなく霧の出る旧式のタイプを選んで購入した。

**課題**

Bさんが買いたいと思うまでに時間がかかり、購入までに一か月以上の時間がかかってしまった。

⇒再アセスメントの必要性   有り   なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？  
 最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

### 【場面②】アセスメントシートを作成した成果

アセスメントシートに記入することで、本人が購入したいと思い、自ら購入するという経験を積むことが大切であることを確認できた。加湿器を購入する前のカセットデッキの購入は、すぐに本人も購入することを同意し、実際に購入する体験を持つことができた。自分が欲しいものであったため購入意思をすぐに確認できたが、加湿器については必要性を理解することは難しい商品であった。電気店への外出を自分で決めたものの、本心は自分の欲しいもの、好きなものを見たいという気持ちもあったようで、他の物にも目移りし、加湿器には関心がなかなか湧かなかったようだった。

それでも、支援を受けながら、目に見える霧が出るものを選んだことは、本人が加湿器の実用性を理解して選択したと考えられる。本人には、自室の生活環境をよくする、健康管理をするという認識は、加湿器購入後も少ない様子だったが、乾燥を防ぎ居心地のいい空間を提供できたことは、グループホームの職員には納得のいく結果となったようだった。そういう意味では、支援者主導の関わりだったと言えるかもしれない。また、本人に参加を促さずとも、世話人や後見人が加湿器を購入することも可能であったかもしれない。

しかしこのように、日常に起きる大小様々な、一つ一つの具体的な意思決定の経験を積み重ねていくことが、本人の体験の幅を広げ社会の中で生きる力を引き出すことにつながる。同時に、支援者が意思決定支援を意識して丁寧に関わることで、支援者にとっても支援の仕方を考える機会になり、本人をより理解していくことにつながる。

### 【場面③】家族状況の変化に伴う支援内容の見直しと住民票移動の検討

20XX年1月

本人は、月2回土日に1泊2日で父親が住む自宅に戻り、父親との交流を図っていた。グループホームの当初の支援計画には「親孝行をする」と記載されていた。

父親は、要介護1で訪問介護などの支援を受けている。本人の食事の支度はできないため、本人が自宅に戻ったときは弁当やカップラーメンが食事となっていた。また、自宅ではすることもなく過ごしているため、父親は本人の様子を見て「ゴロゴロするな」と声を荒げることも多くなった。本人は、近くにいる姉の家へ助けを求めに行った様子だが、気持ちをうまく伝えることができなかつたようであった。後日、姉からは「もっと仕事をさせてほしい。ボランティア活動などでもいいので計画してほしい」と電話があった。

その後、本人も自宅へ帰ることを嫌がるようになった。「いつもカップラーメンだけ、おこる」と言う。「お父さんのところへ行く？」と尋ねると、「いい・・・」と口ごもり、以前のような積極的に行きたいという意向には思えない返事だった。後日、姉からも父親が負担になっているので、そろそろ帰宅は考えてほしいとの依頼があった。

そのため、土日の支援体制についてグループホームの世話人と管理者に相談をして、自宅に戻ることをしばらく中止することになった。また帰るときは、支援者を付けて外出支援を組み込むということになった。親の高齢化と本人加齢により、グループホームの支援体制を見直すことや、余暇活動や一人での自宅での過ごし方など、新たな生活面での支援や習慣の獲得などの支援が必要となっていた。

また、グループホームへ入居した際には住民票は移動していなかったが、父親から住民票を移してほしいといわれた。これまで自宅である公営住宅の手続きについて、家賃の減免申請などで本人の非課税証明を取り寄せるなどの手続きがあり、父親から申し入れられていた。そのため、父親をサポートして後見人が手続きの支援を行っていた。

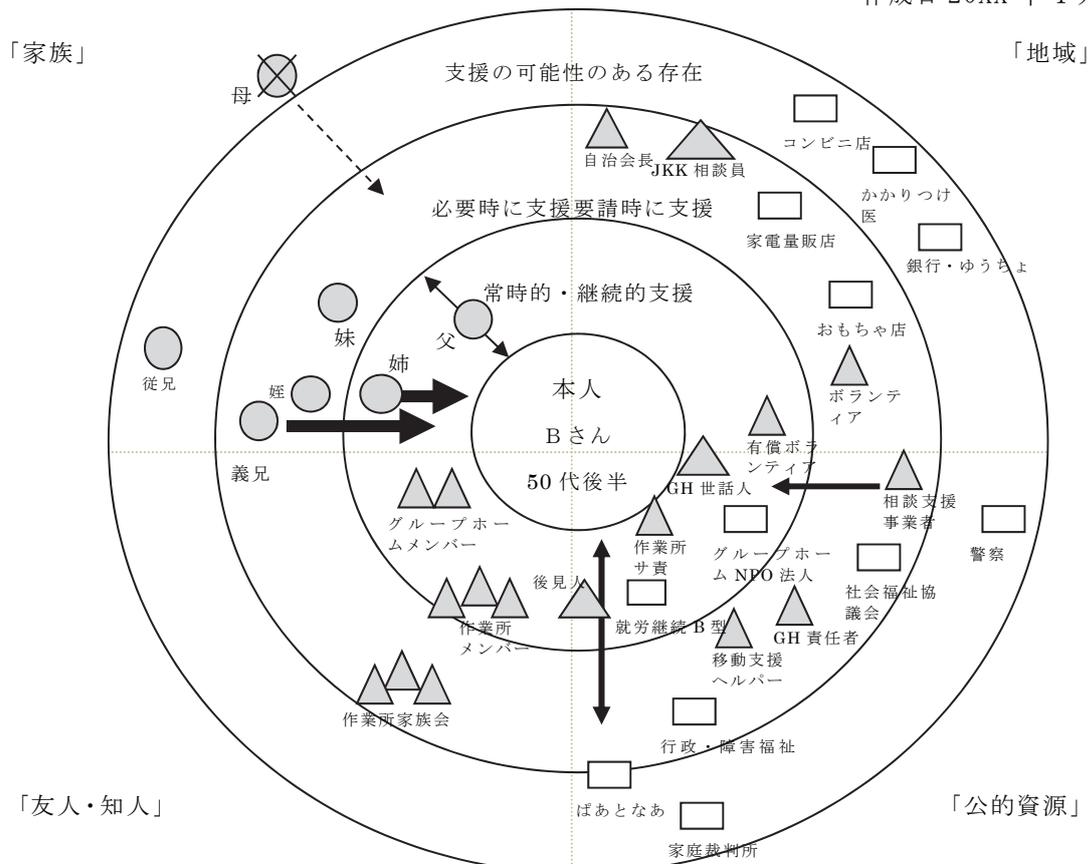
最近になり父親の郵便物や本人の郵便物が見つからないことがあり、この機会に本人の住民票をグループホームに移動する手続きを検討することにした。そのため、将来的に住宅の継承が必要か、一人暮らしが可能であるかなど関係者と話し合った。その結果、本人には一人暮らしは困難ではないか、見守りがある生活環境が必要ではないかと判断された。

また、郵便物などを直接管理することは本人の自立支援にも資すると判断し、住民票の移動を行うこととした。事前に父親の了解とグループホーム管理者の確認をとり、本人には今までどおり自宅にも行けて、グループホームでの生活を続けることができることなどを世話人と一緒に説明した。本人は途中黙ってしまうこともあり、住民票の移動について理解が難しかったようだが、父親のところに行くことを聞くと「行っても・・・いい」と話してくれた。

後日、今後の公営住宅家賃の減免手続きは、姉に引き継ぐことができた。

### 【場面③】ソーシャルサポート・ネットワークの分析マップ

作成日 20XX年1月×日



家族○、友人・知人、地域、公的資源は個人を△印、組織を□印

## 役割分析

必要な意思決定支援	誰が(社会的存在)	引き受けている・→期待されている役割
土日の支援の見直しと 住民票の移動	父(家族)	場の提供、住民票移動の了解 →心の支え →地位のサポート(息子として認める)
	姉(最も身近な親族)	住民票移動の了解、減免手続きの引継、帰宅時の見守り →本人のキーパーソン →モチベーションのサポート
	義兄	姉のサポート、帰宅時の見守り →本人とのかかわりの強化 →自己評価のサポート(メンタル面の支え)
	妹、姪	本人の話し相手 →自己評価のサポート(メンタル面の支え)
	グループホーム世話人 (サービス提供者)	本人のアセスメント(将来の見立て)、実際的な課題 に対する援助の提供(郵便物の受取、保管) →道具的サポート
	グループホーム管理者	本人のアセスメント(将来の見立て)、土日の体制の 確保 →家族への自己評価のサポート →本人への地位のサポート
	就労継続支援B型事業 所サービス管理責任者	本人のアセスメント(将来の見立て)生活援助・就 労支援の継続 →自己評価のサポート・モチベーションのサポート →地位のサポート
	移動支援ヘルパー	自宅への移動支援、外出時の移動支援(社会的コン パニオン) →情報のサポート
	相談支援事業者 (今後かかわり予定の 相談支援)	計画相談の実施、今後の支援計画の中心を担う →家族との連携を含むソーシャルサポート・ネット ワークの形成と活用 →家族への情報のサポート(本人の現況の報告)
	後見人	本人への説明、公法上の手続き行使、重要書類の保 管 →定期訪問によるサービスのモニタリング、情報の サポート

### <解説>

この家族の人生周期を考えてみる。

本人は50代後半の年齢で、事業所でも体力の低下により仕事を減らすことも考慮されている。加齢に伴い、休日は実家でゴロゴロするのやむを得ないことでもある。しかし、高齢の父親にとって本人はいつまでも子どものままで、還暦を迎えようとする本人をイメージできない。そして本人も、父親が年を取るということを理解できず、いたわることや思いやるという気持ちが表現できない。そのため、父親の晩年とどう向き合っていくのかという支援が必要になってきている。大きな家族関係の変化の時である。

家族によるインフォーマルな支援では、父親の直接的な支援や本人のキーパーソンとなっていた役割を、近所に住む姉と一部を後見人に引き継いでもらうことが必要となっている。その姉を支えてもらうために、姉の夫(義兄)や、本人が好意的に思っている妹の娘(姪:小学生)への役割期待も大きくなっている。本人の居室には、母親の遺影が飾ってあり、訪問時には、よく母親のことを話してくれる。母親は本人の自慢である。身近な親

族の支援は、直接的な支援だけではなく、精神的な支援（支え）として本人の中で受け止められている。

実際的な課題に対する援助の提供（道具的サポート）は、グループホームの利用により世話人や、就労継続支援B型事業所の利用、移動支援、後見人が選任されていることで確保されている。フォーマルな支援者は、具体的な支援とともに寄り添う、一緒にいるだけという支援（社会的コンパニオン）や、本人の自己評価サポートができるようコミュニケーション技術を獲得し、共感、安心、尊敬の提供や再保証により自己評価を高めていくことが必要であり、時には励まし、将来の希望を見つけ一緒に頑張ろうと支えていくモチベーションのサポート、役割を与えるなどの地位のサポートが求められている。

後見人は、この中で施設入所や、福祉サービスの導入などの必要時には、積極的に本人とかかわりながら、契約を締結する。また、施設入所という環境変化によってどんなサポートを喪失し、その結果どんなことが生じやすいかを知り、代替りのサポートに何を支援したらよいかを考えなければならない。このような時には、本人に寄り添いながらかかわりを深めなければならないが、契約締結後は、具体的に支援を提供してくれる関係者を全面的に後押しするようにして、自らは引いていくことが求められる。「常時・継続的な支援」と「必要時に支援要請時に支援」するという距離感を行ったり来たり、入ったり出たりすることが求められる。それが双方向の矢印である。

ソーシャルサポート・ネットワークの中では、これまでに役割を任ってきたこと、これから担うべきことなど、個人は果たすべきいくつかの役割をもっている。「今、私たちが行っている支援は本人にとってどのような役割を果たしているのか」というように、常に自らの行っている関わりの意味を問いかけながら支援を行っていく。家族に対しては、本人の状況を報告していくことが大切である。そして、これまで担ってきた役割を尊重しつつ、これからのためにどのように関わってもらおうのかということと一緒に考えていくことが必要である。支援者も、家族との絆をつなぐという目に見えない支援を担うように変化し、人生周期に見合った支援ができるように成長しなければならないことが確認できる。

### 【場面③】「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第 1 回	通算シートNo.7
住民票を移動することについて、Bさんの理解が得られるかどうか確認する。	
住民票を移動することが、Bさんにとって不利益にならないか検討する。	
後見人が住民票を移動する手続を行う（代理権を行使する）必要性について判断する。	

シート作成者(職名及び氏名) \_\_\_\_\_ 後見人 \_\_\_\_\_

今日の話し合い 20XX年1月 ○日 17時～18時 場所 グループホーム \_\_\_\_\_

今日の参加者名 Bさん、グループホーム（以下GH）世話人、GH管理者、  
就労継続支援B型事業所サービス管理責任者（以下B型事業所サ責）、後見人 \_\_\_\_\_

#### Bさんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

（住民票を移動しても今までどおり自宅に行けて、グループホームでの生活を続けることができることなどを世話人と一緒に説明したところ）Bさんは聞いてはいるものの、何も言わず黙ってしまった。  
（父のところに行くことを聞くと）「行っても・・・いい」と言った。

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見
(父)	(後見人からの報告) 父親は、公営住宅の職員から同居者がいなくなったので「住宅世帯員変更届」を提出するようと言われており、Bさんについて「早くグループホームに住所を移してもらいたい」と言っている。父親には「月に2回、Bさんが自宅に戻っているので大丈夫です」と伝えてきたが、父親の負担感が大きい。
(行政)	(後見人からの報告) 現在は世帯分離がされていない。健康保険料は父親が負担している。
GH世話人	Bさんには一人暮らしは難しい。日常生活には声かけや促しが必要である。
GH管理者	メンバーで住所を移した人はいないので初めてだが、グループホームに住所を移動することは問題ない。
B型事業所サ責	Bさんが自宅で一人暮らしをするのは無理である。 近所に姉がいるが、同居者がいないと生活維持は難しい。
後見人	父親は住宅の手続きなどに支援が必要となっている。 住民票の移動により、本人に不利益が生じることがあるかどうか。 公営住宅の継承は、原則として「同居している配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者」とするよう指針が示されている。

### 今日これから話し合うこと

住民票を移動することで、Bさんに生じる利益と不利益は何か。  
住民票の移動について、Bさんに何を説明する必要があるか。  
Bさんが理解できるようにするには、どうすればよいか。

### Bさんの住民票の移動に伴って考えられることを検討する

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法の難しいところ	誰が
1 現在のまま住民票を移動しない。	公営住宅の継承ができる可能性がある。	生活実態と合っていない。父親の精神的負担が大きくなっている。	
2 住民票をGHに移す。	生活実態に合っている。 世帯分離ができる。 健康保険の世帯主になる。 郵便物を確実に受け取ることができる。父親の負担が減る。	公営住宅を継承することができない。 父親の手続きの支援(減免手続き)が必要になる。減免手続きなどは姉に依頼する必要がある。	後見人 父 姉
3 郵便物の確保のため転送届を提出する(一部手続き済み)。	郵便物をGHで受け取ることができる。 父親の保管時間がなくなるため、紛失がなくなる。	転送ができないものがある。 住民票の移動ではないため、父親の精神的負担が減らない。	後見人
4 住民票の移動手続をBさんに自分でしてもらう。	父親と別々に生活することが理解できる。生活状況が変わったことを確認できる。自立につながる。手続きについて学べる。	住民票の理解ができない。 手続きの意味が理解できない。 不安になる。	Bさん GH 責 後見人
5 後見人が手続をする。	手続が迅速、確実にできる。 父親の負担が減る。	Bさんが学習できない。	後見人

### Bさんはどうしたいか、どの方法が一番良いか

「住むところはここ(GH)がいい」と言っている。

### Bさんが自分で決めるのが難しい場合の状況

説明は試みたが、目に見えない決まり事について理解することは難しい。  
後見人が判断して公法上の手続を行う必要がある。

### Bさんの住民票移動について、いつまでに決める必要があるか

できるだけ速やかに決めることが望ましい。

### Bさんの住民票移動について、後見人等が代理権等を行使する必要があるか。ある場合、その理由。

Bさんが手続を理解することは難しい。  
Bさんに不利益になることはほぼないと判断した。  
Bさんの理解が不十分であっても、行政手続を行う(代理権を行使する)。

**Bさんの住民票移動について、今日決まったこと**

住民票をグループホームに移す。  
父親の負担を軽減するとともに、親子の絆が切れないような支援を考えていく。

本人確認

✓

誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認
Bさん	毎月2回週末に実家に帰っていたが、父の負担が大きくなっているため1回に減らす。 実家に帰っているときも、移動支援ヘルパーなどを利用して外出できるようにする。	✓
GH世話人	Bさんの郵便物を受け取る。 後見人の定期訪問時に必要なものを手渡す。誰が管理するか確認する。必要に応じて預かり証などで確認する。 父親のことをねぎらう言葉かけを行う。	✓
後見人	住民票移動手続きを行う。 必要に応じて住所変更の手続きを行う。 3か月に一度程度、定期訪問の帰りに父親にBさんの近況を報告する。報告は、Bさんが頑張っていることなど具体的な出来事を伝える。	✓

やってみてからもう一度考えるのは 年 月 日 時 ~ 時

**実施結果**

住民票の移動を後見人が行った。事前に、父と姉へ相談し、報告した。  
マイナンバー通知カードの受取など、GHの昼間の時間帯に届いた配達物について、再配達を依頼して受け取ることができた。

**課題**

昼間の時間は受取人がいない。

⇒再アセスメントの必要性 有り なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？

最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

### 【場面③】アセスメントシートを作成した成果

住民票の移動は、グループホームで生活をしているため本来は実態に合った手続きであるが、グループホームの利用者は自宅に住民票を置いたまま利用している場合も多い。週末は自宅へ戻る（実家へ帰る）という考え方で、自宅へ行くという考え方ではない。

今回は、公営住宅（自宅）の減免手続きをするにあたって、本人の非課税証明書が必要となること、それに伴い住民税申告など行政手続きを行うことが求められる。必要な郵便物の送付先を後見人あてに変更はしているが、住民票先が指定される郵便物もある。

父親から住民票を移してほしいといわれたことを契機にして、本人の居所について公営住宅の継承を視野に入れて将来の生活基盤の検討をした。現在のように、見守りがある中での暮らしが本人にとってのニーズ（必要性）ではないかとの結果となった。住民票の移動については、本人へ説明をすることはできたが、理解してもらったかどうかは不明である。しかし、健康保険料の支払いや住宅の手続きなど父親に負担をかけてきたことに感謝しつつ、本人がすべきことは引継いでいくこととし、世帯分離を図り住民票の移動という公法上の手続きを後見人が行うことになった。

### 【場面④】QOL向上の取り組み・家族関係の再構築

#### <旅行の実現>

定期訪問時に一緒にテレビを見ていると、CMで流れる“魚を抱えてブルブル”している動作をして、その旅館に泊まるのが夢だと言う。後見人は「一回の旅行は100の生活訓練より多くの学びがある」という言葉を思い出し、旅行を実現してほしいと考えた。そこで本人とともに検討し、趣味の買い物を減らして少しずつお金を貯め、事業所の工賃や預金も充当し、旅行に必要な小遣いを確保することにした。本人の誕生日に合わせて旅行を計画し、世話人やメンバーと3人で念願の旅行に行くことができた。旅行のためにお金を貯めるという目標を達成し、旅行を実現したことは、本人の大きな生活体験となった。

#### <個展の開催>

本人の描く絵は独得の色遣いがあり、色や形にこだわりがある。姉妹からも以前から絵を描くのが上手なので、ぜひ続けさせてほしいという要望もあり、スケッチブックや色鉛筆などの差し入れもある。その様子を見たグループホームの管理者から、個展をしてはどうかとの提案があり、本人もまんざらでもない様子であった。

その後、地域の交流広場の壁面を利用した個展ができることになり、絵を選び額縁を購入する予算を預金から捻出して準備をした。本人は描いた絵の説明をしてくれ、個展を開くという気持ちが形成されているようであった。

個展では、父親は本人に金一封のお祝いをくれた。姉妹も見に来てくれ、グループホーム管理者の発案であったことがわかり、現在の支援を好意的に受け入れた様子だった。

何よりも、本人が一番気に入っている絵を選んで額縁に入れ、父親にプレゼントしたことは意味がある出来事であった。それは実家の玄関に飾ってあると、後日本人が話してくれた。このことは、父親が本人を認めてくれた証のように思えた。

（場面④「アセスメントシート」は省略）

## 【事例Ⅱのまとめ】

事例Ⅱでは、知的障害がある50代男性の事例を検討した。高齢の父親との自宅での生活が困難になりグループホームへ入居したが、姉妹は入所施設が最適であると考えている。

場面①では、後見人が就任した後、グループホームが本人の意向にそった生活の場であるのかを、支援関係者とともに時間をかけて検証した。とりわけ後見人は、本人との関係構築に重点を置き、本人とのコミュニケーションを円滑にするために、既に信頼関係が構築されている事業所等の支援者の力を借り、時間をかけて関係を構築している。

場面②は加湿器という日用品の購入の検討であり、後見人の権限が及ばない例ではあるが、日常生活の小さな一つ一つの意思決定支援の積み重ねが、本人の意思決定能力を開発することを示している。ここでの後見人の役割は、直接的な支援者の後方支援である。

場面③は「住民票の移動」という、一見すると単なる行政手続きの検討のようにも思えるが、その背景には父親から独立した生活基盤を構築する、家族からの独立・自立という大きな意味合いがあることに着目しなければならない。

また、後日談として示した旅行の実現は、本人の何気ない行動から本人の思いを汲み取り、実現に向けて検討し実行することの重要性が見て取れる。個展の実現は、本人の持てる能力が評価され、社会生活の幅を広げる機会となったと同時に、家族との関係性を再構築する機会にもなった。家族も本人の自立を評価し、入所施設ではない地域での暮らし方があることを知り、家族の安心にもつながる機会を提供したと言える。

グループホーム入居当初の支援計画には、「週末には家に帰って親孝行がしたい」と記載されていた。これは、父親との自宅での生活が継続できなくなり、グループホームへの入居に至った本人の生活状況に配慮した支援者側の思いを、本人の言葉として置き換えたものであったと考えられる。本人には、「親孝行」の意味は理解できないかもしれない。しかし、どんな家族であっても、その家族ならではの歴史と、その家族ならではの関係性や思いが存在し、支援者はそれを尊重することが求められる。

「ネットワーク分析マップ」では、「家族」や「友人・知人」といったインフォーマルな関係者の存在を評価することで、家族らが本人の意思決定にどのような影響を及ぼしているのか、また本人の意思決定の支援者としてどのように機能しているのかを見極めることができる。その際、成年後見人等は、あくまでも本人の立場に立って評価することが重要である。また、成年後見人等が事柄に応じて、意思決定支援における他の支援者との関係性をふまえた自らの役割を認識し、本人の代弁者として最前面に立って権利擁護者として機能しなければならないのか、あるいは直接的な支援者の後方支援が役割なのかを自覚できる。さらに全支援者が相互の役割分担を確認し、チームで支援することにも役立つ。

一般的に知的障害者への支援は、パターンリスティックに陥りやすいと指摘される。限られた生活体験の中では意思決定をする機会そのものが提供されず、したがって本人の意思決定能力が育たない。しかし、この事例のように支援者の関わり方如何によって、意思決定を支援する機会や方法は多様である。「アセスメントシート」を活用して本人としっかり向き合い丁寧に実践を検証することが、本人の意思決定能力を引き出す「エンパワメントアプローチ」となり、知的障害者の地域社会における生活支援を実現する一助になることを期待したい。

### Ⅲ 意思決定支援に配慮した権利侵害からの救済事例

#### 事例の概要

Cさん。60代前半・男性。精神保健福祉手帳2級を所持しており、障害支援区分は3である。生活保護を受給、預金は12万円程度である。現在はアパートで一人暮らしをしており、就労継続支援B型事業所に通っている。

5年前に、くも膜下出血を発症し、物忘れ、作業ミスが多い、周囲が気になって集中できないなどの後遺症が残り、高次脳機能障害と判断された。発症当時は就労していたが、発症後1年の間に復職ができず、勤務していた会社を退職となった。その後は仕事をすることもなく、遊興にふけり借金をするようになった。

借金については、本人によれば知人Dが関与しているということであった。知人Dとは幼なじみで、以前からの知り合いであったが、本人の退職後に無心やたかりを繰り返し、本人の所持金が少なくなると、知人Dの妻の医療費がいる等の理由をつけて、本人に借金の肩代わりをさせた。手続きは知人Dが同行して、本人に行かせていたようである。本人は、知人Dが責任をもって返済してくれるものであると思っていた。しかし、その後知人Dとは連絡が取れなくなり、音信不通となった。

本人は退職金を使い果たし、知人Dの借金70万円を背負うことになり、生活が維持できなくなった。困った本人は、退職した会社の同僚であった知人Eに同行してもらい、市役所に相談し生活保護を受給することになった。知人Eは退職した本人のことを気遣い、経済的な支援はできないが、時折本人の話を聞いてくれ、本人も信頼していた。

生活保護ケースワーカーや障害者相談支援担当職員より、債務の整理や今後の再発防止のため成年後見制度の利用を勧められ、本人申立てで手続きを進めることになった。本人は未婚で、両親並びに唯一の兄弟である兄は他界し、兄の妻が緊急時の連絡先にはなってくれたが、金銭支援を含め積極的な支援は望めない。社会福祉士会に候補者紹介依頼をし、事前に本人との面談をして了承を得て申立てを行い、保佐人が選任された。

#### <付与された代理権>

申立てに際し本人と話し合い、以下の代理権を保佐人に付与することを本人が同意した。

1. 本人の負担している債務の弁済及びその処理
2. 本人に帰属する財産に関して生じる紛争についての訴訟行為（民事訴訟法55条2項の特別授権事項を含む。）
3. 訴訟行為（民事訴訟法55条2項の特別授権事項を含む。）について、当該行為につき訴訟代理人となる資格を有する者に授権をすること
4. 不動産に関する契約の締結・変更・解除
5. 預貯金に関する金融機関等との一切の取引
6. 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続
7. 定期的な支出を要する費用の支払及びこれに関する諸手続
8. 介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払
9. 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
10. 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
11. 以上の各事務に関連する一切の事項

#### <保佐人が立てた初回の方針>

保佐人は、債務整理への対応準備をしながら、就労継続支援B型事業所での作業を見学するなど月1回訪問を行い、本人の生活を見守るための支援計画を作成した。本人との面談で、本人の生活状況を把握し、関係機関との連携を図ることを意識した。関係者も保佐人との関係性について、何をどのように支援していくのか関わり方等を確認した。

#### <日常生活費の管理>

日常生活費の管理について保佐人は代理権を有していたが、本人がするのか保佐人がするのかについて、生活保護ケースワーカーと障害者相談支援担当職員を交え話し合いを行った。本人は「今までやってきたから、出来るうちは自分でやりたい」とのことであった。保佐人としても本人の金銭管理能力を見極めたいと考え、また高額な財産を有していないこともあったため、日常的な生活費については本人管理を続けることにした。

保佐人は、本人の金銭管理状況と生活状況について、定期的に面会して確認することになった。家賃は、これまで同様、生活保護ケースワーカーが直接支払いを行うことになった。就労継続支援B型事業所の利用手続きや市役所への手続きなども、障害者相談支援担当職員の支援を得て引き続き自分で行い、難しい場合は保佐人が手伝うことにした。

#### <債務整理>

債務の概要が把握できた時点で、どのように処理をするのかを検討した。本人は、知人Dのために借りてあげたのに、なぜ知人Dではなく自分が支払わなければならないのかが納得できないようであった。本人には、契約上は知人Dではなく、Cさんに支払義務があることや、もし知人Dの行方がわかれば、その時点で知人Dに返還請求ができることを伝えた。本人は生活保護を受給しており返済能力は乏しいため、弁護士に相談することを勧め、本人と一緒に相談に行くことになった。

### 【場面①】携帯電話契約の名義貸しの誘いにどう対応するか

200XX年10月

弁護士の支援を受けて債務整理を進めて、3年が経過した。保佐人、支援関係機関と本人の関係も安定し、特に支障となることも起きていなかった。

そんなある日、就労継続支援B型事業所職員から保佐人に連絡が入った。その内容は、事業所の利用者ではない見知らぬ男性と本人が頻繁に出かけているとの話を、他の利用者から聞いたというものであった。保佐人が本人に確認したところ、かなり昔の職場の同僚だった知人Fとのことであった。会社を辞めてからは会うことはなかったが、街でばったり会ってから一緒に飲みに行くようになったという。知人Fも勤めていた会社からリストラにあい、現在は無職とのことであった。

その後、本人から話を聞いた知人Eから事業所の職員に連絡があり、本人が知人Fから携帯電話契約の名義貸しの誘いを受けているらしいとの話が入った。本人は既に携帯電話を所持しており、別の携帯電話を持つ必要はなく、知人Eは本人に携帯電話契約の名義貸しは危ないので辞めた方がよいと忠告したが、本人が聞き入れず困ったとの話であった。

保佐人は、本人への対応方法を検討するために、まず関係者のみを集めて会議を開催することにした。関係者間で役割分担を確認して本人と関わり、1週間後、本人も交えた話し合いを行った。

【場面①:本人参加なし】成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第1回 通算シートNo. 5

携帯電話契約の名義貸しを誘われていて、被害に合う恐れがある。  
Cさんの意思を尊重しつつ、被害に遭わないようにするにはどうすればよいか。

シート作成者(職名及び氏名) 保佐人

今日の話し合い 20XX年 10月 ○日 17時～18時 場所 事業所内会議室

今日の参加者名 就労継続支援B型事業所サービス管理責任者(以下、B型事業所サ責)、生活保護ケースワーカー、障害者相談支援担当職員、保佐人

Cさんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

(B型事業所サ責からの報告)

Cさんに聞いたところ、「知人Fが困っているので助けてあげたい。携帯電話を買ってあげれば、お金がもらえと言われた。お金をもらいたい」と言った。

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見
(知人E)	(B型事業所サ責からの報告) 元同僚の知人Fから携帯電話契約の名義貸しを誘われているようだ。辞めるように言っても聞かない。最近、知人Fと飲食店でよく会っているようで、知人Fはとてもいい人だと言っている。また被害に遭うのではないかと心配している。
B型事業所サ責	Cさんは休むことなく通ってきているが、最近遅刻が目立つ。生活面での課題があるのではないかと心配している。Cさんに知人Fの話聞いたところ、Fから「私は携帯電話の購入制限があり買えない。私の代わりに携帯電話を購入してほしい。携帯電話がなくて困っているので助けてほしい。買ってもらえればCさんはお金がもらえる」と言われたという。Cさんは、知人Fが困っているので助けてあげたいと思っている。
(事業所利用者)	(B型事業所サ責からの報告) ある利用者が「事業所から帰る途中、駅で男の人がCさんを待っていて、電車に乗らないでどこかに行ってしまう」と言っている。一度ではなく頻回のようなようである。
生活保護CW	携帯電話契約の名義貸しは犯罪になるので、してはいけない。
障害者相談支援担当職員	消費生活センターに相談した方がよいのではないかと。
(義姉)	(保佐人からの報告) Cさんと話したことがないので分からない。対応は任せる。
保佐人	Cさんは知人Fさんを慕っており、心から心配している。Cさんの思いを大切にしたいが、明らかにおかしい話なので、Cさんが被害に遭わない方法を考えたい。

### 今日これから話し合うこと

Cさんの意思を尊重しつつ、被害に遭わないようにするにはどうすればよいか。  
Cさんが携帯電話の名義貸しがどういうものかを知り、購入するかしないかを自分で決めるためにはどうすればよいか。

### Cさんの気持ちを尊重しつつ、被害に遭わないようにするにはどうすればよいか。

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法のむづかしいところ	だれが
1 Cさんにとって、知人Fさんはどんな人かを知る。 ①Cさんと話す。 ②Cさんの了解を得て知人Eさんと話す。 ③Cさんの了解を得て知人Fさんと話す。	Cさんの知人Fさんへの気持ちがわかる。Cさんがどうしたいかがわかる。 知人Fさんがどのような人かわかる。 どのようなことを頼まれているのかがわかる。	プライバシーに踏み込むことになる。話したくないことまで強要するおそれがある。 CさんとEさん、Fさんとの関係を壊すおそれがある。 冷静に話ができないかもしれない。	B型事業所 サ責 保佐人
2 消費者被害にかかわる地域の情報、携帯電話契約名義貸しの情報を集める。	客観的な情報で、違法である判断根拠が明確になる。 Cさんに分かりやすく説明できる。	一般情報しか得られないかもしれない。 保護的視点になりやすい。 Cさんの事実から離れた情報になる可能性がある。	障害者相談 支援担当職員
3 Cさんに説明する ①Cさんの収支状況 ②一緒に携帯電話ショップに行って話を聞いてみる。 ③消費者被害について説明する。	Cさんが主体的に考えることができる。 お金を何に使いたいと思っているか知ることができる。 携帯電話契約の名義貸しがどういうものか知ることができる。	言葉では了解しても、行動を変えるのは難しいかもしれない。 理解するまでに時間がかかる。 覚えていられない。 消費者被害と知人Fさんのことがつながらない。 納得できない。	①保佐人 ②B型事業所サ責 ③障害者相談支援担当職員

### Cさんはどうしたいか、どの方法が一番良いか

今日は参加を要請していない。  
1週間以内に方法1と3についてCさんに提案して、Cさんがどうしたかを確認する。

### Cさんが自分で決めるのが難しい場合の状況

Cさんは知人Fを助けたいと思っているので、自分に不利益なことが分からないかもしれない。  
お金のことについて、知られたくないことがあるかもしれない。  
説明をしても、悪質なものであることの理解が難しいかもしれない。

### Cさんの携帯電話の購入について、いつまでに決める必要があるか。

Cさんが携帯電話の購入契約をする前までに、Cさんに考えてもらう必要がある。

### Cさんの携帯電話の購入について、保佐人が代理権等を行使する必要があるか。その理由は何か。

悪質なものであれば、Cさんを被害から守るために購入に同意はできない。それでも購入した場合は、取消権を行使するかどうかを検討する必要がある。しかしCさんの思いに反することになるため、購入前にCさんと良く話し合う必要がある。

Cさんが携帯電話契約の名義貸しを知り、購入するしないを自分で決めるために、今日決まったこと

Cさんにとって知人Fさんがどんな人か、何を頼まれているかを確認する。  
Cさんに収支状況や携帯電話契約の名義貸しについて説明し、購入するかしないかを考えてもらう。

本人確認  
後日確認

誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認
B型事業所サ責	(1週間以内に方法1と3を説明してCさんが希望すれば) Cさんにとって知人Fさんはどんな人か話を聞く。 Cさんの了解を得て、EさんやFさんに話を聞く。 一緒に携帯電話ショップに行って話を聞いてみる。	後日確認
保佐人	(1週間以内に方法1と3を説明してCさんが希望すれば) Cさんにとって知人Fさんはどんな人か話を聞く。 Cさんの了解を得て、EさんやFさんに話を聞く。 Cさんがお金を必要としていることを詳しく聞く。	後日確認
障害者相談支援担当職員	(1週間以内) 消費者被害にかかわる地域の情報、携帯電話契約の名義貸しの情報を集めて、Cさんが希望すれば説明する。	後日確認
Cさん B型事業所サ責 障害者相談支援担当職員、保佐人	(やってみて1週間後) Cさんを含めて話し合いの場を持つ。 Cさんの了解が得られれば、Eさんにも参加をしてもらう。	後日確認

やってみてからもう一度考えるのは 20XX年 10月 △日 (1週間後) 16時 ~ 17時

#### 実施結果

Cさんの意思決定支援までの手順が関係者間で共有できた。

#### 課題

Cさんへの伝え方の工夫

⇒再アセスメントの必要性 有り なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？  
最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

【場面①: 本人参加あり】成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」

このアセスメントシートは、ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるかを話し合うために使います。話し合う時には、以下の点に注意してください。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

このシートのテーマまたは検討課題 第2回

通算シートNo.6

Cさんが携帯電話の名義貸しがどういうものかを知った上で、購入するかしないかを自分で決める。Cさんの意思を尊重しつつ、今後被害に遭わないようにするにはどのような支援ができるのか考える。

シート作成者(職名及び氏名) 保佐人

今日の話し合い 20XX年 10月 △日(1週間後) 16時～17時 場所 事業所内会議室

今日の参加者名 Cさん、知人Eさん、就労継続支援B型事業所サービス管理責任者  
(以下、B型事業所サ責)、障害者相談支援担当職員、保佐人

Cさんの考え(このシートのテーマまたは検討課題に関する本人の意見や希望)

知人のFさんが困っているので助けてあげたい。  
携帯電話を買ってくれれば、お金がもらえるよと言われた。お金がもらえるならほしい。

意見を言った人	このシートのテーマまたは検討課題についての意見
B型事業所サ責	先週Cさんと話をした。 Cさんは携帯電話ショップに話を聞きに行ってもよいということだった。また、Cさんが了解をしたので、知人Eさんに連絡をした。 知人Eさんは、携帯電話ショップに一緒に行ってもよいということだったので、Cさん、知人Eさんと一緒に携帯電話ショップに行った。 携帯電話ショップで具体的な危険性や犯罪につながることの説明を受けた。
知人E	私が何度もCさんに話をしたが、聞いてもらえなかったが、ようやく聞いてもらえるようになったので、よかったと思っている。 私ができることは協力したい。
障害者相談支援担当職員	消費者被害にかかわる地域の情報、携帯電話契約の名義貸しの情報を集めた。 犯罪になるので、やめた方がよい。 知人Fさんとは、つきあわない方がよいと思う。
保佐人	Cさんがお金を必要としている理由を聞きたい。 Cさんの気持ちを尊重して、出来るだけの協力はしたいが、犯罪につながることは協力できない。

**今日これから話し合うこと**

Cさんが携帯電話を購入するかしないか自分で決める。  
Cさんの意思を尊重しつつ、今後、被害に遭わないようにするにはどうすればよいかを考える。

**Cさんが携帯電話を購入するかどうか、被害に遭わないようにするにはどうすればよいか。**

考えられる方法	その方法の良いところ	その方法のむづかしいところ	だれが
1 携帯電話を購入する。	お金が手に入る。	犯罪につながる。 警察に連絡をしないといけない。	Cさん 携帯電話ショップ 保佐人
2 携帯電話の購入はしない。	犯罪に巻き込まれることはない。	お金が手に入らない。 知人Fさんを助けられなくなる。	Cさん
3 Cさんにお金の使い道を相談してもらう。	何にお金を使いたいか、わかる。 そのためにはどうすればよいか、他には方法がないかを一緒に考えることができる。	言葉でうまく説明するのは難しいかもしれない。 言葉では了解しても、実際に行動するのは難しいかもしれない。	知人E 保佐人 B型事業所 サ責 障害者相談 支援担当職員
4 Cさんが困ったときに相談出来るようにする。	Cさんが主体的に考えることができる。 Cさんが何をしたいのかがわかり、どうすればよいかを一緒に考えることができる。 困った時には一緒に考えることができる。	言葉でうまく説明するのは難しいかもしれない。 言葉では了解しても、実際に行動するのは難しいかもしれない。	知人E 保佐人 B型事業所 サ責 障害者相談 支援担当職員

**Cさんはどうしたいか、どの方法が一番良いか**

携帯電話は買わない。  
知人Fさんに断りの連絡を入れる。

**Cさんが自分で決めるのが難しい場合の状況**

Cさんは、自分で買わないことを決めることができた。  
心配なことは、知人Fさんにどうやって断るか。また次に知人Fさんから誘われるたら、断れないかもしれないこと。

**Cさんの携帯電話の購入について、いつまでに決める必要があるか。**

今日、この場で決める。

**Cさんの携帯電話の購入について、保佐人が代理権等を行使する必要があるか。その理由は何か。**

Cさんが携帯電話を購入しないと決めた場合、権限行使は必要ない。

Cさんが携帯電話の購入をするかしないかについて今日決まったこと

<p>Cさんが今日わかったこと・決めたことは、 携帯電話ショップで自分がしようとするのは、警察につかまることになる とわかった。携帯電話の購入が悪いことならやめる。借金が増えるのはいや。 知人Fさんは、自分をだまそうとしていることがわかった。知人Fさんとは、 もうつきあわない。</p>	<p>本人確認</p> <p>✓</p>
---	----------------------

誰が	いつまでに、何をやるのか	本人確認
Cさん	<p>(1週間以内)</p> <p>携帯電話の購入はしない。 知人Fさんに連絡して、携帯電話の契約はしないと伝える。 知人Fさんに、これからはつきあわないと伝える。 困ったことがあったら、だれかに相談する。</p>	✓
保佐人	<p>(1週間以内)</p> <p>Cさんが知人Fさんに連絡するときに立ち会う。</p> <p>(1ヶ月以内)</p> <p>Cさんがお金を必要としていることを聞いて一緒に考える。</p>	✓
知人E、B型事業所サ責、障害者相談支援担当職員、生活保護ケースワーカー、保佐人	<p>(知人Fさんに連絡後)</p> <p>知人Fさんからの接触がないか、Cさんを見守る。 新たな情報があれば、共有する。 (半年に一度) Cさんが困っていることがないか、定期的にCさんと一緒に話し合いの場を持つ。</p>	✓
障害者相談支援担当職員	<p>(半年以内)</p> <p>消費者トラブルの勉強会を開催し、Cさんを含め参加を促す。 B型事業所以外に、Cさんを含めた集える場づくりを提案し、Cさんの友人作りを積極的に応援する。</p>	✓

やってみてからもう一度考えるのは 20XX年 4月 ○日 17時 ~ 18時

#### 実施結果

Cさん自身で携帯電話の購入をするかしないかを検討し、決めることができた。  
また、関係者間で今後の支援について共有できた。

#### 課題

Cさんへの見守り体制の継続、生きがい支援が必要。

⇒再アセスメントの必要性 有り なし

ご本人の意思を確認し、ご本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができましたか？

最後にもう一度、以下のような話し合いになっていないか、確認しましょう。

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

携帯電話ショップで具体的な危険性や犯罪につながることの説明を受けたことが印象に残ったようで、話し合いの場で本人は「悪いことならやめる」と、渋々ながらではあったが納得して携帯電話の購入をあきらめることとなった。知人Fとは距離が離れた様子であった。この件があって以降、困ったことがあると保佐人や関係者に、その都度自分から報告をしてくれるようになった。

### 【事例Ⅲのまとめ】

権利侵害・消費者被害の事例では、本人自身が「なぜ危険なのか」「なぜしてはならないのか」を納得出来なければ、また同じような被害に巻き込まれてしまう恐れがある。支援者はこの事例のような場面に直面すると、いかにして「危険なこと、してはならないことをさせないようにするか」にもっぱら苦心する。それが本人の権利を擁護することであるという確固たる「答え」が、支援者側には初めからあると言ってもよい。

しかし、本人はその「答え」とは裏腹の「思い」を抱えていることもある。支援者側が一方的に「答え」を押し付けようとしても、本人の「思い」に理解を示しつつ、共に考え、本人が納得した上で自分で決めるというプロセスをふまない限り、意思決定支援にはならない。本人との信頼関係を損ねることにも繋がりがかねない。

場面①の「アセスメントシート」は、「本人参加なし」と「本人参加あり」の二つに分けて作成している。「本人参加なし」は、本人との話し合いの前に、「携帯電話契約の名義貸しの誘いを受けているらしい」という情報を得た支援者が、本人をどう支援すべきか、関係者間で支援方針と役割分担を検討する場面を想定した。関係者間で合意をし、実行することが明確になった。「アセスメントシート」は、本人参加が基本の話し合いで使用するシートとして作成しているが、本人の権利擁護のための緊急介入が必要な場合など、あえて本人の参加がない関係者のみでの検討の場で活用する場合もあり得る。しかし、その場合も、「どうやってやめさせるか」を検討するのではなく、本人の意思を尊重した意思決定支援をするために、関係者は何をすることが必要なのかという視点で検討しないと、誤った検討になる危険性がある。

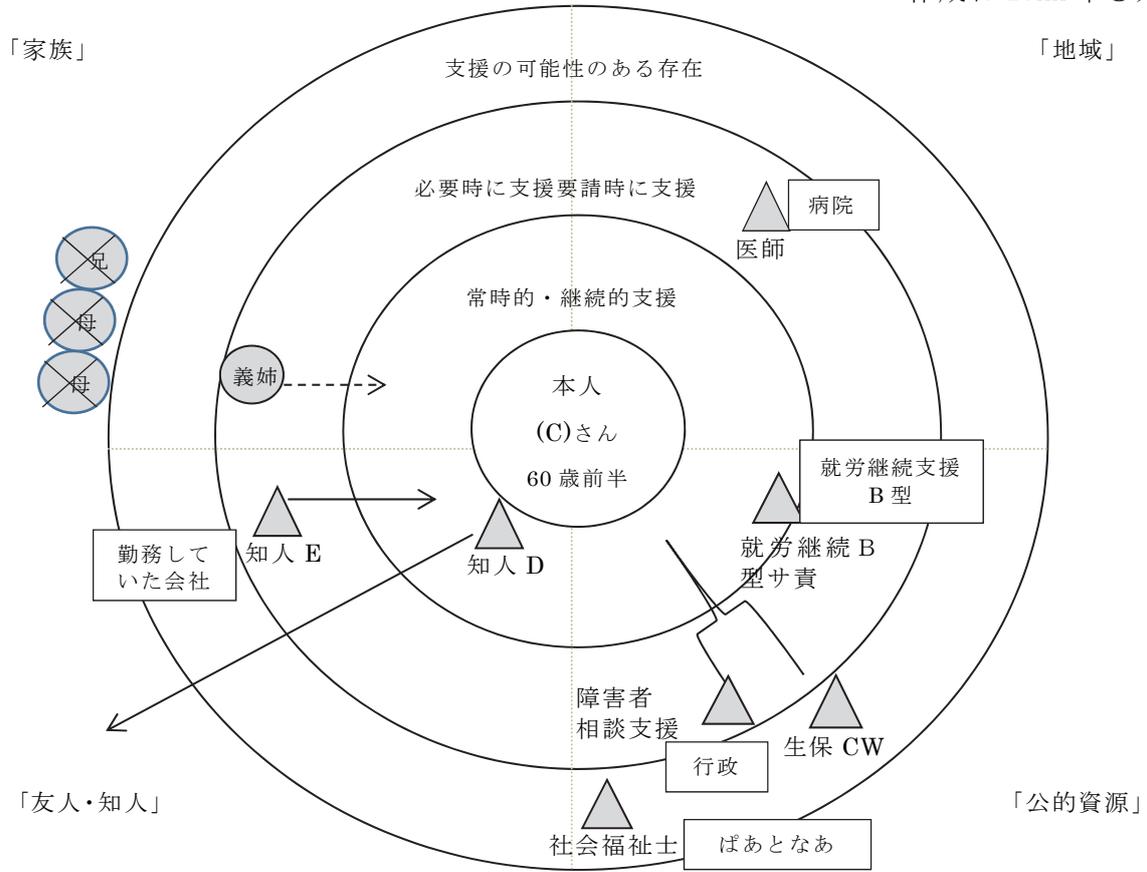
「本人参加あり」は、事前に関係者で合意をした支援内容を実施し、本人参加のもと、本人の意思決定を促す支援場面を想定した。本人が具体的に理解出来るような工夫、わかりやすい伝え方、納得しやすい提案内容を検討し、本人が意思決定をできるよう支援することにつなげている。また、この検討から、今後の生活支援の課題も明確になり、本人にとっては、自分の周りに自分のことを心配してくれる人がたくさんいることを知る経験になり、本人と関係者の信頼関係が深まった支援になったと言える。

この事例では、本人が自ら「携帯電話を購入しない」と決めたため、成年後見人等（保佐人）は取消権の行使をする必要は生じなかった。しかし、本人が「携帯電話を購入する」と決めた場合、次はどう支援をすればよいか、更なる検討をしてみたい。

次頁から、保佐人選任前と選任後のソーシャルサポート・ネットワーク分析マップを掲載した。ネットワークにおける保佐人の役割を確認してほしい。

# ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ 成年後見申立て前

作成日 20XX年〇月



家族○、友人・知人、地域、公的資源は個人を△印、組織を□印

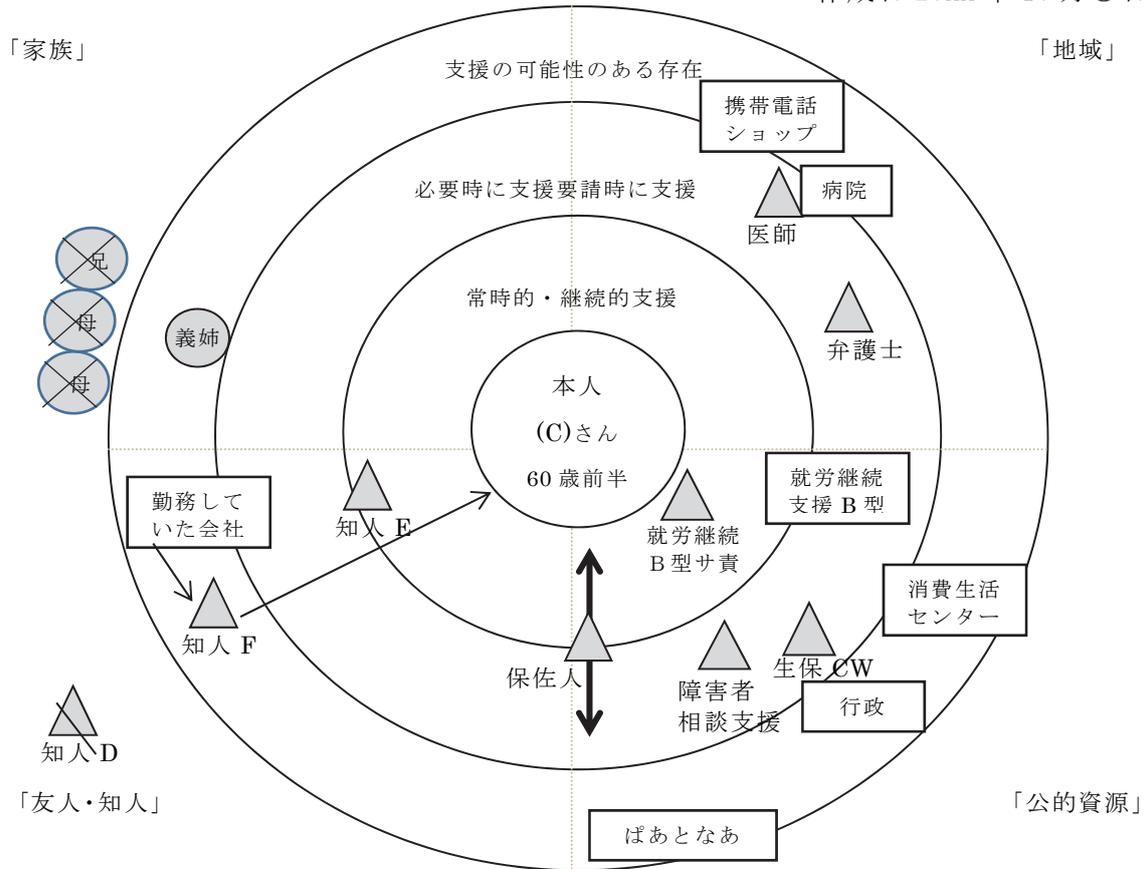
## 役割分析

必要な意思決定支援	誰が(社会的存在)	引き受けている・期待されている役割
成年後見申立て	義姉	緊急連絡先
	知人 E (退職した会社の同僚)	知人 D の借金の相談相手、市役所に同行 (社会的コンパニオン)
	本人 (Cさん)	申立人
	就労継続支援 B 型サ責	就労訓練等 (道具的サポート)
	生活保護ケースワーカー	生活保護費支給 (道具的サポート)
	障害者相談支援担当者	成年後見制度説明 (情報のサポート)、申立支援
	医師 (病院)	成年後見診断書の作成
	社会福祉士	成年後見人 (保佐人) 候補者

※高次脳機能障害のため、遂行機能障害や記憶障害等があり、知人 D の借金を背負うことになる。そのことを支援者には相談できず、昔の同僚 E さん (インフォーマル関係者) に相談し同行 (社会的コンパニオン) され、行政に相談でき、生活保護の受給につながった。

# ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ 保佐人選任後

作成日 20XX年10月〇日



家族○、友人・知人、地域、公的資源は個人を△印、組織を□印

## 役割分析

必要な支援	誰が（社会的存在）	引き受けている・期待されている役割
日常生活費の管理	保佐人	金銭管理の確認、モニタリング→状況確認
	生活保護ケースワーカー	家賃の支払い
	障害者相談支援担当者	福祉サービス利用等行政関係の手続
債務整理	保佐人	債務整理を弁護士へ依頼の同行（社会的コンパニオン）→情報のサポート
	弁護士	債務整理 →モチベーション、情報のサポート
場面① 携帯電話契約の名貸し	本人（Cさん）	携帯電話購入の決断
	保佐人	状況確認 →自己評価のサポート、情報のサポート、Fさんへの連絡の立合、見守り
	就労継続支援B型サービス管理責任者	状況把握（携帯ショップ同行）、見守り
	障害者相談支援担当者	消費生活センターへの相談、情報収集提供
	知人E	見守り →モチベーションのサポート

※携帯電話購入の意思決定支援は、ソーシャルサポート・ネットワークの構成メンバーを活用して、本人、知人、保佐人、福祉関係者等で会議を開催し、それぞれが役割を担い支援していくことが必要。保佐人は、その会議のメンバーを特定し呼びかけ人になるなど障害者相談支援担当者と連携が求められる。

## 第5章 本研究のまとめ—意思決定支援に配慮した成年後見活動の確立のために—

### I 本研究の成果

第Ⅱ部では、意思決定支援に配慮した成年後見制度の活用を地域で進めるために、専門職後見人・市民後見人の活動上の手引きとして有効なものは何かを検討し、専門職でも市民でも活用できるツールを開発することを目的とした（第1章）。

第2章では研究の視座として、障害者権利条約第12条の趣旨を踏まえ、「法定後見人が持つ代行決定権限を原則的に最後の手段として位置づけ直し、通常の権利擁護活動は意思決定支援の手法によって行われるべきである」という前提にたち、民法第858条の本人意思尊重義務に基づく「支援の第一ステージ（自己決定支援型）」をまず優先し、この方法による本人の権利擁護が不可能もしくは不適切となった時点において、民法第858条の身上配慮義務に基づく「支援の第二ステージ（他者決定型）」へと切り替えて、最後の手段としての法的な代理・代行決定権限（法定代理権、取消権等）を行使して、本人の権利擁護を図るべきであるという基本姿勢に立脚したことを述べた。

その上で、本研究で開発した、意思決定支援と代理・代行決定支援のプロセス（最も重要な両ステージの切り替えのタイミングと切り替えの根拠の提示も含む）を可視化するツール開発の意義と効果を述べた。すなわち、本研究で開発したツールは、「本人に関わる意思決定の場面ごとに、ネットワーク分析マップに基づいて決定に関与させるべき関係者を選択したうえで、本人を交えた支援会議を開き、そこでの議論の内容をアセスメントシートの書式に従って記載していく」という一連のプロセスを可視化するもので、①ツールを用いること自体が本人に対する適正な意思決定支援（場合によっては、最後の手段としての代理・代行決定権限の行使）のプロセスにもなり得ること、②本人はもとより本人を知る複数の関係者の目線を交えて、本人の主観的価値判断が丁寧に追求されたという、協働的意思決定のプロセスが適正に踏まれたという事実によって、手続的正義の観点から意思決定支援の正当性が裏付けられること、③自らの行為の妥当性を事後的に自己検証し、④対外的に説明していく重要な根拠資料として活用できることなどを指摘した。

第3章では、開発した二種のツール、「成年後見活動におけるソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ」と「成年後見活動における意思決定支援のためのアセスメントシート」の詳細を解説した。二種のツールは、社会福祉士が用いるソーシャルワーク手法を基本にしつつ、社会福祉士以外の成年後見人等にも活用が可能となるよう開発された。成年後見活動における意思決定支援の場面で誰が関与して何が起きているのか、何を検討しなければならないのかを分かりやすく可視化するためのツールとした。「ネットワーク分析マップ」は、本人を中心とした全ての関係者を「ソーシャルサポート・ネットワーク」として図示し、意思決定支援における関係者と成年後見人等の役割を確認するツールである。「アセスメントシート」は、意思決定支援のプロセスと成年後見人等が権限行使する場合の根拠を明確にするために、本人参加を前提とした関係者の話し合いで活用するためのツールである。

第4章では、創作事例に基づき二種のツールの活用例を提示した。

「認知症高齢者の自宅での独居生活支援を経て施設入所を支援した事例」では、まず支援関係者が成年後見制度申立ての必要性を検討する活用例を示した（場面①）。その後、本人の生活状況や身体状況の変化に伴い、安心・安全が担保できる生活の場の確保の検討

例を示した（場面②③④）。「アセスメントシート」には、どうすれば本人の意思を確認できるのか、どうすれば本人が意思決定したと言えるのかという課題に真摯に向き合おうとした検討内容が記録された。同時にそれは、本人が適切な判断をするのが難しいことを確認することでもあり、誰がどのような根拠に基づき何を決定したのかという責任の所在を明確にし、成年後見人等の権限行使が要請される根拠にもなった。一連の過程の可視化により、成年後見人等が本人不在のなかで単独で代行意思決定という判断に至ったのではないこと、安心・安全な生活の場の確保という目的実現のための手段としては、成年後見人等の権限行使が要請されることが示された。

「家族状況の変化にともない生活の基盤を整える支援をした知的障害者の事例」では、本人とのコミュニケーションを円滑にするためには、既に信頼関係が構築されている支援者の力を借りることが有効で、後見人が本人と関係を構築し権限行使の要否を判断するためには丁寧に本人と関わる必要があること（場面①）、日常生活の意思決定支援の積み重ねが、本人の意思決定能力を開発し生活体験を広げること、後見人は事柄に応じて後方支援の役割を担うこと（場面②④）を示した。また知的障害者の支援でしばしば課題となる、親から独立した生活基盤の構築、家族からの独立・自立と家族関係の再構築という課題において、本人の意思決定支援に配慮した後見人の役割（場面③④）も取り上げた。「ネットワーク分析マップ」は、「家族」というインフォーマルな関係者の役割を見極めることや、成年後見人等が事柄に応じて他の支援者との関係性をふまえた自らの役割を認識することに役立つことが示された。パターナリスティックに陥りやすい知的障害者の支援においては、支援者の関わり方如何によって意思決定を支援する機会や方法は多様であり、「アセスメントシート」を活用して丁寧に実践を検証することが、本人の意思決定能力を引き出す「エンパワメントアプローチ」に繋がることを示した。

「意思決定支援に配慮した権利侵害からの救済事例」では、支援者が一方的にこうあるべきという方法押し付けるのではなく、本人の「思い」を理解しつつ、共に考え、本人が納得した上で自分で決めるというプロセスをふむことが意思決定支援であると指摘した。「アセスメントシート」は二段階に分けて作成し、本人との話し合いの前に、あえて本人は参加しない、支援者のみで支援方針と役割分担を検討する場面を想定した。関係者間で方針を共有し合意した上で、実行すべきことが明確になり、続く本人参加のもとに行われた本人の意思決定を促す支援場面が円滑に行われることになった。本人参加の話し合いでは、本人が具体的に理解出来るような工夫、わかりやすい伝え方、納得しやすい提案内容を検討し、本人が意思決定できるよう支援が行われた。この事例では、成年後見人等は権限行使に至らなかったが、取消権の行使の検証にも活用が可能であると考えられる。

以上のように、まず本研究の最大の成果としてあげられるのは、実践を可視化する二種のツールを開発し提案したことである。そして、三つの事例のプロセスにそってツールの活用例を作成したことで、第2章で述べたツールの意義や効果を検証できた。すなわち、ツールを用いて具体的な情報を記載することが、本人に対する適正な意思決定支援と最後の手段としての代理・代行決定権限行使のプロセスそのものになり得ること、本人と関係者による協働的意思決定のプロセスの可視化が意思決定支援の正当性を裏付ける根拠資料となること、実践が可視化されることで意思決定支援の妥当性を検証し、対外的に説明できる根拠資料としても活用可能なことを示すことができた。

## Ⅱ 今後の課題

### 1 ツールの活用に向けた取り組み

#### (1) ツール活用の可能性

ツールはまず社会福祉士である成年後見人等に率先して活用してもらいたい。これは、ツールの趣旨を正しく理解し活用方法を広めていくことが期待されるためである。

ツールはソーシャルワーク手法に基づき開発したが、社会福祉士以外の専門職後見人や市民後見人にも活用できるよう、分かりやすさ、使いやすさを旨とした。ツールに記入する作業そのものは、ソーシャルワークの専門的な知識や技術がなくとも可能である。したがって、弁護士、司法書士等の法律職や他士業、法人後見担当者、市民後見人、さらには親族後見人も含め、成年後見人等として活動する全ての人、団体、及び行政、家庭裁判所等の関係機関にも活用を検討してもらいたい。

活用方法は、成年後見活動の実践で実際に使用するのはもちろんのこと、研修のプログラムに組み込み教材とする、ケース会議、事例検討会等で用いる、自己の成年後見活動の客観化、振り返りのために報告書等の様式として活用する、家庭裁判所への報告書の根拠資料として用いるなどが考えられる。そのためには、意思決定支援に配慮した成年後見活動を推進するための何等かの仕組み（研修や報告書等）の中に、ツールの活用が組み込まれることが望まれる。

また、成年後見制度との関わりの有無は問わず、高齢者・障害者の意思決定支援に関わる実践への汎用性があるものとする。高齢者・障害者の支援に関わる全ての人、関係機関、団体等の実践や研修等にも活用してもらいたい。

ツールは活用してこそ存在意義がある。活用されることで、さらに使いやすく、意思決定支援に資するものとして磨きがかかることを願う。また、ツールの有効性の検証は今後の課題である。そのためにも、まずは多方面で活用されることを期待したい。

#### (2) ツールを正しく活用するために

ツールは社会福祉士でなくとも活用可能となるよう開発した。とはいえ、ツールの趣旨を正しく理解し活用するためには重要なポイントがある。最大のポイントは、いかに本人主体・本人中心の検討ができるかである。

例えば、「アセスメントシート」の検討課題や今日話し合うことの設定が、本人の意思決定支援の観点から本人主体・本人中心に設定されていないと、本来検討すべき事柄との齟齬が生じる。第3章でも繰り返し述べたが、「アセスメントシート」は第一義的に、本人の意思を確認し、どうすれば本人の希望を実現できるかを検討するためのものである。再度、しばしば陥りがちな不適切な活用方法を掲げておく。

本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか

本人の言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰してないか

支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか

サービス先にありきになっていないか、ケアプラン作成になっていないか

結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

第4章の「アセスメントシート」の活用例では、「本人」という言葉は使わず「Aさん、Bさん、Cさん」という固有名詞をあえて記載した。これは、他の誰でもない、今、目の前にいる「Aさん」のことを話している、「Aさん」が目の前にいて、「Aさん」の話を参加者が聴き、「Aさん」と話をするということを意識するためである。また、記載した言葉も、極力専門用語や専門職同士でしか通用しない言葉は使わず、常に本人に分かりやすく説明可能であり、なおかつ本人が聞いたり読んだりしても不快にならないような配慮をした（しかし、まだまだ十分とは言えない部分も多々あるため、批判的に読んでいただき更なる工夫や提案をしてもらいたい）。このように、使う言葉一つ一つに拘ることこそが、本人主体・本人中心の意思決定支援へと関係者の意識を転換する第一歩であると考えられる。

また、本人参加の話し合いの仕方にも配慮が必要である。本人に分かりやすく伝える工夫、コミュニケーション方法の開発も、本人主体・本人中心の検討を進める上では必要不可欠で重要な要素である。合理的配慮の提供という観点からも、まず社会福祉関係者が率先して取り組まなければならない課題である。

話し合いでは、誰もが安心して意見が表明でき、否定しない・されない、認め合うという姿勢が求められる。特に本人が意見を表明できるような促しや、本人の意見に関係者が真摯に耳を傾ける姿勢がなければ、意思決定支援は成り立たない。このような話し合いが成立するよう、話し合いの進め方に関する技法についても、主催する可能性がある関係者は特に身に付けておく必要がある。

現在でも、本人参加の話し合いの機会は多数設定されている。しかし、本人の参加は形式だけで、実際にそこで交わされるやり取りは、本人の頭上を飛び越えて関係者の間だけで交わされていることも少なくない。用意された資料が、本人には全く理解不能な資料となっていることも多いのではないだろうか。話し合いの持ち方を見直すことも、本人主体・本人中心の意思決定支援につながる重要事項である。

以上のように、①ツールの趣旨を正しく理解し、②活用する際の留意事項を理解した上で実際に記入することができ、③本人参加の話し合いを運営し、④本人のコミュニケーション特性や判断能力に合わせて本人が理解できるような伝え方、コミュニケーション方法の工夫をするためには、一定の研修と技法を身に付けるトレーニングが必要である。これら研修やトレーニングプログラムの構築と実施は、次に本会が取り組むべき課題であると考えられる。

## 2 「意思決定支援」の概念整理と実践の統合

法的な意味における「意思決定支援」の概念が未確立であることは第2章で述べた。また社会福祉法制度における「意思決定支援」、あるいは支援方法としての「意思決定支援」についても、定義が曖昧なまま様々な文脈で用いられているのが現状ではないだろうか。「意思決定支援」とは、どのような枠組みで、誰が誰に何をすることなのかという概念整理は喫緊の課題である。「意思決定支援」とは何か定義を明確にし、基本姿勢を掲げて「意思決定支援」におけるあるべき方向性を指し示すことは、「意思決定支援」を推進する上での大前提であり、方向性を見失わず、誤った方向に進まないようにするための必須の取り組みである。それは、ガイドライン、行動指針、あるいは法制度という形式で示されるものかもしれない。

概念整理の議論と並行して、実践の分析から「意思決定支援」のあり方を模索するアプローチも重要である。なぜなら、概念整理の成果としてガイドラインや行動指針が示されたとしても、あるいは法制度に「意思決定支援」が位置付けられたとしても、それだけで実践が可能になるわけではないからである。

実践は、個別性のある目の前にいる一人一人の人に対して、その人の刻々と変化する状況に合わせて個別具体的に行われるものである。具体的な事例から理論を導き出す帰納的アプローチと、概念整理によって理論化された「意思決定支援」を実践に照らして検証する演繹的アプローチの両方が相まって、「意思決定支援」のあり方がより明確になるのではないだろうか。

本研究は、実践事例（に基づく創作事例）から「意思決定支援」のあり方を模索する帰納的アプローチであったといえる。開発したツールを用いて実践場面を記録することで見えてきたものは多い。ツールの活用例における「意思決定支援」の各場面では、判断能力が不十分な人の意思をどう引き出し、解釈し、どうすることが本人の意思を尊重したことになるのかという「意思決定支援」の困難性が描かれた。成年後見人等をはじめとする関わる支援者が、苦悩しジレンマを感じながら本人と対峙し、「意思決定支援」とはどうあるべきかという難解な課題と真摯に向き合おうとする姿が見えてきたように思う。また、成年後見人等が権限行使をする場面では、権限行使という行為の意味と正当性を問いかけながら、自身の役割を遂行する姿が浮かび上がってきた。実践がツールにより可視化されることで、「意思決定支援」の概念整理に寄与するものは多いのではないだろうか。

そして、判断能力が不十分な人の「意思決定支援」は、成年後見人等であれ専門職であれ、単独で専断的に実行すべきものではない。まして成年後見人等による権限行使に至っては、本人の代理・代行決定という重い判断を独断ですることは許されない。本研究で提示してきたように、本人を中心に据えた関係者による検討を重ねて判断が導き出されるという手順と、その根拠が明確に示された記録が不可欠であり、関係者による協働、チームアプローチの仕組みが存在することが「意思決定支援」の絶対条件と言えるのではないだろうか。

### 3 意思決定支援に配慮した成年後見活動の確立のために社会福祉士が果たす役割

2015年に日本弁護士連合会が成年後見等の業務に関わりのある専門職を対象に行った「専門職後見人の本人の意思の尊重に関する実態調査」結果<sup>22</sup>では、社会福祉士の思考特性を垣間見ることができる。例えば、「後見人等が法律行為の代理をするにつき本人の意思確認を行うこと」では、弁護士、司法書士など法律職に比べて、社会福祉士では「常に本人に確認するようにしている」の回答が一番多く、日頃から本人の意思確認に配慮していることが示された。また、訪問販売による権利侵害事例への対応についても、法律職に比べて社会福祉士は「本人がどうして買いたいのか、良く本人と話し合う」という回答が高く、「販売員とまた会いたいという本人の動機について、理由を本人と話し合い、他の方法があれば決定が変わるのかを確認する」の割合が高く、「特に必要ないから買わないように本人を説得する」の割合は低かった。

---

<sup>22</sup> 日本弁護士連合会 第58回人権擁護大会シンポジウム第2分科会基調報告書 2015年10月 P27-P31

この結果からも、社会福祉士は成年後見活動に際して、社会福祉士の倫理綱領と行動規範に依拠する専門性を発揮していると言える。すなわち、利用者との関係を第一に置き、「利用者の利益の最優先」「自らの先入観や偏見を排し利用者があるがままに受容する」「利用者に必要な情報を適切な方法・わかりやすい表現を用いて提供し、利用者の意思を確認する」「利用者の自己決定を尊重し、利用者がその権利を十分に理解し、活用していただけるように援助する」「意思決定能力の不十分な利用者に対して、常に最善の方法を用いて利益と権利を擁護する」等の倫理基準の順守である。

意思決定支援に配慮した成年後見活動においては、社会福祉士が持つソーシャルワークの基本的な視点に基づく支援手法を率先して活用し、推進する役割が課せられている。第一に本人との信頼関係の構築をベースにして、個々の場面における支援を通じて本人をエンパワメントしていく活動、第二に関係機関とネットワークを作り、本人が参加するケース会議等で意思決定支援のあり方を体現していく活動である。そのためには、前述1(2)で述べた通り、ツールを活用する上での課題について、社会福祉士が率先して取り組まなければならない。また前述1(1)で述べたように、意思決定支援の実践に向けたツールの活用を推し進める役割を担わなければならない。社会福祉士には、地域における権利擁護の推進者としての活動が期待されており、その要請に応えることが使命である。

#### 4 結びにかえて

オレンジプランにおいて、「意思決定支援の在り方」については議論が始まったばかりであり、政策的課題も明確になっていない。本研究におけるツールが意思決定支援に配慮した成年後見制度活用の具体的なイメージを提案することに寄与し、意思決定支援の施策化の議論の一助となることを望む。また、市民後見人の活動のサポートや、都道府県や市町村担当者、関係機関職員等の研修等でツールが活用されることを期待したい。

成年後見制度が真に高齢者・障害者の権利擁護の核となる制度として機能するためには、障害者権利条約第12条が提起する「本人中心主義」「意思決定支援」に配慮した成年後見活動の枠組みを前提に、第19条が提起する社会的包摂の理念を具現化することが求められる。判断能力が不十分な人が「地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置」として意思決定支援に配慮した成年後見制度のあり方が議論され、地域における権利擁護の推進と広く国民の権利擁護意識の醸成に本研究が役立つことを願う。

## 参考文献一覧

社会保障審議会障害者部会「障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について」,平成 27 年 10 月

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000096733.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000096733.pdf)

社会保障審議会障害者部会「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」,平成 27 年 12 月

[http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000106993.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000106993.pdf)

障害者政策委員会「議論の整理～第 3 次障害者基本計画の実施状況を踏まえた課題～」,平成 27 年 9 月

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/k\\_26/pdf/s1-4.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_26/pdf/s1-4.pdf)

「障害者の権利に関する条約第 1 回日本政府報告（案）（日本語仮訳）」,障害者政策委員会会議資料,平成 27 年 12 月

[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku\\_iinkai/k\\_26/pdf/s2\\_1.pdf](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_26/pdf/s2_1.pdf)

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート『これからの後見人の行動指針ーよりよい後見事務のみちしるべ』,日本加除出版株式会社 平成 27 年 5 月

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート意思能力調査委員会準備室『『生活環境調査報告書』ご利用の手引き』,2004 年 10 月

公益社団法人日本発達障害連盟 厚生労働省平成 26 年度障害者総合福祉推進事業「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究」,平成 27 年 3 月

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000099358.pdf>

公益社団法人日本社会福祉士会「生活支援アセスメントシート」,2014 年 5 月

[http://www.jacsw.or.jp/15\\_TopLinks/seikatsu\\_konkyu/files/assessment/01.pdf](http://www.jacsw.or.jp/15_TopLinks/seikatsu_konkyu/files/assessment/01.pdf)

実践的 SDM 開発プロジェクトチーム「All About Me（すべて私のためにみんながいる）支援付き意思決定・意思決定支援（SDM）実践モデル講演会」,平成 27 年 12 月 14 日講演会資料

日本弁護士連合会「第 58 回人権擁護大会シンポジウム第 2 分科会基調報告書 『成年後見制度』から『意思決定支援制度』へ～認知症や障害のある人の自己決定権の実現を目指して～」,2015 年 10 月

日本弁護士連合会「総合的な意思決定支援に関する制度整備を求める宣言」,2015 年 10 月

[http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil\\_liberties/year/2015/2015\\_1.html](http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2015/2015_1.html)

北川清一他『社会福祉の支援活動 ソーシャルワーク入門』,ミネルヴァ書房,2008 年,第 8 章(金田知子)

上山泰「障害者権利条約の国際モニタリングにみる成年後見制度の評価」週刊社会保障 2851 号,2015 年

上山泰「現行成年後見制度と障がいのある人の権利に関する条約 12 条の整合性」菅富美枝編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』,法政大学出版社,2013

川島聡「障害者権利条約 12 条解釈に関する一考察」実践成年後見 51 号,2014 年

渡辺晴子「ソーシャルサポートネットワークづくり」日本地域福祉学会編『新版 地域福祉辞典』中央法規出版

河野聖夫「ソーシャルサポート・ネットワークの分析（マップ）と役割分析図」,神奈川県主任介護支援専門員研修 事例研究事例検討指導方法資料

柴田洋弥「意思決定支援と法定代理制度の考察（障害者権利委員会一般意見書に適合する成年後見制度改革試論）」,2015 年 10 月

菅富美枝「「意思決定支援」の観点からみた成年後見制度の再考」菅富美枝編『成年後見制度の新たなグランド・デザイン』,法政大学出版社,2013 年

菅富美枝『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理』,ミネルヴァ書房,2010 年

名川勝「日本成年後見法学会 障害者権利条約と成年後見制度に関する連続研究会第 5 回」配付資料,2015 年 2 月 7 日開催

西原留美子「Mental Capacity Act2005 におけるベスト・インタレスト決定過程—わが国の成年後見活動への活用の可能性—」『東海大学健康科学部紀要』,第 19 号

西原留美子「成年後見活動における「ベスト・インタレスト」判断過程の可視化の検討—「障害者の権利に関する条約」第 12 条の論点整理をふまえて—」『東海大学健康科学部紀要』,第 21 号,2016 年

フォルカー・リップ（新井誠訳）「支援および成年者保護」『成年後見法研究』,13 号,2016 年

宮本秀晃「特集 支援の新たな流れをよむ～第 3 回成年後見法世界会議から～人権はどこから始まるか」『実践成年後見』,No.53,民事法研究会,2014 年

山口理恵子「成年後見制度における意思決定支援の理念を基盤にしたガイドラインの検討—イギリス 2005 年意思決定能力法と社会福祉士後見人による実践事例を中心に—」『社会福祉学』,Vol156-2号,通巻114号,2015年

渡部律子「ソーシャルサポート理論の応用」『「高齢者援助における相談面接の理論と実際第 2 版」,医歯薬出版株式会社,2011 年

Where Human Rights Begin:Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities

Jane Gildersleeve, Simon Azavedo, Joan Kakascik

3<sup>rd</sup> World Congress on Adult Guardianship May 30,2014 Arlington, Virginia USA

Best Interests Decision-Making: Guidance for Staff: May 2008 by The Royal Borough of Kensington and Chelsea 2008 年

ロンドンのケンジントン・チェルシー区独自の「ベストインタレスト意思決定」の職員用ガイド  
ンス

Independent Mental Capacity Advocate involvement in accommodation decisions and care  
reviews: December 2010 by Social Care institute for Excellence (Written by David Thomson)  
SCIE (ソーシャルワークの研究機関) と成人社会福祉部長協会により出版された居住決定とケア  
検討に IMCA が依頼される場合の実際的なガイダンス 2010 年



## 卷末資料



# 全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料①

(一部抜粋)

平成 27 年 3 月 2 日 (月) ・ 3 日 (火)

## 厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可  
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。



認知症・虐待防止  
対策推進室関係



## ○ 認知症施策について

### (1) 「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」

我が国では、高齢者の4人に1人が認知症又はその予備群と言われており、認知症は、今や誰もが関わる可能性のある身近な病気となっている。世界各国でも認知症の方は増加しており、その対応は世界共通の課題である。

昨年11月に行われた認知症サミット日本後継イベントでは、安倍総理大臣から塩崎厚生労働大臣に対して、認知症施策を加速させるための新たな戦略の策定について指示があり、これを受けて、厚生労働省では、本年1月27日に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」（以下「総合戦略」という。）を関係省庁と共同して策定した。その策定に当たっては、認知症の人やその家族をはじめとした様々な関係者から幅広く意見を聴いたところである。また、策定・公表に当たって、認知症施策推進関係閣僚会合が開催され、総合戦略に基づき、関係省庁が一丸となって認知症施策に取り組んでいくことが確認された。

総合戦略は、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（平成37）年を目指し、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会を実現すべく、以下の7つの柱に沿って、認知症施策を総合的に推進していくもので、2017（平成29）年度末等を当面の目標年度として、施策ごとの具体的な数値目標などを定めている。

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

総合戦略に基づき平成27年度に都道府県・市町村に実施していただく予定の主な認知症施策は、以下のとおりとなっている。これらの施策は、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なくサービスが提供されるよう、早期診断・早期対応を軸とし、行動・心理症状（BPSD）や身体合併症等が見られた場合にも、医療機関・介護施設等での対応が固定化されないように、退院・退所後もそのときの容態にもっともふさわしい場所で適切なサービスが提供される循環型の仕組みを構築する上で極めて重要なものである。これらの施策は、平成27年度からの第6期介護保険事業（支援）計画に関する基本的な指針案において、既に各都道府県及び各市町村に対し、第6期介護保険事業（支援）計画の中でその具体的な計画を定めるよう依頼しているものであることから、同計画に沿って、これらの施策の着実な実施と管内市町村・関係機関への周知・支援をお願いしたい。

（参考）総合戦略と主な認知症施策との関係（厚生労働分野）（※）は老健局以外の施策

認知症施策推進総合戦略 （新オレンジプラン）			主な認知症施策	
			施策名	実施主体
第2-1	普及啓発	認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成事業	都道府県 市町村
第2-2	医療・介護サービス等の提供	認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供	医療保険制度等（※）、介護保険制度	都道府県 市町村
		発症予防の推進	地域の実情に応じた取組を推進	市町村
		早期診断・早期対応のための体制整備	かかりつけ医等の対応力向上研修、認知症サポート医の養成研修事業	都道府県
			薬局、薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業（※）	都道府県
			認知症疾患医療センター運営事業	都道府県 政令市
		行動・心理症状や身体合併症等への適切な対応	退院支援・地域地域連携クリティカルパスの作成・普及	都道府県 市町村
一般病院勤務の医療従事者に対する認知症対応力向上研修事業	都道府県			

認知症施策推進総合戦略 (新オレンジプラン)			主な認知症施策	
			施策名	実施主体
第2-2	医療・介護サービス等の提供	認知症の人の生活を支える介護の提供	介護サービス基盤の整備	都道府県 市町村
			認知症介護実践者研修・認知症介護実践リーダー研修の実施及び認知症介護指導者養成研修への推薦	都道府県 政令市 <市町村>
		医療・介護等の有機的な連携の推進	認知症ケアパスの作成・普及	市町村
			認知症地域支援・ケア向上推進事業(推進員の資質向上の取組)	市町村 (都道府県)
第2-3	若年性認知症施策の強化		若年性認知症施策総合推進事業	都道府県
第2-4	認知症の人の介護者の負担軽減	認知症カフェ等の設置の促進	認知症地域支援・ケア向上推進事業	市町村
第2-5	生活の支援(ソフト面)	家事支援、配食支援、外出支援、買物弱者への支援	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター養成研修)	市町村 (都道府県)
		地域における交流の場(サロン等)の設置を推進		
	生活しやすい環境の整備(ハード面)	高齢者が生活しやすい住まいの確保	認知症グループホームの整備等	都道府県 市町村
	就労・社会参加支援	社会参加支援	高齢者生きがい活動促進事業	市町村
		若年性認知症の人の就労・社会参加支援	就労移行支援、就労継続支援(障害者総合支援法)(※)	市町村
	安全確保	地域での見守り体制の整備	生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター養成研修)	市町村 (都道府県)
			認知症高齢者見守り事業<地域支援事業>	市町村
		権利擁護	成年後見制度利用支援事業<地域支援事業>	市町村
			権利擁護人材育成事業	都道府県 <市町村>
		虐待防止	高齢者虐待防止法による対応	市町村 都道府県
高齢者権利擁護等推進事業			都道府県	

#### (10) 認知症高齢者等の権利擁護について

高齢化に伴い、認知症高齢者や一人暮らし高齢者が増加していくことを踏まえると、認知症高齢者等がその判断能力に応じて、成年後見制度やその他の必要な援助を受けながら、日常生活を過ごすことができる体制を整備することが、認知症高齢者等の権利擁護の観点からも重要であり、また、虐待防止の観点からも有効である。

このため、各都道府県は、成年後見制度の周知と市町村長による申立がより一層活用されるよう市町村に対して助言を行うほか、弁護士などの専門職による後見人だけでなく、それ以外の市民を含めた後見活動とその他の日常生活上の援助を行う人材の養成、資質を向上させるための支援体制が確保されるよう努めるとともに、管内市町村に対し、その取組を促すことが重要となる。

平成27年度予算案では、地域医療介護総合確保基金において、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援からその利用に至るまでの支援までが切れ目なく、一体的に確保されるよう、都道府県事業として、「権利擁護人材育成事業」を新たに創設したところであるが、その趣旨は以下のとおりであり、管内市町村と連携し

ながら、本事業の円滑な実施をお願いしたい。

- ① 老人福祉法に基づき、市町村は後見等の審判の申立て、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るための研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦等を行い、都道府県はこれらに関し市町村への助言等を行う役割分担となっている。
- ② これまで市町村に対する補助事業として市民後見推進事業を実施し、市民後見人の養成やその活動の支援体制の整備を推進してきたところであるが、実施市町村は一部の地域に留まっている状況にある。今般、消費税財源を活用して都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金の対象事業としたことで、今後、取組を全国的に拡大していくための安定的な財政基盤を確保したところである。
- ③ 地域医療介護総合確保基金の対象事業となることで、本事業は都道府県事業となるが、老人福祉法に基づく市町村と都道府県の役割分担に何ら変わりはない。これまで市民後見推進事業を活用してきた市町村やこれから同様の事業を行うことを計画していた市町村には、都道府県から本事業の実施の委託又は助成を受けて、住民にとってもっとも身近で基礎的な自治体である市町村単位で取組を行っていただくことを想定しているものである。
- ④ 一方で、都道府県は市町村への助言等の役割を担っていただくことから、今回の地域医療介護総合確保基金の活用を契機として、これまで先進的に取り組んできた市町村には引き続き事業を実施してもらい、未だに取組が進んでいない市町村には新たな事業実施を促し、単独の市町村では対応が困難と思われる市町村には、複数自治体の連携による広域的な実施や都道府県による後方支援を受けた形での事業実施を促すなどして、管内のすべての地域で権利擁護人材の養成とその活動の支援が行われるよう、御配意願いたい。
- ⑤ また、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるためには、認知症の人が成年後見制度の利用にいたる前から、切れ目のない権利擁護の支援体制が構築されていることが重要である。地域の実情に応じて、各都道府県・指定都市社会福祉協議会において実施されている日常生活自立支援事業と連携して事業を実施するなどして、市民

後見人だけでなく生活支援員も一体的に養成することなどが考えられる。

また、利用者による費用負担が困難なこと等から成年後見制度の利用ができないといった事態を防ぐため、地域支援事業において成年後見制度利用支援事業を位置づけているので、事業実施について積極的に取り組んでいただくよう、管内市町村に周知願いたい。

# 10 権利擁護人材育成事業の概要

○ 今後、高齢化に伴い認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等がその判断能力に応じて必要な介護や生活支援サービスを受けながら日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が、切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護に関する人材の育成を総合的に推進する「権利擁護人材育成事業」を創設し、新たな基金に位置づけることとする。

【実施主体：本事業を適切に実施できる者】 ※ 業務の一部委託も可能。

【都道府県】



委託  
(助成)

(新基金)



※ 枠内が補助対象

## 〈権利擁護人材の養成研修〉

- 市民後見人等の養成研修の実施

## 〈権利擁護人材の資質向上のための支援体制〉

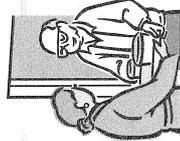
- 家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言指導を行うなど権利擁護活動を安定的かつ適正に実施するための支援体制を構築することにより、市民後見人等の資質向上を継続的にフォローアップする。
- 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等との連絡会議の開催など専門職との連携体制を構築することにより、専門職からのバックアップを通じた事案解決能力の向上を図る。

【権利擁護人材に関する総合的な育成】



## これらの取組を通じて、権利擁護人材の育成を推進

【生活支援員】



介護保険サービス等の利用援助

日常生活上の金銭管理等の支援

身上監護に関する法律行為の支援

財産管理に関する法律行為の支援

【市民後見人(成年後見制度)】



判断能力の変化に応じた、切れ目のない、一体的な支援の確保

判断能力が不十分



判断能力を喪失

【利用料収入・後見報酬で実施】



都道府県・指定都市  
認知症施策担当者会議資料  
(一部抜粋)

平成27年10月13日(火)

厚生労働省老健局総務課  
認知症施策推進室



### 3. 成年後見制度等について

#### (1) 権利擁護人材育成事業の活用について

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援からその利用に至るまでの支援までが切れ目なく、一体的に確保されるよう、平成27年度から地域医療介護総合確保基金において「権利擁護人材育成事業」を創設し、平成27年3月の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において積極的な活用を依頼したところである。

(別紙1)

これまで市町村に対する補助事業として「市民後見推進事業」を、都道府県に対する補助事業として「都道府県市民後見人育成事業」をそれぞれ実施し、市民後見人の養成やその活動の支援体制の整備を推進してきたところであるが、実施市町村は一部の地域に留まっている状況にある。

老人福祉法に基づき、市町村は後見等の審判の申立て、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るための研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦等を行い、都道府県はこれらに関し市町村への助言等を行う役割分担となっている。

各都道府県におかれては、未だに取組が進んでいない市町村には新たな事業実施を促し、単独の市町村では対応が困難と思われる市町村には、複数自治体の連携による広域的な実施や都道府県による後方支援を受けた形での事業実施を促すなどして、管内のすべての地域で権利擁護人材の養成とその活動の支援が行われるよう、地域の実情を踏まえ、管内市町村と連携しながら、本事業の円滑な実施を重ねてお願いしたい。

(取組例：神奈川県・別冊資料3、島根県・別紙2)

なお、成年後見制度の担い手として期待されている市民後見人の活用が必ずしも十分に進んでいない実態があることから、市民後見人の育成及び活用をより促進するため、平成28年度概算要求において、家庭裁判所（支部・出張所を含む。）の設置範囲等において、広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会（市民後見人広域連携推進協議会）を設置し、権利擁護人材育成事業の共同設置や市民後見人の活用に向けた協議を行うことにより、市町村の後見等に対する体制の整備が可能となるよう、新規事業として市民後見人育成・活用推進事業を要求しているところである。

平成27年3月2日・3日 全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料から抜粋  
(10) 認知症高齢者等の権利擁護について

(略)

平成27年度予算案では、地域医療介護総合確保基金において、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援からその利用に至るまでの支援までが切れ目なく、一体的に確保されるよう、都道府県事業として、「権利擁護人材育成事業」を新たに創設したところであるが、その趣旨は以下のとおりであり、管内市町村と連携しながら、本事業の円滑な実施をお願いしたい。

① 老人福祉法に基づき、市町村は後見等の審判の申立て、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用を図るための研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦等を行い、都道府県はこれらに関し市町村への助言等を行う役割分担となっている。

② これまで市町村に対する補助事業として市民後見推進事業を実施し、市民後見人の養成やその活動の支援体制の整備を推進してきたところであるが、実施市町村は一部の地域に留まっている状況にある。今般、消費税財源を活用して都道府県に設置する地域医療介護総合確保基金の対象事業としたことで、今後、取組を全国的に拡大していくための安定的な財政基盤を確保したところである。

③ 地域医療介護総合確保基金の対象事業となることで、本事業は都道府県事業となるが、老人福祉法に基づく市町村と都道府県の役割分担に何ら変わりはない。これまで市民後見推進事業を活用してきた市町村やこれから同様の事業を行うことを計画していた市町村には、都道府県から本事業の実施の委託又は助成を受けて、住民にとっても身近で基礎的な自治体である市町村単位で取組を行っていただくことを想定しているものである。

④ 一方で、都道府県は市町村への助言等の役割を担っていただくことから、今回の地域医療介護総合確保基金の活用を契機として、これまで先進的に取り組んできた市町村には引き続き事業を実施してもらい、未だに取組が進んでいない市町村には新たな事業実施を促し、単独の市町村では対応が困難と思われる市町村には、複数自治体の連携による広域的な実施や都道府県による後方支援を受けた形での事業実施を促すなどして、管内のすべての地域で権利擁護人材の養成とその活動の支援が行われるよう、御配慮願いたい。

⑤ また、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるためには、認知症の人が成年後見制度の利用にいたる前から、切れ目のない権利擁護の支援体制が構築されていることが重要である。地域の実情に応じて、各都道府県・指定都市社会福祉協議会において実施されている日常生活自立支援事業と連携して事業を実施するなどして、市民後見人だけでなく生活支援員も一体的に養成することなどが考えられる。

(以下略)

# 全国介護保険・高齢者保健福祉 担当課長会議資料（一部抜粋）

平成 28 年 3 月 7 日（月）

## 厚生労働省老健局

- 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可  
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料[Aランク]のみを用いて作製しています。



## 8. 認知症高齢者等の権利擁護に関する施策の強化について

認知症の方の権利擁護については、今年度より都道府県に設置した消費税増収分を活用した地域医療介護総合確保基金等において、市民後見人等の権利擁護人材の養成研修を実施するとともに、権利擁護人材の資質向上のための継続的なフォローアップや専門職からのバックアップがなされる支援体制の構築を推進していただいているところである。

また、平成 28 年度予算案において、例えば家庭裁判所の管轄単位として広域的に関係機関が連携する協議会を設置し、必要な情報の共有や市民後見人の共同育成を図る事業として市民後見人育成・活用推進事業を新規に計上している。各都道府県においては管内市町村に対し、認知症高齢者等の権利擁護について、なお一層の強化を図られるよう、本事業の積極的な活用を周知いただきたい。

複数の市町村による共同の実施については上記の事業の活用のほか、総務省が主導で実施している「連携中枢都市圏構想」による取組がある。「連携中枢都市圏構想」は、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点（「連携中枢都市圏」）を形成することを目的として、地方自治法を改正し、平成 26 年度から開始した取組である。

連携中枢都市圏は、①指定都市や中核市などが連携中枢都市を宣言し、②近隣の市町村と連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、③連携中枢都市圏ビジョンを策定することを要件としており、要件が満たされた場合には連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、普通交付税及び特別交付税の対象となり得るものである。特に指定都市や中核市に積極的な活用を検討いただくとともに、都道府県においても管内の核となる都市をはじめ周知されたい。

本構想や取組の事例については参考資料を掲載しており、その1つとして、成年後見制度の相談支援、普及啓発、市民後見人の養成研修等を実施するために「成年後見支援センター」を設置・運営し、周辺の住民等も対象に、共同利用の形で相談業務等を実施している圏域があるので、取組の参考とされたい。



## 委員名簿

所属は 2016 年 3 月 31 日現在（敬称略）

### 【権利擁護人材育成事業に関する研究委員会】

委員長	山崎 智美	社会福祉士：本会副会長
委員	浅沼 尚子	精神保健福祉士：日本精神保健福祉士協会クローバー委員 (鎌倉福祉士事務所・長楽庵)
委員	今井 昭二	社会福祉士：京都社会福祉士会 (京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター職員)
委員	小賀野 晶一	中央大学法学部教授
委員	小野 真由美	社会福祉士：神奈川県社会福祉士会 (神奈川県社会福祉協議会権利擁護推進部)
委員	鹿嶋 隆志	社会福祉士：本会担当理事
委員	濟木 昭宏	弁護士：日弁連高齢者・障害者権利支援センター (法律事務所シリウス)
委員	坪田 真起子	大阪府社会福祉協議会大阪後見支援センター所長
委員	三村 仁志	社会福祉士：長野県社会福祉士会 (権利擁護センターぱあとなあながのセンター長)
オブザーバー	厚生労働省老健局高齢者支援課 (2015 年 9 月まで)	
	同	総務課認知症施策推進室 (2015 年 10 月から)
オブザーバー	最高裁判所事務総局家庭局	
調査委託	株式会社ピュアスピリッツ	

### 【意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定委員会】

委員長	山崎 智美	社会福祉士：本会副会長
委員	大輪 典子	社会福祉士：東京社会福祉士会 (スペース・輪)
委員	上山 泰	新潟大学法学部教授
委員	田邊 寿	社会福祉士：三重県社会福祉士会 (伊賀市社会福祉協議会)
委員	西原 留美子	社会福祉士：神奈川県社会福祉士会 (東海大学健康科学部社会福祉学科)
委員	星野 美子	社会福祉士：東京社会福祉士会 (TRY 星野社会福祉士事務所)
(研究協力)	河野 聖夫	新潟医療福祉大学

【事務局】 小幡 秀夫 日本社会福祉士会

## 報告書の執筆について

第 I 部	権利擁護人材育成事業に関する研究委員会
第 II 部	第 1 章 意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定委員会
	第 2 章 上山 泰
	第 3 章 大輪 典子 西原 留美子 (執筆協力) 河野 聖夫
	第 4 章 大輪 典子 田邊 寿 星野 美子
	第 5 章 意思決定支援に配慮した成年後見制度活用のための手引き策定委員会



平成27年度老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）

**権利擁護人材育成・活用のための都道府県の役割と事業化に関する  
調査研究報告書**

2016年3月

公益社団法人日本社会福祉士会  
〒160-0004 新宿区四谷1-13 カタオカビル2F  
TEL:03-3355-6541 FAX:03-3355-6543 Email:info@jacsw.or.jp